別 冊 2

事務事業現況調書

相模原市・津久井町・城山町・相模湖町・藤野町

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

事務事業現況調書 目次

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて(Cランク)その1

企画部会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			1
総務部会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	5
財務部会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	6
保健福祉部会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9	8
市民部会	•		•	•							•		•		•	•	•	•	3	4	5

各種事務事業の取扱いについて (Cランク)その1

企 画 部 会

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	中長期経営ビジョン策定事	業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	なし				
歳出予算額(平成16年度)	1,400千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【(版称)都市経営ビジョン策定のねらい】 社会的背景気の低迷と少子高齢化の 進行による収入滅と支出増がもたらす財政状況の悪化 社会の成熟化に伴う市民ニーズの多様化・ 地方の改革においてはNPM(ニュー・ バブリック・マネジメントの考えによるで、 関与の強率においてはNPM(ニュー・ バブリック・マネジメントの考えによるで、 関与のは小化目的 将来の向力とでは全な財政を維持し、との都市経営ビジョンで、 にわたって健全な財政を維持し、とので、 とすの確立とを策定する。 【概要】 位置付け 総合計のは、ともに、 をはいるでは、 をはいるでは、 をでは、 をでは、 をでは、 でのは、 に相関助的に掲げる基本構想に基づく施経営が とがする。 「概要】 位置付け 総合計のは、 の確立と年度策定)の基本構想に基づく施経営が でで、 が、 が、 が、 でのは、 ののは、 においては、 でのは、 にないまかで、 を理する。 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 には、 でのなが、 でのでは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのなが、 でのでは、 でのなが、 でのでは、 でのなが、 でいるが、	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名						
	各種事務事業の取扱い		企画部会						
事務事業番号	事務事業名		協議ランク						
6	中長期経営ビジョン策定事	業	A協議会 B幹事会 C専門部会						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
1333431311	について、市への提言を行うとともに、地域タウンミーティングの開催や市民アンケート調査を通じて、より多くの市民の意見を聴きながら、(仮称)さがみはら都市経営ビジョンを策定する。また、庁内においては、関係部長等で構成される経営戦略会議を設置し、経営ビジョンとアクションブランを検討する。								

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	民間活力導入促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
,	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1,600千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
	目的	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名						
29	各種事務事業の取扱い		企画部会						
事務事業番号	事務事業名		協議ランク						
11	ふるさと創生事業		A協議会 B幹事会 C専門部会						
11		151		I 1514115-5	T ++				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	企画政策課	政策秘書課 城山町ふるさと創生事業基金の設置、管理及び処・ 分に関する条例	企画政策室 津久井町ふるさと文化振興基金条例	企画財政課	まちづくり課				
根拠法令等									
歳出予算額(平成16年度)		135千円	90,611千円						
歳入予算額(平成16年度)		135千円	84,404千円						
【事務事業の内容】	該当なし	【目的】 市町村が自主的・主体的に実施する地域づくり 市町村が自主的・主体的に実施する地域づくり の取組みを支援するために創設された「自ら考 え自ら行う地域づくり」事業(ふるさと創生1億円事業)により交付税措置された1億円を原資と 実施する。 【内容】 平成元年に「城山町ふるさと創生事業基金」を 認置して積み立てている。 平成3年に「ふるさと創生1億円事業選考委員会、等により、その活用方策を検討し、基金の円の健康と子供たちの健かな成長を願い、シンボルとなるプロンズの母子象を設置した。 事業費 12,669千円 平成15年度末基金現在高 134,344千円 平成16年度末残高見込 134,479千円	【目的】 国の「ふるさと創生事業」の創設に伴い、 活力と魅力ある地域文化の振興を図るために 「ふるさと文化振興基金」を設置し、 次の事業を選定対象として実施する。 人材の育成 地域・国際交流 伝統文化の育成・継承 地域おこし 【内容】 基金を原資として種々の事業を所管課にて展開 平成16年度事業 2,225千円 ・四学を高める事業 3,231千円 ・津久井城址城山のイメージを高める事業 3,977千円 ・郷土の偉人尾崎咢堂に学ぶ事業 2,270千円 ・6階の里づくり事業 1,200千円 ・町史編さん事業 19,506千円 他4事業	該当なし	該当なし				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名						
29	各種事務事業の取扱い		企画部会						
事務事業番号	事務事業名		協議ランク						
12	市町村合併を除く広域行政	に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会						
12		l		T .=					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	企画政策課	政策秘書課・(広域)	企画政策室	合併推進課	企画課				
根拠法令等		津久并地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約				
歳出予算額(平成16年度)	43千円	0千円	0千円	0千円	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 市民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加合体と連携し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。 【内容】 津久井地域とは、1市4町で首長懇談会を毎年1回開催し、津、2井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施してきた。 町田市とは、設高齢を会を毎年1回開催し、図書館、宿泊健康診会を毎年1回開催し、図書館、宿泊健康診会を毎年1回開催、図書館、宿泊健康診会を毎年1回開催、の割開、対の提健康診会の相互対に、近路、交通問題への対応、災害時における相互応援、大学と地域の連携方策の調査研究などに、近路、公道問題への対応、災害時における相互応援、大学と地域の連携方策の調査研究などにあり組んできた。	【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連接し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。 【内容】 1市4町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津入井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施している。 津久井郡町では、昭和4世に広域市町村圏を設定し、圏24町の書類や相違も踏まえながら、広域の事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。	【目的】 可民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡 大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応する ために、近隣自治体と連携し、相戸に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。 【内容】 相模原市及び郡3町とは、1市4町で首長懇談会を毎年11回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館等の相互利用、職員交流などを実施してきた。 津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相適も踏まえながら、広域の事業や主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。	【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できるいにニーズや球側の増加しています。これ互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。 【内容】 (1市4町では、首長懇談会を毎年館の相互利用、職員交流な井郡域道路の取り組みや20番音館の相互利用の事業では一次大部域道路の取り組みや20番号に広域市町1なが1乗りの事業では一次大学では1年の事業では1年の事業では1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1	【目的】 一次の多様化や日常生活圏の拡大により、1の自治体だけでは対応できない対応できない対応できない対応でするために対応でするために対応するために対応するために対応するために対応するために対応するために対応するために対応するために対応するをは、注意を担定した。 「内容町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津久井眞交流などを東46年に広域市面が関係を担定し、連次井道の物質では、配場各町の特質や相違も路まながら、広外井地域広域市町村圏を設定し、海外井、ボールは大田では、1年子中・相模湖町と利用・大田では、1年子中・相模湖町と利用・大田では、1年子中・相模湖町と利用・大田では、1年子・市・相模湖町と利用を行っては、2年子・市・相模湖町と利用を行っては、2年子・市・相模湖町と利用を行っては、2年子・市・相模湖町と利用を行っては、1年子・市・相模湖町を利用を行っては、1年子・市・相模湖町を利用を行っては、1年子・市・相模湖町を利用を行っては、1年子・市・相模湖町を利用を行っては、1年子・市・相模湖町を利用を行っては、1年子・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	市町村合併を除く広域行政	に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	THIXMIP	78417		THIXMIT	かは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
14	パブリックコメントの実施		A協議会	B幹事会 C専門部会		
14			AI励武云	D针争云 O号门叩云	T	<u> </u>
	相模原市	城山町		津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室		企画財政課	企画課
	相模原市パブリック・コメント手続実施要綱	城山町パブリック・コメント手続条例・				
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	0.7.11	o.T.M				
		0千円				
歳入予算額(平成16年度) 【事務事業の内容】	0千円 【目的】	0千円 【目的】	該当なし		該当なし	該当なし
	市の政策等の策定にあたって、幅広い市民の意 見を反映するため、政策等の策定に通市住民への意明性、公正性を確保するとともに会します。 【内容】 1 実施機関 市市長・教育委員会、選挙管理委員会を経済を受ける。 資金支援を受ける。 【内容】 2 対象を受ける。 【内容】 3 バブリッチ・カード・カード・ファイン・大切で、 1 ・市内に動称する者・市内の意見等・市内に動称する者・市内の意見等・市内に動称する者・市内の意見等・市内に動称する名を関係では、 1 ・市のに動称である。 2 ・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール	町の政策等の形成過程における公正性の確保と 透明性の向上を図り、町の町民に対する説は参画 を促進し、もっことを図り、町の町政への積極的な参画 を促進し、もっことを目的とする。 【内容】 1 実施機力				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名					
	各種事務事業の取扱い		企画部会					
事務事業番号	事務事業名		協議ランク					
6	東京事務所の運営		A協議会 B幹事会 C専門部会					
0		L# L mT		101#N8m7	++ m2 m7			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町			
担当課名	東京事務所	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	総務課			
担地社会等								
根拠法令等								
歳出予算額(平成16年度)	8,567千円							
歳入予算額(平成16年度)	0千円							
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
	各省庁その他諸機関等との連絡調整等を図る。							
	【内容】 ・ 各省庁その他諸機関等との連絡調整に関する							
	こと							
	・ 市政に関連のある情報及び資料の収集に関すること							
	・ 本市施策の紹介、宣伝等に関すること							
	・ その他特命事項に関すること							
	1							

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	パートナーシップ推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	숲	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	さがみはらパートナーシップ推進指針				
歳出予算額(平成16年度)	5,162千円				0千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
【事務事業の内容】	【目的】「さがみはらパートナーシップ推進指針」に基づき、市民相互が協力、連携、補完しあってパートナーシップを構築することにより、個人や団体、NPO、企業、行政など、「みんなで担う市民社会」を実現する。 【内容】 1 ・市民シンポジウムの開催市制50周年を記念し、市民シンポジウム及び市長夕党シェーティングを実施する。 【専業費】1,606千円 2 ・市民参加推進事業市民参加手法検討会の設置「さがみはら市民委員会」の設置に向け、あり方などを市民を交えて検討する。 (事業費)280千円パートナーシップモデル事業26事業の推進を専門家の助言を得て支援する。 (事業費)平成15年度1,200千円第一下、日民活動推進事業パートナーシップ事業支援市民団体が他の団体と連携して行う公益的な事業に要する経費の一部を助成する。 (事業費)1200千円パーナーシップ人材育成NPの調座の開催など(事業費)100千円の推進を開催など(事業費)100千円の指等を推進する。 (事業費)100千円	該当なし	該当なし	該当なし	【事業名】 特定非営利活動促進法(NPO)の推進事業 【事業概要】 ボランティア活動をはじめとする町民の自由な社会貢献活動を行う団体に対して、活動の健全な発展を図っていく。 具体的には、主に情報提供、アドバイスを行っている。 現在、藤野町内で二つのNPO法人が設立されている。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名						
29	各種事務事業の取扱い		企画部会						
	事務事業名		協議ランク						
		しわいり、笠田宮尚東光	A協議会 B幹事会 C専門部会						
7	さがみはら市民活動サポー	トピノダー官珪連呂事業	A協議会 B軒事会 C等门部会						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課				
	さがみはら市民活動サポートセンターの設置等に・ 関する規程								
担地法人签									
根拠法令等									
歳出予算額(平成16年度)	18.514千円								
	0千円								
【事務事業の内容】	【設置の目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし				
	社会福祉や環境保全など、さまざまな分野で行われている市民の自主的・非営利の社会に貢献する								
	活動を支援する。								
	【概要】								
	平成14年10月設置 所在地								
	相模原市富士見6-6-23けやき会館3階								
	施設内容 交流サロン、会議室、作業コーナー								
	開館時間 午前9時~午後10時								
	(12月29日から1月3日、定期点検日、定期清掃日 は休館)								
	運営体制								
	公設民営(NPO法人さがみはら市民会議に運 営委託。委託先は公募にて決定した。)								
	事業内容 ・交流サロン・会議室など打合せ用スペースの提								
	供								
	・市民活動全般に関する相談受付 ・市民活動に関する情報の収集、ホームページ・								
	広報誌による情報提供								
	・コピー機、印刷機の提供(有料) ・ロッカー、レターケースの提供(登録団体の								
	み) ・サポートセンターフェルティバルの開催								
	利用者懇談会の開催								
	予算 平成15年度 17,059千円								
	平成16年度 18,514千円								
	平成15年度の利用状況 利用者 約14,000人								
	相談件数 約200件								
	登録利用団体 141団体								

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名						
	各種事務事業の取扱い		企画部会						
	事務事業名		協議ランク						
8	大学機能活用方策調査研究	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課				
根拠法令等									
歳出予算額(平成16年度)	1,500千円								
1327 (3)1	0千円								
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市・町田市と両市内の大学機関、NPO法人等が連携して、モデルプロジェクトの検証を通し、大学と地域の連携のあり方について研究を進める。 【内容】 1 .情報発信プロジェクト ホームページのリニューアル 平成15年度の取り組みをとおし、情報等を整理し、新たな項目の追加などにより効果的な情報 発信を行う。 紙ペースによる情報発信 年2回程度の発行(10月、3月) 2 .モデルプロジェクト 予備調査で提示された7大学16の事業を実施する。 【予算】 ・市負担金 相模原市150万円(町田市150万円)・ 文部科学省モデル事業 2,473,000円(予定)・神奈川県市町村振興協会補助金事業 595,000円(予定)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	公共用地対策の調整		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課	
根拠法令等 歳出予算額(平成16年度) 歳入予算額(平成16年度)	0千円 0千円	0千円 0千円	0千円 0千円	0千円 0千円	0千円 0千円	
【事務事業の内容】	土地活用・調整会議の運営	土地利用調整委員会の運営	土地利用調整委員会の運営	土地利用調整委員会	土地利用協議会	
	所掌事項 任未利用市有財産の活用方針の策定に関すること。 民間開発で本市の土地利用上重大な影響を及ぼす立地計画の調整に関すること。 その他本こと。 対象 任未利用市有財産は、1件1000㎡以上の土地入は1件500㎡以上の建立地計画等にあっては、1件5000㎡以上の敷地面積に該当するもの。その他、この会議で検討を特に要すると認めたもの。その他、この会議で検討を特に要すると認めたもの。その他、この会議で検討を特に要すると認めたもの。	所掌事務 土地利用に関すること。 都市計画決定・変更に関すること。 ででした。 精成会 の長 担実を要する事項に関すること。 構成会 の長 担実を要する事項に関すること。 構成会 の表 担実を要する事項に関すること。 構成会 の表 担実を要する事項に関すること。 構成会 の表 担実を要する事項に関すること。 構成会 の表 担実を要する事項に関すること。 構成会 の表 担実を要する事項に関すること。 構成会 の表 との表 の表 の	所掌事項 土地利用の基本方針に関すること。 土地利用に係る諸計画の策定及び調整に関すること。 道路、住宅及び工場その他土地利用上重要な施設の立と地利用を図るために必要な制度及びその適正な土地利用を図るために必要する事項に関すること。 その他は関すること。 構成 助役(会長) 企画政策選長 産業経済課長 環境課長 理説課長 下部組織 書記会政策室室、都市計画課、産業経済課、環境課課、環境課課、環境課課、表面政策で構成。	土砂等規則及びまちづくり条例規則の適切な運用を図る。 所掌事項については、相模湖町土地利用調整委員会設置要網による 構成(15名) ・助役 ・相模湖町課設置条例等で定める課の長 ・相模湖町課設事務局条例で定める事務局長 担当職員数 3名	土地の有限性及び公共性の認識を基に膝野町の土地利用に関する諸問題について、総合的かつ計画的に検討し、公共の傷祉を優先させ、「自然と調和した創造性豊富している。(藤野町土地利用協議会要網)所掌事項土地利用の基本方針に関すること土地利用に係る諸計画の策定に関すること住宅団地、工場その他土地利用上重要な施設の立地計画に関することをの他土地利用に関すること様様の総務部長、民生部長、統務課長、証券とは登場機能を開展、表方づくり課長、終務課長、企画課長、接受職構課長、まちづくり課長、教育総やまなみ温泉館長、上下水道課長、議会事務局長、やまなみ温泉館長	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	公有地の拡大の推進に関す	ス辻浄に関する重教	A協議会 B幹事会 C専門部会		
1	公有地の拡入の推進に関す		AI励俄云 P针事云 V중 I I라고	_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	財務課・都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律· ・	公有地の拡大の推進に関する法律・ ・ ・	公有地の拡大の推進に関する法律・	公有地の拡大の推進に関する法律・
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)		□+円 該当なし		0十円 1.公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規	0十円 1.公有地の拡大の推進に関する法律第4条
【事務事業の内容】	1 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有慣譲渡しようとする場合に行う事前届出基準市街化区域で5000㎡以上市街代調整区域で10000㎡以上都市計画施設の予定地として決定された土地等は、200㎡以上で届出が必要提出期日から200㎡以上で届出が必要提出期日から3週間以上前までに届出すること。年間受理件数:12件(H15年度) 2 公有る、売主が地方公共団体等による軍を希望する場合に行うで表示を記憶のでは、200㎡以上提出期日ではで200㎡以上提出期日なりできる場合に行う買取件数:4件(H15年度) 基準都市計画区域で200㎡以上提出期日なり。年間受理件数:4件(H15年度) 回答照件数:1件(H15年度) 回答照件数:4件(H15年度) 回答照件数:4件(H15年度) 可答案を記憶は同じがある。 その他(第4条・第5条とも)市長は同出が過知する。 その他(第4条・第5条) 可認協議を行う旨の通知があった場合は、通知があった日と)できない。 担当職員数 2名	下では、第4、5条の届出は、経由事務のみを実施しています。 【平成15年度経由実績】 第4条 なし 第5条 なし 第 3名 (兼務)	1 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する。売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出基準都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要(都市計画区域外は、200㎡以上)と担期を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。年間受理件数:2件(H15年度) 2 公有る、売主が地方公共団体等による土地の資取を希望する場合に行う買取中出基準都市計画区域で100㎡以上(都市計画区域外は200㎡以上)と出期日なし。年間受理件数:0件(H15年度) 基準都市計画区域で100㎡以上(都市計画区域外は200㎡以上) 提出期日なし。年間受理件数:0件(H15年度) 当町においては届書の経由事務となる。その他、買取希望の有無について県知事に申出書を送付。	1 ・公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等の開する以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出基準 10000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要 提出期日契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。年間受理件数:なし(H15年度) 2 ・公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出基準 都市計画区域で100㎡以上提出期日なし。年間受理件数:なし(H15年度) 買取件数:なし(H15年度) 当町においては届出書の経由事務となる。その他、買取希望の有無について県知事に申出書を送付。担当職員数 1名(兼任)	1 . 公有地の拡大の推進に関する法律第4条 に規定する。売主が地方公共団体等)う事前届 基準 都市計画区域内で10,000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地 や、道路や2園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上の100㎡以上の100㎡以上の100㎡以上) 提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに 届出すること。 年間受理件数:1件(H15年度) 2 . 公有地の拡大の推進に関する法律第5条土地の買取作数:なし(H15年度) 2 . 公有地の拡大の推進に関する法律第5条土地の買取を希望する場合に行う買取申出 基準 都市計画区域で100㎡以上(都市計画区域外は200㎡以上) 提出期日 なし。 年間受理件数:0件(H15年度) 提出期日 なし。 年間受理件数:0件(H15年度) 当町においては届書の経由事務となる。 その他、買取希望の有無について県知事に 申出書を送付。 担当職員数 1名(兼任)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
8	国土利用計画法に関する事	務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課	
根拠法令等	国土利用計画法	国土利用計画法· •	国土利用計画法· ·	国土利用計画法	国土利用計画法	
歳出予算額(平成16年度)	201千円	0千円	65千円	64千円	52千円	
歳入予算額(平成16年度)	159千円	51千円	65千円	51千円	52千円	
【事務事業の内容】	国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外 から土地の権利を取得した場合の事後届出に関す ること。	国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外 から土地の権利を取得した場合の事後届出に関す ること。	国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外 から土地の権利を取得した場合の事後届出に関す ること。	国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外 から土地の権利を取得した場合の事後届出に関す ること。	国土利用計画法に規定する、地方公共団体等 以外から土地の権利を取得した場合の事後届 出に関すること。	
	基準 市街化区域で2000㎡以上 市街化調整区域で、5000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が 取得する土地の合計が一定面積以上となる 場合「買いの一団」は届出が必要 提出期日 契約締結の日から2週間以内。 年間進達件数(市からの意見書付き):41件 (H15年度) うち参考意見等あり:29件 うち参考意見等なし:12件 回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を 郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておか ない限り、郵送されない。 年間回答件数:41件(15年度) うち県からの助告件数:なし うち県からのの不勧告件数:2件 うち県からの不勧告件数:39件	基準 市街化区域で2000㎡以上 市街化調整区域で、5000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が 取得する土地の合計が一定面積以上となる 場合「買いの一団」は届出が必要 提出期日 契約締結の日から2週間以内。 年間進達件数(町からの意見書付き):0件 (H15年度) 回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を 郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておか ない限り、郵送されない。 担当職員数 3名(兼務)	基準 非線引き都市計画区域で5000㎡以上 都市計画区域外で、10,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が 取得する土地の合計が一定面積以上となる 場合「買いの一団」は届出が必要 提出期日 契約締結の日から2週間以内。 年間進達件数(町からの意見書付き):2件 (H15年度) うち参考意見等あり:1件 回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を 郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておか ない限り、郵送されない。 年間の答件数:2件(15年度) うち県からの勧告件数:なし うち県からの助音件数:なし うち見からの示勧告件数:2件 担当職員数 1名	基準 ・5000m以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する出地の合計が一定面積以上となる場合 「買いの一団」は届出が必要 提出期日 契約締結の日から2週間以内。 年間進達件数(町からの意見書付き):1件 うち参考意見等なし:なし 回答期限 開展出の受付日から3週間以内に勧告通知を ない限り、郵送されない。 年間回答件数:1件(15年度) うち県からの勧告件数:なし うち県からの動き件数:1件 担当職員数 1名(兼務)	基準 非線引き都市計画区域で5,000㎡以上 都市計画区域外で、10,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、 賈主が取得する土地の合計が一定面 積以上となる場合「買いの一団」は 届出が必要 提出期日 契約締結の日から2週間以内。 年間進達件数(町からの意見書付き):1件(H15年度) 回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告 通知を郵送する。不勧告の場合は、特に 希望しておかない限り、郵送されない。 年間回答件数:0件(15年度) 担当職員数 1名(兼務)	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	特定地域土地利用計画に関	すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	+			+D+#:\+DmT	お本用マのエ	
±0.1/±= <i>(</i> 2	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室 特定地域土地利用計画策定指針(神奈川県)	都市整備課 特定地域土地利用計画策定指針(神奈川県)	まちづくり課 特定地域土地利用計画策定指針(神奈川県)	
根拠法令等			102-0-41-0-0-10BI BALIBSI (HUMINA)	10A-TO-MILLON BINALISE (TEAVIER)	TOWN TOTAL BARLIES (TAVILA)	
歳出予算額(平成16年度)			0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)			0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	津久井町特定地域土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。 【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性保全ゾーンの設定 6箇所 75.4ha 利用検討ゾーン内訳 産業系 4箇所 72.6ha (内、土地利用転換面積 23.7ha)住居系 2箇所 2.8ha (内、土地利用転換面積 1.9ha)【策定年月】 平成13年7月【計画期間】 平成13年2月	【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。 【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性保全ゾーンの設定 4箇所 123.7ha 利用検討ゾーンの認定 2 9ha 産業系 3箇所 122.9ha (内、土地利用転換面積 23.0ha)社会福祉系 1箇所 0.8ha)(東元6年3月 【計画期間】 平成7年度~平成17年度	藤野町特定地域土地利用計画 【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の基本的な方向性 ソーンの設定 4箇所 22.9ha 利用検討ゾーンの設定 4箇所 2.3ha (内、土地利用転換面積 - ha) 産業系 3箇所 11.0ha (内、土地利用転換面積 - ha) スポー・レク系 2箇所 4.4ha (内、土地利用転換面積 - ha) スポー・レク系 2箇所 5.2ha (内、土地利用転換面積 - ha) まつ他 2箇所 5.2ha (内、土地利用転換面積 - ha) その他 2箇所 5.2ha (内、土地利用転換面積 - ha) その他 11 平成12年9月 【計画期間】 平成12年9月 【計画定めなし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	地籍調査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	経済課	建設課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等		国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準		国士調査法、地籍調査作業準則、運用基準	
歳出予算額(平成16年度)		14,627千円		30千円	
歳入予算額(平成16年度)		6,406千円		0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	(目的) 現在の公図や登記簿は、明治の地租改正時に作られたものが基となっており、実際の土地と記載事項が合わなくなってきている。これを是正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。 【内容】	酸当なし	(目的) 現在の公図や登記簿は、明治の地租改正時に作られたものが基となっており、実際の土地と記載事項が合わなくなってきている。これを是正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。 (内容) 調査取りまとめ・閲覧認証登記別期間では、1件 300円) (負担金】神奈川県国土調査推進協議会会費 【特定財源】地籍調査費補助	該当なし

合併協議事項番号	 合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	- 7 事政			
11	県土地利用調整条例に関す	○事物	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	市内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。 基準 市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(開発行為)。 審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査 結果通知書を交付する。 その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。 担当職員数 2名	町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。 基準 市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(開発行為)。 審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査 結果通知書を交付する。 その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。 担当職員 3名(兼務)	町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。 基準 1 h a 以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 (主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3000㎡以上が対象) 審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査 結果通知書を交付する。 その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。 担当職員数 1名	町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。 基準 1 h a 以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 (主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3000㎡以上が対象) 審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査 結果通知書を交付する。 その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。 担当職員数 3名(兼任)	町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。 基準 1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3,000㎡以上が対象) 審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。 その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。 担当職員数 1名(兼任)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
	事務事業名		協議ランク			
	生産緑地法に関する事務		Mi Mi Ai Mi Mi Ai Mi			
12	土性総地伝に関する事務		AIDD MR C C C C C C C C C C C C C C C C C C			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	土地利用調整課	政策秘書課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課	
	生産緑地法					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	生産緑地法に規定する、生産緑地に係る農業の主	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	たる従事者または土地の所有が生産緑地を地方公 共団体等に買取申出する場合の調整事務					
	基準					
	生産緑地地区に指定後、30年を経過したとき					
	農業の主たる従事者が死亡したとき 農業の主たる従事者に営農できなくなるような					
	故障が生じたとき					
	年間受理件数:22件(H15年度)					
	うち買取る件数:なし うち買取らない件数:22件					
	回答期限 市長は申出から1ヶ月以内に買取るまたは買					
	取らない旨の通知をする。					
	その他					
	買取らない場合は、他の農業従事者に斡旋を する。					
	申出から3ヶ月以内に所有権の移転がおこな					
	われなかったときは、生産緑地地区内の行為 (建物の建築や宅地造成など)の制限が解除					
	される。					
	担当職員数 2名					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	広報紙発行事務					
6	丛 知 紙 光 1] 争 份		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則・ 町行政情報連絡調整会議設置要綱	相模湖町広報規則		
歳出予算額(平成16年度)	100,125千円	7,178千円	7,879千円	3,667千円	3725千円	
歳入予算額(平成16年度)	50千円	177千円	150千円	150千円	150千円	
【事務事業の内容】	【目的】 市政の現状や課題、市民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広応報紙を発行する。変遷を記録する貴重な行政資料と明して後世に残ずと共に、一般の利用に供するため縮剔版を作成する。 【内容】 「大田を作成する。では、一般の利用に供するため縮剔版を作成する。では、一般の利用に供するため縮剔版を作成する。 「内容】 「教行」で制号毎月2回(1日・15日)、臨時号1回(市長選挙)・規格 タブロイド判2ページ、8ページ、12ページ、8ページ、12ページ ・発行部数 平均224、000部/回・配布方法 新聞折込、新聞未購読者への郵産・事業費 99,925千円 ・結局脈の発行・対象 1年間に発行した広報紙・発行部数 250部 16年度からCD版に変更を配布先、市議会、小・中学校、図書館など・事業費 200千円 【参考】 広報さがみはちの発行・発行回数 25回 タブロイド判 2ページ(1回)、8ページ(14回)、12ページ(1回)、発行部数 平均224、000部 /回(内訳)・新聞折込215、540部 /明 日毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経)・新聞大込15、540部 /明 日毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経)・新聞大込15、540部 /明 日日・ ・ 第日、小田急3) 1、850部 ・ 本庁・出張所・公民館(23箇所) 1、110部 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【目的】 明の施策や制度をはじめとして、各種相談や検診など町にの審らしに必要な情報を分かりや関心を高め、町にの書きらしに必要な情報を分かりや関心を高め、町にの事を1、1 広報のでは、1 広報のでは、1 大学行のでは、1 大学のでは、1 大学では、1 大学のでは、1 大学のでは、1 大学のでは、1 大学のでは、1 大学のでは、1 大学のでは、1 大学のでは、1 大学行のより、1 大学行のでは、1 大学行のでは、1 大学行のより、1 大学のは、1 大学では、1 大学では、1 大学では、1 大学行のでは、1 大学では、1 大学のは、1 大学の	【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。 【内容】 - 1 広報つくいの発行 ・発行 1日 ・ 規格 A 4 判 平均18ページ ・発行部数 9,350部/回 ・配布方法 各自島治会経由での配布 郵便局等に配置 ・事業費 6,341千円 - 2 広報つくいお知らせ版の発行 ・発行 15日 ・規格 A 4 料 4 ページ ・発行部数 10,350部/回 ・配布方法 新聞折り込み ・事業費 1,538千円 縮刷版の発行 ・務行回数 12回 A 4 料 平均18ページ ・発行の数 9,350部/回 ・配布方法 新聞折り込み ・事業費 1,538千円 縮刷版の発行 ・発行の数 12回 A 4 料 平均18ページ ・発行部数 9,350部/回 ・発行部数 9,350部/回 ・発行部数 10,350部/回 ・発行部数 10,350部 同日・毎日・読売者所等200部 - 2 広報のくいお知らせ版 ・発行部数 10,350部(明日・毎日・読売を経・神奈川・日経)・新聞折込 10,050部(明日・毎日・読売を経・神奈川・日経)・方舎内等のの部 「持定財源等へ配布250部」・庁舎内等のの部 【特定財源の内容】 県市町村振興協会広報掲載料等交付金	【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。 【内容】 - 1 広報さがみこの発行・発行 1日 現格 A 4判 16ページ・発行部数 3,600部/回・配布方法 各自治会等経由での配布公民館、駅等に配置・事業費 3,332千円(広報配布謝礼含む) - 2 広報さがみこお知らせ版の発行・発行 15日 規格 B 4判(両面1枚)・発行部数 3,500部/回・配布方法 新聞折り込み公民館、駅等に配置・事業費 335千円 縮刷版の発行・接行部数 3,600部/回 自治会等経中配布3、2021部関係機関等へ配布3、2021部関係機関等へ配布450部本庁等129部 - 2に報さがみこお知らせ版・発行回数 12回 B 4判(両面1枚)・発行部数 3,500部/回 前後機関等へ配布450部本庁等129部 3,500部/回 前所機関等へ配布350部/回・新聞折込 3,090部(朝日・毎日・読売・産経・東京博等公部 3,500部/回・新聞折込 3,090部(朝日・毎日・読売・産経・東京財源の内容) 県市町村振興協会広報掲載料等交付金	目的] 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を 可政の現状や課題、町民生活に必要な情報を 迅速か分かけっする。 内容] - 1 広報なしのの発行 - 発行 1日 - 現格4利 16 ページ - 発行 5 転や公共機関・農協の発行 - 発行 5 転や公共機関・農協の発行 - 発行 5 大力にもせ版」の発行 - 発行 6 大力にある。 - 2 広報ふじの「おしらせ版」の発行 - 発行 7 大力に表しませ版」の発行 - 発行 8 大力に表しませ版」の発行 - 発行 8 大力に表しませ版」の発行 - 発行 8 大力に表しませ版」の発行 - 発行 8 大力に表しませる。 - 東本 2 大力に表しませる。 - 東本 2 大力に表しませる。 - 東本 3 本の発行 - 発行の部分 2 を表します。 - 2 に取りる 1 にのの発行 - 発行の部分 2 を表します。 - 発行の部分 2 を表します。 - 東市町村配付 4 部分にある。 - 東市町村配付 8 の 3 の 4 部分にある。 - 東市町村配付 8 の 9 の 9 の 9 の 9 の 9 の 9 で 1 に対します。 関本では、またます。 - 東市町村配付 8 の 9 の 9 の 9 に対します。 - 東市町村振興協会 広報掲載料等交付金	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	ビデオ・テレビ・ラジオ広	報	A協議会 B幹事会 C専門部	B会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
	相模原市広報広聴規則				
H-Mit-A.SS					
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	23,398千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	市の取り組みやイベント、街の話題、各分野で活躍する人物などの情報を市内外に発信する				
	ことで、市のPRに努める。				
	【内容】 ビデオ広報				
	・ビデオ番組「相模原るっくあらうんど」の制作…月1回(年間12回)、15分番組				
	・ビデオは市内公共施設など47か所とJ-CO				
	M相模原で放映				
	事業費 14,464千円 テレビ広報				
	・スポット テレビ神奈川が放送する生番組「とっておき				
	自遊食感ハマランチョ」の中の「市町村だよ				
	り」コーナー(約3分)を利用して、市からの お知らせ・催し物等を紹介する=毎月第2・第4				
	月曜日 午後 1 時20分頃				
	・定例番組 ビデオ広報「相模原るっくあらうんど」を				
	J-COM相模原で毎日放映				
	・相模原情報番組「さがナビ」の放映 「市民レポート」「相模原なんでもいちば				
	ん!」「おしえて!さがみはら」の3コーナー				
	で構成される15分番組。(年3回制作・各1か 月放映)				
	・文字放送				
	広報紙からピックアップした記事を J - C O M 相模原で毎日放映				
	事業費 1,878千円				
	ラジオ広報 ・相模原インフォメーション(エフエムさが				
	み)月~金曜日 午前7時54分、午後5時54分か				
	ら5分間 土・日曜日 午前8時54分、午前11時 54分から5分間				
	・地域エフエムスポット(FMヨコハマ)				
	毎週水曜日 午前9時45分~48分 事業費 7,056千円				
	1				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	点字・声の広報発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則		
歳出予算額(平成16年度)	4,220千円		200千円	45千円	
歳入予算額(平成16年度)	1,413千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 月2回(1日・15日)発行している「広報さがみはら」の情報を、目の不自由な人に届ける手段として点字・録音版を作成する。 【内容】 点字版広報さがみはら ・発行回数 50部/回(利用者=36人その他関係機関に配布) ・規格 85判 約120ページ ・委託先 点訳赤十字奉仕団 事業費 1,670千円 声の広報さがみはら ・制作回数 月2回 年24回 ・制作の数 930組/回 (利用者=110人、その他関係機関に配布) ・規格 90分テープ 2本 ・委託先 録音奉社会 事業費 2,550千円 【補助金の概要】 身体障害者福祉費補助金(国庫補助金) 補助率2/3	該当なし	【目的】 月2回(1日・15日)発行している「広報つくい」の情報を、目の不自由な人に届ける手段として録音版を作成する。作成にあたり、町録音奉仕会へ補助金を交付。 【内容】 該当なし 声の広報つくい ・制作回数 月2回 年24回 ・制作関数 月2回 (利用者=5人、その他関係機関に配布) ・規格、町録音奉仕会・補助金・銀行の計算音をは会・補助金・銀行の計算音をは会・補助金・銀行の計算音をは会・補助金・銀行の計算音をは表する。	【目的】 町録音奉仕会の活動全般に対して補助金を交付する。その活動の中に町広報紙等のの録音が含まれている。 【内容】 該当なし 声の広報さがみこ ・制作回数 町広報(1日号・15日号)月2回 年24回議会だより 年4回社協だより 年4回社協だより 年2回・制作数 11組/回 (利用者=8人、その他関係機関に配布公民館2、町社協1)・規格 90分テーブ 1本・補助金額 45千円・補助金額 45千円・補助金目的 録音奉仕会何活動全般に対する補助	該当なし 【参考】 録音奉仕会が毎月行っている。社会福祉協議会から年間事務費として2万円出ている。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
	事務事業名		協議ランク			
12	新聞広告による広報		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	1,910千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 各社新聞に広告を掲載することにより、市政や観光事業などを市民や市外の人に広くPRする。 【内容】 ・市町村特集 朝日・読売・毎日・産経・東京・神奈川新聞 ・ふるさと相模原…神奈川新聞 5 回掲載 ・夏の三大まつり特集 武相、相模経済 神奈川新聞の回掲載 ・ぶらり相模原 神奈川新聞の回掲載 ・さがあければ中間50回掲載(毎週水曜日)・さがあ出り相模原 神奈川新聞で町がオント神奈川新聞(5週十十曜日)、市民カメラマンによる写真での市の行事紹介	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
13	インターネット広報	T	A協議会 B幹事会 C専門部会		_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名 根拠法令等	広聴広報課 相模原市ホームページ管理運用基準	町民課 城山町ホームページ運営規程	企画政策室 津久井町情報の共有化の推進に関する規則・ 町ホームページの管理及び運用に関する要領・ 町ホームページの利用における個人情報の取り扱・ いに関する要網・ 町行政情報連絡調整会議設置要網	企画財政課 相模湖町ホームページに関する事務取扱規程	企画課	
歳出予算額(平成16年度)	5.312千円	506千円	857千円	1,693千円	0 千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 市ホームページや、iモード等の携帯電話を活用して、市の行政情報などを提供する。 【内容】 市ホームページの作成 トピッの作成 トピッの性がで成。それ以外は原則・更新 業務の一部では、遺職員によるホームページを編集 作業として名課が作成する。広聴広報課の作成・受編集 作業として多話している(広聴広報業等)。 なお、各親もある。 事業費 3,800千円 広報さが事や者のものでが、ウンコン・周辺機器を貸与して者要託しているケースもある。 事業費 3,800千円 広報さが事や者の子では業紙を作成し、市ホームページを通して提供する。(年3回)テレモ・直接型ンテンツ作成 携帯電話等に広報紙の記事からピックアップ して情報を掲載して、1年一ド、なのはfakを掲載 提供先…iモード、vodefone live!EZ web、Lモード 要託先…日本文字放送 事業費 1,512千円	【目的】 インターネットを利用した町のホームページを 運営することにより、情報提供機能の強化、広聴 手段の拡充、町民の申請などの利便性の向上を図り、町政への町民参加を推進する。 【内容】 町ホームページの作成 原則としてすべてのコンテンツを、情報所管 譲からの依頼で町民譲が作成。ただし各譲においての作成も可としており、担当部看戦している情報においてが成として携帯電話などからも 見るなは、モバイル版として携帯電話などからも 見るないできる。 広報紙ぶりにーず」をPDFデータにして、ホームページ上でも見ることができる。。	【目的】 「町ホームページを公開することにより、町の行 取情報等を提供する。 【内容】 「「「「「「「「「」」」」 「「「」」 「「」 「「」 「「」」 「「」」 「「 「「」 「「」 「「」 「「 「	【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。 【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課で掲載する事項の原稿を作成し、内容を確認し企画財政課で更新する。 広報さがみこ 毎月1日に発行の「広報さがみこ」をオリコミックスのページでJPEG形式のファイルでも見ることができる。	【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。 【内容】 ボームページの作成 基本的に各課で掲載する事項の原稿を作成し、内容を確認し企画課で更新する。しかし、随時のお知らせは、各課で入力・登載する。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
14	暮らしのガイド発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課		
根拠法令等 歳出予算額(平成16年度)	5.000千円						
歳入予算額(平成16年度)							
【事務事業の内容】	【内容】 市民生活に密接に関わりのある窓口案内、相談案内、各種の制度紹介などを分かりやすくまとめ、市民の「生活便利帳」として利用してもらうために発行する。 【内容】 ・発行は毎年 2~3年毎に全面改訂 改訂の翌年は増削対応 ・発行部数 180,000冊(15年度全面改訂時実績)16年度は50,000冊増刷予定 ・規格 A 4 判 112ページ ・配布方法 自治会を通じて個別配布(全面改訂の場合)のほか、市内転入者に窓口で配布	参考 ・発行 平成12年度発行 ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 32ページ ・配布方法 自治会を通じて配布 転入世帯へ窓口で配布	参考 ・発行 平成13年度事業 ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 36ページ ・配布対象 全戸配布・公共機関等 (約9,000部) 事業費 588千円	参考・平成 5 年度に作成、以後作成なし	【参考】 平成15年度発行「暮らしの便利帳」・発行部数1000部・配布先 転入者		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	「さがみはらマップ」発行事務				
10	こののほうマッフ」光1」	争 稅	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	7,700千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 市内全図を掲載するほか、バス路線図や観光情報、施設情報などを載せ、市の案内図として利用してもらうために発行する。 【内容】 ・日本語版 発行は原則として毎年、2~3年に1回全面改訂(予定)、2年目以降は増刷対応 ・外国語版(英語・中国語) 発行は3年に1回(予定)・規 格 82判8つ折り(最終は85判)4色カラー(地図面は6色)・発行部数日本語版 210,000部 (増刷は50,000部)中国語版3,000部 英語版 7,000部・配布の方法・日本語版を16年9月に自治会を通して加入者へ配布(約160,000部)。その他、平成16年度中に随時、市内転入者、希望者に配布(50,000部)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
16	市勢要覧・市の概要発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課 相模原市広報広聴規則	町民課	企画政策室 津久井町情報の共有化の推進に関する規則	企画財政課	企画課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度) 歳入予算額(平成16年度)	9,250千円 0千円		0千円 0千円	0千円 0千円		
【事務事業の内容】	【目的】 市の現状やあゆみを広く紹介する。	該当なし	【目的】 町の概要などを紹介する。	該当なし	該当なし	
	【内容】 市勢要覧 市の歴史、自然、都市像などをビジュアルに紹介する。 ・発行 2~3年に1回 ・発行部数 10,000部(英語か中国語を併記)・規格 A4 72ページ程度 オールカラー・配布対象 銀行、理・美容室、加更局、病院などに配布、行政資料コーナーで有慣刊行物としても販売 事業費 9,010千円 市の概要 統計数値を中心に、市の概要をコンパクトにまとめたもの ・年1回発行(6月)・発行部数 7,500部・規格 縦11撃 X 横35撃 (折りたたみ時…横7)・配布対象 市職員、市民	参考 町勢要覧 ・発行 平成7年度(町制40周年) ・発行部数 8,000部 ・規格 A4判96ページ オールカラー ・配布先 町内各世帯、金融機関、学校等 ・事業費 5,490千円	(内容) 該当なし 参考 明勢要覧 ・発行 平成13年度事業 ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 52ページ オールカラー (英語版) A4判 56ページ オールカラー・配布対象 全戸配布・公共機関等 約9,000部 英語版…必要に応じ 事業費 1,459千円 英語版…738千円 町の概要 統計数値を中心に、町の概要をコンパクトにまとめたもの・年1回発行 ・発行部数 150部 ・規格 縦13掌×横36.5掌(折りたたみ時…横8掌)・配布対象 町職員 事業費 0千円	参考 可勢要覧 ・発行 平成9年度事業 ・発行部数 5,000部 ・規格 A4判 44ページ (38ページ カラー 8ページ 白黒) ・配布先 町内各世帯、金融機関、学校等 事業費 3,738千円	【参考】 可勢要覧 ・発行 平成14年度事業 ・発行部数 5000部 ・規格 変形A4判 50ベージフルカラー・配布先 町内各世帯・近隣市町村・報 道機関 ・その他 1冊700円販売 *事業費 3675千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
17	市政情報誌発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
	相模原市広報広聴規則					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	2,200千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市を広く内外に紹介するビジュアル冊子 を市民参加で作成する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	【目的】 ・発行回数 年1回発行(10月) ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 20ページ オールカラー ・配布対象 各公共機関、銀行・郵便局、書店、理美容室 ほか					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
18	「今 ふれあいのあるまちづくり」発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名		町民課	企画政策室	企画財政課	企画課		
	相模原市広報広聴規則						
根拠法令等							
	0千円						
【事務事業の内容】	【目的】 主要事業や新規事業など市政の事業概要を紹介 する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
	【内容】 - 年1回発行(7月) - 発行部数 4,000部 - 現格 A 4 判 44ページ - 配布対象 地域市政懇談会で自治会長に配布、希望する市民へ配布(視察対応含む)						
	25/						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
19	地域市政懇談会		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市広報広聴規則・ 地域市政想談会実施要領(年度毎に策定)		津久井町情報の共有化の推進に関する規則			
歳出予算額(平成16年度)	128千円	0千円	14千円	10千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 地区自治会長等と市とのコミュニケーションの 場を設け、お互いの理解を深め、住みよいまちづ くりを推進する。 【内容】 市内18地区の地区自治会連合会を単位として、 市長等と自治会長等が地域の課題について話し合いを行う。 実施方法 地区自治会連合会と市との共同開催 開催日時 房側、平日の千後7時から9時まで の全18地区で開催 出席者 市を、一地区の出席者は自治会長及び関係団体 の代表者等 市の出席者は市長、両助役、教育長、企画部長、通古のものとする。ただし、時間に余裕のある場合は、フリートーキングとする。 護題件数103件(平成15年度) 進行等は地区自治会連合会が記めない ものとする(平成15年度) 適時制度 ものとするを、で成15年度) 適時制度 を地区の出席者は市長、東 前に余裕のある場合は、フリートーキングとする。 対理が103件(平成15年度) を地区は先着10名とし、発音は初めない ものとするとのとする。を要する	【目的】 町民の視点での可政運営は、政策自治体を目指すない間にとって、あらゆる課題を見出すきっかけや、施策の展開方向の指針となり得るものであり、今後の町政運営の参考とすることを目的に可くり、地域でする。 【内容】 町内は地区では域の課題等についての思談の場を設定する。 【内容】 町内は地区では域の課題等について話し合う。 実施方法・町の主催 開催日時・9月から11月までの間自治会、長のび役員等、 ので、日でも実施) 地区の出席者は自治会長及び役員等、 及び、日本の出席者は同長、助役、教育長、各部人を一の出席者は同長、助役、教育長、各部人が今で事前にお知らせし、意見交換に行、会場設営等全で町で行う。 達は行・会場設営等全で町で行う。	【目的】 広聴事業として、まちづくりについて広く町民の意見を聴くとともに、町の実情や当面する課題等について情報を提供し、町政に対する理解を得ながら、地域の課題やまちづくりについて意見交換を行う。 【内容】 町内の各地区自治会連合会又は自治会等を単位として、町長等と町民が地域の課題について話し合いを行う。 実施方法 町自治会連合会と町との共同開催 開催日時 日程については、年度ごとに計画・平成15年度 10/20-11/21・平成16年度 10/20-11/21・東10/5年度 10/12以降を予定原則、平日の午後7時3 0分から9時3 0分まで(2時間)開催場所 地区の出席者は町長いの地区・地区・地区・地区・地区・地区・地区・地区・地区・地区・地区・地区・地区・地	【目的】 住民の「生きた声」を広聴することにより。 によって変的確にとらえ、これらを行財政運営に 反映させ、住民とともに共同して町る。 【内容】・町内の各地理区にいて開催する。たたに開催 に限り、4地催発 ・関催日時 自治会を単位として、可長等と可度 に限り、4地催発 ・開催日時 自治会との共同制定の問題を記している。 ・実施方法 町において間に自治会との共同制定の問題を記している。 ・実施方法 町に自治会との共同制定の問題を記定 (土で条所又は公共施設 地区のの際名で自己を通り、地区のの際名が日本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
20	市政世論調査		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市広報広聴規則・市政に関する世論調査要領(年度毎に策定)		津久井町情報の共有化の推進に関する規則・			
歳出予算額(平成16年度)	2,711千円		1,115千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円			
【事務事業の内容】	【目的】 市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計 的手法によって的確に把握し、市政運営の有効な 手段とする 【内容】 市民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの 項目を設定した調査 調査対象 市在住の20歳以上の男女個人 標本教出 住民基本台帳からの等間隔系統抽出 調査方法 郵送記れ郵送回収はがき督 仮を2回) 回収数 1,776、59、2%(平成15年度)	該当なし	【目的】 町行政に対する町民満足度を把握するとともに 町民の生活に係る考え方を把握し、今後の行政サービスのあり方を検討する基礎資料とする。 【内容】 町民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの 項目を設定した調査 調査対象 町在住在の20歳以上の男女 標本本由出 住民基本台帳からの無作為抽出 調査方法 郵送記布郵送回収、はがき督 促については該当なし) 回収数 416、41、6%(平成15年度)	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		ず」かまっ と画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	7		
21	市政モニター					
21	10 LX C — 7 —		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
	相模原市広報広聴規則・ 市政モニター運営要綱(年度毎に策定)		津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町町政モニター設置要綱・			
担加法令等	, ,					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	890千円	70千円	85千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	該当なし	該当なし	
	市政について、市民からの意見や提案を計画 的、継続的に集約し、施策の計画立案や行政効果	町政全般について日常の生活の中で感じている ことや不満に思うこと、ご提言、ご要望、広報紙	町政について意見や提案等を計画的に収集する ことにより、施策の参考資料とするとともに、町			
	の測定等に活用する	の感想などを町政モニターカードに記入して町へ	政運営に資することを目的とする。			
	【内容】 任期 市政モニターA・Bとも任期1年(通算2	提出する。 【内容】	【内容】 任期 2年(ただし、平成15年度については			
	年までは委嘱可能	任期 任期2年	H15.10.1~H17.3.31までとする。)			
	職務 市政モニター A モニター会議、施設見学会への出席、	職務 地域課題のレポート提出、会議への出 席、意見や要望の提出、出前役場への参加	職務 特定のテーマに対するアンケートの提出 (年数回)、 町政への任意提案、モニター会議			
	アンケートの提出、市政への任意提案	応募資格 公募で選考。町内に在住する20歳以上	等は特に開催せず、郵送での提出とす			
	市政モニター B アンケートの提出、指定する課題に対	の方	る。 応募資格 原則として公募で選考。			
	する意見の提出、市政への任意提案		町内在住の満20歳以上の者(ただ			
	応募資格 公募で選考。満20歳以上の住民登録 又は外国人登録をしている人		し、常勤の公務員等を除く)			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
22	市内施設めぐり		Mic			
		T				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
	相模原市広報広聴規則・ 市内施設めぐり実施要綱(年度毎に策定)					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	1,017千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 市民に市の施設を見学していただき、市政について理解を深めていただくため実施する。 【内容】(平成15年度) 実施回数 43回(団体33回、個人10回) 実施期間 5月~11月(8月は除く) 募集定員 各回23名(内2回は33名) 募集方法 広報紙で公募。申込み多数の場合は抽 選定 使用車両 市マイクロバス21台、市中型バス2台 借り上げ小型パス20台 男学施設 博物館、公園、清掃工場、消防署等 非常勤職員2名が交代で勤務	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	ランク		
23	市民と市長が語る会		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課 	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市広報広聴規則				藤野町みんなの声を聞く座談会要綱	
歳出予算額(平成16年度)	63千円	0千円		0千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 市民参加のまちづくりを推進するため、幅広く市民と市長が市政について積極的に意見交換等を行い、今後の市政に反映させるため実施する 【内容】(中郊は5年度乗饋) 第1回「市民総ぐるみの健康づくりについて」 日時 5月31日(土)午前10時~正午 参加者 団体推薦5名、公募2名 計7名 第2回「在宅介護サービスについて」 日時 8月2日(土)午前10時・正午 参加者 団体推薦3名、公募5名 計8名 第3回「市民総ぐるみの健康づくり、スポーツを通した健康づしてして」 日時 10月4日(土)午前10時~正午 参加者 団体推薦4名、公募4名 計8名	【目的】 町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを推進する。 【内容】 毎月第1金曜日(原則) 午前中 1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する 15年度実績6名	該当なし	【目的】 町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを推進する。 【内容】 毎月第2月曜日(原則) 午前中又は夜間 1人3の分を限度に町長との意見交換等を行う 来 3 15年度実績1名	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
24	こども議会		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	こども議会開催計画(年度毎に策定)					
先山之然就(五世·6左京)						
歳出予算額(平成16年度)						
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 市の都市像「輝きと愛があふれる人間都市さが みはら」の実現に向け、未来の自分たちの住むまちへの希望や期待などについての発言の場でする 関心と理解を深めてもらう 【内容】(平成15年度) 主催 市(協力 市教育委員会、市議会) テーマ かたしたちの遊び場について 実施日時 平成15年11月15日(土) 午後1時~3時30分 実施場所 出席者 こども議員28名(学校推薦) 市議会議場 出席者 こども議員68名(学校教育部議会) 素に表し、市長、議会事務局長、学議長、 議会形式 発言をし、市長が答弁する	該当なし	該当なし	談当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	わたしの坦安 (市長への手	紙)、陳情等に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
20	17た0の従来(申長への子	がはし、欧川寺に関する事物	AIMO BY DY		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則・ わたしの提案等に係る電子メール取扱い要網・ 電子メール利用基準	町長への手紙運営規程- 城山町ホームページ運営規程	津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町要望、苦情等の取扱いに関する要綱・		藤野町みんなの声を聞く座談会要綱
歳出予算額(平成16年度)	319千円	0千円	0千円	23千円	0.4千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 心のかよいあう明るい住みよいまちづくりを推進するため、市民の意見や提案等をいただく制度として実施する 【内容】 1 わたしの提案(市長への手紙) 随時、市政に対する提案・要望等を受け付けし、申出人には回答を行う(市民への回答期限は、概ね2~3週間以内を目安としている) 受付手段 (1)封書(郵便料は市で負担) 出場所、公民館を設置。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 市ホームページの「わたしの提案 B O X」において、電子メールで受付 (3)専用ファクシミリ FAXびばり通信で受付 2 陳情、要望 市民団体等からの陳情、要望は、「わたしの提案」と同様に受け付けし、回答している 3 団体等との話し合い 団体等等からの申出員が出席して、ま行の電子からの申出員が出席して、表行の電子へいる。4 市民団工タは市民と行政との間での情報交換ができる市民電子会議室「市民の広場」を開設 平成15年度実績 わたしの提案合計 337人 500件 (手紙 156人 249件) (アアクシミリ 2人 2件) 陳情、要望 56団体 642件 市民のひろば 38人 210件	【目的】 町政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、 町政へ反映する。 【内容】 1 町長への手紙 随時、町政に対する提案・要望等を受け付けし、申出人には回答を行う(町民へとしている)受付には、概ね2~3週間以内を目安としている)受付を調視は、概ね2~3週間以内を目安としている。)受付に、本方念。自治会等等に専用用紙を差込配布。一般封書、はがき等による投稿も受付(2)電子メール 町ボームページの「町長へのメール」において、電子メールで受付 2 陳情、要望市民団体等がらの陳情、要望は、「町長への手紙」と同様に受け付けし、回答している 3 団体等との話し合い 団体等がらの管課職員の対応により、 電子掲示を「町の本と行うに扱いで、事業所る。」取の本・ムページ上で個人の意見器や町に同士る「町の大会」できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「町政ご意見器(BBS)」を開設できる「野政との情報を表現している。	【目的】 町民の要望、苦情等を公正かつ迅速に処理する ことにより、その解決を促進し、町政に対する町 民の信頼の確保に資する。 【内容】 1 わたしの提案(町長への手紙) 該当なし 2 陳情、要望等 随時、町政に対する提案・要望等を受付 し、申し出人には回答を行う。(回答期限 は、租14日以内を目安としている。) 受付手段 「頂頭又は書面 3 団体等との話し合い 該当なし 4 市民電子会議室「市民のひろば」 該当なし 平成15年度実績 陳情、要望等 271件	【目的】 町政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、 町政へ反映する。 【内容】 1 町政への宇紙(手紙及びメール) あなたの声をお聞かせください(手紙) 随時、町政に対する提案・要望・出人への回答 期限は、概ね1~2週間以内を目安としている) 受付手段 (1)はがき(郵便料は町で負担) 本庁舎素、公民館等に専用はがきを設置。 一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 町ホームページにおいて、電子メールで受付 2 陳情、要望 陳情、要望 陳情、要望 陳情、要望 東情、での都度受付をし、回答する 3 団体等との話し合い 団体等からの申出により、要望事項等について、事業担当課職員が出席して、話し合いを行っている。 4 該当なし 平成15年度実績 町政への手紙 1件) (Eメール 6件) あなとの声をお聞かせください合計 16件 陳情、要望 20件	【目的】 「可政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、可政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、可政へ反映する。 【内容】 1 可侵時、町政に対する提案・要望等を受け付けし、申出外にに料は町で合担) 受付手段 はがきのにの報ふじの飛封書、はかき等による投稿も可 2 陳情、要望は、その都度受付をし、回答する の間係等のよる投稿も可 3 みんなの声を聞く座談会町が加している。可知加しているの事を聞の説調動や各種様次のありなに表議論し、「みんなの声を聞いて開設があり会」と対象に表議論し、「みんなの声を関いでありたといいて関策があり会」と対象に表議論し、「おんなの声を関しているして関策を持つに対して関策を持つに対して対して関策を持つに対して関策を持つに対し、「おんなの声を関くを談合して関策を持つに対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	電子計算組織等の維持管理				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課 相模原市電子計算組織運営規程	総務課 城山町電子計算組織管理運営規程	企画政策室 津久井町電子計算組織管理運営規則・ 津久井町電子計算組織管理運営規則取扱要領	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	874,513千円	60,717千円	101,367千円	9,266千円	26,280千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管 理	1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管 理	1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管 理	1 目的 町基幹業務システム機器の維持管理 (基幹業務委託、プログラム使用料については、 業務主管課毎で執行している。)	1 目的 町基幹業務システム機器の維持管理 (基幹業務委託、プログラム使用料につい ては、業務主管課毎で執行している。)
	2 ・機器構成(平成16年4月1日現在) ホストコンピュータ NEC ACOS IPX7800/114 (平成15年1月導入) CGMT装置 16台、MT装置 2台 センタブリンタ 中速4台、高速1台 オンライン端末機 449台(全97課機関に 設置、出先庁舎50か所) サーバー 45台、 インパクトプリンタ 188台、証明用レーザ ーブリンタ 60台 ・適用業務 全52業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民税、収納管理、口座情報、下水道、成人検診、財務会計 3 事業費 (平成16年度予算 単位:千円)・需用費 (29,015) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(19,000)、関連施設及び物品修繕 ・投務費 (2,042) 防災テープ保管料(2,000)・委託費 (31,645) ホストコンピュータ操作<オペレータ2名> (13,317)、マシン室関連設備保守(5,169)、オンライン端末の移設及び設置(9,781)・使用料及び賃借料 (811,811) 機器賃借料 ホストコンピュータ (643,999) オンライン端末機器 (164,308)	2 事業内容 ・機器構成(平成16年4月1日現在) ホストコンピュータ NEC ACOS IPX7300 (平成13年5月導入) CGMT装置 1台、MT装置 1台 センタブリンタ 中速1台 オンライン端末機 49台 サーバー 3台 インパクトプリンタ 6台、レーザープリ ンタ 22台 ・適用業務 全30業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、財務会計 3 事業費 (平成16年度予算 単位:千円) ・ 常用費 (2,311) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(2,311) ・ 役務費 (1,253) 出先機関連信回線使用料 ・ 委託費 (31,524) ホストコンピュータ、オンライン端末及び関連設備保守(6,780)、ホストコンピュータ操作者 1名(9,450)、システム修正業務委託(15,168) ・ 使用料及び賃借料 (25,567) ホストコンピュータ、オンライン端末借上料	2 事業内容 ・機器構成(平成16年4月1日現在) ホストコンピュータ NEC ACOS i-PX7300/300 (平成15年7月導入) C G M T 装置 1台、M T 装置 2台 センタブリンタ 中速1台 オンライン端末機 52台(全18課機関に設置、 出先庁舎6ヶ所) サーバー 3台、ページブリンタ 11台、インバクトブリンタ 11台・インバクトブリンタ 11台・適用業券 全25業券 25金 (全18課機関に設置、 3 事務諸経費(平成16年度予算 単位:千円) ・需用費 (3,537) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(3,487)、関連施設及び物品修繕・役務費 (1,931) 出先機関連信回線使用料 ・委託料(897) 関連設領保守 4 事業費(平成16年度予算 単位:千円)・委託料(697) 関連設領保守 5 等計料(697) 関連設備保守 6 事業費(平成16年度予算 単位:千円)・委託料(25,631) ホストコンピュータ、オンライン端末機器及び関連線保守・使用料及び賃借料 (69,207) 電算機信上料	2 -	 2. 事業内容 ・機器構成(平成16年4月1日現在) ー括処理系 オフコン(FP90F) MT装置 1台 ー括帳票用ブリンタ 1台 窓口業務系 サーバ(TOSHIBA MAGNIA 5100/SS50(1M)RAIDEデル 1台 クライアント 21台 連続紙・単票井ブリンタ 2台 レーザーブリンタ 2台 レーザーブリンタ 6台 ・適用業務 住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険(資格)、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険(選挙、職員給与、口座情報、選挙、職員給与・事業費(平成16年度予算単位:千円) 委託料(2,363)機器保守料 使用料(23,765)機器及びプログラム

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
<u>と</u> 事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	行政事務情報化事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課	総務課	企画政策室	総務課	総務課
根拠法令等	・相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に 関する規定・ ・ネットワークシステム管理運用要網・ ・インターネット管理運用要領・ ・グループウェア管理運用要領・ ・OA機器管理運用要領	ネットワークシステム管理要網・インターネット管理連用要領・ グループウェア管理連用要領・ グループウェア管理連用要領・インターネット等に関する個人情報保護管理要網・OA機器管理運用要領	津久井町パーソナルコンピュータ運営要領		
歳出予算額(平成16年度)	267,634千円	27,425千円	8,426千円	4,551千円	4,420千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】電子自治体の推進及び庁内情報化を推進 【内容】 ・L GWAN,グルーブウェアシステム等の維持管理 ・通信回線の維持管理 ・通信回線の維持管理 ・通信回線の維持管理 ・通信回線の維持管理 ・ (内訳) ・ADSL回線:1回線 ・LGWAN県域アクセス回線:1回線 ・セキュリティ対策 ・外部からの不正アクセス防御やコンピュータウィルス感染防止への対策 ・ヴィルス対策ソフト ライセンス数:202ライセンス ・適用方法:リモト配信 ・グループウェアシステムの保守管理 ・バソコン、ボルコン、ボルコン、ボルコン、ボルコン、ボルコン、ボルコン)、22台(ブリンタ) ・保守形態:オンサイト保守	【目的】	【目的】 「方内業務の効率化、高度化の推進電子自治体事業への参加 【内容】 1 インターネット用庁内LANの維持管理通信回線…16年5月よりBプッグ回線に接続しAN通信機器保守(ルータ、ファイアウォール) セキュリティ対策 外部から感染防止ウィルス気が質ソフト 25ライセンス適用方法:リモート配信 ファイアウォール)コンテンの制御、ファイアウォール)コンテンの制御、ファイアウォール)コンテンの制御、ファイアウォール)コンテンの制御、ファイアウォール)コンテンの制御、ファイアウォール)コンテンの制御では、ファインの制御では、ファインの制御では、ファインの制御では、「リース)その他各課端末に対してIPアドレス付与(LANの通用は試行段階にあり、上用途はブリンタ共及びwebページ閲覧) 2 LGWAN専用端末の維持管理通信回線 正の帰外県域アクセス回線:1回線現段階で運用環境は未整備の状態。7月までに手続きを完了する予定。ケループウェアは導入していない。・今後の計画10月に現一ス物件のリース期限が到来するのを機に、LGWAN対応端末とインターネット専用端末を同一のLANで運用では特に制限していない。LANへの接続条件をセキュリティポリシーに従って設定する計画である。(LGWAN端末として各課1台、インターネッ端ははつて設定する計画である。 LGWAN端末として各課1台を配備。その他の端末は当面プリンタ共有のみ認めるよう制限は発展である主管課は企画財政課、LGWANの運用については総務課が所管している。	【目的】

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	地域情報化事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
0	地域情報心事未	T	AIDD開始 D科事公 C号 July 公		1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課	政策秘書課	企画政策室	総務課	総務課
	相模原市総合情報システム利用者登録カードの交・ 付等に関する規則				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	122,664千円	1,000千円	1,626千円	523千円	1,158千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	【目的】 ホームページ及び施設予約システムを一体化した「さがみはらネットワークシステム(以下「SNET」を出電話、電話回線による音声などのステムと、以下でいてより情報発信及び公共施設予約サービスを提供します。 【内容】 ・システムオペレーション SNETの利用者登録処理、予約管理系サービス業務、情報提供サービス業務、情報提供サービス業務、常駐職時間: 7:45~23:30 ・街頭端末機上記のサービスを提供するためのタッチパネル式、設置当台回線: 55箇所設置信回線: 55箇所設置信回線: 58回線 ・SNET機器の維持管理・電子会流でカービスによる電子会議室の提供・SNET製工の上が、クライアントOSパージョンア専類、ガイドブックの作成・電子申請・制・関大の開発、ガイドブックの開発開発を協議会による共同開発、稼動時期:平成17年4月予定	【目的】 町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図る ため、電子申請・届出システムの整備について検 討する。 【内容】 電子申請・届出システムの開発 開発体制: 県及び県内市町村で構成する共 同運営協議会による共同開発 稼動時期: 平成17年4月予定	【該当なし】 インタ・ネットや街頭端末機などを利用した情報 発信及び公共施設予約サービスは提供していない。 【地域情報化の取組】 ・ブロードバンド誘致を推進する団体へ補助金交付 予算額 300千円 ・県市町村電子自治体共同運営協議会による 電同界語・届出システムを開発予定 稼動時期:未定 協議会負担金額 1,326千円	・県市町村電子自治体共同運営協議会による 共同開発 電子申請・届出システムを開発予定 稼動時期:未定	【該当なし】インタ・ネットや街頭端末機などを利用した情報発信及び公共施設予約サービスは提供していない。 ・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発電子申請・届出システムを開発予定稼動時期:未定・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発施設予約システム稼動時期:未定(平成17年度脱退検討中)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	統計解析事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
0		4-t-1.mT		+D+# \40mT	\$15 WZ mT	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	1,340千円	65千円	0千円	0千円	0 千円	
歳入予算額(平成16年度)	80千円	65千円	350千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	より視覚的で、地域分析に有効なデータを提供することを目的とする。 [システム] ArcView8.3 1ライセンス410千円 [費用] 270千円(保守委託78千円、講習会192千円) 2 人口将来推計 【概要及び目的】 各歳別、地域別の将来人口を推計することにより福祉、教育その他各種施策・計画立案に寄	1 地域情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし 2 人口将来推計 該当なし 3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書(毎年) 各種指定統計調査結果報告書(該当なし) 【16年度歳出予算】 統計書、表紙及び製本 55千円(250冊) 歳出のうち10千円旅費を含む 3 各種統計資利作成 可丁字別世帯と人口(毎月) 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし 【16年度歳人予算】2千円(物品売払収入) 4 ホームページの更新 【内容】人口と世帯、町丁字別人口、世帯数、人 口推移 【更新】月1回	1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし 2 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有價刊行物】 統計書(毎年) 各種指定統計調査結果報告書(該当なし) 【16年度歳出予算】 統計書 庁内印刷のため予算計上なし(180冊) 【16年度歳入予算】 330千円(物品売払収入総額) 3 各種統計資料の作成 町丁字別地帯と人口等(毎月) 有慣刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし 4 ホームページの作成と更新 【内容】月1回	1 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】・統計書(毎年) 2 ホームページの作成と更新 【内容】 人口と世帯、町丁別人口、年齢別人口、各種統計調査結果報告、統計書等 【更新】月1回	1 地域情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし 2 人口将来推計 該当なし 3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有價刊行物】 統計書(毎年) 各種指定統計調査結果報告書(該当なし) 【16年度歳出予算】 統計書 表紙及び製本 150千円(100冊)* 各種統計費料の作成 町丁字制世帯と人口(毎月) 有價刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし 【16年度歳入予算】 4 ホームページの更新 【内容】月1回	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	統計グラフコンクール事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
ı				LEI LH VIII MT	######################################
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
IDHOX A M					
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1 620千円				
歳入予算額(平成16年度)	80千円				
【事務事業の内容】		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
**************************************	向上を図ることを目的に実施する。				
	【平成16年の事業の概要】				
	対象 市内在住の小・中学校の児童・生徒				
	応募内容				
	第1部(小学校1・2年生) 第2部(小学校3・4年生)				
	第3部(小学校5・6年生)				
	第4部(中学生) に分け、統計資料の利用又は児童生				
	徒が観察・調査した結果をB2版の				
	紙にグラフ化したものを募集。(1作品につき3人まで合作可能)審査:市内の小・中				
	学校の先生、市教育委員会指導主事、県統				
	計協会職員計19名で審査 表彰				
	入賞(特選・入選・佳作)、奨励賞及び学				
	校賞(優秀校・奨励校) その他				
	表彰式、入賞作品展の実施、入賞作品集				
	の作成				
	【平成15年度実績】				
	応募状況 小学校(55校、1438点、2948人、入賞者40				
	人)				
	中学校(13校、230点、348人、入賞者 10人)				
	【特定財源】80千円(県交付金)				
	【何足别师】00丁□(宋文刊立)				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会 協議ランク			
事務事業番号	事務事業名					
8	国委託統計調査		A協議会B幹事会C専門部会			
<u> </u>	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	統計法	統計法	統計法・	統計法	統計法	
歳出予算額(平成16年度)	34,030千円	1,192千円	2,543千円	2,436千円	1190千円	
	····	1.189千円	2.543千円		1190千円	
歳入予算額(平成16年度)	33,857千円	,	7 1.10	2,433千円		
【事務事業の内容】	【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。	【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。	【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。	【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。	【目的】国勢調査をはじめとする統計法で 定められた各種統計を実施することによ リ、各種行政施策の基礎資料とする。	
	【受託打調査】(特定財源) 平成16度年度 国勢流音調査区設定 予算額:2638千円 事業所企業統計調査・サービス業基籍第:14732千円 農林等と対ス 予算額:3897千円 調査員:180人 全国消額:9005千円 調査員:180人 全国消額:9005千円 調査員:20人 工業統計調査 予算額:30241千円 調査員:90人 学校基本のうち200千円は職員給与予算額:32241千円 調査員:90人 学校基本のうち200千円に職員給与予算額:3241千円 調査員:90人 学校基本のうち200千円に職職員給与予算額:54千円 歳入のうち200千円は職員給与20人 工業統計調査 (全数) 調査査査員:約520人 工業統計員調査 (全数) 調査査査 (全数) 調査査査事計・約120人 工業統基本度 事業所企員:調査 調査 (全数) 調査基本年度 調査が表生度 調査が表生の人 工業統基本年度 調査が表生の人 工業統基本を定員:調査 調査直接の表別で調査 平成19前260人 工業統基本年間 調査直接の表別で調査 平成20年間を表別で調査 調査直接を表別で調査 調査直接を表別で調査 調査直接を表別で調査 調査直調査直調を表別で調査 事業統計過査 調査直接を表別で調査 事業統計過査 調査直接を表別で調査 事業統計過査 調査直接を表別で利益 対策が表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表	【指定統計調査】(特定財源) 平成16庫間	【受託指定統定 (特定財源) 平成 1 6 直 音	【受託指:10年度 国勢 (特定財源) 平成的 1 6 個 音 個 音 回	【受託者に対している。 「安定 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	国委託統計調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	【調査地図システム】(一般財源)目的 各種統計調査における調査員用の調査区地図に利用 システム内容 ゼンリンZmapOA統計調査、パソコン2台、カラーレーザーブリンターシステム更新費用: 1ライセンス2851千円(調査区人力費用は別途)維持費用 363千円(更新地図データ174千円、パソコン修理代50千円、ブリンター賃借料139千円)				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	県委託統計調査及び登録調	杏昌重発	A協議会 B幹事会 C専門部会			
3	相模原市	<u>ログチが</u> 城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
中平無存	TH DOM:	72-3		THIS CO. IS	25.25	
担当課名	情報システム課統計室 統計法・	町民課 統計法・	企画政策室 統計法・	企画財政課 統計法・	企画課 統計法	
根拠法令等	原条例	県条例	県条例·	県条例	県系 <i>例</i>	
			Lien			
歳出予算額(平成16年度)	375千円	67千円	71千円	62千円	61千円	
歳入予算額(平成16年度)	287千円	67千円	71千円	61千円	61千円	
【事務事業の内容】	1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施する ことにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的:常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。 調査事質 男女別人口、世帯数 出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 時期人口統計調査 目的:毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。 調査事項:出生者数、出生年別の死亡者数、転出工町村別明出土者者数、男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計目的:毎年行政施策の基礎資料とする。 【歳出子育別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。 【歳出子算】106千円(版費6千円、消耗品費100千円) 【歳人予算】106千円(限交付金) 2 登録調査員数】387名(定数) 【研修会】 施設見学会 年2回事務研究会 統計功労者の表彰式と講演会 【登録調査員のデ完会 統計功労者の表彰式と講演会 【登録調査員の調査展等を管理 【表彰】 相模原口以上 市政功労者 調査員歴13年以上調査回数30回以上 市政功労者 調査員歴18年以上調査回数50回以上 「歳出予算】269千円(報償費8千円、旅費12千円、需用費165千円、役務費55千円、使用料7千円) 【歳人予算】181千円(県交付金)	1県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施する ことにより、各種行政施産 神奈川県人口統計調査 目的:常住人口を明らかにし、各種行政及びそ の他の事務の処理に処する。 調査事項 用入口、世帯数、 市町村別転出人名統計調査 目的:毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、 各種行政施策の基礎資料とする。者 報奈川県市区町村内町よる者数、転 出入有名数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・口を地域別(男女別)に明らかにし、 100の事務に処する。 【歳出予算】 67千円、消耗品費66千円 一般会計へ1千円充当 【歳入予算】67千円 2登録調査員数】12名(定数) 【研修会】 該当なし 【登録調査システム】登録調査員の調査歴・表彰歴をエクセルにより管理 【表彰】(町) 該当なし 【歳出予算】67千円(需要費67千円) 【歳入予算】67千円(需要費67千円) 【i歳入予算】67千円(需要費67千円)	(果委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。神奈川県人口統計調査 目的:常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。 調査事宜別別、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の基準を表現して、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の場合では、日本語の基準を表現して、日本語の基準を表現して、日本語の基準を表現して、日本語の基準を表現して、日本語の表現を表現して、日本語の表現の基準を表現して、日本語の表現を表現して、日本語の表現を表現して、日本語の基準を表現して、日本語の基準を表現して、第1年の表現を表現して、第1年の表現を表現して、第1年の表現を表現して、第1年の表現を表現して、第1年の表現を表現して、第1年の表現を表現して、第1年の表現を表現して、第1年の表現を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の基準を表現して、第1年の表現を表現を表現されて、第1年の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施する ことにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的:常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。 調査事力別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別輸出人名数等 相奈川県年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。 調査事項:出生者数、出生年別の死亡者数、転出任用別の死亡者数、転出の町村内町丁・字別人口集計目的:母年1回人口の生齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。 【成出予算】目的:日本では「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施するにより、各種行政施策の基礎資料とする。神奈川県人口統計調査目的:常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者市町村財助人口統計調査目的:保住人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。。 出生者数 知り 中間 一切	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	文化行政推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	生涯学習課・企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	20,826千円	5千円	5千円	1,045千円	5千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	1,000千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 豊かで彩りのある市民文化を創造していくため 「新世紀さがみはらブラン」や文化振興の指針である「さがみはらブル振興プラン」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。 【内容】 相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら文化を全国、世界に発信する事業として推進するもの。(相模原市共催事業)・相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら実行委員会への補助金の交付 19,500,000円 優秀映画鑑賞推進事業 東京国立近代美術館フィルムセンターで保存している数々の名画の鑑賞を通じ、映像文化の振興を図り、市民文化の向上に寄与する。 ・優秀映画鑑賞会映写機使用料及び会場使用料462,000円 相模原市邦舞三曲連盟への補助金の交付 相模原市邦舞三曲連盟への補助金を交付し、市民文化の向上に寄与する補助事業の推進を図る。 ・相模原市邦舞三曲連盟補助金 36,000円 公共施設使用料	【目的】 「個性ある地域文化の創造をめざして「新総合計画しろやま21ブラン」基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。 【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、 県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政 の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究 会議に参加している。 【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円	【目的】 芸術文化振興を支援するとともに、地域文化の向上をめざして「第二次新津久井町総合計画」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。 【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、現及び市町村相互の繁密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。 【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円	【目的】 美しい郷土の自然を愛護し伝統文化の保護・伝承と人間性豊かな芸術文化活動の推進を図る。 【内容】 文化活動に対する住民参画の場と発表の機会の設定 多彩な文化的事業の推進と団体、グループの育成 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図る、県市町村 文化行政研究会議に参加している 【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 10,000円 【企画財政課】 予算額 1,035千円 根拠法令等 相模湖町かおる文化とうるおいの町づくり 基金及び管理に関する条例 一般財源 35千円 特定財源 1,000千円(基金繰入金) 目的 町民参加による文化活動や活性化学プロルでいない 団体に対して、事業に要する経費の一部を予算 の範囲ないで補助金として交付する。 事業内容 ・可まニュュ事業 ・コミニュラ事業 ・コミニュラ事業 ・コミニュラ事業 ・コミニュラ事業 ・コミニュラ事業 ・ブレ、経験ので、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	【目的】 里山の伝統文化とふるさと芸術村の融合を図り、「藤野町第4次総合計画」に基づき、藤野町固有の文化行政の総合的な企画及び推進を行う。 【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、現及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。 【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
	各種事務事業の取扱い		企画部会				
	事務事業名		協議ランク				
	相模原市民文化財団経費						
8	怕侯原中氏文化别凹經員	1	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課		
根拠法令等	民法第34条・ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に・ 関する法律・ 財団法人相模原市民文化財団寄附行為・						
歳出予算額(平成16年度)							
歳入予算額(平成16年度)							
【事務事業の内容】	【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動の支援、文化情報の収集提供等の幅広い事業を実施する財団法人相模原市民文化財団に対し、事業費及び法人遺営に係る経費の助成を行う。 【助成の内容】 1.市民文化財団事業費補助金 145,284千円(内駅)・法人情報の収集提供等事業費 73,034千円・文化情報収集提供等事業費 72,250千円 2.市民文化財団運営費負担金 319,754千円(内駅)・法人運営費、固有職員人件費等 181,753千円・カ派。通職員人件費等 181,753千円・カ派。通職員人件費等 181,753千円・カ派。通職員人件費等 181,753千円・市派遣職員人件費等 181,753千円・市派遣職員人件費等 100,001千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	相模原市民文化財団経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	(内訳) 事務局長 1人(市) 総務課 5人 (市3人、固有2人) 事業局長 1人(市3人、固有2人) 事業課 9人 (市4人、固有3人、嘱託2人) 相模原市文化会館5人 (市1人、固有4人、嘱託3人) 杜のホールはしもと6人 相模原市民会館6人 相模原南市民会館6人 相模原南市民会館6人 相模原南市民会部6人 相模原南市民公司有1人、嘱託3人) 和 相模原南市民公司有1人、嘱託3人) 和 持衛原南市民公司有1人、嘱託3人) 和 持衛原南市民公司有1人、嘱託3人) 市民公司提供金额管生生力上化多彩5.3 な事。 化施設の規模、特性養性を生力上化多彩5.3 な事。 アーク担与いるブラで活動の大きで変文化活動のブラで活動ので、活話とを提供することを提供することを提供することで、大きないので、大きないのいの、大きないのいの、大きないの、大きないの、大きないの、大きないの、ないの、大きないの、ないのはないのはないのはないのはないのい				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
9	文化施設管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課		
	相模原市立文化会館条例、相模原市立杜のホール・はしもと条例、相模原市立市民会館条例						
根拠法令等							
歳出予算額(平成16年度)	692,391千円	3,626千円					
議入予算額(平成16年度) 【事務事業の内容】	【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で利用できるよう施設の維持管理及び運営に努める。 【施設名】 1.相模原市文化会館 2.杜のホールは会館 4.相模原南市民ホール 【事業内容】 1.施設の管理道営業務(財団法人相模原市民文化財団に会産・4.相模原南市民ホール 【事業内容】 1.施設の管理道営業務(財団法人相模原市民文化財団に登書) 2.施設の制用系認即間分の支払 【主な委託業務の範囲】 1.施設の組持管理に関する業務 2.施設の組持管理に関する業務 2.施設の組持管理に関する業務 2.施設の組持管理に関する業務 2.施設の組持管理に関する業務 2.施設の組持管理に関する業務 2.施設の組持管理に関する業務 2.施設の組持管理に関する業務 2.施設の組持管理に関する業務 4.組模原市文化会館 平日 215,000円 土・日・休日 284,000円 土・日・休日 107,000円 2.杜のホールはしもと 平日 80,000円 土・日・休日 107,000円 3.相模原市民会館 平日 80,000円 土・日・休日 113,000円 4.相模原市市民ホール 平日 80,000円 土・日・休日 113,000円 4.相模原市市民ホール 平日 28,000円 土・日・休日 113,000円 4.相模原市市民統一ル 平日 28,000円 土・日・休日 113,000円 4.相模原市市民ホール 平日 28,000円 土・日・休日 138,000円 なお、施設管理者の収入となる利用料金は加速設管理者の収入となる利用料金は加速设を導入しているため、予算編成時に利用料金収入見込額を委託料から差引く。 【ホールの利用実績】(平成15年度) 1.相模原市市民会館ホール 207件 44,613人 3.相模原南市民ボール 207件 148,862人 229件 45,626人	【目的】 町民の多様な芸術文化活動や文化的交流を促進するため、その拠点となる文化施設等の整備について検討する。 【内容】 ・水源地域文化交流促進施設可能性調査業務委託 3,000千円町民要望の高いホールを備えた文化施設の整備について、現状の財政状況を踏まえ、既存施設、用地、規模など様々な面を検証し、実現化方策を見出す。 ・取得済用地の管理 333千円中央公園計画に基づき取得した文化センター建設用地の管理 (2筆 944.93㎡) ・文化センター等建設事業基金の管理平成5年に基金を設置、文化センター等建設事業をお設積、文化センター等建設事業に影響を表し、文化センター等建設事業に表当するため積み立ている。平成15年度末現在高 448,688千円平成16年度末残高見込 448,981千円	該当なし ・各地域センターについては、各支所等が管理、 運営。 (市民部会の「地域センターの管理運営事業に 記載) ・文化福祉会館については、生涯学習課が管理、 運営。 (生涯学習部会の事業として記載)	生涯学習部会生涯学習課事務事業番号29「県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること」に別掲	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29			企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	文化施設管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	【相模原市民文化財団の概要】 1.目的 相模原市民文化の向上及び振興に関する事業を 行うとともに、市民の自主的、創造的な文化活動 の促進を図ることにより、いきとした市民文 化の創造に寄与することを目的とする。 2. 役員 理事長 1人 理事長 2人 常務理事 1人 理事長 2人 3. 基本財産 100,000千円(全額相模原市出資) 4. 職員数(H16.5.1 現在) 市派遣職員13人 固有職員10人 嘱託13人 【特定財験】 1. 名称 貸付業者電気料等収入 2. 内容 食堂・売店・自販機等の実費負担金 3.金額 157千円 【その他】 平成18年4月に指定管理者制度へ移行予定					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
10	国際交流事業		A協議会B幹事会C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課		
根拠法令等	Alberton	360-27JBA	(m0-37) IIA	AL COLUMN	833 (7 g)		
歳出予算額(平成16年度)	16,043千円		2,225千円		758千円		
歳入予算額(平成16年度)	200千円		0千円		600千円		
【事務事業の内容】	1. 友好都市交流(相模原市国際化推進委員会委託事業) 【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界各都市との順幅には国際交流・国際協力を進始無常 一方と、1985年に中国江鎮・日本とを目的に、相模原市は1985年に中国江鎮・日本とを目的に、相模原市は1985年に中国江鎮・日本とを目的に、相模原市は1985年に中国江鎮・日本と、1994年にカナダ旧スカボロー市に現・トロント市)と友好都市を締結した。 【事業概要】 無錫市 相互友好訪問、研修生の受入れ、友好都成17年度)等 トロント市 相互友好訪問等 2. 市国際化推進事業支援金 【目的】市内市民団体に対し、国際理解と国際協調を促進するため、市が市国際化推進事業支援金 【目的】市内の市民団体に対し、国際理解と国際協調を促進するため、市が市国際化推進事業支援金 【目的】市内の主団体に対し、国際理解と国際協調を交がしままり、事業市民団体が教育、対し、ス場合に交付である。 大好都市交通・事業 市民団体が教育、文化、ス場合に交付市内在住付者1人につき5000円、1事業10万円以下15年度交付実績 0件 0円 3、オプロスがコリッ等を通りで担模原事業で対け、1事業につき事業での1/3以内で15万円以下15年度交付実績 2件 284000円、1事業につき事業を173以内の留資半を支援する事業に交付1事業につき事業の1/3以内で15万円に15年度交付実績 2件 300000円 3. 市内在住外国支援(相模原市国際化推進委員会委託事業)【日本話表が表現するため日常規度がより、19を推進するを目的とよに必要な情報の提供を行っている。【事業概要】日本語表が表現は、195年に任みよい環境でくりを推進するため日常規要とは、195年に任みよい環境でくりを推進するため日常規要とは、195年に任みよいでは、195年に任みよいでは、195年に任みよいでは、195年に任みよいでは、195年に任みよいでは、195年に任みよいでは、195年に任みよいでは、195年に任みよいでは、195年に任みまでは、195年に任みまでは、195年に対している。15年に任みまでは、195年に任みまでは、195年に任みまでは、195年に対している。15年に任みまでは、195年に対している。15年に任みまでは、195年に対している。15年に任みまでは、195年に任みまでは、195年に任みまでは、195年に対している。15年に任みまでは、195年に任みまでは、195年に任みまでは、195年に任みまでは、195年に任みまでは、195年に対している。15年に任みまでは、195年に任みまが	該当なし	1. 友好都市交流 【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界各都市との幅広い国際交流・国際協力を進めることを目的に、津久井町は1991年にカナダ・トレイル市と友好都市を締結した。 【事業概要】 トレイル市 相互友好訪問 2. 国際交流推進団体支援事業 【目的】 町内の町民団体に対し、国際理解と国際協調を促進するため、町が国際交流推進団体支援金を交付し本町の国際化の推進を図っている。 【事業概要】 「国際交流推進団体補助津久井国際交流推進団体補助津久井国際交流推進団体補助津のの100円(平成16年度が6) 団体の活動内容 (1) 町の国際交流事業の支援 (2) 町民との交流事業の開催 (3) 在日外国人との交流事業の開催 (4) 講演会及び報告会の開催 3 財源 津久井町ふるさと文化振興基金を充当	該当なし	(目的) 草の根の国際交流機会を身近な地域で創出する。 【内容】 駐日オーストリア大使館を仲介とする「オーストリア教育芸術省藤野芸術の家」としての活動拠点、駐日オーストリア大使館員と国際交流サッカー大会「ふじの国際政策研究会議に参加 【負担金】かながわ自治体の国際政策研究会負担金8,000円		

人份协议市位亚口	合併協議事項		東朗郊人名				
合併協議事項番号			専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
11	国際交流ラウンジ管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課		
根拠法令等							
歳出予算額(平成16年度)							
歳入予算額(平成16年度)							
【事務事業の内容】	【さがみばら国際交流ラウンジ設置の目的】 地域の国際化や国際理解を推進するため、外 国人市民に対する情報提市を限及び外国人市民と で支援する時報として、一さがみはら国際交流可供の活動の場として、「さがみはら国際交流では、 事ででは、一ないのでは、 100.2平方メートル 「さがみばら国際交流ラウンジ運営等のでは、 100.2平方メートル 「さがみばら国際交流ラウンジの施設】 (1)該話室(2)会議室 (開所時間) ラウンジの関所時間は、午前10時から午後8時50分までとする。(ただし、日曜日は午後6時まで曜日の分子でとする。(ただし、日曜日は午後6時まで曜日の分子でとする。(ただし、日曜日は午後6時まで曜日がみ、12月28日から1月3日休館 「国際交流ラウンジの運営方針などを協議、を持ちて曜日がある。 「国際交流方の関係の概要】 国際交流方の関係を関係である。「表述を協議、を対して、ラウンジの運営が計などを協議。 100.2平方メートル 「本がみばら国際交流を引きる。(ただし、日曜日は午後6時まで曜日がある。(ただし、日曜日は午後6時まで曜日がある。(ただし、日曜日は午後6時まで曜日がある。「本学では、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

合併協議事項						
		専門部会名 企画部会				
	車森					
					1	
相模原市	城山町		津久井町	相模湖町	藤野町	
文化国際課	政策秘書課	企画政策室		企画財政課	まちづくり課	
10.045千円						
【目的】	該当なし	該当なし		該当なし	該当なし	
文部科学省(旧)宇宙科学研究所の研究施設のある3市2町がユーモア法でロディで連邦国家を組織し、共和国相互に経済、教育文化、福祉等、多様な交流を通じて地域間のコミュニティの譲成・活性化を図る。 【概要】 建国田:昭和62年10月20日 建国国趣旨:昭河連邦を構成する各共和国と連携し、突頭あぶれるユートピアの創造を目指す。 【組織】 サガミハラ共和国の行政を担当するため各府省を置き、それぞれの担当譲が業務にあたる大統領府、国務省、通商産業省・農業水産省、教育文化省 【主な事連連邦サミット・フォーラムへの開催2.各共和国行政を展開である。1.銀河連邦が発展、高市民まつり等で、の名特を開催しての物産交流の実施8字字音学校」の開催2.名共和国では、1.銀河東外の各种産額などを通じての物産交流の実施8字字音学校」の開催7.スポーツを通じての各共和国との交流事業の実施97年3年4日ので、企業を発展を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を						
	事務事業名 銀河・連邦サガミハラ共和国 相模原市 文化国際課 10,045千円 0千円 【目的】 文部科学省(旧)宇宙科学研究所の研究施設のある3市2 町が相互に経済、教育文化、福祉等、多様な流を通じて地域間のコミュニティの観成・活性化を図る。 【概要】 建国田 : 昭和62年10月20日	事務事業名 銀河連邦サガミハラ共和国事業 相模原市 地山町 文化国際課 が、山町 が、山町 が、山町 が、山町 が、山町 が、部科学省(旧)宇宙科学研究所の研究施設のある3市2町がコーモアとバロディで連邦国家を組織し、共和国相互に経済、教育、文化、福祉等、多様な交流を通じて地域間のコミュニティの観戒・活性化を図る。 【概要】 建国国 に 昭和62年10月20日 は国国 は 明神が 産業が業務にあたる 大統領所、国務省、通商産業者・農業水産省、教育文化省 は河連邦サミット・フォーラムへの開催 2.名共和国が等への特徴派遣 3.市民まつり等への特性派遣 3.市民まつり等への特性派遣 3.市民まつり等への特性派遣 3.市民まつり等への特性派遣 5.銀河連邦や医根や物産斡旋などを通じての物産交流の実施 5.銀河連邦や医根や物産斡旋などを通じての物産交流の実施 5.銀河連邦・とも留学交流事業への参加 6.宇宙科学啓発事業・宇宙科学啓集和国との交流事業の	事務事業名	野務事業名	# 1	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29						
	事務事業名		協議ランク			
13	国際交流基金の運用管理		協議フンク A協議会 B幹事会 C専門部会			
13		T	八肋武云			T
	相模原市	城山町		津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	総務課	総務課		企画財政課	まちづくり課
	相模原市国際交流基金条例					
根拠法令等						
IKIZIA 4 IJ						
造山圣質額 (亚成16年度)	400 T III					
歳出予算額(平成16年度)						
1300 (3) 1 100 (1 1 100) 2)	100千円				拡 出かし	該以たし
【事務事業の内容】	【背景及び目的】 世界各国の相互依存関係が深まる中、地域社会においてもまでは関係が保護をした。本市においても「世界に開かれた地域社会の形成」を国際化産とした。友好部市や海外諸市の人々と市民の方々との交流をはじめ、芸術、文化での交流を開している。こうした中、市民の方々を主体とする国際交流をさらに推進するためには、継続的で安定的な環境づくりが必要と考え、平成6年4月に相模原市国際交流基金を設置した。 【概要】 当該基金は、本市の積立金と市民の皆様や団体、企業などからの寄付金を原資として積立で、その運用益を利して広範で多様な活動を助政的に支援することによって、本市の活動を一層推進するものである。 【活用状況】 国際政法基金の運用額については、国際交流事業経費・国際交流基金の運用額については、国際交流事立として国際、化推進3年度等付金実度・1年1610,000円平成15年度寄付金実績 1件計150,000円平成15年度寄付金実績 3件計204,196円 明成15年度寄付金実績 3件計204,196円 明成16年5月現在)5月27日現在の基金総合計 249,270,963円 5月27日現在の基金総合計 249,270,963円	該当なし	該 当 な し		該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	男女共同参画に関する事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	男女共同参画課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	男女共同参画社会基本法・ さがみはら男女共同参画推進条例	男女共同参画社会基本法・ 男女共同社会づくり推進委員会設置要綱・ 神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の協働に・ よる女性の暴力に対する緊急一時保護事業実施要・ 網・	男女共同参画社会基本法・	男女共同参画社会基本法・ 男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法・ 男女共同社会プラン・ 神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の 協働による女性の暴力に対する緊急一時保 護事業実施要綱・
歳出予算額(平成16年度)	12,873千円	123千円	0千円	152千円	6 6 千円
歳入予算額(平成16年度)	500千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 男女がともにその個性と能力を発揮できる社会の実をめざい、男女共同参いを推進後を図まます。 対力を発揮をのできると、	【目的】 男女共同社会づくり行動ブランに基づき、社会のあらゆる分野に女文性と男性が共同で参画する男女共同参画社会の実現をあざし、女性施策を総合的、効果的に推進委員会の開催・町民、学識経験者等により男女共同社会づくり行動ブランの推進に関わる審議を行う。 男女共同参画支援事業・民間活動団体と協定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。 65千円 1市4町男女共同参画啓発事業・相様原市と津久井郡4町の共催による1市4町男女共同参画フォーラムを開催する。 40千円	【目的】 男女共同参画社会の実現に向け、町民意識の向上を図るとともに、夫・パートナー等からの暴力により人権侵害を受けている女性の救済を図る。 【内容】 1市4町男女共同参画啓発事業・相模原市と津久井郡4町の共催による1市4町男女共同参画フォーラムを開催する。48千円緊急一時保護事業。と開活動団体と議定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。130千円(負担金】 緊急一時保護施設分担金 130千円(入所1件:65千円 平成15年度実績0件)	【目的】 男女共同参画ブランに基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、その実現に向けて啓発活動を推進する。 【内容】 ・フォーラム開催費 70千円 ・シェルター運営費負担金 65千円 ・協議会だよりの発行費 17千円	【目的】 男女共同参画ブランに基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、その実現に向けて啓発活動を推進する。 【内容】 ・フォーラム開催費 66千円 ・シェルター運営費負担金 65千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	男女共同参画推進センター	会 理:				
8	男女共同参画推進 ピノダー	官理理吕争耒 	A協議会 B幹事会 C専門部会	1	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課	
	相模原市立男女共同参画推進センター条例					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	35,085千円					
歳入予算額(平成16年度)	4,607千円					
【事務事業の内容】	【目的】 男女共同参画を推進する活動拠点として、女性にも男性にも、あらゆる世代に開かれた施設として、新たなパートナーシップの創造を目指し、センター事業体系に基づき具体的な事業を推進する。 【内容】 指定管理者による管理運営(センターで行う男女共同参画を推進するための事業並びに、管理運営を指定管理者に委任する。) ・NPO法人男女共同参画さがみはらへ委託 22,775千円 女性相談員による女性のための相談事業 ・ソレイユさがみ女性相談室において、相談事業を実施する。(一般相談、専門相談) 11,069千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	調査研究事業の実施 ・女性を取り巻く諸問題の解決や男女平等意識 の願威に向けた取り組みを進めるため、市民 の主体的で自由な発想に基づく調査・研究活動に対する助成を行う。 330千円 【男女共同参画推進センター使用料】 使用料 セミナールーム使用料 5,898千円 うち減免見込額 1,474千円 (25%) 個人利用分 183千円 + =4,607千円(収入見込)					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
6	平和思想普及啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	涉外課	総務課	総務課	総務課	総務課		
根拠法令等	なし	なし					
歳出予算額(平成16年度)	3,867千円	190千円	0千円	20千円	0千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
「事務事業の内容」	「概要】 「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づく、平和思想普及啓発のため、関連事業の開催等を行う。 「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づく、平和思想普及啓発のため、関連事業の開催等を行う。 「核兵器廃絶、世界の恒久平和を願い都市宣言をした。 【内容】 1 「市民平和のつどい」の開催 「目的」 核兵器廃絶、平和都市宣言の趣旨に基づく、平和思想の普及する。 「内容」(1) 市民平和のつどい」の開催 (2) 平和映画の上映(3) 平和映画の上映(3) 平和映画の上映(3) 平和映画の上映(3) 平和映画の上映(5) 平八木ル巡回展 [主催] 相模原市 [企画・立案・運営] 「市民平和のつどい」実行委員会 「予算」 152千円 2 日本非核宣言自治体協議会総会(長崎)及び平和活念式典(広島)に職員を派遣 「予算」 152千円 3 平和関連団体等の負担金、補助金及び交付金日本非核宣言自治体協議会総会参加負担金 60,000円日本非核宣言自治体協議会総会参加負担金 5,000円日本非核宣言自治体協議会総会参加負担金 10,000円原水爆禁止相模原地区平和行進贄助金 10,000円原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円	「概要」 「非核平和都市宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、平和のつどいの開催などを行う。 【非核平和都市宣言] 昭和60年12月に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。 【内容】 1 「平和のつどい映画会」の開催 [目的] 非核平和都市宣言の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため開催する。 [内容] 平成15年度 「えっちゃんの戦争」の上映 平成15年7月24日 (午前・午後の部の計2回上映) [予算] 190千円	「概要】 「核兵器廃総平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。 「核兵器廃総平和宣言] 昭和60年8月6日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。 【内容】 1 近年、具体的事業の実施なし	【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。 【核兵器廃絶平和宣言] 昭和61年9月22日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。 平和関連団体等の負担金、補助金及び交付金日本非核宣言自治体協議会分担金 20,000円	【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。 【核兵器廃絶平和宣言】 昭和60年9月12日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。 【内容】 1 近年、具体的事業の実施なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
7	基地対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	涉外課	総務課	総務課	総務課	総務課		
根拠法令等	日米安全保障条約・ 日米地位協定・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法・ 律・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律・ など						
歳出予算額(平成16年度)	9,397千円						
歳入予算額(平成16年度)	1,174,940千円						
【事務事業の内容】	【概要】 市内米軍基地の返還の促進、厚木基地の米軍機 による騒音の解消、基地周辺の生活環境の保全等 を図る。 【内容】 1 市内米軍基地の早期返還など基地対策 [内容] 1 市内米軍基地の早期返還など基地対策 [内容] 1 市内米軍基地の早期返還など基地対策 [内容] 市内の米軍基地の早期返還など基地対策 [内容] 市内の米軍基地は、市民生活やま期の全面は、市民生活やま期の大きな障害ととにより早急に実現が図上でよるにより早急に実現が図上でよるにはり事態により事態により事態によるとともに要請別題の解決に取り給し、 (1) 和模線原市米電量基基地に起因する諸問題の解決に取り給る補給廠の野積場及び北側部のの早期返還企理のが外周道部分の一部部の解決に取り給る補給廠の野積場及び北側部のの中期返還(2)キャンが大及び外周道部分の一部部(3)相模原住宅地区の共同使用区域域の指数では、市民生活を設置を設置となどともに要請が表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
	組んでいる。 (1) 夜間連続離着陸訓練(NLP)の硫黄島で の全面実施 (2) 訓練全態に伴う事前の情報提供 (3) 住宅防音工事助成対象区域の拡大 (4) NHKテレビ受信料助成制度の適用 など [航空機騒音オンライン監視システム] 市南部地域の4箇所に騒音計を設置し、航空機 騒音を測定するとともに、測定機と渉外譲をオ						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	基地対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
'						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	の集計等を行っている。 「歳入予算」 6,870千円 3 基地交付金 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する 法律に伴う交付金 [基地交付金資産調査システム] 基地交付金の算定調査をなる基地内資産台帳調査のためのシステム。 「歳入予算」 国有提供施設等所在市町村助成交付金 1,000,000千円 施設等所在市町村調整交付金 77,000千円 4 基地関係連絡協議会等負担金、補助金及び交付金 (予算) 全国基地協議会負担金 295,000円 防衛施設周辺整備全国協議会負担金 12,000円 県基地関係県市連絡協議会負担金 60,000円 県基地関係県市連絡協議会負担金 70,000円 原本基地関係第市連絡協議会負担金 40,000円 原本基地関係第市連絡会議負担金 40,000円 原本基地関係第市連絡会議負担金 10,000円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 1	YUIタウンプロジェクト		A協議会 B幹事会 C専門部会		
11423	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課				企画課
根拠法令等					なし
歳出予算額(平成16年度)					0千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				【目的】 豊かで、かつ、持続可能な社会のあり方を見つけるための社会実験を行い、循環型社会における経済形態を模索する。その結果、地域の活性化を図ることを目的とする。 【内容】 町内に土地を確保し、そこに人居希望では、大陽光・パ畑イオで収穫がと土地の利用権をなどの食物を食立したの物を食立したの調査が選別を活用す資源循環型社会のだった。 「本部用し、田石ので等、地域内の自か、産業が生まれてくる。」のは、現在は定期のプロジェクトであり、現であり、現であり、現では、関連をは、関連をは、関連をは、関連をは、関連をは、関連をは、関連をは、関連を

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 2	地域再生プログラム(旧領	(個小)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
IX ≠ J. Z	相模原市	城山町	津久井町	 相模湖町	藤野町
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	企画政策課	7,200	777777	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	企画課
担当課名	正凹以東議				近回課 地域再生推進のための基本方針
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)					32,620千円(単年度)
歳入予算額(平成16年度)	<u> </u>				15,000千円(単年度)
【事務事業の内容】	該当なし				【目的】 都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、荒廃地の増加、森林の荒廃地の増加、森林の荒地や地域活力の低下が見られる中で、地無ので、地域活力の低下が見られる中で、地域では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	国際の対象の		協議ランク		
藤野 3	一万段階段プロジェクト		A協議会 B幹事会 C専門部会		
別公主」 う		I		1-14-1	**
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課				まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)					130千円
歳入予算額(平成16年度)					一般会計
【事務事業の内容】	該当なし				【事業概要】
					事業コンセプト・・・スポーツを通じ青少年 の健全育成を図り、各種スポーツの振興に貢
					献し、1万段の階段を多くの青少年をはじめ、精神と肉体の鍛錬を志す方々が訪れるよ
					うな「聖地」づくりを目指す。
					事業箇所・・・藤野町佐野川地区(建設予定 地である本町北部地域は、水と緑が豊かな自
					然と懐かしい山里の風景を残した景観地が随
					所に存在し、優れた自然を保護する目的でも 県立自然公園に指定されている。現在この自
					然公園への来園者は約20万人を数えるが、地域への経済効果はそれほど期待できず、また
					関内の荒廃が進み眺望も悪化をたどり自然公
					園としての魅力の低減という現状に危機感を 募らせている状況である。世界一の段数とな
					る本事業計画は、町と地域住民の協力を頂き
					町のシンボル的な施設という位置付けで、進 捗している。既存の観光施設や、多くの地域
					資源と有機的に連携しながら、世界的な施設
					として宣伝、広告し各種イベントを行い、集 客をはかれば現状の来園数を大幅に増加させ
					ることは容易である。また、都心からのアク セスもよくJR若しくは高速自動車道を利用し
					て約1時間ほどで到着する。)
					【施設概要】 頂上まで約1,000mあり、尾根つたいに起
					伏を利用して全長約5kmの石段を建設予
					定。途中尾根を渡る地点2ヶ所は下りとなり、怪我やその他事故に備え林道へ抜けられ
					るように配慮し、またアップダウンの階段昇
					降運動はトレーニングに最適である。入り口 地点にタイムレコーダーを設置し途中数ヶ所
					にこれを設け、登頂認定書を発行、登頂認定
			1		書などICタグ等で通過地点の把握やデータ管理を行うデジタル化も検討中である。
					一万段階段の建設 全長:約5キロメートル/幅員:2.7m幅
					スタート地点は5.3m幅/材料:御影石の石
					段、手擦り 付帯施設:トイレ、休息所、タイム計測
					所、展望所、管理棟
					【一般会計計上予算】 平成16年度 需用費30千円、旅費100千円
					(熊本視察含む)計130千円
					1

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 4	ふるさと芸術村構想事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
				I	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課				まちづくり課
根拠法令等					
造山之笠郊 / 亚代4C左连 \					0.T.III
歳出予算額(平成16年度) 歳入予算額(平成16年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				【事業概要】
▶ ●初尹耒の内谷 ♪	1.00				昭和61年度の「いきいき未来相模川プラ
					ン」の主要プロジェクトの一つの事業。 「自然と人間の共存と融合」を基本理念
					に、豊かな創造性を育み、新しい芸術・文化
					の拠点づくりを進め、個性あるまちづくりを 目指した事業。
					主な事業内容は、以下のとおりであり、そ
					れぞれ一元化調書に記載した。 藤野ふるさと芸術村メッセージ事業
					(アート・スフィア)
					アーティスト・イン・レジデンス事業 野外環境彫刻事業(一元化調書「彫刻の
					あるまちづくり」に記載)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
			企画部会		
	事務事業名		協議ランク		
藤野 5	アーティスト・イン・レジ	デンス事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
がまりり				10.1#340#7	++ m2 m2
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課				まちづくり課
担加什么笑					
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)					0千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
	該当なし				【目的】
!					地域文化交流の拠点として、アーティスト・イン・レジデンス(国内外の芸術家が滞
!					在し創作する拠点)の整備を検討する。
!					【内容】
!					町内の空き家を芸術家に紹介し、滞在する のに必要な調整を行う。
!					
!					
!					
!					
!					
!					
!					
!					
1					
!					
!					
!					
!					
!					
!					
1					
!					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29			経済部会・財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 6	まちづくり助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
」 「「「「「「」」 「「」	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		7% LL 1	742(714)	1018/61-1	
	パートナーシップ推進課				まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)					400千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
「「本のでは、」」」、「本のでは、」」、「本のでは、「ものでは、「本のでは、「ものでは、こので	該当なし				(日的) 住民の地域づくりに対する自主磁力の顧成 住民の地域づくりに対する自主磁力の顧成 と地域の活性化を図っていくとともに、成まり 可総合計画の具体化を図っていくため、まち ずくりに関する自主的な住民組織の活動や事業 ・地域の環境美化活動又は事業 ・地域の環観づくり活動又は事業 ・地域の縁化推進活動又は事業 ・地域ののはでは事業・地域の縁とは一次では、 ・地域の最近とは、 ・地域の縁に指しまる活動又は事業 ・地域のは、 ・地域の最近といる。 ・地域の最近に、 ・地域の最近に、 ・地域の最近に、 ・地域の最近に、 ・地域の最近に、 ・地域の最近に、 ・地域の最近に、 ・地域のののの円以内とし、最 第 【交付基準】 即成金は、 1 団体、50,000円以内とし、最 4 年間を限度とする。 【予算】 平成16年度 総額 400,000円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名					
藤野 7	(仮称) 八王子市盲学校ボラ	ランティア宇翌	A協議会	B幹事会 C専門部会		
加米主」。/	相模原市	城山町	/ Industra	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課				11111111111	企画課
根拠法令等	正圆从来家					II. Bus GA
歳出予算額(平成16年度)						0千円
歳入予算額(平成10年度)						0千円
(本成人で手段) (本成10年度) (事務事業の内容)	該当なし					リード 東京都八王子盲学校の生徒の実習を兼ねたボランティア活動の場に藤野町の公共施設を提供する 【費用】 無料 【実習学年と人数】 3年生13人 【実習内容】ハリ、あんま 【場所】公共施設2箇所(現在の候補地は、14年の場合では、14年ののは、14年のものは、14年のものは、14年のものは、14年のものは、14年のものは、14年のは、14年のものは

総務部会

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	褒賞及び表彰事業(職員表	彰を除く)	Mic Aid		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	秘書課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	市表彰条例	町表影条例- 町名誉町民条例	町表彰条例	町表彰条例	可表彰条例
歳出予算額(平成16年度)	3.703千円	815千円	456千円	258千円	258千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
「「事務事業の内容」	【概要】 市表彰条例に基づき、市政の振興、公共の福祉 増進、文化の向上等に功労のあったもの又は広く 市民の模範となるものについて表彰を行うもの。 【内容】 1 表彰の種類 市政功労表彰、自治功労表彰、市民文化表彰 (1) 市政功労表彰(対象は、市民又は市に関係 産業、経済、土木、厚生、海防等本市の公共の福祉増進、教育、芸術、科学等の業績顕著なもの、善行著しいもの、他 (2) 自治功労表彰 市長 : 8年以上その職にあった者 市議会議員 :10年以上その職にあった者 執行機関の委員:15年以上その職にあった者 執行機関の委員:15年以上その職にあった者 執行機関の委員:15年以上その職にあった者 執行機関の表員:15年以上の職にあった者 (3)市民文化表彰(対象は市民) 教育、芸術、科学、福祉の向上等市民文化の 進展に寄与し、その業績特に顕著なもの 2 ・実施時期 毎年実施(11月20日) 3 ・表彰審査委員会(付属機関) 市長の諮問に応じ、表彰について審査し答申 する。 任期 1年 報酬 12,600円(日額) 委員の数 15人以内(15年度は14人) 市議会の議員 3人 市の執行機関の委員 3人 市場分が機関の委員 3人 常識経験のある者 6人 関係行政機関の 職員 2人	「世界	【概要】 「表彰条例に基づき、町自治の振興と徳行の高揚を図るために町政の振興、公共の福祉に功労のあったもの。又は広く町民の模範となるものについて表彰を行うもの。 「内容】 1.表彰の種類 一般表彰、町民功労表彰、自治功労彰 (1)一般表彰(対象は、町民若しくは本町に関係ある個人若しくは団体)生活改善業績顕著なしくは団体)生活改善業績顕著なしいもの、徳行もの、徳行もの、徳行ものあったもの、その他 (2)町民功労表彰多年にわたり、町政の進展、教育著といもの、との他 (2)町民功労表彰多年にわたり、町政の進展、教育者といもの、産業の発展等その他功績が特に顕著なもの (3)自治功労表彰。 「「長」に在職した者町議会による特別職の場員:満12年以上在職した者別をによる特別職の場員:満15年以上在職した者のとはによる特別職の職員:満15年以上在職した者のとはによる特別職のによる表員を議員・議局15年以上在職した者のとはよる特別職のによる表別のによる表別では、表彰について審査し答中する。 任期 2年 報酬会長8,000円(日額) 委員の数 7人以内(16年度は7人)町議会の議員の表別議員の表別では、表彰に対して、表彰について審査し答中する。	【概要】	【概要】 「表彰条例に基づき、町の振興寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。 【内容】 1 表彰の種類 一般表彰、功労家は、町民又は町に関係ある経済、土木入は、厚等等でにない、海野、石の大学等著な者、徳の人特に功強と、当時の自己を表彰しい者表彰(4月18年以上在職した者・一部で表彰(4月18年以上在職した者・明議会議員・10年以以上在職した者・非常動特別に10年以以上在職した者・非常動特別に10年以以上在職した者・非常動特別に10年以以上在職した者をおり後・収別後・収別後・10年以以上在職した者をおり後・収別人後・10年以以上在職した者をおりでを表彰にのの年数に達しないは、別に規則で定める。 (3)名誉町民(藤野町名誉町民条例) 2名(いずれも故人) 2、実施時期 毎天彰を査器のし、表彰について審査を開していては、京都については、別に規則で定める。 第0名書町、日月4日) 3・表彰の表もで特に対象が、表彰について審査を開けまる。の職員、日本のより

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		総務部会		
	事務事業名		協議ランク		
6	褒賞及び表彰事業 (職員表彰を除く)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		明名誉町民条例に基づき、町民又は町に関係の深い者で社会、政治、経済、教育、文化等の進展に貢献し、その功績が特に顕著で町民の敬愛を受けるものに対し名誉町民の称号を贈る。 【内容】 名誉町民には、名誉町民の称号、名誉町民章及び金一封又は記念品を贈る。 現在まで1名に贈る。存命者なし	并入开刊	イロイ夫 /J/リーリ	「「「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		総務部会			
	事務事業名		協議ランク			
7	私学振興に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
1		T		T	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	総務課	総務課	総務課	総務課	企画課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	市内の学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、私立学校が行う施設整備事業等に対し、助成を行うことにより、私立学校の健全な発達に資する事を目的とする。				【参考】 平成17年4月より、(仮称)学校法人シュタイナー学園が開校する予定である。新たな私立小・中学校ができることになる。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		総務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	情報公開に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課	企画課	
根拠法令等	相模原市情報公開条例、同施行規則(規程)、 同事務処理規程、同情報公開審査会規則、 同情報公開審査会運営規程	城山町情報公開条例、同施行規則(規程)· 同事務処理規程、同情報公開審查会規則· 同情報公開審查会運営規程	津久井町情報公開条例、町公文書の開示手続等に 関する規則、町情報公開事務処理規程、町情報公 開・個人情報保護審議会条例、同審議会運営規・ 程、同審査会条例、同審査会運営規程	相模湖町情報公開条例、同施行規則(規程) 同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人情報保・ 護委員会条例、同運営規程、同不服審査部会運営・ 規程	藤野町情報公開条例、同施行規則、 同事務処理規程、 藤野町情報公開・個人情報保護委員会条 例、 同審議要領、同不服審査部会審議要領	
歳出予算額(平成16年度)	531千円	172千円	414千円	311千円	261千円	
歳入予算額(平成16年度)	2千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 市民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の関覧や写しの交付を行う制度 【情報公開条例の概要】 (1)実施機関:市のすべての機関 (2)対象となる公文書:実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これきを撮影したマイクロフィルムを含む。)及びの知覚によっては認識することができない防式機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの。(3)公開請求できる者:市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する官間といているもの。(4)請求受付窓口:行政資料コーナー。なお、電イメメールによる請求で言語求事提出日翌日から起算して14日以内に公開する等の決定をしなければならない。(5)請求に対する決定:請求書提出日翌日から起算して14日以内に公開する等の決定をしなければならない。(6)費用:無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者数:98人請求件数:123件不服申立て件数:2件 【情報公開審查会の運営状況】 委員役取:55名 夏祖知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知	【目的】 町民等の請求に基づき実施機関が保有する公文書 の閲覧や写しの交付を行う制度 【情報公開条例の概要】 (1)実施機関:町のすべての機関 (2)対象となる公文書:実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関におして管理している者:(一人)のでは、「人人)のでは、「人人)のでは、「人人)のでは、「人人)のでは、「人人)のでは、「人人)のでは、「人人)、「人人)、「人人))、「人人)、「人人))、「人人)、「人人)、「	【目的】 町の保有情報は、町民との共有財産であり、町民は知りたいと思う町の情報を公開請求できる。町もその請求に対して公開していくことで、町民参加による一層公正で開かれた町政を実現しようとするもの。 【情報公開条例の概要】 (1)実施機関:町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、議会会員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査等を表し、以び申した文書、図面(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及びも確確的によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、実施機関が保有しているものとして、実施機関が保有しているものとして、実施機関が保有しているものといるものとして、実施機関が保有しているものである者:何人もできる。 (3)公開請求できる者:何人もできる。送による請求と対する決定:請求書提出日から起算しているものにおいまでは、まず書といるは、(5)請求に対する決定:請求書としなければならない。(6)費用:無料、ただし写しの交付作成に要する費用に請求者の負担。(7)出資法人等の情報公開:一定の法人について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 【運用実績(平成15年度)】 請求者数:10人人請求体数:123件不服申立件数:1件 【審査会の運営状況】委員数:5名 委員任期:2年間 15年度開催回数:2回 委員報酬:@7,400円	【目的】 町民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の 閲覧や写しの交付を行う制度 【情報公開条例の概要】 (1)実施機関:町のすべての機関 (2)対象となる公文書・実施機関の職員が職務上 作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電姫的 記録くで電子は認わることができな拡付機関の職員が職務上 れた記録をはいる。)つきあって、実施機関が解有 しているまのとして、実施機関が保有 しているまのとして、実施機関が保有 しているまのとして、実施機関が保有 している事務所若しくは事業所に勤務する者、町 内の学校に在学する者、町内に住所を有する者、町 内の学校に在学する者の公開を必要 とする理由の場合が要とする理由では請求書の公開を必要 とする理由でいる。 (4)請求と対する決定:請求書提出のあったとしな ければならない。 (6)責用:無料、ただし写しの交付に要する費用 は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開:一定の法人について必要な措置を講ずる 【運用実績(平成15年度)】 請求格数:33件 不服申立て件数:0件 【委員会不服審査部会の運営状況】 委員任期:2年間 15年度部借回数:0件 15年度開催回数:0件 15年度開催回数:0円 その他 8,100円	【目的】 可民等の請求に基づき実施機関が保有する 行政文書の閲覧や写し等の交付を行う制度 【情報公開条例の概要】 (1)実施機関:町のすべての機関 (2)対象保力を持った。 (2)対象保力を持った。 (3)公開請求にをしている。 (3)公開請求でをしている。 (4)請求受付を行うが、 (5)請求に対する。 (5)請求に対する。 (5)請求に対する。 (5)請求に対する。 (5)請求に対する。 (5)請求に対する。 (5)請求に対する。 (5) 音音を表している。 (6) 音音を表しないる。 (6) 音音を表しないる。	

合併協議事項		専門部会名			
各種事務事業の取扱い		総務部会			
事務事業名 協議ランク					
個人情報の保護に関する事	務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課	企画課	
相模原市個人情報保護条例。 同施行規則(規程)、同事務処理規程、 個人情報保護審議会規則、同運営規程、 個人情報保護審査会規則、同運営規程	城山町個人情報保護条例、 同施行規則(規程)、同事務処理規程、 個人情報保護審議会規則、同運営規程、 個人情報保護審査会規則、同運営規程	津久井町個人情報保護条例、同施行規則、同事務- 処理規程、情報公開・個人情報保護審議会条例 同審議会運営規程、同審査会条例、同審査会運営・ 規程	相模湖町個人情報保護条例、同施行規則(規・程)、同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人・情報保護委員会条例、同運営規程、同不服審査部・会運営規程	藤野町個人情報保護条例、同施行規則、 同事務処理規程、 藤野町情報公開・個人情報保護委員会条 例、 同審議要領、同不服審査部会審議要領	
1,252千円	347千円	414千円	0千円	0千円	
1千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	
個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例(平成4年相模原市条例第29号)に基づき実施 【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関:市のすべての機関 (2)実施機関の義務:取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等:開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口:行政資料コーナー (5)請求(訂正)に対する決定:請求書提出日翌日から起算して14日(30日)以内に公開(訂正)するらの決定をしなければならない。期間延長14日(30日)を限度 (8)費用:無料、ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保育する個人情報に関する保護制度:事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、一定の出場法人が講ずべき措置 【運用実績(平成15年度)】開示請求件数:143件不服申立て件数:0件是正の申出:0件 【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】(1)目的 個人情報保護制度を変施するため、個人情報保護審議会に個人情報保護審査会の運営】(1)目的 個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営」の任意報保護審議会の開催:8回個人情報保護審査会の開催:3回 委員報酬:@12,600円	個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例(平成11年城山町条例第9号)に基づき実施 【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関。町のすべての機関 (2)実施機関の義務:取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等:開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口:町民情報コーナー (5)請求(訂正)に対する決定:請求書提出日から起算して15日(30日)以内に公開(訂正)する等して15日(30日)以内に公開(訂正)する等の決定をしなければならない。期間延長60日(75日)を限度(6)費用:無料、ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度:事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、出資団体等が講ずべき措置 【運用実績(平成16年度)】 開示請求件数: 1件 訂正請求件数:0件不服申立て件数: 0件 是正の申出 :0件 【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会(個人情報保護審査会の関係、審査会5名(2)平成15年度事業の内容個人情報保護審査会の開催:1回個人情報保護審査会の開催:01,000円(長員)	■ 1	個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を 防止しようとする制度で、個人情報保護条例(平成13年相模原市条例第3号)に基づき実施 【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関。新務:取扱いの制限、取扱事務の 登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正 な管理等 (3)自己情報に関する権利等:開示請求権、訂正 請求権、是正の申出 (4)請求受行窓口:行政資料コーナー (5)請求(訂正)に対する決定:請求書提出した 日から起算して15日(30日)以内に公開(訂 正)する等の決定をしなければならない。期間 延長60日(75日)を限度 (6)費用:無料。ただし写しの交付に要する費用 は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度:事業者の負担 (7)事業者の当済法、が講ずべき措置 【運用実績(平成15年度)】 開示請求件数: 0件 訂正請求件数: 0件 不服申立て件数: 0件 是正の申出: 0件 【情報公開・個人情報保護委員会を設置し 運営するもの。 (委員数:7名) (2)平成15年度事業の内容 委員会の開催:2回 委員報酬:弁護士、大学教授14,700円・ その他8,100円	個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関、呼成14年藤野町条例第15号)に基づき実施 【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関、町のすべての機関 (2)実施機関。駅東の制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、観点では管理等 (3)自己情報求権、記定付定」に対する表決定:請求以中、日本では、10時間では、10時	
		事務事業名	経務事業での取扱い 総務部会 日本日本 日本日本	翻議ランク 日本	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		総務部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
8	行政資料の収集、管理及び	提供事務	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名 根拠法令等	総務課情報公開室 相模原市行政資料コーナー管理規程・ 相模原市有償刊行物取扱要綱	町民課公文書の公開に係る事務取扱要領	企画政策室 津久井町情報公開条例・ 津久井町情報の共有化の推進に関する規則・ 津久井町町政情報コーナー管理規程・	総務課	企画課		
歳出予算額(平成16年度)	859千円	368千円	208千円	30千円	0千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	400千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	【目的】 市政をより深く理解していただくため、行政資料 コーナーを開設する。 【概要】 市の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、市政情報に関する相談・案内や複写サンセスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、図録、都市計画図など地図類の市刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。尚、市内12出張所でも有償刊行物の取次販売を行っている。。公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。 【場所】 市役所本庁舎1階 【面積】 103.9㎡ (情報公開室事務室を除く) 【資料点数】 15.130点 (平成16年度当初) 【有償刊行物数】 452種類 (平成16年度当初) 【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで(販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで) 【平成15年度実績】 (1)開所日数 246日 (2)利用人数 19,643人 (3)有償刊行物販売 2,841,360円 (出張所販売分5,150円、資料販売1,370円含む) (4)複写機利用 ・モノクロコビー®170円×61,201枚=612,010円®5分5,150円、資料販売1,370円含む) ・カラーコビー®140円×223枚=31,220円	【目的】 町政をより深く理解していただくため、町民情報 コーナーを開設する。 【機要】 町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、町政情報に関する相談・案内 地復写サービスを行っている。また、統計書、総 合計画書、予算書、都市計画図など地図類の町刊行物の委託販売を行っている。情報公開請求や個人情報研示等請求の窓口でもある。 【場所】 (場所) 「傷報公開室事務室を除く) 【適料点数】 1,055点 (平成16年度当初) 【有償刊行物数】 54種類 (平成16年度当初) 【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで (販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで) 【平成15年度実績】 (1開所日数 246日 (2)利用人数 約800人 (3) 渡写機力の円	【目的】情報公開制度を実施するため及び町政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。 【概要】 町や国、県等の刊行物を中心に資料を揃え、自由に関策していただくとともに、町政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、都市計画図など地図類の町刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。 【場所】 本庁舎2階町政情報コーナー 【面積】 が20.0㎡ (企画政策室事務室を除く) 【資料点数】 31種類 (平成16年度当初) 【開所時間】 午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで 【平成15年度実績】(1)開所日数 約610人(3)有償刊行物等販売 256,040円(4)複写機利用、モノクロコピー810円×3,574枚=35,740円・カラーコピー810円×3,574枚=35,740円・カラーコピー810円×3,574枚=35,740円・カラーコピー810円×3,574枚=35,740円・カラーコピー810円×3,574枚=35,740円・カラーコピー810円×3,574枚=35,740円・カラーコピー810円×3,574枚=35,740円・カラーコピー7リント料金85,250×12月 = 63,000円 「規写機能持経費812,075×12月 = 144,900円ブリント料金85,250×12月 = 63,000円 「規写機能持経費812,075×12月 = 63,000円 「規算報】 有償刊行物等販売代金 350,000円 コピー使用料 50,000円	【目的】 町政をより深く理解していただくため、行政資料 コーナーを開設する。 【概要】 統計書、総合計画書、予算書など町の刊行物を中心 に資料を揃え、自由に関覧することができる。公 文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。 【場所】 町役場3階 【面積】 39.6㎡ 【資料点数】 約3,000点 【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで	【目的】 町政をより深く理解していただくため、町政資料コーナーを開設する。 【概要】 統計書、総合計画書、予算書など町の刊行物を中心に資料を増え、自由に閲覧することができる。 【場所】 町役場1階 【面積】 約1m²(備え付け本棚で対応) 【資料点数】 約300点 【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	市史編さん事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総務課市史編さん室	教育委員会生涯学習課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	附属機関の設置に関する条例・ 相模原市市史編さん審議会規則・ 相模原市市史編集委員会設置要綱		津久井町史編さん委員会設置要綱- 津久井町史編集委員会設置要綱- 津久井町史編さん基本方針	相模湖町史編さん委員会要綱	
歳出予算額(平成16年度)	39,501千円		20,571千円	11千円	0 千円
歳入予算額(平成16年度)	5,099千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【附属機助】 相模原市市編さん審議会 【補助金・/交付金等】 (負担金) 県歴史的資料報 (持定財派) 1 (特定財派) 5,099千円 【概要】 中成16年度市市と売払収入 5,099千円 【概要】 中成13年度に市制50周年を迎えるに当たり、平成13年度から高・電子ではいる。 【目的】 の市史売払い 13年度の13年度の13年度の13年度の13年度の13年度の14年度の14年度の14年度の14年度の14年度の14年度の14年度の14	該当なし 【参考】 町史編さん事業は、町制施行30周年記念事業の 一環として昭和58年度から準備を進め、平成8年 度に終了した。 〈刊行物〉 町史1資料編(近世) 町史2資料編(近世) 町史3資料編(氏俗) 町史5通史編(原始・古代・中世) 町史5通史編(原始・古代・中世) 町史7通史編(近世) 町史7通史編(近世) 資料所在目録(近現代) 資料所在目録(近現代) 資料所在目録(近現代・近世補填) 新聞記書日録 風土記1号~5号	【補助金/交付金等】(負担金) 1 県歴史的資料取扱機関連絡協 負担金10千円 1 県歴史的資料取扱機関連絡協 負担金6千円 【特定財源】 「ふるさとと理解を書き、3 充当事業 「一次のでは、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1	町史編さん事業については、当初計画どおり平成5年度から平成9年度までの5年間事業として調査から執業、編集を行ってきました。 印刷については、当初10年度予算で歴史編、民俗編、自然編を同時に作成する予定でしたが、財政事情が厳しいことを考慮して次の予定で行う。(刊行予定)・歴史編(500部) 平成12年度刊行・民俗編(500部) 平成18年度刊行・自然編(500部) 平成19年度刊行	町史編さんに事業については、平成元年から平成4年度まで、執筆、編集を行ってきました。 印刷については、平成5年度に資料編、上・下を刊行し通史編については、平成6年度で刊行しました。 (刊行実績)・資料編下(1000部平成5年度刊行)・資料編下(1000部平成6年度刊行)・通史編 (1000部平成6年度刊行)・通史編

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		総務部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
6	市史編さん事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
U							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
【事務事業の内容】	(非常動特別職) 市史編さん室特別顧問 1人報酬2の19の日/月市史編さん調査員 3人報酬194100円/月	7%LIP1	## 12回開催、142人参加 身近な生き物調査(年7回、自然部会調査を兼ねる)5回開催、70人参加 津久井町の古文書を読む会(毎月1回、町史事 務局指導)12回開催、146人参加 町民大学「グリーンカレッジ」津久井の歴史講座への協力 医への協力 「中国編集委員会委員9名報酬(同上)町史編集委員会委員28名報酬(同上) 「中国編集委員会委員1名5日代表別では「明明書」 「中国報集委員会委員1名5日代表別では「明明書」 「中国報集委員会委員1名5日代表別では「明明書」 「中国報告報」 「中国報告報 「中国報告報」 「中国報告報 「中国報告報 「中国報告報」 「中国報告報 「日報 「中国報告報 「中国報告報 「日本報報 「中国報告報 「日本報 「日本報 「日本報 「日本報 「日本報 「日本報 「	[PILTITALITY]	DACES I P. J		

公供物理事的来 是	公併物議事項		 東期				
合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29 事務事業番号	各種事務事業の取扱い		総務部会				
	事務事業名		協議ランク				
6	行政改革推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	行政改革推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課		
根拠法令等							
歳出予算額(平成16年度)	307千円	70千円	180千円	45千円	1 2 0 千円		
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	【目 的】 新相模原市行政改革大綱の第二次実施計画『さがみの風』(平成14年度・平成16年度)に基づく行政改革の取組みを推進する。 【事業の概要】 『さがみの風』に基づく取組みの進行管理。 ・行政改革推進本部(市長、島田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	(日 的) 新城山町行政改革大綱、新城山町行政改革推進計画(平成14年度-平成16年度)に基づき行政改革の取組みを推進する。 【事業の概要】 行政改革推進計画に基づく取組みの進行管理。・行政改革推進計画に基づく取組みの進行管理。・行政改革推進本部のの開催・行政改革推進本部幹事会(各課・室長で構成)の開催・行政改革推進委員会(学識・団体・町民で構成)の開催・平成16年度で現推進計画の計画期間終了。(平成17年度以降は、行政評価制度により行政改革を推進する。)	(目 的)	(目的) 新相模湖町行財政改革大綱を推進を図るため。 【事業の概要】 ・行財政改革大綱・実施計画の策定及び実施に関すること。 ・行財政改革の進捗状況の報告と公表に関すること。 ・行財政改革本部(町長、助役、教育長、各課等の長の職)の開催 ・相模湖町行財政改革推進委員会(町民で構成)の開催	【目的】 藤野町行政改革大綱の推進を図るため。 【事業の概要】 ・平成9年3月策定した藤野町行政改革大綱 を在にしたこの間における行政改革の進捗状況を整理した。 ・行政改革推進委員会の開催等		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		総務部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
	(財)相模原市都市整備公	分+ 2市日 10个	A協議会 B幹事会 C専門部会				
7	(別)相撲房中部中空補公	州	AI协議式 P针争云 C等门部云				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	行政改革推進課	財務課	財務課	企画財政課	まちづくり課		
根拠法令等	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律・ 相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する・ 条例・						
歳出予算額(平成16年度)	59,302千円						
	0千円						
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市の100%出資により設立された (財)相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に資する。 【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成15年5月1日現在)】 (1)基本財産 2,000千円 (2)役員 理事 10人、監事2人 (3)職員体制 市派遣職員 175人 (4)主な事業内容ア公井施設の受託管理 34施設 イ 地域整備事業 ウ 自主事業	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		総務部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
8	外部監査契約に関する事務	t.	A協議会 B幹事会 C専門部会				
0	小山田耳子がに関する事が	1	八加俄云	마타쿠즈 Vəlling			
	相模原市	城山町		津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	行政改革推進課	総務課	総務課		総務課	総務課	
	地方自治法・ 相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例・	地方自治法・ 城山町外部監査契約に基づく監査に関する条例					
	伯侯原中が印盖直矢部に奉うく盖直に関する赤河・						
根拠法令等							
造山区管施(亚代4C年度)	10 CF2.T.III	7,194千円					
歳出予算額(平成16年度) 歳入予算額(平成16年度)	0千円	7,194千円 0千円					
【事務事業の内容】	【目的】		該当なし		<u> </u> 該当なし	該当なし	
* 学の学来がは *	責任ある行政主体として、現行の監査委員制	責任ある行政主体として、現行の監査委員制					
	度を補完し、より客観的で透明性の高い行政運 営を推進する。	度を補完し、より客観的で透明性の高い行政運 営を推進する。					
	【事業の概要】	【事業の概要】					
	地方公共団体と外部監査契約を締結した外部 監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監	地方公共団体と外部監査契約を締結した外部 監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監					
	査結果を公表	査結果を公表					
	【制度】 ·包括外部監査制度	【制度】 ・包括外部監査制度(H16年度より制度化)					
	外部監査人が必要と認める特定の事件(テーマ)について、年1回以上の監査を実施する制	外部監査人が必要と認める特定の事件(テー					
	を	マ)について、年1回以上の監査を実施する制 度					
	・委託料・・・16,500千円 ・個別外部監査制度(H13年度からH15年度	・委託料・・・5,000千円 ・個別外部監査制度(H16年度より制度化)					
	まで該当なし)	各種監査の請求または要求監査について、監					
	各種監査の請求または要求監査について、監 査委員の監査に代えて外部監査人の監査によ	査委員の監査に代えて外部監査人の監査によ ることを求めることができる制度					
	ることを求めることができる制度	・委託料・・・2,096千円					
	・委託料・・・3,000千円 【監査人の選考方法】	【監査人の選考方法】 監査人として、公認会計士の職種を選定し、					
	監査人として、公認会計士の職種を選定し、	四大監査法人に候補者1名の推薦を依頼。					
	日本公認会計士協会東京会神奈川県会に候補者 1名の推薦を依頼。	【主な事務の内容】 (1)包括外部監査契約の締結					
	【主な事務の内容】	(2)包括外部監査人の監査実施への協力					
	(1)包括外部監査契約の締結 (2)包括外部監査人の監査実施への協力	(3)包括外部監査結果報告及び措置状況の公 表					
	(3)包括外部監査結果報告及び措置状況の公						
	表						

合併協議事項		専門部会名				
中に口に一相撲入野 負担金		AIMO BH 事公 C号门印公		1		
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
行政改革推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課		
市民ロビー相模大野の負担金に係る覚書						
44 994 T.III						
				該当なし		
相模原市の要請に基づき、都市整備公社が建設、取得した「市民口ビー相模大野」の運営に対し、その公共性を考慮し、利用者負担金が見込めない「公共步廊」について賃料相当額を都市整備公社に支払うもの 「内訳 (対して、						
	相模原市 11,881千円 0千円 【趣旨】 相模原市の要請に基づき、都市整備公社が建設、取得した「市庁民国と」利用者負担金が見い、必は少数のでは、利用者負担金が見い、必は少数のでは、利用者負担金が見い、公共少節・198,015㎡×@5,000円/㎡×12月を備公社に支払うもの 【内訳】その他負担金 公共歩廊:198,015㎡×@5,000円/㎡×12月=11,880,900円 【支払いの相手先】 (財)相模原市都市整備公社 【施設の概要】 市民ロビー相模大野(12月、5㎡、相模原商工会議所 49,7㎡、相模原商工会議所 49,7㎡、相模原所工会議所 49,7㎡、相模原所工会議所 49,7㎡、相模原所工会議所 49,7㎡、相模原所工会議所 49,7㎡、相模原所上にプレク 125.3㎡、コーヒーラウンジ 86.8㎡(3)開設時間及び休所日 8:30~19:00年末年始休所(5)職員体制 嘱託職員1名 【目的】 相模原市都市整備公社の概要(平成16年末年的休所(財)相模原市都市整備公社の概要(平成16年5月1日年)【10)推進に資する。 【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成16年5月1日財産 2,00世末度で行うごさとり、健全な都市環境づくりの推進に資する。【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成16年5月1日財産 2,00円で開発の受託管理 34施設 177人計213人	事務事業名 市民ロビー相模大野負担金に関する事務 相模原市 城山町 行政改革推進課 政策秘書課 市民ロビー相模大野の負担金に係る覚書 11,881千円 0千円 [趣音] 相模原市の要請に基づき、都市整備公社が建設、取得した「市民ロビー相模大野」の適當に対し、その公共性を増進し、利用者負担金が見込めない「公共労働」について資料相当額を都市整備公社に支払うもの [内駅7] その他負担金 公共労働・198.015㎡×@5,000円 / ㎡×12月 = 11,880,900円 [支払いの相手先] (財) 相模原市都市整備公社 (施設の概要] (1) 所在地 相模原市相模大野 (1) 所在地 相模原市相模大野 (1) 所在地 相模原市場との日1日 (2) 内容 相模原市和を備公社 (2) 内容 相模原市場を10月1日 (4) 開所時間及び休所日 8:30-19:00 年末年始休所 (5) 職員体制 順託職員1名 (6) 相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより設立された (6) 相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に関する。 [(財) 相模原市都市整備公社の概要 (平成16年5月1日度に1) (1) 基本財産 理事 10人、監事 2人 国有職員28人 嘱託職員177人 計213人 (4) 主な事業内容 ア 公共施設の受託管理 34施設	#務事業名 市民ロビー相模大野負担金に関する事務 A協議会 B幹事会 C専門部会 相模原市	#務等事業の取扱い 新藤子子 一		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
	各種事務事業の取扱い		総務部会				
,	事務事業名		協議ランク				
	職員定数の管理		A協議会 B幹事会 C専門部会				
10	概員足数の旨注			_			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
3=	行政改革推進課	総務課	総務課	総務課	総務課		
	相模原市職員定数条例	城山町職員定数条例	津久井町職員定数条例	相模湖町職員定数条例	藤野町職員定数条例		
担地社会等							
根拠法令等							
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	【職員定数管理計画】	【定員適正化計画】	【職員定員適正化計画】	【職員定員適正化計画】	【職員定員適正化計画】		
	[事業概要] 市の将来を見据えた適確な定数管理を計画的	[事業概要] 定員管理の適正化のため今までの取組、今後	【「事業概要〕 現在は、策定していない。	[事業概要] 平成15年度で計画が終了し、現在は未策	[事業概要] 平成15年度で計画が終了し、現在は未		
	に推進すべく策定したもの。	の課題を見据えて職員数の抑制を推進するため	行政改革の取組の中で、職員数の削減を行って	定。	策定。		
	相模原職員定数管理計画(第3次計画) 計画期間:平成16~18年度の3ヵ年	策定 定員適正化計画	เาอ.	行政改革の取組の中で、職員数の削減を図っ て行く。	行政改革の取組の中で、職員数の 削減を図って行く。		
	目標:3ヵ年で定数を150人削減	計画期間:平成14~19年度	【定員管理調査】	[【定員管理調査】		
	上記計画に基づき、事務事業評価、主要事業	目標:平成12~16年度の5ヵ年で5% (10名)削減	[事業概要] 国において、今後の定員管理に資することを	【定員管理調査】 〔事業概要〕	[事業概要] 国において、今後の定員管理に資する		
	計画、予算、組織・定数を連動させるシステム を活用し、職員定数の査定を行っている。ま	【定員管理調査】	目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎 年調査。	国において、今後の定員管理に資することを 目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎	ことを目的として、地方公共団体の職員 数の実態を毎年調査。		
	た、各部の判断で職員を配置できるように部別	〔事業概要〕	年調旦。 調査時期:毎年5~6月	年調査。	対の実際を毎年調査。 調査時期:毎年5~6月		
	定数枠を各部へ内示している。 〔スケジュール〕	国において、今後の定員管理に資することを 目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎		調査時期:毎年5~6月			
	6月中 各部から定数要求	年調査。					
	7月~ 各部ヒアリング 8月 各部へ部別定数枠の内示	調査時期:毎年5~6月					
	9月~ 各部部内調整						
	1月 最終内示						
	【定数管理調査】						
	[事業概要] 国において、今後の定員管理に資することを						
	目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎						
	年調査。 調査時期:毎年5~6月						
	【職員総合情報システム(事務管理システム)】						
	組織及び定数の要求及び査定を行い、査定内						
	容を帳票に出力するためのシステム ・組織の要求・査定						
	・定数の要求・査定						
	・非常勤職員の要求・査定						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		総務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
11	事務改善制度	善制度 A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	行政改革推進課 相模原市職員の事務改善の報告及び提案の奨励に・	総務課 城山町職員提案規定	企画政策室 津久井町IS09001推進組織設置要綱	総務課 相模湖町職員提案規則	企画課 藤野町事務改善委員会事務取扱要領	
根拠法令等	関する規程					
歳出予算額(平成16年度)	397千円	0千円	1,115千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【事務改善・提案制度】	【職員提案制度】	【職員提案制度】	【事務改善・提案制度】	【事務改善・提案制度】	
	1 目的 事務及び作業の能率の向上及び市民サービスの向上等を図るため、職場単位や各職員の参加による事務で、書類の内容 (1)事務改善・提案に係る庁内周知及び研修(2)事務改善・提案のでは、3)報告・提案のでは、4)提案のでは、4)提案のでは、4)提案の対象課への実施依頼 名 (4)提案の方式 名 (4)提案の方式 名 (5) (4) 提案の方式 名 (5) (4) 提案の方式 名 (7) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	1 目的 職員が町行政に対する政策形成、執行等に関する投票を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を 図るとともに、効率的な行政運営に資するもの。 2 主な事務の内容 (1)職員提案の受付 (2)職員提案の受付 (3)報告・提案の審査及び表彰 (4)提案事項対象課への実施依頼 3 報償の内訳 名 単価 町 長 賞 30,000金 質 10,000銀 賞 5,000弱 賞 3,000努 力 賞 2,000平成14・15年度実績 0件	該当なし 【ISO9001推進事業】 1 目的 ISO9001国際標準による品質マネジメントシステムを活用し、本町のマネジメントシステムの構築・改善を図りながら効率的行政運営を推する。 2 主な事務の内容 (1)内部記算とうシステム評価会議 (4)内部記算監査の実施 (5)外部監査の実施 (6)品質マニュアルの改訂 ISO9001の認証 (1)認証取得日 平成14年3月22日 (2)審査登録機関 財団法人日本品質保証機構 (JQA) (3)登録証番号	1 目的 町行政に対する施策形成、執行等に関す る提案を行うことを奨励し、かつ、その提案 を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図 る。 2 主な事務の内容 (1)事務改善・提案に係る庁内周知 (2)事務改善・提案の受付 (3)報告・提案の審査及び表彰 3 報償の内訳 審査会が決定する。	1 目的 町行政に対する施策形成、執行等に 関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、まな事務の内容 (1)事務改善・提案に係る庁内周知(2)事務改善・提案の審査及び表彰 3報債の内訳 審査会が決定する。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	行政評価		M協議会 B幹事会 C専門部会		
12		I		1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政改革推進課	政策秘書課	企画政策室		企画課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円 【目 的】	該当なし	該当なし
【事務事業の内容】	【目 的】 相模原市21世紀総合計画(新世紀さがみは5ブラン)に基づく本市の行政活動について評価を行い、評価結果を予算、主要事業及直し、工を加速を行い、評価とする。また、内容を公表することにより市民への説明責任を要素。 「事業の概要】 ・事務事業評価の実施・施策評価の実施・施策部価の実施が、大規模事業評価の見直しに合わせて実施の・事業事前付けた検討、及び、既に導入している事務事業評価、施策評価の改良。	【目 的】 城山町新総合計画「しろやま21ブラン」に位置づけられた事業について事後評価を実施。 予算・人員の適性配分・住民への説明責任・事務の簡素効率化を目的とし、結果は翌年度以降の予算へ反映させる。 結果を公表することにより職員の意識改革を進め、より効率的に行政運営をするためのツールとし併せて住民への説明責任を果たす。 【事業の概要】・事業評価の実施(前年度決算見込を評価)・新規事業評価の実施(事前評価の位置付)・上記を受け、総合計画における実定。	【目 的】 ・ 津久井町第二次新津久井町総合計画に基づく本町の行政活動についてISO9001行政マネジメントを利用して評価を行い、事業の廃止や改善、職員の意識改革を行う。 【事業の概要】 ・ 事務事業評価(事業目標管理・改善目標管理)の実施 ・ 本町の事務事業評価は、ISO9001行政マネジメントシステムにリンク・マネジメントシステム評価会議の実施・市民満足度調査は、町政世論調査の中で実施	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
<u></u>	事務事業名		協議ランク		
6	研修所研修事業(階層・特別・	国内・海外・自己啓発・交流)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員課職員研修室	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	地方公務員法第39条第2項 相模原市職員研修· 規程·	地方公務員法第39条第2項 城山町職員研修規· 程	地方公務員法第39条第2項 津久井町職員研修· 規程	地方公務員法第39条第2項 相模湖町職員研修- 規程	地方公務員法第39条第2項 藤野町職員 研修・ 規程
歳出予算額(平成16年度)	56,730千円	1,456千円	6,625千円	351千円	670千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	1 . 研修所研修 集合研修 階層研修 [概要] 階層ごと又は複数の階層を対象に、共通の研修工人を有する職員を集め、求められる形の習得、向上等を図るため職場外で行う研修 [内容] 期間員研修、更員1 . 2 . 3 、主任1 . 2 、経営層、技能労務主査、技能労務職員研修 [東子] 5 . 493千円 2 . 研修所研修 集合研修 特別研修 [概要] 市の業務に関し、特定の知識、技能等の習得を必要とする関係として研修のが提出でいたが関係を対象として、法務で目前ののが関係を対象として、法務で目前ののが関係を対象として、法務で目前ののが関係を対象として、法務で目前ののが関係を対象がして、対策と言うが、では、対策と言うが、では、対策を表し、対策と言うが、では、対策を表し	1 . 市町町修センター等 基本研修 【概要】 公務員としての基礎的能力を身につけ状況の 変化に機敏に対応できる能力を育成する 【内容】 新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理 者・幹部研修 【予算】 181千円 2 . 市町村研修センター等 特別研修 【概要】 能力開発を基盤としてより高度の専門知識を 習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る 【内容】 専門研修(財務担当、税務担当、用地担当、地方手門の自治法、民法等) 【予算】 677千円 3 . 職場 職場研修 【概要】 職場の活な人代制関係の確立、新採用職務内容に、円別消なを図る 【内容】 職場可の選任による新採用職務内容に応いる。 は、円別期のの選任による新採用職務内容に応じた研修 【予算】 13千円 4 .派遣研修 【概要】 先派遣研修 【概要】 先進都市、特色ある市町村へ調査・研流電のための派遣、他機関による研修会等習得ののかい。 として、日別務能率のための派遣をののための派遣、他機関による研修会等習得ののかい。 「内容】国内派遣研修、各種セミナーへの参加 【予算】 555千円 5 . 自己 と で 発 「関係」 1 回己 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1 . 階層別研修 【概要】	1 . 市町村研修センター等 基本研修 【概要】 公務員としての基礎的能力を身につけ状況の 変化に機敏に対応できる能力を育成する 【内容】 新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理 者・幹部研修 【予算】 151千円 2 . 市町村研修センター等 特別研修 【概要】 能力明発を基盤としてより高度の専門知識を 習得の向上を図る 【内容】 専門研修(財務担当、税務担当、用地担当、 地方自治法、民法等) 【予算】 100千円 3 . 職場所修 【概要】 所属目及びその命を受けた職員が所属職職と が所属展職員に対し、日能等を習得させるために行う職場におり、 日の音子質】 0千円 4 .派遣研修 【概要】 ・市町村研修センター等 【予算】 100千円 5 . 職員 100千円 5 . 職員 100千円 5 . 職員 200千円 5 . 職員 200千円 6 . 職員 200千円 7 . 工場の自己の目的 200千円 6 . 職員 200千円 7 . 工場の自己の目的 200千円 6 . 職員 200千円 7 . 工場の自己の目的 200千円 7 . 工場の自己の目的 200千円 8 . 工場の自己の自己の自己の自己の自己の自己の自己の自己の自己の自己の自己の自己の自己の	1 ・市町村研修センター等 基本研修 【概要】 公務費としての基本的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する。 【内容】 新規程用職員研修、初級・中級・監督者・管理者・幹部研修 【予算】 150千円 2 ・市町村研修センター等 特別研修 【概要】 1 表別開発を基盤として問題意識の喚起、問題解決能力向向上を図る。 【概費】があり自治法、民法等) 【表別 1 表別 1

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	研修所研修事業(階層・特別・	国内・海外・自己啓発・交流)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	遺して行う研修 【内容】 海外派遺研修、中国無錫市語学研修、海外自主研修 【予算】716千円 5.自己啓発 【概要] 職員一人ひとりが自主的、主体的に能力開発・向上に取り組み、資質向上を図る。研修担当課においては、職員が積極的に自己啓発に取り組めるよう動機付けを促すなどの支援を行う。 【内容】 自主研修グループへの援助、通信教育講座等への援助 【予算】852千円 6.職員交流派遣 【概要】 国り治体職員との人事交流により、人的ネット質」の向上を図る為に実施する。 【交流先】 国(総務省、厚生労働省、経済産業省、町田田市、横須須市、城山町、津久井町、相模湖、即公、資産評価センター、首都圏産業活性化協会会	6 職員交流派遣 【概要】 県や他自治体職員との人事交流により、人的 ネットワークの形成や高い問題意識の顧成、職 員の資質の向上を図る為に実施する。 【交流先】神奈川県、相模原市	【内容】		6・自己啓発 【概要】 町行政について自主的に研修及び研究するグループに援助することにより啓発意識 の高揚を図る 【内容】 自主グループへの助成 【予算】 50千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	職員の公務災害及び通勤災	害	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険・ 法 ・相模原市議会議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例 ・相模原市職員公務・ 災害等見興金条例 ・労働安全衛生法 ・相模原・ 市職員安全衛生管理規則	 ・地方公務員災害補償法・労働者災害補償保険- 法・城山町議会の議員その他非常勤の職員の・公務災害補償等に関する条例・城山町職員弔慰・金支給規程 	・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険・法 ・津久井町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・津久井町職員公務災害等見舞金条例 ・労働安全衛生法 ・津久・井町職員衛生管理規程	・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険・法 ・相模湖町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・相模湖町職員公務災害等見舞金条例 ・労働安全衛生法・	・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補 償保険・法 ・藤野町議会の議員その他非常 勤の職員の・公務災害補償等に関する条例 ・藤野町職員公・務災害等見舞金条例 ・労 働安全衛生法・
歳出予算額(平成16年度)	7,500千円	1,727千円	2,583千円	880千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	1 常勤職員の公務災害(目 的) 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通動災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 (内 容】 対象職員数 4,022名負担金納付額34,269,466円(16年度) 「書務処理实務災害等認定件数 3 9件(公務災害・通勤災害 4 件) 2 労災保険適用職員の公務災害 3 5 件、通勤災害 4 件) 2 労災保険適用職員の公務災害 (目 次計量を 2 分別 (1 常勤職員の公務災害 【目 的】 地方公務員災害補償法が適用される 職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を 行う。 【内 容】 対象職員数 204名 負担金納付籍1,204,521円(16年度) 「事務処理実績必務災害」(14年度) 常勤難会公務災害・3年、(公務災害 3年、通動災害 0年) 2 労災保険適用職員の公務災害 【目 的】「労働料の納官及び休業補償の待機期間を事業」として補償を行う。 【内 容】 対象職員数 237名 労災保険料動業主として構度を行う。 【内 容】 対象職員数 237名 労災保険料動業主として規定(16年度) 休業補償(事績投入)の千円(16年度) 大業院理実績公務災害、3年、通勤、3年、(26年度) 労災保険対象公務災害等等生件数 3年、(26年度) 労災保険料の調益の公務災害 【目 的】「減会議員の公務災害 【目 動」「就会議員の公務災害 【目 節」「新規制制力(15年度) 労災保険対象公務災害、3年、通動動職員の公務災害 「国職員の公務災害で動力の報酬員の公務災害 「国職員の公務災害、1年、1年、1年、1年、1年、1年、1年、1年、1年、1年、1年、1年、1年、	1 常勤職員の公務災害 【目 的】 地方公務類別(害・一切の) 地方公務類別(害・一切の) 地方公務類別(害・一切の) 地方公務類別(害・一切の) 地方公務別(実・一切の) 地方公務別(実・一切の) 地方公務別(実・一切の) 地方公務別(実・一切の) と共に認定請求の経由事務を行う。 【内 容】 対象職員数 281名 負担金納付額1,646,025円(16年度) (事勤拠(実 宗・重動) (第 14年度) 常勤職(会務後、宗・画動災害 0 件) 2 労災保険適用職員の公務災害 1 年) の (会別の) 「労働者災害補業上による労働期間を事業上対象職員数 215名 労災保険(対験・事業主) 対象職員数 215名 労災保険(製事業主) (対策・一般で、2、22円(16年度) (大業・神経・大・運動・大・大・運動・大・大・運動・大・大・運動・大・大・運動・大・大・運動・大・大・運動・大・大・大・大	1 常動職員の公務災害 【目 的】 地方公務類災害・通動災害について、費用の負担金を納入数(多・通動)災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内 容】 対象職員数 121名 負担金納付額687,548円(16年度) 【事務処理実績等】(14年度) 常動職役務役害・通勤災害 0件) 2 労災保険適用職員の公務災害 【目 的】「労働者災部債とび休業補償の待機期間を事業として職員の公務災害」による労働期後事務を1 (15年度) 「内 容】 対象職員数204名 労災保険損害額数204名 労災保険情質事績を行う。 【内 容】 対象職員数204名 労災保険機(事績等】(15年度) が実保険(事績等) (15年度) 「本務処理実第等】(15年度) 労災保険、適動災害(事務処理、10条後、通動災害 【目 的】「相模海・高の職員の公務災害 【目 的】「相模海・高の職員の公務災害 【目 的】「相模海・高の職員する例明」に会公務災害、資金議会議会議のの職員する例明」に会公務災害、資金の場別するの。 「次害、資金の場別する。 「次害、管金の場別する。 「次害、管金の場別する。 「次害、管金の場別する。 「次害、管金の場別する。 「次害、管金の場別する。 「次害、管金の場別する。 「次害、管金の場別する。 「次害、管金の場別する。 「次害、管金の場別する。 「次害、管金の場別である。 「次害、管金の場別である。 「次害、管金の場別である。 「次害、管金の場別である。」 「本等、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、	1 常勤職員の公務災害(国的) 地方公務賃災害補償法が適用でれる職員の公務災害・通勤災害について、費服の公務災害・通勤災害について、費服のの務災害・通勤災害について、費服のの政務災害・通勤災害について、費別の公務災害・通知の場合で、16年度) (内容) 対策職員数 121名 負担金納付額円713,395 (16年度) 常勤職員数 (14年度) 常勤職員數 (14年度) 常勤職員數 (14年度) 常勤職員數 (14年度) 常勤職員 (14年度) 常勤職員 (14年度) 常勤職員 (14年度) 常勤職員 (14年度) 常勤職員 (14年度) 不完成 (14年度) 不

人份协议市内变量	 		東明郊人名		
合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名 総務部会		
29 事務事業番号	各種事務事業の取扱い 事務事業名				
7	職員の福利厚生		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	・相模原市職員被服貸与規則・ ・地方公務員等共済組合法	・城山町職員被服貸与規程・・地方公務員等共済組合法	· 津久井町職員被服貸与規程· · 地方公務員等共済組合法	・相模湖町職員被服貸与規程・ ・地方公務員等共済組合法・ ・	·服装基準· ·地方公務員等共済組合法· ·
INICIA (G					
歳出予算額(平成16年度)	22,739千円	1,789千円	1,417千円	252千円	607千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	1・強服購入(職員厚生課分)予算的1、677千円(一般会計) 「関節1、677千円(一般会計) 「規則に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 「内容】「貸与規則に準ずる。但し、男女事務服の貸与は平成備者引限。	1.被服購入(総務課分)予算額1,200千円(一般会計)[目的] 規程に基本の。[内容] 貸与規程による。男女事務服は廃止(平成12年度)した。 第次事務服は廃止(平成12年度)した。 第次事務服は廃止(平成12年度)した。 第二十四十二十四十二十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	1.被服購入(総務課分) 予算額255千円(一般会計) 【目 的】 規程に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内 容】 貸与規程による。男女事務服は廃止した。 【衛 考】 下記以外 学校給食センターの調理師 学校給食センター 2.その他福利厚生 予算額1,162千円(一般会計) 【概 要】 1月86組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内 容】 共済費900千円・旧恩給組合に係る共済組合市負担金・共済組合・部員との第1 共済費910千円・球技大会等派遣時昼食代(1人600円) 使用料及び賃借料 152千円・共済組制及び交債機制で付金17千円・税両組員連絡協会 17千円・税両組入び交債機関で対合金17千円・税両組入び交債機関で対大会等に使用)	1 ・被服購入(総務課分) 予算額の千円(一般会計) 【目 的】 規程に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内 容】 貸与規程による。ただし、財政事情により被服 の貸与は行っていない。 【備 考】 被服貸与所管課 総務課 2 ・その他福利厚生 予算額252千円(一般会計) 【概 要】 旧思給網負担金など。 【内 容】	1.被服購入(総務課分) 予算額124千円(一般会計) [目 的] 基準に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 [内 容] 貸与規程による。ただし、事務服は廃止した。 [備 考] 被服貸与所管課総務課 2.その他福利厚生 予算額483千円(一般会計) [概 要] 旧思給組職員長期負担金など。 [内 路銀組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員人民期負担金・共済組合職員分長期負担金・共済組合職員分長期負担金・共済組合取支が交付金183千円・球技大会参加費補助・都町職員連絡協議会負担金

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	職員会館の維持管理		M協議会 B幹事会 C専門部会		
O		1		T	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	203,350千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	1 建設超盲 職員会館は相模原市職員の健康管理、元気回復 及び生活支援や災害時の職員の待機・休憩場所と して利用を図るため、相模原市の設置依頼に基づ き神宗川県市町村職員共済組合が、「長期経理の 資金による職員住宅及び職員厚生施設の取得に関する要綱」に基づき、自治大臣の許可を得て建設したもので、同組合との賃貸借契約に基づき本市が維持管理を行っている。 2 施設概要 【位 置】 相模原市中央2丁目10番8号 【敷地面積】 2,457.47㎡ 【構造等】 鉄筋コンクリート造(無野造)地下1階、地上4階延圧面積4,513.80㎡ 【内 容】 保健機能 (検診室、健康相談室、医務室等)元気回復機能 (体育室、フィットネス室、和室等)生活支援機能 (物資斡旋スペース、厚生会事務室等) 3 維持管理費等 40,240千円 4 賃借料等 163,110千円 (債務負担行為平成24年まで)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	一合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	職員の健康管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	· 労働安全衛生法· · 柏模原市職員安全衛生管理規則	· 労働安全衛生法	・労働安全衛生法・・津久井町職員衛生管理規程	・労働安全衛生法	・ 労働安全衛生法
歳出予算額(平成16年度)	87,381千円	2,480千円	2.259千円	4,734千円	982千円
歳入予算額(平成16年度)	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	日 的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。 【内 容】 1 健康診断 職員の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断(2) 深夜業務健康診断(2) 深夜業務健康診断(2) 深夜業務健康診断(3) 定期健康診断(VDT健診を含む)(4) 腰痛健康診断(5) 有機溶剤取及業務従事者健康診断(5) 有機溶剤取及業務従事者健康診断(6)上部消化管造影検査(7)電離放射级取扱業務従事者健康診断(8)乗用自動事等を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を	【目 的】 【健康維持、疾病の早期発見等職員の健康管理をし、快適な職場環境の形成を図る。 【内 容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1)一般健康診断(定期)(2)胃検診 (3)大服がん検診 (4)保育担当職員胸部×線間接撮影 2 健康相談(メンタル相談)教育委員会では、小中学校児童・生徒・教員の精神面での相談を精神形と(非常助)にお願いして知るため、これを利用し、同日に町職員に対する健康相談を実施している。 実施曜日:火(午後)、木(午前)、金(1日)	【目 的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。 【内 容】 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1)雇入時健康診断 2 健康相談(メンタル相談)教育委員会では、小中学校児童・生徒・教員の精神面での相談を精神科医(非常勤)にお願いし毎月1回東施しているため、これを利用し、同日に町職員に対する健康相談を実施している。 3 職場復帰訓練の実施精神疾患による療養休暇、休職中の職員の円滑な職場復帰の実現を図るため、治療の一環として所属する職場において職場復帰の可退として所属する職場において職場復帰のである。	【目 的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。 【内 容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1)雇入時健康診断(2)定期健康診断	【目 的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の容計・増進を促進する。 【内 容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1)雇入明健康診断 (2)定期健康診断

財務 部 会

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		財務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	固定資産評価審査委員会		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	財務課	収納課	税務課	税務課	税務課	
根拠法令等	地方税法- 市税条例-	地方税法- 町税条例	地方税法- 町税条例	地方税法- 町税条例-	地方税法 町税条例	
歳出予算額(平成16年度)	495千円	81千円	28千円	13千円	50千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	
【 争の争乗の四日	固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の 審査申出を審査決定するための機関	固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の 審査申出を審査決定するための機関	固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の 審査申出を審査決定するための機関	固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の 審査申出を審査決定するための機関	固定資産課税台帳の登録価格に不服がある 者の審査申出を審査決定するための機関	
	【内容】	【内容】 多員 3人 任期 5日 日間 1日間 1日間回数 3回(H15実績) 審査中出件数 3件(H15実績)	【内容】	【内容】 多人 任期 每日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1	【内容】 3人 任期 3年 委員 8 1 0 0 円 同日 8 1 0 0 円 同日 1 0 0 円 同回 1 0 0 円 明 1 0 0 円 明 2 5 5 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	財政状況の公表		A協議会 B幹事会 C専門部会		_
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第243条03第1項 相模原市財政状況公表条例·	地方自治法第243条の3第1頃 城山町財政状況の公表に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・地方自治法第243条の3第1項 ・津久井町財政状況の作成及び公表に関する条例・ ・	地方自治法第243条の3第1項 相模湖町財政状況の作成及び公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 藤野町財政状況の作成及び公表に関する 条例
造山之管苑(亚代46年度)	105千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳出予算額(平成16年度) 歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【公表時期】 条例に基づき年2回(5月1日及び11月1日) 【公表内容】 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項 【公表方法】 ・当初予算の概要(ポスター) ・歳入歳出決算の状況(ポスター) ・相検原市の財政状況(上半期・下半期)	【公表時期】 条例に基づき年2回(5月1日及び11月1日) 【公表内容】 歳入歳出予算の内容 歳入歳出予算の内容 歳入歳出予算の表で、一時借入金の現在高 その他財政に関する事項 【公表方法】 ・当初予算の概要(広報紙) ・歳入歳出決算の状況(広報紙) ・城山町の財政状況(上半期・下半期)	【公表時期】 条例に基づき年2回(5月1日及び11月1日) 【公表内容】 収入及び支出の概況 住民負担の概況 公営事業の経理の概況 財産、公債及び一時借入金の現在高 【公表方法】 津久井町広報に掲載	【公表時期】 条例に基づき年2回(5月1日及び11月1日) 【公表内容】 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項 【公表方法】 ・当初予算の概要(広報紙) ・歳入歳出決算の状況(広報紙) ・相模湖町の財政状況(上半期・下半期)	【公表時期】 条例に基づき年2回(6月1日及び 12月1日) 【公表内容】 収入及び歳出の概要 住民の負担の概要 公営事業の経理の概要 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他町長において必要と認める事項 【公表方法】 当初予算の概要(広報紙)歳入歳出決算の状況(広報紙)掲示板に告示

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		財務部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
9	財政調整基金及び減債基金	の運用管理	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課		
根拠法令等	地方自治法第241条第 1 項 相模原市財政調整基金条例 相模原市減債基金条例	地方自治法第241条第1項 城山町財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例 城山町滅債基金条例	・地方自治法第241条第 1 項 ・津久井町財政調整基金条例 ・津久井町減債基金条例	地方自治法第241条第 1 項 相模湖町財政調整基金条例 相模湖町減債基金条例	地方自治法第241条第1項 藤野町財政調整基金の設置、管理及び 処分に関する条例 藤野町町債償還基金の設置、管理及び 処分に関する条例		
歳出予算額(平成16年度)	57,760千円	435,053千円	396,275千円	0千円	454千円		
歳入予算額(平成16年度)	7,760千円	774千円	487千円	0千円	318千円		
【事務事業の内容】	<財政調整基金>	<財政調整基金>	<財政調整基金>	<財政調整基金>	<財政調整基金>		
23777374	【目 的】 大規模な建設事業、災害復旧、地方債の繰上償 選その他財源の不足を生じたときの財源とするた め。 なお、平成15年度から、人件費の節減分を退 職手当への財源として積み立てている。	【目 的】 投資的事業等に充当するため。 【平成15年度末残高】 約9億3,000万円	【目 的】 町財政の健全な運営を図るため設置 【平成15年度末残高】 5億2,172万円	【目 的】 災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足 を生じたときの財源とするため。 【平成15年度未残高】 417万円	【目 的】 町の発展となるべき投資的事業等 に充当するため設置 【平成15年度未残高】 5億62,050万円		
	【平成15年度末残高】 約64億円(うち、退職手当財源分は5億円)	【平成16年度繰入金予算額】 4億2,500万円 【平成16年度積立金予算額】	【平成16年度繰入金予算額】 3億2,627万円 【平成16年度積立予算額】	【平成16年度繰入金予算額】 0.1万円	【平成16年度繰入金予算額】 2億4,000万円		
	【平成16年度繰入金予算額】 25億円	65万円 【特定財源の内容】	38万円	【平成16年度積立金予算額】 0万円	【平成16年度積立予算額】 29万円		
	【平成16年度積立金予算額】 744万円	預金利子収入	<減債基金 > 【目 的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわた	【特定財源の内容】 預金利子収入	【特定財源の内訳】 預金利子収入		
	【特定財源の内容】 預金利子収入	<減債基金> 【目 的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわた る町財政の健全な運営に資するため。	る町財政の健全な運営に資するため設置 【平成15年度末残高】 8,940万円	<減債基金> 【目 的】・ 町債の返還に必要な財源を確保し、もって将来	<減債基金> 【目 的】 町債の償還に必要な財源を確保し、		
	<減債基金>【目 的】 市債の返還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため(平成15年度のミニ市場公募債発行に伴い設置し、償還金に充てる経費を積み立てるもの)	【平成15年度末残高】 約1億7,000万円 【平成16年度積立金予算額】	【平成16年度繰入金予算額】 7,000万円 【平成16年度積立予算額】 9万円	にわたる町財政の健全な運営に資するため。 【平成15年度未残高】 28万円 【平成16年度積立金予算額】	将来にわたる町財政の健全な運営に 資するため設置。 【平成15年度末残高】 6,573万円		
	【平成15年度末残高】 0万円	12万円 【特定財源の内容】 預金利子収入	【特定財源の内容】 預金利子収入	0万円 【特定財源の内容】 預金利子収入	【平成16年度繰入金予算額】 2,300万円 【平成16年度積立予算額】		
	【平成16年度積立金予算額】 5,032万円	1 1 LL		/\/\/ Γሴ <u>ም</u> ነብ	3.3万円		
	【特定財源の内容】 預金利子収入				【特定財源の内容】 預金利子収入		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		財務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
10	指定金融機関等		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名 根拠法令等 歳出予算額(平成16年度)	財務課 地方自治法第235条第2項・ 相模原市収納代理機関の指定(昭和46年相模原告・ 示第70号)・ の千円	財務課 地方自治法第235条第2項 地方自治法施行令第168条第2項 指定金融機関の指定(昭和41年城山町告 示第17号)・	財務課 ・地方自治法第235条第2項・ ・津久井町指定金融機関の指定(昭和41年告示第・9号)・ 0千円	企画財政課 ・地方自治法第235条第2項・ ・相模湖町指定金融機関の指定(昭和41年告示第・ 12号)・ ・ ・ 0千円	総務課 ・地方自治法第235条第2項 ・藤野町指定金融機関の背定(昭和47年藤野町告示第26号)	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【内 容】 公金の収納事務及び支払の事務 【指定金融機関】 横浜銀行 【収納代理金融機関】 三井住友銀行、駿河銀行、みずほ銀行、東京三菱銀行、りそな銀行、場本りそな銀行、いような銀行、が表りをな銀行、いて入て、東京日本銀行、静岡中央銀行、住友信託銀行、市農協、八王子信用金庫、平均所備の高庫、八十倍用組合、県歯科医師信用組合、日本郵政公社 【出張所】 本庁舎内 【派出所】 南合同庁舎内	【内 容】 公金の収納事務及び支払の事務 【指定金融機関】 津久井郡農協川尻支所 【指定代理金融機関】 横浜銀行中野支店 【収納代理金融機関】 みずは銀行橋本支店、東京三菱銀行相模原支店、三井住友銀行八王子店。りそな銀行標本支店、中央労働金庫相模原支店、住友信託銀行八王子支店、検浜地方貯金局 【出張所】 ない。 【出張所】 本庁舎内	【内 容】 公金の収納事務及び支払の事務 【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合 【収納代理金融機関】 みずほ銀行、りそな銀行、横浜銀行、山梨信用金庫・半原信用組合 【出張所】 なし 【派出所】 本庁舎内	【内 容】 公金の収納事務及び支払の義務 【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合 【収納代理金融機関】 横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、山梨中央銀行、日本郵政公社 【出張所】 本庁舎内	【内 容】 公金の収納事務及び支払の義務 【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合 【指定代理金融機関】 横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合 【収納代理金融機関】 みずほ銀行、三井住友銀行、山梨中央銀行 【出張所】 本庁舎内	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	電源立地地域対策交付金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等		発電用施設周辺地域整備法· ·	発電用施設周辺地域整備法· ·	発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法
歳出予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)		5,929千円 ・目的、対象	4,500千円 ・目的、対象	8,315千円 ・目的、対象	4,500千円 ・目的、対象
【事務事業の内容】		田田(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	第電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向滑 化を図るため 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成15年度 消防ポンプ積載車等整備事業 5.762千円 平成14年度 消防ポンプ積載車等整備事業 年成12年度 防火水槽整備事業 9.686千円 平成11年度 防火水槽整備事業 5.566千円 平成11年度 防火水槽整備事業 8.574千円 ・実績 各年度交付額は、4.500千円(定額)	開設、37条電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 平成15年度 消防車両購入 17,030千円 平成13年度 町道維持工事 8,793千円 平成12年度 町道維持工事 8,651千円 平成11年度 防火水槽設置工事 7,086千円 町道維持工事 5,250千円	日記、7月3年度 円値は 14,500千円(定名 を) 13,500千円(定名 を) 14,500千円(定名 を) 24,500千円(定名 を) 25,307千円(元名 を) 26,305千円(元名 た) 26,305千円(元 た)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	相模川ダム周辺地域振興	協力基金交付金	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等		財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基 金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議・	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基 ・金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議・	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基 ・金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議・	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力 基金(民法34条に基づく財団法人)理事 会決議
歳出予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)		2,000千円	3,000千円	2,500千円	2,500千円
【事務事業の内容】		相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要	相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要	相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要	相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要
		- 基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和33年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基態向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 【補助金の実績】 平成15年度 2,000千円 平成14年度 " 平成14年度 " 平成14年度 " 平成14年度 " 平成11年度 "	- 基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年5月3日 ・設立団体 ・設立団体 ・神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 ・500,000千円 【補助金の実績】 平成15年度 3,000千円 平成14年度 " 平成13年度 " 平成12年度 " 平成11年度 "	- 基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 - 設立年月日 昭和53年8月3日 - 設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 - 事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 - 基本財産 500,000千円 【補助金の実績】 平成15年度 2,500千円 平成14年度 " 平成13年度 " 平成12年度 " 平成11年度 "	・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力 基金・設立年月日 昭和53年8月3日・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域 振興、また地域の公共団体が行う事業 に対する助成。・基本財産 500,000千円 【補助金の実績】 平成15年度 2,500千円 平成14年度 " 平成13年度 " 平成14年度 " 平成11年度 "

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		財務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
13	土地開発基金の運用管理 A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課	
根拠法令等	地方自治法第241条第1項・ 相模原市土地開発基金条例及び施行規則・	地方自治法第241条第1項· 城山町土地開発基金条例· ·	・地方自治法第241条第1項・ ・津久井町土地開発基金条例・ ・	地方自治法第241条第1項· 相模湖町土地開発基金条例		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額(平成16年度)		75千円	113千円	0千円		
【事務事業の内容】	【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金 【平成15年度未残高】 35億8,000万円 (内訳) 現金 約6億3,700万円 土 地 約4億2,800万円 (9件約9,800㎡ 及びその他隅切用地) 債 権 約25億1,500万円	【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにはり事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金 【平成15年度未残高】約2億8,473万円 (内訳)現金約1億87万円土地約1億8,436万円(3件約1,969㎡)(債権なし 【特定財源】預金利子	【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得するごとにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金 【平成15年度未残高】 6億1,562万円 (内訳) 現金 約 9,006万円土地約5億2,557万円(24件約6,271㎡)債権なし 【特定財源】預金利子	【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金 【平成15年度未残高】 1億4,151万円 (内訳)現金約696万円土地約1億3,455万円(4件約1,379㎡)債権なし 【特定財源】なし	平成 1 6 年3月29日解散	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	契約業者の登録及び指定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
<u> </u>	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	契約課	財務課	契約検査課	総務課	総務課
根拠法令等	地方自治法施行令 第167条の11第2項・ 相模原市契約規則 第23条・ 相模原市指名競争人札参加者選定規程・	地方自治法施行令 第167条の11第2項・ 城山町契約規則 第30条・ 指名競争入札に参加することができる者の資格に・ 関する規則・	地方自治法施行令 第167条の11第2項・ 津久井町契約規則 第32条・ 指名競争入札に参加することができる者の資格に・ 関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項・ 相模湖町契約規則・ 相模湖町指名競争入札に参加することができる者・ の資格に関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2 項 藤野町契約規則・ 藤野町指名競争人札に参加することができる 者・の資格に関する規則
歳出予算額(平成16年度)	769千円	118千円	30千円	147千円	5 4 千円
歳入予算額(平成16年度)	<u> </u>			0千円	
【事務事業の内容】	(内容)本市指名競争人札に係る業者登録については、「相模原市指名競争人札を係る業者登録については、「相模原市指名競争人札参加者選定規程」により参加者の資格基準、審査、格付方法等を定め実施している。また、事務の取扱いについては、「相模原市指名競争入札参加者指名停止等措置要綱」及び「相模原市競争入札参加者指名停止等措置要綱」及び「相模原市競争入札参加者選定基準」に基づき運用している。 (登録状況)業者登録は、工事・委託・物品・小規模修繕に分け、さららにそれぞれを市内・準市内・市外を区別している。 (日本の世界では、1,550社 (市内380・準市内125・市外1,045)・委託・1,539社 (市内218・準市内125・市外1,045)・委託・1,393社 (市内218・準市内125・市外1,048)・物品・1,171社 (市内340・準市内115・市外716)・小規模修繕・96社 (小規模修繕は市内業者のみ) (登録有効期間等) 2年間(登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付) (電算システム関連)登録者者とで管理) (参考) H18年度からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、であり、第4世代に入札・参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。システム導入により、業者登録事務は県につるため合併に入り人的な影響はないと考えられるが、県のシステム開発に伴う市町村の負担金まれる。	(内容) 本町指名競争入札に係る業者登録については、「指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法等を定め実施している。また、事務の取扱いについては、「城山町指名競争入札参加者指名要綱」及び「城山町指名競争入札参加者指名要綱運用基準」に基づき運用している。 (登録社録は、工事・委託・物品・小規模工事に区別している。(登録社会のでは、「町内本店34・町内支店3・その他626)・委託:779社 (町内本店36・町内支店3・その他746)・物品:426社 (町内本店26)・力規模工事は町内本店27・町内支店1・その他402)・小規模工事:10社 (小規模工事は町内業者のみ) (登録有効期間等)2年間(登録中請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付) (電算システム関連)登録有効用で会談の変更申請は随時受付のいから支払いまでを行っている。(参考) 出手年度(導入年度についには未確定)からの電子入札制度導入を目指し、県の電入札システムにより、予算執行何いから支払いまでを行っている。の表示人間参に乗るという。以下のより、第者登録中間、2年では、入札参加のより、これに対しており、これに対しているが、域のシステムにより、業者登録を対しているのの事務手導入により、業者登録と対しているのの事務手導入により、業者登録といる担急が人により、報のシステム同野をに行ったり、正れに対してもり、これに対してもり、ののであり、これに対しているが、対しいは対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しているが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しているが、対しないのはないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、はないるが、対しないるが、対しな	(内容) 本町指名競争入札に係る業者登録については、「指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法等を定め実施している。また、事務の取扱いについては、「津久井町指名業者選定要領要網」「津久井町建設工事請負契約等に係る指名停止措置要領」を通り入び「津久井町と般競争入札実施要領」に基づき運用している。(登録状況・工事・委託・物品・小規模工事に区別している。4(登録登録は、工事・委託・物品・小規模工事に区別している。4(管理を表別・工事・信打社(町内本店55・町内支店4・その他558)・委託:652社(町内本店56・町内支店3・その他623)・物品:350社(町内本店66・町内支店3・その他623)・物品:350社(町内本店67)に、規模工事は町内業者のみ)(登録有効期間等)2年間(登録の変更申請は随時受付)(電算システム関連)登録者は、汎用データベースにより管理しているが、予算執行伺いから支払いまでは津久井町財務会計システムにより行っている。(参考)ト18年度からの電子入札制度導入を目指し、、県の電子入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。システム場同により、業者登録事務にこるが、分により、業者登録事務に見るが、入り、大の電子入札制度導入を目指し、、県の電子入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。	(内容) 本町指名競争人札に係る業者登録については、「相模湖町指名競争人札に参加することができる者の資格基準、審査、格付方法等を定め実施している。また、事務の取扱いについては、「相模湖町工事等指名競争を迎り上でいる。(登録状況)業者登録は、工事・委託・物品に区別している。 ・ 田・年度登録者数・工事:571社・委託・物品に区別している。 ・ 田・年度登録者数・工事:571社・委託・物品に区別している。(登録有効期間等)2年間(登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付)(電算システム関連)電算システム関連)電算システム関連)電算システムと管理)(ペクスースにより、年度については未確定)からステムへ協同参手続き、中にいていない。(汎用データベースにより、年度につい、「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(内容) 本町指名競争人札に係る業者登録については、「藤野町指名競争人札に多加することができるでいる。 とができるできな実施している。 また、事務の取扱いにつびの選者指名競争人人を変更のでは、「藤野町工事等指名審査会の別とのででは、「藤野町工事等指名審査会の別とのででは、「藤野町工事等指名審査会の別とのででは、「東野町工事等指名審査会の別とのででは、「東野町工事等がは、工事・委託・物品に区別している。 (登録状況)業者登録は、工事・委託・物品に区別している。 (日本のでは、「東野町工事・芸が、中では、登録が、「工事・芸が、日のでは、「東野町工事・芸が、日のでは、「東野町工事・芸が、日のでは、「大田では、「は、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」、「は、「は、」」」、「は、「は、「は、」」」、「は、「は、「は、」」」、「は、「は、「は、」」、「は、「は、「は、「は、」は、「は、「は、」」」は、「は、「は、」」」、「は、「は、」は、「は、「は、」」は、「は、「は、「は、」」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、」」」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		財務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	用品調達基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会			
		T				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	契約課	財務課	財務課	総務課	総務課	
	相模原市用品調達基金条例· 相模原市用品調達基金施行規則·					
1=11-11 4 44	1日大阪、17月1日間を全型が17万大の					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)						
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	(基金の目的)	該当なし	<u></u> 該当なし	<u> </u>	該当なし	
	各課・機関が共通に使用する物品等について集中購買を実施することにより、取得価格の名ことを自的とする。各課への払出し価格と実購入額との差異により、基金に収益を生じた場合は、全額一般会計に繰り入れている。 (運用基金額) 50,000千円 (対象品目) 307品目(文具・雑貨・燃料等) (一般会計繰入額) H15年度:28,976千円(H15基金収益) H16年度:34,802千円(H15基金収益) H16年度:34,802千円(H15基金収益) 第章システム) 基金の運用(共通物品の購入・管理・払出等における予算執行等)の事務は全て相模原市財務会計オンラインシステム上で行っている。 (参考) 合併後も現行の基金額で対応可能と思われるため、基金の増翻は不要。 ただし、用品調達事務については、多少事務増が見込まれるため、若干の人的な影響はある。					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		財務部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
7	納税貯蓄組合		A協議会 B幹事会 C専門部会				
•	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	納税課	収納課	税務課	税務課	税務課		
	納税貯蓄組合法・	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法		
根拠法令等							
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額(平成10年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	【内容】	【内容】	【内容】	【内容】	【内容】		
▶ヂクワヂホ▽ヒンロン┛♪	納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理	納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理	納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理	納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理	納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理		
	平成14年度に納税貯蓄組合連合会解散	平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散	平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散	平成11年度に納税貯蓄組合相模湖支部解散	平成11年度に納税貯蓄組合藤野支部解散		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		財務部会			
	事務事業名		協議ランク			
12	原動機付自転車及び小型特	殊白動車の煙識の取扱い				
12		T		·	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課・課税班	税務課・課税班	
	地方税法、市税条例	地方税法、町制条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	
42 thin >+ 人 ***						
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	1,204千円	83千円	45千円	452千円	155千円	
	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	
	原動機付自転車等の登録等	原動機付自転車等の登録等	原動機付自転車等の登録等	原動機付自転車等の登録等	原動機付自転車等の登録等	
	【内容】 取扱事務	【内容】 取扱事務	【内容】 取扱事務	【内容】 取扱事務	【内容】 取扱事務	
	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	
	名義変更 廃止	│ 名義変更 │ 廃止	名義変更 廃止	名義変更 廃止	名義変更 廃止	
	標識交付証明書の交付	標識交付証明書の交付	標識交付証明書の交付	標識交付証明書の交付	標識交付証明書の交付	
	廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)	廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)	廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)	廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)	廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)	
	【参考】	【参考】	【参考】	【参考】	【参考】	
	平成15年度実績 新規 26,677台	平成15年度実績 新規 357台	平成15年度実績 新規 634台	平成15年度実績 新規 328台	平成15年度実績 新規 658台	
	名義変更 4,943台	名義変更 27台	名義変更 30台	名義変更 73台	名義変更 85台	
	廃止 22,073台 車台変更 134台	廃止 361台 車台変更 17台	廃止 528台 車台変更 3台	廃止 248台 車台変更 0台	廃止 565台 車台変更 12台	
	標識再交付 43台	標識再交付 2台	標識再交付 0台	標識再交付 0台	標識再交付 5台	
	標識の既交付件数 原付 36,171件	標識の既交付件数 原付 2,018件	標識の既交付件数 原付 2,711件	標識の既交付件数 原付 795件	標識の既交付件数 原付 1,340件	
	小型特殊 1,626件	小型特殊 53件	小型特殊 261件	小型特殊 91件	小型特殊 70件	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	土地価格等縦覧帳簿及び家	屋価格等縦覧帳簿の縦覧	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法- 市税条例	地方税法• 町税条例	地方税法- 町税条例	地方税法- 町税条例	地方税法 町税条例
歳出予算額(平成16年度)	27千円	5千円	0千円	285千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧	【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧	【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧	【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧	【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帆 簿の縦覧
	【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日~5月31日 【参考】 納税義務者数(平成16年度当初予算) 土地 117,375人 家屋 152,416人 土地筆数(免税点以上) 248,665筆(平成15年度概要調書) 家屋棟数(免税点以上) 140,460棟(平成15年度概要調書) 平成15年度縦覧者数 49人	【内容】	【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。縦覧期間 4月1日~5月31日 【参考】 納税義務者数(平成16年度当初予算) 土地 9,743人 家屋 9,442人 土地筆数(免税点以上) 47,945年(平成15年度概要調書)家屋棟数(免税点以上) 12,795棟(平成15年度概要調書) 平成15年度縦覧者数 1人	【内容】	【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿 を作成し(3月31日まで)、納税者の求め 縦覧間 4月1日-5月31日 【参考】 納税義務者数(平成16年度当初予算) 土地 3,609人 家屋 3,324人 土地筆数(免税点以上) 34,628第(平成15年度概要調書) 家屋棟数(免税点以上) 5,075棟(平成15年度概要調書) 平成15年度縦覧者数

保健福祉部会

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
6	社会福祉審議会事務		A協議会 B幹事会 C専門部				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等	社会福祉法 相模原市社会福祉審議会条例- 相模原市社会福祉審議会条例施行規則						
歳出予算額(平成16年度)	1,496千円						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
【事務事業の内容】	【社会福祉審議会】 概要:社会福祉に関する基本的事項について、民生委員審查専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児生委員審書福祉専門分科会を設置し、調査審議を行う。 委員数:33名代任期:2年事務内容:社会福祉審議会委員の委嘱、各専門分科会委員の選出、社会福祉審議会(全体会)の開催、委員報酬等) 【高齢者福祉等専門分科会】 著護事項:老人居田子子子との意思、とのでは、日本のでは	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

29	合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
7 社会福祉統計調査事業 協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 建当課名 保証地総財政 環境計画 統計・ (東京計画・ (東京語画・ (東京計画・ (東京計画・ (東京計画・ (東京計画・ (東京計画・ (東京計画・ (東京計画・ (東京計画・ (東京計画								
7 社会福祉統計調査事業 A協議会 B幹事会 C専門部会 相模原市 城山町 連久井町 相模湖町 藤野町 担当課名 祭福祉総理課 神社海道等 類保護法 報報報報 銀票福祉課 銀門の作程度) 1,790千円 開設所能がらの表記により、各種監督計と 展面の作品を開発 (国際に当成政策を予測し、国の社会福祉 無限治ののの基礎資料を得る。 (長野の育) 社会経歴制課金のための基礎資料を得る。 (長野の育) 社会経歴制課金のための基礎資料を得る。 (長野の育) 社会経歴制課金 社会経歴制課金 社会経歴制書報所等調金 社会経歴制書報所等調金 社会経歴制書報所等調金 社会経歴制書報所等調金 社会経歴制書報所等調金 社会経歴制書報所等調金 社会経歴制書報所等調金 社会経歴制書報所等調金 社会経歴出書報所等調金 社会経歴制書報所等調金 社会経歴出書報所等調金 社会経歴出書報所等調金 社会経歴出書報所等調金 社会経歴出書報所等調金 社会経歴出書報所等調金 社会経歴出書報所等調金 社会経歴出書報所等調金 社会経歴出書報刊等の表述 課金開始の方法 予算・1,790千円 (明査員報酬・調査問題清経、原理開始の方法 予算・1,790千円 (明査員報酬・調査問題清経、原理開始の方法 予算・1,790千円 (明査員報酬・調査問題清経、原理開始の方法 予算・1,790千円 (明査員報酬・調査問題清経、原理開始の方法 予算・1,790千円 (明査員報酬・調査問題方法 長野の存在 日本経典制度								
相模原布 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 接出流域 投票福祉課 投票投票 比京の千円 投票投票 投票 La La La La La La La L								
担当課名 保健福祉総務課 福祉推進課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 提供 接対 接対 接対 接対 接対 接対 接対 接	1		T			1		
機出子無抗子 (株)		相模原市		津久井町		藤野町		
機関法令等 (担当課名		福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
(根拠法令等	統計法施行令•						
[自的] 原生労働省からの委託により、会権福祉統計を実施して国民生活の実態を把握し、国の社会福祉施設・施茨推進のための委認資料を得る。 【委託内容】 社会福祉施設・調査 国民生活基礎調査 社会保証施設・事業所調査 地域児園福祉事業所調査 地域児園福祉事業所等調査 社会保障に関する思議調査 【事務内容】 事務: 統計調査員の参順、調査員設明会の関係、調査責報酬の支払予算: 1,700千円(調査員報酬、調査開選消耗 品等) 【特定財源】 名称 福祉統計調査委託金 内容 社会福祉統計の事務に対する国からの委託金 金額 1,700千円(調査員報酬、調査所当所も	歳出予算額(平成16年度)	1,780千円						
厚生労働省からの委託により、各種福祉統計を 実施して国民生活の実態を把選し、国の社会福祉 施策推進のための基礎資料を得る。 【委託内容】 社会福祉統計調査 国民生活基礎調査 介護サービス施設・事業所調査 社会保障に関する意識調査 【事務内容】 事務:統計調査員の委嘱、調査員設明会の開 催、調査書類の内容確認、調査員報酬の支払 予算:1,780千円(調査員報酬、調査関連消耗 品等) 【特定財源】 名称 福祉統計調査委託金 内容 社会福祉統計の事務に対する国からの委 託金 金額 1,780千円	歳入予算額(平成16年度)	1,780千円						
		厚生労働省からの委託により、各種福祉統計を 実施して国民生活の実態を把握し、国の社会福祉 施策推進のための基礎資料を得る。 【委託内容】 社会福祉統計調査 国民生活基礎調査 社会福祉施設等調査 介護サービス施設・事業所調査 地域児童福祉事業所等調査 社会保障に関する意識調査 【事務1.50年間(調査員報酬、調査員報酬の支払 予算:1,780千円(調査員報酬、調査関連消耗 品等) 【特定財源】 名称 福祉統計調査委託金 内容 社会福祉統計の事務に対する国からの委 託金 金額 1,780千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	民間社会福祉施設賠償責任	· 伊隆各坦令			
8	戊间社云悃仙旭 故知頂貝江	休 快	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	882千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【事業内容】 民間社会福祉施設賠償責任保険制度は、施設の不備、欠陥又は職員の業務上の管所者、まるの世界を受ける。 また、財物損害を与え、また、財物損害を与え、また、財物損害を保険金として民間滞な施設等に代わって治療を保険金として民間滞な施設等に代わって治療を保険なる。 (本の補助金により、果社会福祉施議会が実施して社会の補助金により、果社会福祉施議会が実施して社会の補助金により県社会福祉施議会が実施して社会の補助金により県社会にでいる。 (本の補助金により場合を表現している。 (本の本の本の、現行による) に、これまでどの、本の、本の、本の、ない、これまでといる。 (本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、は、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	防災資機材の整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
9		1	Al伽俄云 D针爭云 C守I J라고	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1,300千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目 的】 相模原市地域防災計画に位置付けられた災害弱者計画の中の「災害弱者固有の生活必需物資等の計画の中の「災害弱者固有の生活必需物資等の者が必要とする物資を計画的に備蓄する。 【平成16年度予算】 1,300千円 【平成16年度の事業内容】 災害弱者用傷品の購入 ・担等弱者として、 4個 ・車椅子 10位台・車椅子 10台・歩行補助杖 10本 【現在の備蓄状況】 ・エアマット 10個 ・取・車椅子(リクライニング型)・50台・東荷補的杖 40本 【現在の備蓄が記)・ボットレス 6個 ・車椅子・車椅子(リクライニング型) 10台・歩び前動杖 40本 ・おぶいひも 40本 【備蓄場同庁舎 緑が丘者倉庫 大沢分書庫	該当なし *災害弱者計画、事業等は実施していない。災害物資の整備は環境防災課が実施している。但し、災害弱者用機材の整備計画はなし。	該当なし *災害弱者としての整備はないが、防災資機材は 防災課で一元整備している。	該当なし	該当なし *災害弱者としての整備はないが、 防災資機材は総務課で一元整備し ている。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	さがみはら健康都市宣言普	さがみはら健康都市宣言普及事業 A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)		0千円			0千円
歳入予算額(平成16年度)		0千円			
【事務事業の内容】	【概要】 平成12年に策定した「さがみはら健康都市宣言」について、市民への普及啓発を行うとともにこの宣言を基本理念として策定した相模原市保健医療計画に定めた「市民の健康目標」について普及啓発を図る。 【事務内容】 市民まつりや健康づくりの集い等で地域保健事業の一環として普及啓発活動を行う。 【予算】 消耗品費 212千円 【さがみはら健康都市宣言】 さがみはら健康都市宣言】 さがみはら健康都かな自然と良好な生活環境のもと 市民一人ひとりが尊重され 心身ともに健適の願いですしたくしたちは「自らの健康は自らつくる」を基本に次なって生涯にわたる健康 がくりを進めます したいのふれあいを大切にしているで、みましたので、また、の交流をとあして暮らせる環境で、りたいともちを追めます スポーツや体力づくりに親しいなど、カナーを追めます スポーツや体力が見らいを強力がくりを進めます アスポーツや体力が良いを強力がよりを追がみばらなて健康があり、人と人ますりたくしたちは 21世紀へ向けて すべての市民の健康で幸せな生活を願い わたくしたちは 21世紀へ向けて すべての市民の健康で幸せな生活を願い わたくしたちは 21世紀へ向けて マベエの市民の健康で幸せな生活を願い わたくしたちは 21世紀へ向けて マベエの市民の健康で幸せな生活を願い わたくしたちは 21世紀へ向けて マベエの市民の健康で幸せな生活を願い わたくしたちは 21世紀へ同けて マベエの市民の健康で幸福を指示している。	【健康都市しろやま】 すべての人々が豊かな生活を営むうえで、健康ないと体はかけがえのない財産であり、、健康な生活を享受することは人間の基本的な権利会は、町民一人ひとりの自主的な努力と実践を基盤とのである。一人のとりの自主的な努力と実践を基盤とのである。高齢化の進展など社会環境の著しい変化のなか、健やかさがこだまする生活創造部 生涯にわたって健康な生活が送られることをねがい、「健康都市しろやま」を宣言する。 (平成3年9月7日制定)	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
12	保健福祉センター		A協議会 B幹事会 C専門部会				
12		I		T	T		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	保健福祉総務課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等	4 550 705 T.M.				0千円		
歳出予算額(平成16年度)					0+H		
歳入予算額(平成16年度)	1,118,900千円 1,118,900千円 1,(仮称)南地区保健福祉センター建設事業	該当なし	該当なし	該当なし	【事務名】		
【事務事業の内容】	・ 「(NPA) 中級に味性価値とアー産政争業制模原市保健福祉園域中園域の南地区における拠点施設として、保健福祉サービスの総合的福祉センターを建設する。 「設置場所] 相模原市相模大野6丁目3871番25 【数地面積] 3,190㎡ 【航波内容】 (根健福祉長年を構えた(原健・日本) 3,190㎡ 【施政内容】 (保健福祉信報コーナー等 【予算】 経機・工・保健福祉情報コーナー等 【予算】 経機・事業 1,865,000千円 15年度 388,000千円 15年度 1,477,000千円 2・(仮称)南地区保健福祉センターの開設にあたる初度調弁等の経費 【予算】 81,825千円 3・(仮称)北地区保健福祉センターの開設にあたる初度調弁等の経費 【予算】 81,825千円 3・(仮称)北地区保健福祉センターの開設にあたる初度調件等の経費 【予算】 81,825千円 1 (長度福祉センターを整備事業相模原施設として、保健福祉センターを整備事業相模原施設として、保健福祉センターに関わる諸条件の検討を行う。 「予算】 900千円 【特定財源】 名称 一般単独事業債 内容:(仮称)北地区保健福祉センターに関わる諸条件の検討を行う。 「予算】 900千円 表当率: 75% 名称 県貸付金 内容:(仮称)南地区保健福祉センター建設事業に係る県貸付金 内容:(近称)南地区保健福祉センター建設 4 (近年) 南地区保健福祉センター建設 4 (近年) 本語・75% (近年) 南地区保健福祉センター建設 4 (近年) 南地区保健福祉センター建設 4 (近年) 南地区保健福祉センター建設 4 (近年) 南地区保健福祉センター建設 4 (近年) 1	既設施設 【名称】城山町保健福祉センター 【設置場所】 城山町久保沢2丁目26番1号 【敷地面積】 6,940㎡ 【施設内容】 1階 保健推進課、福祉推進課、高齢者福祉課、城山町社会福祉協議会、研修室 2階 健康運動室、和室、ヘルシーサロン 3階 会議室(A・B)	既設施設 【名称】津久井町保健センター 【設置場所】 津久井町中野633番地 【敷地面積】 862.78㎡ 【施設内容】 1階 機能訓練室、作業指導室、健康相談室、会議室、事務室 2階 集団指導室(A・B・C)、診察室(1・2)、検査室 指導室(A・B)、PH エレベーター機械室、キューピクル、空調機・自家発電機	次 当 は し	【内容】 「保健福祉複合施設の建設 【内容】 「保健福祉事業の中心的機能を持ち、保健福祉とその活動拠点の場として、町民参加の福祉の可づくりに取り組むため、保健福祉複合施設の検討を行ってきた。		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
29 事務事業番号	百種事務事業の収扱い 事務事業名		協議ランク		
		かんしょう 初二 お送祭			
6	社会福祉法人、社会福祉施	設寺に係る認り、指導寺	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課指導監査室	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
10 Ha > 1 A AA	・社会福祉法 § 56、70 ・児福 § 46、59 ・老福 § 18				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	172千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 中核市の事務として、社会福祉法人・社会福祉施設等の運営状況、利用者へのサービス提供内容 及び会計処理等について調査を行い、法令等に基づき適正に運営されているが指導監査 定期指導監査 主要地監査 全ての法人等を対象に、原則として2 年に1回、個別に実地で行う指導監査 ・実地監査 実地監査を実施しなかった法人等を対象に、集合部立で毎年行う指導監査 ・書面監査 実地監査を実施しなかった法人等を対象に、集合影査を実施しなかった法人等を対象に、集合影査を実施しなかった法人等を対象に、集合影査を実施しなかった法人等を対象に、集合影査を実施しなかった法人等を対象に、書面により毎年行う指導監査 ・書面監査 「場上の事務を対象に、書面により毎年行う指導監査 「福祉・サービスの利用者への権利侵害など、重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に行う指導監査 一般指導監査の分析結果及びその他の状況がら、特に重点的かつ経続的な指導が必要と認められた場合に行う指導監査 「参考】 監査対象件数(H15.3.31): 203件 手数料(社会福祉法人の役員であることの証明等の証明書発行手数料) H15実績:@300円×8件=2.4千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

根拠法令等	康福祉課	
事務事業者号 事務事業名 協議ランク 7 民生委員審査専門分科会事務 構模原市 城山町 津久井町 相模湖町 担当課名 地域福祉課 健康福祉課 健康高社課 原生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。 (内容) (内容) <td rowspan<="" td=""><td></td></td>	<td></td>	
7 民生委員審査専門分科会事務 A協議会 B幹事会 C専門部会 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 担当課名 地域福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 根拠法令等 社会福祉法 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 成人予算額(平成16年度) 0千円 成人予算額(平成16年度) 1日的 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。 【内容】 該当なし 該当なし		
相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 担当課名 地域福祉課 福祉推進課 健康福祉課 世会福祉課 世会福祉課 世会福祉課 世会長の適否の審査に関する事項を調査審 該当なし 議する。		
担当課名 地域福祉課 健康福祉課 健康福祉課 根拠法令等 社会福祉法 健康福祉課 歳出予算額(平成16年度) 452千円 歳入予算額(平成16年度) 0千円 【事務事業の内容】 【目的】 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。 【内容】 該当なし 「内容」 「内容」		
社会福祉法 社会福祉法	康福祉課	
根拠法令等 歳出予算額(平成16年度) 452千円 歳入予算額(平成16年度) 0千円 【事務事業の内容】 【目的】 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。 【内容】		
歳出予算額(平成16年度) 452千円 歳入予算額(平成16年度) 0千円 【事務事業の内容】		
歳入予算額(平成16年度) 0千円 【事務事業の内容】 【目的】 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。 該当なし 該当なし 【内容】 【内容】		
歳入予算額(平成16年度) 0千円 【事務事業の内容】 【目的】 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。 【内容】 該当なし 該当なし		
歳入予算額(平成16年度) 0千円 【事務事業の内容】 【目的】 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。 【内容】 該当なし 該当なし		
【事務事業の内容】 【目的】 該当なし 該当なし 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。 【内容】 「内容】		
民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。	当なし	
民生委員審查専門分科会		
委員数 7名 任 期 2年		
(平成15年4月1日から平成17年3月31日) ************************************		
選出区分 (すべて市議会議員の選挙権を有する者)		
市議会議員 社会福祉事業従事者		
社会に関われて、自然に対して、自然に対し、対して、自然に対し、対して、自然に対し、対して、自然に対し、対して、自然に対し、対して、自然に対し、対して、自然に対し、対して、自然に対し、対して、自然に対し、対して、自然に対し、対して、自然に対し、自然に対は、自然に対し、自然に対し、自然に対は、自然に対し、自然に対し、自然に対は、自然に対し、自然に対し、自然に対し、自然に対し、自然に対は、自然に対は、自然に対は、自然に対は、自然に対は、自然に対は、自然に対し、自然に対し、自然に対は、自然に対し、自然に対は、自然に		
【事業費】		
報酬 (441)		
7人×5回×@12,600円 需用費 (6)		
食糧費 6,000円		
使用料及び賃借料 (5) 公共施設使用料 5,000円		
A7088XK.7747 3,00013		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	民生(児童)委員活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			In Ithina	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	民生委員法	民生委員法	民生委員法	民生委員法	民生委員法
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	82.370千円	5.489千円	3,423千円	1.162千円	3,362千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	57千円	196千円	2,080千円
【事務事業の内容】	1.民生(児童)嘱託員経費 (75,709)	1 民生委員関係経費(社会福祉委員)	1.民生(児童)嘱託員経費 (2,646)	1.民生児童委員(社会福祉委員兼務)経費	1.民生児童委員(社会福祉委員兼務)経
	【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。 【内容】 報酬 71 ,707 市会長 @125,900円×1人 地区会長 @110,300円×17人 一般 @104,000円×656人 改運増分 34,460円×43人 *平成16年度は一斉改選、43名増予定 *支払いは年2回(9月、3月) 広費 300 費用弁優 300,000円 各種研修会参加費用 需用費 1,542,000円 各種研修会参加費用 需用費 1,542,000円 各種研修会参加費用 需用費 1,542,000円 各種研修会参加費用 需用性品費 1,542,000円 長託料 883 事務作業等委託料 県民生委員研修委託 600,000円 使用料及心質借料 77 公共施設使用料 77,000円 負担金、補助金取び交付金 互助共励費事業補助金 1,200,000円 使用料及が受債性料 77 公共施設使用料 77,000円 負担金、補助金財び交付金 互助共励費事業補助金 1,200,000円 使用料及が受債性料 77 公共施設使用料 77,000円 負担金、補助金財び交付金 互助共励費事業補助金 1,200,000円 使用料及が受債性料 77 公共施設使用料 77,000円 負担金、補助金財 700円 負担金、有1歳 主任児童委員 739人 計 43人 平均年 39人 計 43人 平均日 40人 計 44人 中前日 40人 14人 中前日 40人 中前日 40人 14人 中前日 40人 中	1,072千円 【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。 【内容】 社会福祉委員協議会報酬 会長 @42,500円×1人 副会長 @40,500円×2人 委員 @38,500円×41人 支払いは年1回 3月 口座振替 民生委員児童委員状況 男 18人 女 23人 計 41人 平均年齢 男 67歳 女 58歳 主任児童委員状況 男 16人 女 25歳 活動状況 ひとりおたりの平均担当世帯数 197件 活動問回数 9,431日 17日/月 2 民生委員推薦会経費 132千円 【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。 【内容】 報酬 132 6人×3回×@7,300円 (行政1名は支出とし)需要費 2 消耗品費 2,000円 民生委員権薦会委員 (平成13年10月1日から平成16年9月30日) 選出区第会員員 14会福祉事業関係所者 関係行政機関職員 学講経験者	【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。 【内容】 報酬 1,784 会長 @38,400円×1人 一般 @32,300円×54人 *平成16年度は一斉次選 *支払いは年2回(10月、3月) 位置 861,110円 養担無が 861,110円 養担無が 9月 27人 女 24人 計51人 平均年齢 男 27人 女 3人 計 3人 平均年齢 天 7年 7年 /年 該問回数 延べ5,797回 /年 2.民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。 【内容】 報酬 262 委員長 1人×3回×@7,700円 委員長 1人×3回×@7,700円 委員長 1人×3回×@7,200円 (行政 2名は大田はし) 旅費 20 費用弁償 11人×3回×@600円 民生委員推薦会長	(876千円) 【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。 【内容】 報酬 821千円 会長 @34,000円×1人 副会長 @35,000円×27人 活動費一律 @30,150円×29人 *支払いは年2回(9月、3月) 口座振替 旅費 55千円 費用弁償 55,000円 各種研修会参加費用 特定財源 県賣補助金 171千円 民生児童委員状況 男 13人 女 14人 計27人 平均年齢 男 66歳 女 59歳 主任児童委員状況 男 14人 計 2人 平均年齢 男 49歳 女 49歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 110世帯 活動け況 1人あたりの平均担当世帯 110世帯 活動門回数 1,462回 4回/月 2.民生委員推薦会経費 (82千円) 【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。	費(1,098千円) 【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。 【内容】 報酬 774千円 会会長 @27,500円×1人 一般 @25,500円×28人 *支払いは年2回(9月、3月) 「工作機関の100千円 費用弁償 100,000円 各種研修会参加費用 社会福祉委員協議会活動費補助金200千円 民生児童委員状況 平均年齢 男67歳 女62歳 ま任児童委員状況 平均年齢 男 - 歳 女60歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 126世帯活動問回数 2,590回 回/年 民生委員等活動費補助金 2,056千円 特定財源 (県費補助金)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	民生(児童)委員活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	【内容】	3 民生委員協議会補助金(3647) [目的] 地域の福祉ニーズを把握するとともに,関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。 【内容】 負担金、補助金及び交付金 3647 運営費補助金 3,647	3. 民生委員協議会運営補助金 (495) 【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係 行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。 【内容】 負担金、補助金及び交付金 495 運営費補助金 495,000円 55人×@9,000円 (交付先 町民生委員児童委員協議会)	【内容】 報酬 82千円 10人×2回×@4,100円 (行政2名、議員2名は支出なし) 特定財源 県費補助金25千円 民生委員推薦会委員 定数14名 任期 3年 (平成13年8月1日から平成16年7月31日) 選出区分(各2名) 事業関係者 大会福祉事業関係者 教育関係者 大会福祉事業関係者 教育関係者 関係行政機関職員 事業の不過程を表表して、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。 【内容】 負担金,補助金及び交付金204千円連営費補助金188,500円29人×@6,500円(交付先町民生委員児童委員協議会) 郡民児協負担金15,000円	目的 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。 民生委員推薦会経費 208千円 報償費 196千円 委員長 8,600円×2回 委員 8,100円×2回 費用弁償 10千円 役務費 2千円 特定財産 25千円 定数14名以内 任期 3年 選任区分 町議会議員 民生委員 社会福祉事業関係者 対会福祉事業関係者 関係行政機関職員 学識経験者

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号			協議ランク		
9	人権啓発事業		協議フンク A協議会 B幹事会 C専門部会		
9		T	AIDD MARK D M T T T T T T T T T T T T T T T T T T	ı	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	町民課	総務課	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	5,257千円	542千円	719千円	376千円	
歳入予算額(平成16年度)	400千円	200千円	200千円	200千円	
【事務事業の内容】	人権啓発推進費(4,531千円) 【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意調の啓発を推進する。 【内容】 「内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発汗・新聞・研修会資料・ビデオなどの 購入 工負担金・補助金 人権啓発活動実施経費(442千円) 【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 【内容】相模原地域人権啓発フェスティバルの実施委託 【特定財源】 人権施策活動委託金 法務省 人権施策推進協議会経費(284千円) 【目的】 市民・企業・NGOなどの参画を得て、平成14年3月に基づな施策推進協議会、経費(284千円) 【目的】 市民・企業・NGOなどの参画を得て、平成14年3月に基づく施策推進協議会、行為はら人権施策推進協議会、行為はら人権施策推進協議会、行為はら人権、対したと、人権施策推進協議会、行管理目的 市民・企業・NGOの代達等・13名事業内訳 人権施策推進協議会の運営会 議年3回開催	人権啓発推進費(142千円) 【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。 【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の所修会資料・ビデオなどの 購入 工負担金・補助金 人権啓発活動実施経費(400千円) 【法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 【内容】 研修会及び啓発活動 【特定附別】 人権啓発活動委託金 法務省	人権啓発推進費(319千円) 【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につなが る人権意識の啓発を推進する。 【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発活動実施経費(400千円) 【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施す る。 【内容】 研修会扱の 【特定財別 人権啓発活動委託金 法務省	該当なし 人権啓発活動実施経費(400千円) (目的) 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 (内容) 研修会及び啓発活動 (持定財源) 人権啓発活動委託金 法務省 (財源内訳) ・啓発物品等購入 370千円(企画財政課) ・研修会講師謝礼 30千円(生涯学習課)	該当なし 人権啓発活動実施経費(400千円) (目的) 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 (内容) 研修会及び啓発活動 (特定財源) 人財源特別 人の千円 ・ とデオ等備上料 200千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
10	市民福祉の集い開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
10	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	285千円	83千円	254千円		0 千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		0 千円	
【事務事業の内容】	【目的】 市民の連携と参加による「心のふれあう福祉の輪づくり」を推進するため福祉月間事業の一つとして「市民福祉の集い」を開催する。 【内容】 第1部:表彰式 社会福祉功労者、福祉ポスター、作文入賞者 第2部:福祉のまちづくり講演会(主催:相模原市福祉のまちづくり推進協議会) *事務事業評価において見直しが求められているため、今後、相模原市社会福祉協議会が主催で開催している社会福祉大会との統合を検討していく予定。	【目的】 町民及び町内福祉関係者の研修として実施する。福祉教育の視点から住民一人ひとりがそれぞれの役割や持ち味を発揮し、協力し合いながる福祉の心や人を育てていくための活動や方法について学ぶことを目的として実施する。 【主催】 城山町・城山町社会福祉協議会 【内容】 第1部 福祉功労者表彰式 第2部 研修会(パネルディスカッション)	【目的】 永年にわたり社会福祉活動に尽力された方々を 顕彰し、感謝の意を表すとともに、誰もが安心していきいきと暮らせる町づくりのための社会福祉 事業への理解と増進を図ることを目的として「津 久井町社会福祉大会」を開催する。 【主催】 津久井町・津久井町社会福祉協議会 【内容】 第1部 社会福祉功労者表彰 第2部 講演会	【目的】 一般町民への福祉の意識啓発及び社会福祉功労者への表彰等を目的として、毎年テ・マを定め福祉大会を開催する。 【主催】 相模湖町・相模湖町社会福祉協議会 【内容】 第1部 社会福祉功労者表彰 第2部 敬老のつどい (敬老のつどいについては、高齢者調書No17に掲載) 社会福祉大会予算 180千円 社協予算 「敬老のつどい」と「社会福祉大会」を併せて開催。	「目的」だれでもが安心した暮らしができるまちづくりをすすめるために、多くの住民が与がし、福祉団体等の日頃の活動発表や今回の福祉問題を学ぶ事を通して、場合の連携を深めることを目的に開催する。「主任」藤野町・藤野町社会福祉協議会「内容」第1部福祉功労者表彰社協20年のあゆみ第2部コンサート	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	社会福祉功労者、福祉作文	等λ営者表彰事業	A協議会 B幹事会 C専門部	<u></u>	
11	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1.007千円	124千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【目的】	功労者表彰は城山町表彰条例により実施のため該	該当なし	該当なし	該当なし
	社会福祉の増進に切労があった者に対し、表彰の意を表して、その功をたたえ、労をねぎらみを贈り、もって心のかよいあう明るいまちづくりを進める。 【内容】 社会福祉功労者選考会の開催 選考 相模原市社会福祉協議会、相模原市 自治会理原市と会福祉協議会、相模原市 自治会理原市) 角筒、記念品(市内地域作業所の製品の話合せ)等の一個人がスター、作文作品集の作成 みんなの福祉ポスター展の開催(市立あじさい会館ロピー) 【平成15年度表彰実績】 社会福祉功労者 2事業所 44名 福祉ポスター入賞者 12名	当なし。 【目的】 児童福祉週間(5月5日~5月11日)に際 し、児童が幸福な生活を送り、明るい家庭で心身 ともに健やかに育つことを目的に児童福祉週間が スターコンクールを実施する。 【内容】 町内中学校第2学年より各中学校20点以内で 出品の募集を行い、審査委員会において入選作品を審査し、表彰を行う。 (特殊学級分は上記20点の枠とは別枠で出品可) 【平成15年度表彰実績】 福祉ポスター入賞者 23名	*津久井町表彰条例による。		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	社会福祉協議会運営助成事	業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
12	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する・ 規則		相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	社会福祉法人の助成に関する条例
造山区等苑(亚代16年度)	277,651千円	25,510千円	51,362千円	19.025千円	9.000千円
歳出予算額(平成16年度)	···	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円 【目的】	【目的】	0千円 【目的】	0千円 【目的】	0 千円 「目的」
【事務事業の内容】	社会福祉協議会に運営費を助成業の能率的運営及び地域場における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。(昭和43年度補助開始)【内容】 運管助成 ・補助対象経費 専任職員人件費及び会議関連経費を除いた経常的事代目 6年度予算) ・ あじさい会館事務局運営費 旅費・消耗品・リニス料・各種負担金など 16,180千円 16,180千円 2,250千円 2,350千円 2,350千円 2,350千円 10,100 職員給与費助成 630千円 11,100 職員給与費助成 630千円 11,100 市派遣職員(1人)及び非常勤質金・消耗品・労働の 630千円 11,100 市派遣職員(1人)及び非常勤質金・消耗職員(1人)及び非常勤質金・消耗職員(1人)及び非常勤質金・消耗職員(1人)及び非常勤質金・消耗職員(1人)及び非常勤質金・活動対象経費 市派遣職員の人件費等への上乗せ(35,861千円)・補助率 10/10・過去の実績等 171,983千円 平成 13年度 171,983千円 平成 13年度 171,983千円 平成 13年度 237,263千円 平成 13年度 237,263千円 平成 14年度 236,433千円 平成 14年度 236,433千円 平成 16年度 4,650千円 (予算) 名称 社会福祉と人間する社会福祉を目的とする事業の企画及び実本内容・社会福祉を目的とする事業の企画及び実	は 193	社会福祉協議会に人件費等運営にかかる経費を助成することにより、町社協における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。職員給与養補助金・補助対象経費・専任職員(8人)、兼任職員(4人)人件費の事務所結合管理に関する経費・(建物賃借料、光熱水費、消耗品費など)平成16年度予算・1,362千円平成13年度 43,753千円平成15年度 50,989千円(平成15年度 50,989千円(平成15年度 50,989千円(平成15年度 50,989千円(平成15年度 50,989千円(平成15年度表では公用車駐車場用地賃借料についても補助、平成16年度廃止)	議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域 議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域 福祉活動の促進を図る。 【内容】 社会福祉協議会運営費補助金(人件費及び福利厚生費) 人件費 16,025千円 *過去の実績 平成14年度 22,059千円 平成15年度 15,978千円 ・役員構成 理事 15人 監事 3人 評議委員 34人 ・事務局職員 正規 4人 正規 5人 ふれあいのまちづくり事業は、国庫補助金 ふれあいのまちづくり事業は、国庫補助金として、名。神ら手間では平成15年度がら19年度までは平成15年度がら19年度までと甲度目になる。 人件費 3.000千円 総事業費9.049.920円のうち、人件費の一部として補助する。 参考 国 3,000,000円 泉 3,000,000円 別 3,000,000円 東 3,000,000円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
12	社会福祉協議会運営助成事	·協議会運営助成事業 A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	施 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、1連絡、調整及び助成など 事務局組織 総務課 (総務グループ、あじさい会館グループ) 福祉推進課 (地域福祉グループ、ボランティアセンターグループ) では、正規・コープ、南分室がループ、南分室がループ・大阪・監事・3人。 第5人 に 現外 99人 市派遣職員 3人 (合計)139人		役員構成 理事 10人 監事 3人 評議委員 21人 事務局職員 18人 正規 18人			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	あじさい会館等売店運営助	成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
10	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	70-76 III III III	THE LL JEAN PA	DECISE IN LL DA	DE-OR III LLON	DE OK III LL DA
歳出予算額(平成16年度)	19,756千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 あじさい会館売店については、売店販売員の人件費を助成することにより、障害者の職場確保や障害者に対する理解を深め、福祉の同上を図る。また、高齢者の生きがいづくりの一環として、現在、相模原社会福祉協議会が経営する老竹園売店についても、平成10年度より福祉総務課(現在の地域福祉課)予算に一本化し運営費を社会福祉協議会に助成することとしている。 【内容】 「内容」 「内容」 「内容」 「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	社会福祉事業振興資金補助	소	A協議会 B幹事会 C専門部会		
14				1	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	750千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市社会福祉協議会が民間社会福祉事業の 振興の一環として、社会福祉法人が行う社会福祉 施設の建設等に必要な社会福祉事業振興資金を融 資するために必要な経費を補助する。 【内容】 利子補填 本事業に係る市社協の事務経費及び市社協が金 融機関へ支払う金利と市社協が法人から受取措置 する。 損失補償を行う。 融資件数等 市社協が金融機関から借入する資金に対して損失補償を行う。 融資件数等 ・市社協の会員、または会員になることが確実な ・市内に社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等的設整備費及び社会機構の借入れが確実なもの 平成15年度補助金の交付及び福祉医療機構の借入れが確実なもの 平成15年度補助金 100,735円 主な内容銀行約定書及び契約書印紙代 68,000千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項		専門部会名		
	助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
0千円				
【目的】 相模原市社会福祉事業団の本部運営に要する経費 [内容] 運営助成金 〈内訳〉 事業団総務課職員(ブロパー2名) 市からの派遣職員(4名) 嘱託、非常勤職員の退職積立金 事業団総務課所管の事務費、理事会、総会等 の経費 相模原市社会福祉事業団の概要 【設立目的】 相模原市の福祉需要に対応するため、相模原市と連携して通切な社需福祉サービスの提供を行い、もって広く市温祉企の増進に寄与する。 【事業内容】 第一種社会福祉事業 第二種社会福祉事業 第二種社会福祉事業 「法人の特徴】 市が設置ト業運営を受託している。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	事務事業の取扱い 事務事業名 社会福祉事業団本部運営補 相模原市 地域福祉課 100,186千円 0千円 [目的] 相模原市社会福祉事業団の本部運営に要する経費 【内容】 適営助成金 (内駅)事業団総務課職員(グロパー2名)市からの派遣職員(4名) の給料嘱託、非常勤職員の退職積立金事業団総務課所管の事務費、理事会、総会等の経費 相模原市社会福祉事業団の概要 [設立目的] 相模原市福祉信祉サービスの提供を行い、もって広く市に福祉の増進に寄与する。 [事業内容] 第一種社会福祉事業第二種社会福祉事業第二種社会福祉事業第二種社会福祉事業第二種社会福祉事業第二種社会福祉事業第二種社会福祉事業第二種社会福祉事業第二種社会福祉事業公益事業 [法人の特徴]市が設置した障害者福祉施設及び高齢者福祉施	事務事業名 社会福祉事業団本部運営補助事業	各種事務事業の取扱い 保健福祉部会 協議ランク 社会福祉事業 団本部運営補助事業 協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会 相模原市 城山町 津久井町 地域福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 (日の186年円 の千円 原目的) 相模原市社会福祉事業団の本部運営に要する経 質 「内容] 運営助成金 く内吹き 事業団総務議所官の事務度、理事会、総会等の経費 事業団総務議所官の事務度、理事会、総会等の経費 相模原市社会福祉事業団の本部通常に表示するため、相模原市社会福祉事業団の福祉で開催に寄与する。 「事業内容」 第一種社会福祉事業 第二種社会福祉事業 第二種社会福祉事業 第二種社会福祉事業 第二種社会福祉事業 (法人の特徴) 「基本を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	接傷秘部会 接傷秘部会 接傷秘部会 接傷秘部会 接線 日本部連営補助事業 日本部連営補助事業 日本部連営補助事業 日本部連営 日本部連営 日本部連選 日本語連選 日本語連述 日本語述 日本語述 日本語述 日本語述 日本語述述 日本語述述述述述述述述述述述述述述述述述述

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
手切手来面与 16	地区社会福祉協議会育成推	准重类描册令	Mi A協議会 B幹事会 C専門部会		
10	•				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	9,795千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 地区社会福祉協議会の福祉活動や関係行政機関・団体等の調整を効果的に推進するため、地区活動推進員(非常勤)を配置し地域における福祉活動の展開を図る事業に対し、相模原市社会福祉協議会に助成する。(昭和61年度開始)補助率 1/2 【内容】 地区活動推進員の設置状況 ア配置地区(18地区)上溝、相模合、大、野北、大野南、麻溝、新磯、小山、中央、光が丘、横山、清新、星が丘イ人数各地区1名 ウ配置日 週3日 本庁6地区 水・金曜日と他1日 本所以外12地区月・水・金曜日工 勤務時間 午前9時~午後4時 オ 時給 960円 事業費の内訳人件費 18,954千円事業費 636千円(旅費、被服費、福利厚生費) [財源内訳] 市補助金 9,795千円 市社協自主財源 9,795千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	地域福祉計画策定事業				
17		T	AIMO BH 事女 C号 I I I I I I I I I I I I I I I I I I		1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	社会福祉法				社会福祉法 藤野町保健福祉推進委員会設置要網
根拠法令等					18457777762181111111111111111111111111111111
歳出予算額(平成16年度)	6,118千円				821千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円				0千円
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	【計画の名称】
	一層の地域福祉の推進を図るため住民参加による地域福祉計画の策定を図る。 【内容】計画策定体制等 ア 相模原市地域福祉計画策定委員会(平成15年7月22日~平成17年3月31日、				日15年3月に完成 【計画の内容】 「藤野町保健福祉総合計画」は、平成12年度~21年度の乳幼児から高齢者の保健と福祉を一体化した計画です。計画は次の3つしいては平成13~14年度に「地域福祉計画」も視野に入れて改定し、乳幼児期から青年期の計画を含めて「地域福祉計画」として位置づけた。 【計画の構成】 乳幼児期から青年期の保健福祉計画障害者保健福祉計画 介護保険事業計画高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画【計画策定体制】 ア.藤野町保健福強強計画、介護保険事業計画【計画策定体制】 ア.藤野町保健福祉推進推委員会イ、保健福祉計画策定部会上記・の3部会 【事業内容】 計画の策定及び、進行管理。ア.推進委員会年1~2回イ、策定部会年3・4回×3部会
	の社会資源調査)地域福祉ニーズ調査、地域資源調査の実施 事業費の概要 地域福祉計画の策定にあたり策定委員会やシン ボジウムなどを開催する経費。 事業費の内容 報價費 委員謝礼 2,413千円 *委員会開催5回等 消耗品費 1,649千円 *再生紙等 委託料 会議録等作成 1,688千円 その他 旅費、公共施設使用料等 368千円				【事業內訳】 報償費(委員謝礼) 494千円 ア.保健福祉推進委員(19名)年1回 イ. 乳幼児期から青年期計画部会 (15名) 障害者計画部会(15名)年3回 高齢者計画部会(14名)年3回 高數者計画部会(14名)年3回 需要費 10千円 印刷製本費 302千円(増刷費用) 役務費 15千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク			
17	地域福祉計画策定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
17		1-₽.1.mT		+D+# \40mT	±± m2 m⊤	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	国社会・援護局関係主管会議H16.3 地域課長より 「地域福祉計画は、・・・コミュニティ単位の小地 域における取組が基盤であり、こうしたコミュニ ティは合併を控えているので計画を策定しない め、・・・合併を控えているので計画を策定しない のではなく・・・取り組まれるよう支援願いた い。」					

根拠法令等 地域福祉課 地域福祉課 根拠法令等 根拠法令等 11,432千円 成入予算額(平成16年度) 2,374千円 【事務事業の内容】 【同り】 市民等から寄せられなる社会福祉基金の連ために助成対象事業 地域に助成対象事業 地域にあける福祉を設ける場合では、	基金運用事業補助金 目模原市 福祉推進課	専門部会名 保健福祉部 協議ランク A協議会 城山町 財務課	3会 B幹事会 C専門部会 津久井町	相模湖町福祉課	藤野町 総務課
事務事業番号 事務事業名 社会福祉基 担当課名 地域福祉課 根拠法令等 11,432千円 歳入予算額(平成16年度) 2,374千円 【事務事業の内容】 (目的) 市民等から寄せられなる社会福祉基金の運ために助成する。 【内容】 交付先期の成対象事業地域における福祉会拠における日本と、高温社協議会拠に認識ポランティア協議研究シティア協議研究を、障害がランティア協議研究を、障害はい青年に展しまり、「大学財源」	基金運用事業補助金 目模原市 福祉推進課	協議ランク A協議会 城山町	B幹事会 C専門部会 津久井町		
社会福祉基 株型 大会福祉基 根拠法令等 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 根拠法令等 11,432千円 2,374千円 (事務事業の内容	目模原市 福祉推進課	A協議会 城山町	B幹事会 C専門部会 津久井町		
根拠法令等 地域福祉課 地域福祉課 根拠法令等 地域福祉課 根拠法令等	目模原市 福祉推進課	城山町	津久井町		
担当課名 地域福祉課 根拠法令等 根拠法令等 11,432千円 元 1432千円 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	福祉推進課				
根拠法令等 歳出予算額(平成16年度)		刊 275版本	短期	· 情性 位 8米	施 ·万克·莱
歳出予算額(平成16年度) 11,432千円 歳入予算額(平成16年度) 2,374千円 【事務事業の内容】					
歳出予算額(平成16年度) 11,432千円 歳入予算額(平成16年度) 2,374千円 【事務事業の内容】					
歳出予算額(平成16年度) 11,432千円 歳入予算額(平成16年度) 2,374千円 【事務事業の内容】					
「成人予算額(平成16年度) 2,374千円					
「成人予算額(平成16年度) 2,374千円					
【事務事業の内容】 【目的】 市民等の内容】 市民等のも寄せられ なるとの連ために助成する。 【内容】 交付先 助成対域を事業 地域における人 総会がサービス拠点をする。 「大きないった。整動 がランティ会をがいる場合 のに、まるいる。 はいるは、はいるは、はいるは、はいるは、はいるは、はいるは、はいるは、はいるは					
市民等から寄せられなる社会福祉基金の通ために助成する。 【内容】 交付先 「校介方象事 「地域における人。 をはないでは、	該当なし	該当なし	該当机	なし	該当なし
	れた客附金及び一般財源から 運用収益金を社会福祉推進の 原市社会福祉協議会 业活動の助成 生宅福祉グループ、地区社会 整備など 動の助成 システンティアスク 研究普及校など づくりの啓発・普及 扱、ほかほかふれあいフェス	設当ない		rg. Co	次 当 は ひ

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	社会福祉基金積立金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
19	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	財務課	企画財政課	総務課
	相模原市社会福祉基金条例	城山町地域福祉基金条例	津久井町地域福祉基金条例	相模湖町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例	藤野町地域福祉基金条例
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	13,000千円	0千円	0千円	427千円	86千円
歳入予算額(平成16年度)	13,000千円	0千円	1千円	427千円	86千円
【事務事業の内容】	【目的】 市民等から寄せられた寄附金及び一般財源を基金に積立て、市民と行政により基金を充実し、地域での福祉活動の活発化を図る。 【実績】 平成15年度寄附金 8,325,828円 基金総額 1,045,595,747円 (平成16年3月末現在) 適付信託 206,460,000円(利率0.03%) 公共債 838,985,324円(0.5%) 定期預金等 150,423円	【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため城山町地域福祉基金を設置し寄付金及び予算で定める額を積み立て、事業に要する費用に充てる。 【実績】 平成15年度寄付金 153,287円 基金総額 220,018,340円 (平成16年5月11日現在額) 定期預金(利息のみを事業に充当し連用している)	【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするために 設置 【実績】 平成13年度 70,000千円 平成14年度 42,000千円 平成15年度 0千円 財政状況の厳しさから、2年間で112,000千円の 事業費充当を行なっている。 基金総額 784千円 果実運用型基金のための利子収入は、地域福祉 事業費に充当。	【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため相機期町地域福祉基金を設置し事業に要する費用に充てる。 【実績】 平成15年度寄付金 236,660円 基金総額 70,368,000円 (平成16年3月31日現在額) 運用内訳 定期預金 平成14年度に果実運用型から取崩し型とした。取崩額 平成14年度 40,000千円 平成15年度 52,000千円	【目 的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とする ため、藤野町地域福祉基金を設置 【実 績】 平成15年度等付金 の円 基金総額 178,310,968円 (平成16年10月31日現在額) 運用内訳 定期預金、普通預金

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	福祉機器展示室運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
20		I		1=1#11==	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	11,803千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
「事務事業の内容」	【目的】 高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、できるだけ自立して社会参加していくとともに、介護を行う者の負担軽減を図るために、福祉用具の使用体験を通じ適切な情報提供、相談等を実施する。 【内容】 実施主体 相模原市(連営は市社会福祉協議会に委託) 施設概要 総合保健医療センター A 館 2 F 167.77㎡ 福祉機器展示室 104.7㎡、福祉機器展示コーナー 63.07㎡ 展示内容・福祉機器展示室 104.7㎡、福祉機器展示コーナー 48.07㎡ を用外の管理を表した限が、104.7㎡、福祉機器展示コート・2が上の場合で、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、高いでは、104.7㎡、104	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	人命救助者等見舞金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
21	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	町民課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等			津久井町町民活動保険(ふれあい保険)取扱要綱		
歳出予算額(平成16年度)	1,000千円		3,000千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円		
[事務事業の内容]	【目的】 人命教助者等が災害を受けたとき、その者また は遺族に対し見舞金を贈呈する。 【内容】 人命教助者等見舞金 見舞金の額 死亡 3,000千円 傷害 1,500千円 以内 実績 13・14・15年度該当する事業なし	該当なし	【目的】	該当なし	該当なし

合併協議事項		専門部会名		
			· · ·	
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
3,000千円				
0千円				
【目的】 在宅福祉サービスの充実を図るため、市民が相互に助けるうことを基本とした相模原市社会福祉 協議会が実施なら、で、中央で、中央で、中央で、中央で、中央で、中央で、中央で、中央で、中央で、中	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
۰	相模原市 地域福祉課 3,000千円 0千円 【目的】 在宅福祉サービスの充実を図るため、市民が相互に助け合うことを基本とした相模原市社会福祉 対して助成する。(平成元年度開始) 【内容】 サービスの種類 ア基本サービス 相談員の定期訪問による相談・指導・ビス 協力会員による家事・介助等サービス(概要) 利用時間 基本時間 午前9時~午後5時 超過時間1時間80円、30分350円超過時間1時間80円、30分350円超過時間1時間80円、30分350円超過時間1時間80円、30分350円超過時間1時間80円、4年度(協力会員への謝礼も同額)年会費1,000円 基本時間1時間800円、30分350円超過時間1時間80円、30分350円超過時間1時間を1時間を2月15時年度(協力会員への謝礼も同額)年金時間1時間80円、30分350円超過時間1時間を1時間を2月15時間、15年度7,633時間オ全度1人、15年度7,633時間オ全度1人、15年度で利用時間まで1年度(協力者2月人、利用者2月人、15年度は固体利用会員の状況14年度は固体利用会員の状況14年度は団体利用会員の状況14年度は団体利用会員、10団体社会福祉協議会へ定額補助3,000千円 在宅福祉サービス供給事業23,890千円 「事業出 (協力会員へ) 施費660千円 「事業出 (協力会員へ) に表別4年円 (協力会員へ) に表別4年円 (協力会員へ) なり4年円 (協力会員へ) なり4年の他経費2,055千円 (協力会員へ) を責収入510千円(利用者、協力者510人×@	野務事業名 在宅福祉サービス供給事業 相模原市	保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 日本	保護機能の

合併協議事項番号 合併協議事項 専門部会名 29 各種事務事業の取扱い 保健福祉部会 事務事業番号 事務事業名 協議ランク 22 在宅福祉サービス供給事業 A協議会 B幹事会 C専門部会 【事務事業の内容】 ふれあい交流会参加費 90千円 利用料収入 15,413千円(会計単位間繰入金収入 4,877千円) オノ井町 相模湖町 藤野町				
事務事業者 協議ランク 22 在宅福祉サービス供給事業 A協議会 B幹事会 C専門部会 相模原市 城山町 津々井町 相模湖町 藤野町				
相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町				
相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 下書称事業の内容 「あれあい交流会参加費 90千円 利用料収入 15,413千円(会計単位間繰入金収入 4,877千円) 4,877千円) 15,413千円(会計単位間繰入金収入 15,413千円(会計単位間線入金収入 15,413千円(会計単位間線 15,413千円(会計単位間線 15,413千円(会計単位間線 15,413千円(会計単位間線 15,413千円(表計 15,413千円(会計単位間線 15,413千円(表計 15,413千				
【事務事業の内容】 ぶれあい交流会参加費 90千円 利用料収入 15,413千円(会計単位間繰入金収入 4,877千円)	藤野町			
	膝野 벡			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
23	ねたきり高齢者等おむつ支	給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業実施・ 要網	城山町ねたきり老人等紙おむつ購入費助成要網		 ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要・綱)・ ・相模湖町在宅ねたきり老人等介護用品給付事業・運営要綱 	藤野町要介護高齢者等介護用品購入費支給 事業実施要網	
歳出予算額(平成16年度)	21,000千円	600千円	4,259千円	675千円	800千円	
歳入予算額(平成16年度)	10,500千円	0千円	375千円	513千円	800千円	
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】 在宅のねたきり老人等で常時紙おむつを使用している者に対し、紙おむつの購入費の全部又は、一部を助成ですることにより、その者が属する宅で間とする。 【対象】 町内に住所を有し、次のいずれかに該当する者は、にのり、とのを関している者にあれているとしてのります。 【対象】 町内に住の制度において助成を受けている者にあれているといる。 (2)身体にある者に、(1)概ね65歳以上のねたきり老人必要と認められる者に、(2)身体にある者に、(2)身体にある者を、(2)身体にある者を、(2)身体にある者を、在宅で常時紙おむつを必要と認められる者。 (3)その他町長が認める者 【対象となるするとの場別・生計中心者の前年度所得税課税年額140,000以下の世帯となるするも世帯の生計中心者の前年原得税課税年額140,000円以下の世帯紙おむつ購入量の全額。ただし、月額14,000円以下の世帯紙があるとさはその端数を切り捨て)ただし、月額5,000円を限度とする。 【請求方法】 補助金のでであるときはその端数を切り捨て)ただし、月額であるときはその端数を切り捨て)ただり、月額であるときはその端数を切り捨て)をでしたうりを関大した領域とする。 【請求方法】 補助金のでは、10月から3月まで 9月30日 14年度実績上半期 7件下半期 7件下半期 7件下半期 8件下半期 10件	【目的】 在宅の寝たきり高齢者、痴呆性高齢者及び重度身体障害者に対し、病苦及び介護者の労苦を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。 【内容】 委託料 (4,259千円) ・対象者完かに、病者、痴呆性高齢者及び重度身体障害者で紙おむつの必要が認められる者・利用者した。 ・利用者した。 ・心の表でが護支援センターで受付・支給方法により毎月(年12回)宅配・種類及び枚数パンツ型型(デーブタイプ)パンツット・大記の種類から希望する製品を、各製品の種類がの一般である。 ・・関連など、関連があるが、は、自然を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対	目的】 長期に亘って臥床している老人、一人暮らし老人及び痴呆性老人に対し、介護用品を給付又は貸すらすることにより、ねたきり老人等の健康増進、日常生活の便宜を図ることを目的とする。 【対象】 紙おむつ(給付) 町内に居住している者でおおむね65歳以上のねたきり老人、一人暮らし老人及び痴呆性後人で要介護4.5の者。ただし、施設(特別教護と人で要介護4.5の者。ただし、施設(特別教護との大所されている方、病院等に入院されている方は、対象外となります。 【助成金の額】 支給限度額 1回9,000円以内 年3回・世帯の所得税が課税の場合は、利用者負担額は10%。 【給付方法】・町が委託した業者へ希望する商品を対象者が直接注文する。・町から委託された業者が対象者の自宅へ配達 【平成16年度予算】 需用費 675千円特定財源 483千円自己負担金 30千円	【目的】 在宅で要介護状態にある高齢者で紙おむつ 等介護用品が必要と認められる者に対し、 介護用品の順入費のとを目的とする。 【対象】 投の軽減を図ることを目的とする。 (1)65歳以上の者政び40~64歳で 介護保険内の者で変換で、会議で 介護保険時の特定疾病にあり、1年以上の者 (2)可のに住民票があり、1年以上の者 (2)可のに住民票があり、1年以上の者 (3)介護保険法の認定結果「介護度1~ 5」の者 【内容】購入費の支給対象となる物品は、 次に掲げるおむつ (2)原と比りバット (3)使い捨て手袋 (4)清拭剤 (5)ドライシャンプー 【支給別の高齢者額。ただし、年間50,000円に相当限をよる 分の1に相当限とのよりにし、年間50,000円に相当限を支持。 【支給申請書を提出しなければならない。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	低所得者等援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部	3会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	· 相模原市被爆者等慰問金支給要綱				
歳出予算額(平成16年度)	94,629千円				
「表入予算額(平成16年度)」 【事務事業の内容】	0千円 1. 低所得者等緊急援護資金貸付資金交付金 【目的】 一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援護が必行い、もっため、和を関市社会の貸付を行い、もっため、相模原市社会の影急援護資金貸付交るもの。 【内容】相模原市社会福祉協議会への交付(1,500)貸付限度額 10万円(特に認めた場合は15万円管金は1人月額2万円以内高校等以内内高校等以内内高校等以内内高校等以内内。高校等修以内内高校等以内内高校等以内内高校等修当企业报置期間2ヶ月以内高校等以内内高校等以内内高校等修当企业报置期間後後多金は据置期間2ヶ月以内高校等以内内高校等以内内高校等以内内高校等以内内高校等以内内高校等以内内高校等以内内高校等以内内市払い和利子生活交通学・大変度・進学支度・高校等通学・その他貸付実績 12年度 14件 852,000円 13年度 36件 2,788,000円 14年度 32件 1,803,000円 15年度 14件 2,360,000円 15年度 32件 1,803,000円 15年度 14件 2,360,000円 15年度 14件 2,360,000円 15年度 32件 1803,000円	該当なし	該当なし	該当なし(相模湖町社会福祉協議会で対応。) 参考 ・原爆被爆者数 4名 ・在宅の重度心身障害者福祉手当受給者 3名	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
 事務事業番号	事務事業名 低所得者等援護事業		体性性性			
罗 切事采曲与 24						
24		1-2-1-m7		10 1# 10 mT	2 m2 m⊤	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	(調金収入 750					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
25	災害援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
扣火無力						
担当課名 根拠法令等	地域福祉課 相模原市災害弔慰金の支給に関する条例・ 相模原市小災害見舞金支給要綱・ 相模原市災害緊急特別融資要綱・ 相模原市大規模災害見舞金要綱・	福祉推進課 城山町災害弔慰金の支給等に関する条例・ 城山町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付・ に関する条例・ 城山町災害見舞金支給条例・ 城山町災害見舞金支給条例施行規則	健康福祉課 津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例・ 津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規・ 則・ 津久井町災害見舞金支給条例	健康福祉課 相模湖町災害弔慰金の支給等に関する条例・ 相模湖町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規・ 則・ 相模湖町災害見舞金支給要綱・ 災害弔慰金支給等に関する法律・施行令	健康福祉課 藤野町災害弔慰金の支給等に関する条例 藤野町災害見舞金支給条例 藤野町災害見舞金支給条例施行規則	
歳出予算額(平成16年度)	22,500千円	11,200千円	8,900千円	3,502千円	1,061千円	
歳入予算額(平成16年度)	5,625千円	9,125千円	7,250千円	0千円	1,061千円	
【事務事業の内容】	1 ・ 相模原 市災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 . 城山町災害平慰金 (5,000千円) (特財3,750千円) 【目的】 自然災害により死亡した者の遺族に対して	1 . 津久井町災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 . 相模湖町災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.藤野町災害甲慰金の支給等に関する条件関係 (1)災害甲慰金(1千円 節設定のみ)(特財3,750千円) 【目的】自然災害により死亡した者の遺族を支給し、援護を図る。 【内容】対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害 死亡した名の遺族(死亡者の故意、重大な失、法令に規定する場合を除く。)対象となる災害町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。 生計維持者500万円その他の者250万円財源内部 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4(2)災害障害見舞金(0千円) 【目的】自然災害により障害を受けた者に対して障害見舞金を支給し援護を図る。	

î併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
務事業番号			協議ランク			
25			協議フンク A協議会 B幹事会 C専門部会			
<u> </u>		1-P.1.mT		+0+#.\+0mT	井井 田マ mT	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町 	藤野町	
【事務事業の内容】	*対象となる災害の程度 ア 市内で住居の滅失した世帯の数が5 以上である災害 イ 県内で災害教助法による教助が行わ れた市町村がある場合の災害 ウ ア又はイと同等の災害と認められる 特別の事情のある場合で、厚生労働大 臣が定める災害 支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内 財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4 (3) 災害援護資金貸付金 (3,500) 【目的】	支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内 財源内訳 1件に対して 国 2 / 4 県 1 / 4 市 1 / 4 (3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円) 【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。 【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の 1 / 3 以上の損害)を受けた、所得が一定未満の	・支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内 ・財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4 (3) 災害援護資金貸付金 (3,500) 【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対し て災害援護金の貸付を行い、援護を図る。 【内容】 ・対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で 悪悪、豪雨等異常な自然現象による災害で 世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は 住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の	支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内 財源内訳 1件に対して 国 2/4 県 1/4 市 1/4 (3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円) 【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。 【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(側額の 1/	支給額 生計維持者 250万円 その他の者 125万円 財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4 (3)災害援護資金貸付金(3,500千円) 目的】 自然災害により障害を受けた世帯主にて災害援護金の貸付を行い、援護を図る 【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災 世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養) し、住居、家財等に相当程度の被害(価額の 以上の損害)を受けた、所得が一定未満 帯。	
	自然災害により障害を受けた世帯主のる。 【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象に表し、又は 住居、家財等による教師が行われた減失150世帯以上 中ので災害者観情である。 「内のする。 「内ので、 「ので、 「ので、 「ので、 「ので、 「ので、 「ので、 「ので、 「	世帯。 * 対象となる災害の程度	世帯。 * 対象となる災害の程度 令第3条掲げる災害により、法第10条第 1項各号による貸害によりは帯(主) * 所得による貸替・買付を受ける世帯は、所得が法第10条第 1項に規定する要件に該場当すること。 ・ 貸付額 家財の1/3以上損害 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 完全に滅失 350万円 * () 内は、建て直す際に、被災した住居の残存等 世帯主が1ヶ月以上損害 250万円 家財等損害なし 150万円 家財等損害なし 150万円 家財の1/3以上損害 250万円 全壊 20万円 全域 250万円 全域 250万円 第1/3 以上損害 250万円 第1/3 以上損害 250万円 270万円 金塚の 10円 270万円 金塚の 10円 270万円 金塚災者見舞金 (400) 【目の】 なの安定と福祉の増進を図る。 【内容】 対象 災害により死亡・治療による入院、災害に損壊 第 の,000円(18歳以上) 70,000円(18歳以上) 70,000円(18歳未満) 負傷 2,000円/日(18歳未満) 負傷 (10日以上入院・50,000円 限度) 住宅の全焼・全壊流失 70,000円 15年実績 1件 住宅の半焼・半壊・床上浸水 35,000円 15年実績 0件 * 参考 日本赤十字、共同募金からの見舞金支給あり。	3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害の程度	対象となたに掲げる災害により、法第条第1項に掲載を受けた世帯。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク			
25	災害援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
			津久井町	相模湖町		
29 事務事業番号	各種事務事業の取扱い	城山町	保健福祉部会協議ランク	相模湖町	藤野町	
	融資方法等 約定により融資取扱金融機関(浜銀相模原駅前支店)へ融資の原資を預託(協調倍率1.4倍) し、融資申込み者から提出された書類により 融資取扱金融機関が融資決定を行う。 4.相模原市大規模災害見舞金要綱 大規模災害見舞金 (予算なし 予備費対応) 【目的】 大規模災害により被災した市町村に対し、見 舞金を贈呈し、相模原市民の哀痛の意を表すと ともに、被災者を激励する。 【内容】 対象 災害救助法の適用を受ける程度の災害のう					

合併協議事項番号 1	番号 合併協議事項 専門部会名					
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
25	災害援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市		津久井町	 相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】		城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	

合併協議事項番号	 合併協議事項		専門部会名		
			守いかません。 保健福祉部会		
29	各種事務事業の取扱い				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	行事等災害見舞金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	財務課	町民課	総務課	総務課
根拠法令等		城山町総合災害補償規程	津久井町総合災害補償規程	相模湖町総合災害補償規程	藤野町総合災害補償規程
歳出予算額(平成16年度)	1,000千円	2,112千円	2,320千円	790千円	841千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市が主催(共催)する行事等及び市が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。 【贈呈対象事故】 市主催事業における事故 懇談会の構成員等の往復途上の事故 市が管理する施設での事故 他 【贈呈の制限】 原因が風水害、震災その他非常災害による場合 他の保険制度に基づき、市から給付金を受けられる場合 10万円(全治180日以上の傷害)第1級 7万円(135日 - 179日の傷害)第3級 5万円(39日 - 134日の傷害)第3級 5万円(15日 - 48日の傷害)第6級 5千円(7日 - 14日の傷害)第6級 5千円(7日 - 14日の傷害)第6級 5千円(7日 - 14日の傷害)1年度 50件 365,000円 1 5年度 69件 510,000円	【目的】 城山町が主催(共催)する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。 【対象事故】 学校教育業務(活動) 社会本文化活動(行事) 社会奉任活動(行事) 社会奉仕活動(不ランティア活動)町が主催し、住民が参加する行事 【制限者の故意 地震 の災者の故意 地震 15~500万円 入院(1-5日) 1万円 "(6-15日) 3万円 "(16~30日) 6万円 "(16~30日) 15万円 "(18-30日) 15万円 "(18-30日) 15万円 "(18-30日) 15万円 "(18-30日) 15万円 "(18-30日) 4.5万円 "(18-4年度 1件 10,000円	【目的】 町が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。 【対象事故】 町が管理する施設での事故 他 【制限】 他の保険制度に基づき、町から給付金を受けられる場合 【見舞金の額】 死亡	【目的】 相模湖町が主催(共催)する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。 【対象事故】 学校文の管理下にある者の活動 社会権利活動 社会権利活動 社会権利活動 社会を挙出活動をの他町が善等が加中の事故 【制限】 を取りの高いのでは、またはこれらに随伴して生じた事故 【見舞金の解火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故 【見舞金の解り 15~500万円 後遺障害 15~500万円 後遺障害 15~500万円 第(16~15日) 3万円 第(16~15日) 3万円 第(16~15日) 3万円 第(16~30日) 9万円 第(17日以上) 15万円 第(17日以上) 4.5万円 第(16~30日) 4.5万円 第(161日以上) 6万円	【目的】 藤野町が主催(共済)する行事等において 発生した事故により災害を受けた者に対し、 見舞金を支給する。 【対象管理下にある者の活動 社会を担任活動 社会奉世に動動、社会を地に活動、行事等 以上の活動・ 社会を地に活動・行事等 以上の活動・行事等 以上の活動・一次の一般である。 【制限者のの解疾患、出海海疾、水質方の検験、大気が、水質方の解疾患、出海海疾、水質方の解疾患、出海海疾、水質方の解疾患、出海海疾、水質方の経療、水質方の、水質方の、水質方の、水質方の、水質方の、水質方の、水質方の、水質方の

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
到初事来面与 27	ボランティア活動指導者	笙 災宝促陪促除料	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	ハノノノ1ヶ/ 加別相等有	<u> </u>		_			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	町民課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等							
歳出予算額(平成16年度)	5,000千円		3,000千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 ボランティア活動を行う者が災害を負った場合に救済する制度で、市民が安心して活動できるようボランティア活動指導者等災害保障保険料対象者 ボランティア活動指導者等災害保障保険料対象者 ボランティア活動を行う者 市が主催する行事における直接参加者等人命教助をした者 市内で発生した地震等の天災の際に、市民を援助するボランティア活動者	該当なし	【目的】 住民団体等(団体及び個人)が行う活動中に発生した事故を投済する。 【内容】 津久井町町民活動(ふれあい)保険 対象者(賠責任保険) 津久井町町民活動(ふれあい)保険 対象者(開責任保険) 津久井町 住民により自主的に構成された団体) 指導者等 (計画立案及び運営の指導的地位にある者) な者(傷害性民団体の構成員 住民民団体のであるとは表する者) ・個人(害害性民団体の行う住民活動に参加した町民(戦)場の後患でホームステイを受け入れるホストファミリー町内を対して変える者) エアアミリー町内で強力を表現で表するである。 東京大ので営まる者町内で配表が表に応ずの会場の交通整町内で配表が表にたボラマ、他自治体で民で変いまってア、他自治体で民で変います。 「は特的神情質を任保険に最高額)対対 1事故500万(保管物)自己負担額 1事故5,000円(以下) (場害補償 死亡 1人1,300万 後遺障害 1人39万 1日3,000円(180日限度) (場害補償(熱中、日射、〇・157) 死亡 1人300万 後遺障害 1人30万 入院 1日3,000円(180日限度)	該当なし	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
27	ボランティア活動指導者	等災害保障保険料	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	 相模湖町	藤野町		
【事務事業の内容】	יויאנאָרווי	7% 🗆 - 1	通院 1日2,000円(90日限度)	11177/417-1	13K ± 1 ← 1		
【争物争未の内台】			傷害補償(手術補償金)				
			入院補償金が支払われる場合、治療 のために手術を受けとき、入院補償				
			日額に手術の種類に応じて定められ た倍率(10、20、40倍)を乗じた額				
			を支払う。				
			【実績】				
			対象件数 13年度(傷害10件)				
			14年度(賠償2件、傷害18件) 15年度(傷害23件)				
			13年度は自治会活動保険、14年度 以降は町民活動(ふれあい)保険				
			以阵[34] [77] [77] [77]				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29			保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		お議ランク		
28	慰霊塔の維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
20		T		I	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	相模原市慰霊塔設置に関する条例			· 相模湖町福祉活動費補助金交付要網	
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	4,153千円	635千円	62千円	107千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 戦没者を合祀し、その霊を弔慰するため維持管理を行う。 【内容】 事業費 (4,153) 需用費 925 消耗品費 103,000円 光熱水費 722,000円 施設修繕費 100,000円 後務費 50 手数料 5,000円 その他保険料 45,000円 委託料 3,178,000円 番記書等管清理会託 松くい虫防除委託 慰霊培等活理会託 松くい虫防除委託 慰霊培養託 衛木町定委託 簡理委託 管理事務所警備委託 樹木町定委託	【目的】 戦没者に対し弔慰を表し、慰霊碑周辺の維持管理を行う。 【内容】 事業費635千円 委託料 635 殉国碑前除草清掃委託料 136,900円 殉国碑植木剪定等業務委託 498,000円 慰霊塔の概要 所在地 城山町久保沢二丁目2435-1	【目的】 先の大戦において、戦死した方々を追悼し、平 和を祈念する。 町戦没者慰霊塔の維持管理を行う。 【内容】 事業費 (62) 役務費 40 草刈手数料 40,000円 使用料及び賃借料 22 慰霊塔敷地借上 21,750円 慰霊塔の概要 所在地 青山2978番地外 合祀者数 475柱	【目的】 戦没者の英霊に対し敬意を表すとともに、英霊を弔慰するため維持管理を行う。 【内容】 事業費 (107千円) 補助金 107,000円 町遺族会へ慰霊塔の管理費として町から補助金を交付している。 慰霊塔の概要 町内4地区に各1カ所。 与瀬地区 57柱 千木良地区 51柱 内郷地区 111柱 小原地区 10柱	該当なし 各地区遺族会で清掃を実施

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	慰霊祭開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
25	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市慰霊塔設置に関する条例				
歳出予算額(平成16年度)	1,116千円	139千円	181千円	0千円	0 千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0 千円
【事務事業の内容】	【目的】本市慰霊塔に合祀されている軍人・軍属等の御霊を弔慰する。 【内容】 事業費 (1,116) 報債費 8 謝礼 8,000円 需用費 193,000円 委託料 797 納骨の優会場設置委託料 317,000円 合同慰霊祭祭塩設置委託料 480,000円 使用料及び賃借料 118 公共施設使用料 80,000円 納骨の側放送機械賃借料 37,800円 平成15年度実績 納骨の僕 10月12日 参列者 170名 (慰霊塔) 合同慰霊祭 10月17日 参列者 380名 (市民会館) 慰霊塔合祀者数 2,148柱	【目的】 戦没者に対し追悼の意を表することを目的とする。 【内容】 事業費 139 千円 需要費 139 消耗品費 77,000円 食料費 62,000円 平成15年度実績 城山町追悼式 10月14日 参列者78名	【目的】 先の大戦において戦死した方々を追悼し、平和 を祈念する。 【内容】 事業費 (181) 需用費 174 消耗品費(生花・供物等) 173,275円 役務費 7 手数料 6,450円 平成15年度実績 慰霊祭 10月24日 参列者 126名 (町福祉会館) 慰霊塔合祀者数 475柱	【目的】 戦没者の英霊を弔慰するため開催。 【内容】 相模湖町においては、4地区においてそれぞれ 遺族会・自治会等が中心となり実施している。 (慰霊祭に係る費用については各地区遺族会等で 負担しているため、町からの支出は無し) 平成15年度慰霊祭実施状況 与瀬地区 4月14日参列者 60名 千木良地区 4月20日参列者 80名 内郷地区 4月20日参列者 30名	目的り、町内戦役者292柱の御霊を慰霊するとともにその実福を折るために巡拝供養を実施する。 「内容」町内5ヶ所において、遺族会、藤野町が主催し実施。遺族会で負担) 平成15年度慰霊祭実施状況実施日「平成16年3月19日」全地区譲野川地区 35名在1世区 20名日連地区 25名牧野地区 40名

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	戦争犠牲者援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
30	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
10 V/4m (n		, -			
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課 ・相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1,047千円	135千円	320千円	100千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	25千円	0千円	
	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	 該当なし
【事務事業の内容】	報学様性者、遺族のための援護を行う。 (内容	数学様性者、遺族のための援護を行う。 【内容】	戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。 【内容】 事業費 (320) 使用料及び賃借料 50 南方戦跡慰霊参加名自動車借上 50,000円 負担金、補助金及び交付金 270 運営費補助金 270 連久井町遺族会 270,000円 (会員数 301名)	戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。 【内容】 事業費 (100千円) 補助金 100千円 ・町遺族会運営費補助金 20,000円 (会員数 175名) ・南方諸地域戦没者慰霊参拝補助金 40,000円×2名=80,000円	「各種社会福祉団体補助金(No.148)へ記入」

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	行旅病人・死亡人の取扱い		M滅ブブグ A協議会 B幹事会 C専門部会		
31	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法· •	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法· ·	行旅病人及行旅死亡人取扱法
歳出予算額(平成16年度)	5,189千円	752千円	1,266千円	712千円	496千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	200千円	843千円	200千円	465千円
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。 【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合 (日本人は生活保護を適用) 事業費 (752千円) 役務費 13 行旅死亡人自報掲載手数料 13,000円 委託料 689 行旅死亡人処置費 189,000円 行旅死亡人改選費 500,000円 使用料及び賃貸料 50 行旅死亡人遺費骨保管場所使用料 50,000円 参考 行旅死亡人 15年度取扱件数 0件 76旅病人 15年度取扱件数 0件 98年度取扱件数 0件 98年度取扱件数 0件	【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。【内容】 対象者 - 身元が判明しない遺体・・引取り手がいない遺体・・外国人が旅行中に病気になった場合 (日本人は生活保護を適用) 事業費 (1,266) 報費 412 預骨割礼(1体分) 40,000円預骨料 15体×12月×@2,000円供養料 年4回×@3,000円で、 (157) 消耗品費 157 16年級 (153,000円 代花 (15年級 (15年級 (15年级	【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。 【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合 (日本人は生活保護を適用) 事業費 (712千円) 報償費 15 無縁墓地供養料 5回×@3,000円 需用費 5 墓地代代 1箱×@ 600円 役務費 15 行旅死亡人検索書 3件×@15,000円 委託料 477 行旅死亡人人株案書 3件×@145,000円 宮報掲載料 3件×@145,000円 対助費 200 行旅死亡人人ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の教護及び取扱いを行う。 【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合 (日本人は生活保護を適用) 「事業費」(496千円) 賃金 13千円 電機塞地草型 20,000円 報償費 20千円 無縁塞地草理 20,000円 報償費 30千円 行旅死病人取扱謝礼 30,000円 役務費 13千円 行旅死亡人官報掲載料 1件×@13,000円 委託料 120千円 行旅死亡人火葬一式 1件×@13,000円 表記料 120千円 行旅死亡人火葬一式 1件×@13,000円 参ぎれたこ人、大学一式 1件・窓の00円 は助費 300千円 行旅死亡人と療費等 300,000円 参考 15年度取扱件数 4件 取扱件数累計 20件 行旅病人医療費等 20件 行旅病人のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
32	各種社会福祉団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会			
32		L++.1.mT		40.4#.\40mT	## BY MT	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	3,047千円	348千円	60千円	379千円	5 1 7千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	相模原市福祉のまちづくり推進協議会 【目的】 全ての市民が地域社会において生きがいに満ち た生活を営んでいけるような福祉のまちづくり を進める。 【構成】 78団体 代養福祉関係団体、保健医療関係団体、労働関係 団体、関係行政機関 【補助金額】 2,090,000円 相模原市保護司会 【目的】 要生保護事業推進のため、防犯・予防の世論の 啓発と地域社会の浄化を図る。 【構成】 保護司定数・暫定定数 102名 【補助金額】 344,250円 相模原市社会を明るくする運動 【目的】 344,250円 相模原市社会を明るくする運動 【目的】 345,00円 相模原市社会を明るくする運動 【関係官立で、要生保護団体、深を犯した 会を察こうと受け、更生保護団体、福祉関係団体、教育関係機関・団体、防犯関係団体、民間協力団体 【補助金額】 535,500円 相模原市更生保護女性会 【目的】 明るい社会を築くため、女性の立場から更生保護事業の推進に協力するとともに、地域社会の浄化と防犯思想の普及徹底に努める。 【構成】 会員数 525名 女性保護性 【補助金額】 76,500円 *上記4団体の事務局は地域福祉課に設置している。	城山町遺族会 【目的】 遺族の福祉増進と知徳の向上と、会員相互の親睦を図る。 【構成】 遺族会会員数 95名 【補助金額】 104,000円 城山町赤十字奉仕団 【目的】 日本赤十字奉仕団の基本方針に基づき身近な事 柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 40,000円 城山町保護司会に変更の使命達成及び第13条に基づく 津久井地区保護司会活動の協力を目的とする。 【構成】 保護司数 9名 【補助金額】 32,000円 ともしび運動懇話会 【目的】 早ともしび運動影話会 【相助金額】 40,000円 津久井地区保護司会会員数 26名 【補助金額】 40,000円 津久井地区保護司会(日的)保護司法第1条の使命達成及び第13条に基づく 「構成】 29名 【補助金額】 132,000円 * (保護司数 29名 【補助金額】 132,000円 * 、は福祉推進課に事務局設置。但し 以下成17年度より社会福祉協議会へ事務移管。	津久井町保護司会 【目的】 更生保護事業推進のため、防犯・予防の世論の 啓発と地域社会の浄化を図る。 【構成】 保護司定数:暫定定数 8名 【補助金額】 60,000円	相模湖町分区保護司会 【目的】 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生を職務とする保護司からなる保護司会への支援により、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くことを目的とする。 【構成】 保護可数 6名 【補助金額】 6名 【補助金額】 6名 【相模湖町分区保護司会 93,000円 津久井地区保護司会 93,000円 相模湖町更生保護女性会 【目的】 女性会 【目的】 女性の立場部から更生保護事業の推進に協力するとともに、犯罪のない明るい社会を築くために啓発運動等を会員数 17名 【補助金額】 なし 相模湖町遺族会 【目的】 数し 17名 【補助金額】 281.000円 175名 【補助金額】 281.000円 175名 【補助金額】 281.000円 18時間 175名 【補助金額】 281.000円 18時間 175名 【補助金額】 281.000円 18時間 175名 【補助金額】 281.000円 29名 【補助金額】 281.000円 18年本赤十字奉仕団の基本方針に基づき身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 400円 29名	藤野分区保護司会、保護司会法に定立の連携を受ける保護司会は、保護司会は、保護司会は、保護司会は、保護司会は、保護司会は負担取りを関係をしている。 「相ののでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	日の一個の概要は、日本のでは、日本のは、日本ので		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク		
33	防災ボランティア推進事業	<u> </u>	- Midia Mi		
33		l			T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	総務課	総務課
根拠法令等					
IKIMA 4 47					
歳出予算額(平成16年度)	468千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
「事務事業の内容」	【目的】 災害に備えたボ浸燥が高された。 を備するため、相模原のは、相談がある。 (中成9年度新規) 補助率 10/10 【内容】 防災ボランティアリーダー育成事業、防災ボランティアネットワーク活動に対し助成するもの。 (中成9年度新規) 補助率 10/10 【内容】 防災ボランティアリーダーの育成(90千円、を含む)別権である。 (中成9年の開催(年1回開催)・受滅者累計322名(H9年77名、H10年37名、H11年52名、H112年30名、H13年36名、H11年52名、H15年39名) 目標 300名 防災ボランティアフ回動用(防災訓練用)消耗品の援がランティアフ回動用(防災訓練用)消耗品の購入(46年円)・一変能、アーク・運動・10年度、10年度、10年度、10年度、10年度、10年度、10年度、10年度、	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		体 関 は は は は は は は は は は は は は は は は は は		
1100年来自与 34	生活保護施設運営費補助金		MG機フンプ A協議会 B幹事会 C専門部会		
34					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	救護施設及び更生施設運営費補助金交付要網				
歳出予算額(平成16年度)	5.082千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	<u> </u> 該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
(中が)学来の内付 ()	被保護者が入所している県内の保護施設(生活保護法に規定する教護施設及び更生施設)に対し、施設の自主的で柔軟施設経営を促進し、福祉施設のサービス水準の維持・向上、地域間の均衡を図ることを目的に運営費補助金を交付する。 【内容】 交付先 平塚ふじみ園 補助金額 (5,082) @16,582円×15人×12ヶ月 =2,984,760円 処遇困難者分 @21,844円×8人×12ヶ月 =2,097,024円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	生活保護法に規定する医療機関及び介記	集機関の指定 指道及び施術機関の登録			
33	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町

担当課名	地域福祉課 生活保護法	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	土/山 体设/公				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	4,664千円				
	3,778千円				
【事務事業の内容】	【目的】 生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録を行う。 【内容】 事業費 (1,194) 報酬 1,194 内科 報託医 1人×15日×@31,300円精神報託医 1人×15日×@31,300円診療報酬点検員 ②316,800円生活保護法第50条に基の適切な処遇の確保・生活保護法目的に実施平成16年度実施予定病院相利病院、東芝林間病院相模病院、相模病院、相模湖病院生活保護法目代護衛生活保護制定上の適切な処遇の確保生活保護制度上のる患者への適切な処遇の確保・生活保護制度上のる患者への適びな処遇の確保・生活保護制度上のる患者への適びな処遇の確保・生活保護制度上ので乗機関」を新している患者への適正な処置等の確定を支援制度といる患者への適正な処理を対している患者への適正な処理を対している患者への適正な処理を対している患者への適正な処理を対している。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	生活保護法に規定する保護	施設等	A協議会 B幹事会 C専門部会		
30					1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
		福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	生活保護法				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
	0千円				
【事務事業の内容】		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		義ランク		
37	市民福祉会館の管理運営事	苯	A協議会 B幹事会 C専門部会		
- 37				T	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	69,452千円	40,229千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	あじさい会館維持管理費 【内容】 本課分 (44,683千円) 施設賠償責任保険 清掃、警備等委託 社会福祉協議会委託分 (69,452千円) 人件費 管理業務等委託費 小破修繕費 その他 相模原市立市民福祉会館の概要 【構造 】 鉄筋鉄骨コンクリート造 地上6階、塔屋1階 【規模】 建築面積 1,418.308㎡ 延床面積 7,071.531㎡	該当なし 【参考】 【保健福祉センター建物・設備・その他全般の機能を維持し、管算額 (保健福祉センター建物・設備・その他全般の機能を維持し、管算額 (保健二型である。 平成16年度予算額 (成出) 一次38円費(消耗品・燃料費・食糧費・光熱水費・備品修繕費・施設修繕費等)(11,016千円) 〇役務費(通信運搬費・手数料・災害保険料)(467千円) 〇委託料(総合管理業務・その他設備保守等)(25,893千円) 〇使用料及び賃借料(869千円) 〇は用料及賃(1,680千円) 〇備品購入費(1,680千円) (第1304千円) 保健福祉センターの概要 【構造】 鉄筋コンクリート造地上3階 【規模】 敷地面積 6,940㎡ 延床面積 2,808㎡	該当なし 【参考】 津久井町文化福祉会館は、津久井町立中央公民館 と津久井町老人福祉センターとの複合施設で、管理運営は教育委員会生涯学習課にて担当しています。 【平成16年度予算】 維持管理費 37,180千円 自主事業費 115千円	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
38	法外援護事務		Mio			
30		I		1=1#11===	T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	相模原市法外援護支給要綱					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	3,960千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円				•	
【事務事業の内容】	生活保護費のうち被保護世帯等特別援護費	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	(3,960,000) 【目的】 生活保護法による被保護者等または特定の住居を持たず、道路、公園等習作生活を送っことにより、その自立を助長する。 【内容】 1.据護の種類・平成15年実績(1)被保護世帯新八学児童生徒援護対象・翌年度小・中学校(部)に入学予定する児童生徒 金額等・1人につき5,000円 3月分支給実績 154件770,000円(2)被保護世帯保育所入所児童援護対象・4月1日現在保育所に入所している児童・1人につき5,000円5月分支給実績 154件770,000円(2)被保護世帯(日現在保育所に入り工作、高児童・1人につき5,000円5月分支給実績がよる児童・1人につき5,000円5月分支給実績・4月1日現在保育所に入け住居債がただしたとき、持護保護者が死亡さらのお食費対象・被保護者が死亡からは日間を開資がよるとき、生活ととき、生活とは自担が表別、受けられるときならないの費等・金銭等より内の適用とようとし、長期護を受けられるときならないの養養にいい、一保護の地でときの訴者を関いるといいであると認めるる実績では、1人の選挙を審査といいでは、1人の選挙を表別では、1人の選挙を審査を表別では、1人の選挙を審査を表別では、1人の選挙を審査を表別であると認めるる実績を行り、1人の選挙を審査を受けまるとき、表別の必要を審査ととなる場別を表別であると認めるる実績を行りまり、原則現物を給付する。とは、1人の選挙を審査を表別であるとは、1人の選挙を審査を表別であるといいの表別では、1人の選挙を審査を表別であるとは、1人の選挙を審査を表別であるとは、1人の選挙を審査を表別であるとは、1人の選挙を審査を表別であるとは、1人の選挙を審査を表別であるとは、1人の選挙を審査を表別であるとは、1人の表別では、1人の		参考 《就学援助費の概要) 【目的】 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づく学用品費、適学用品費、修学旅行費、校外活動費の補助放び学校給食法に基づく学校給食油助等である。 (津久井町修学援助事務要領による) 【援助対象額等】 生活保護法において教育扶助されない「修学旅行費」「医療費」について、就学援助費の対象とする。 修学旅行費・修学旅行に要する経費(交通費、宿泊費、見学料並びに保護者が均一に負担すべき記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料) 【平成15年度実績】 小学校:1件 17,384円 中学校:2件 117,171円			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	保健福祉総合相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
6	体性性似心口怕故争未		AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	福祉推進課・保健推進課・高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	47,688千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市高齢者保健福祉計画等により、高齢者等 を対象とした保健・福祉サービスの総合的な提供 と介護者の支援を図ることなどを目的として保健 福祉総合相談談が設置社総合相談、次にあげる公開発 を行った。また、保健分野と福祉分野の横断間 (保健師、保健福祉総合相談対応窓口機能 保健福祉総合相談対応窓口機能 保健福祉総合相談対応窓口機能 保健福祉総合相談対応窓口機能 保健福祉総合相談域の表別の一部に 合相談課・福祉事務所、保健中ンターの一部に 合相談課・福祉事務所、保健中ンターの一方、大会福祉協議会3ヶ所) 開発経費 平成9年度から11年度にかけて計 104、835、900円 相談要付等件数 32、938件 相模原市保健福祉総合相談談が所学する事務の一部に ついて社会福祉協議会に委託するもの。 【参考】 端末等の場合と表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	基幹型在宅介護支援センタ	一運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	保健福祉総合相談課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	老人福祉法第5条の4第2項第2号、第6条の- 2、第20条の7の2- 在宅介護支援センター運営事業実施要網- 相模原市在宅介護支援センター運営事業実施要網- 相模原市在宅介護支援センター運営事業実施要領-	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網)・ 城山町在宅介護支援センター実施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網)・ 津久井町町在宅介護支援センター実施要網・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網)・ 相模湖町在宅介護支援センター実施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網 腰野町在宅介護支援センター実施要網	
歳出予算額(平成16年度)	330千円	15,730千円	12,185千円	9,247千円	11,997千円	
歳入予算額(平成16年度)	330千円	10,800千円	9,138千円	5,694千円	6,847千円	
【事務事業の内容】	【目的】 地域型在宅在宅介護支援センター(18ヶ所)を統 技支援し、その資質向上のため在宅介護支援センター職員を応じ、その資質向上のため在宅介護支援を関 催するために基幹型在宅介護支援センター事業学の円滑な運営を図るため在宅介護支援センター事業計画の検討及び事業変施上の諸問題について検討を行う。 【内容】 【内容】 「内容」とは、大変を関係を表している。 「内容」とは、大変を関係を表している。 「内容」とは、大変を関係を表している。 「内容」とは、大変を関係できた。 「中枢12年4月に設置。 基幹型在宅介護支援センターは市の直営。保健福祉総合相談既に専任職員と名(福祉職・保健師)を配置している。 中成16年度の計画としては、地域ケア会議(全体会)3回、地域交流会10回、在宅介護支援センター担当高協議会の関権できたこしている。 中域16年度の計画としては、市域では、高級に、福祉では、高級に、高級に、一般でで、18世域で、18世	【目的】 在モ帝の要接護高齢者の家族に対した。在宅保護高齢者の家族に対した。在宅ののある高齢者を出くはその家族に対して、在宅の要接護高齢者の家族に対して、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	【目記の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者とくはその家族に対し、在宅の要援護高齢者とくはその家族に対した。在宅の要場ではその家族に対した名様の介護等とはその家族のが議等と関すると、では対したると、では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一	【目的】 在宅の要接護高齢者又は要接護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅の要接護高齢者等とはその家族に対した名種の介護等とで、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大き種のでは、一世の大きを表し、一生の、一生の、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一生の、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一世の大きを表し、一生の、一生の、一生の、一生の、一生の、一生の、一生の、一生の、一生の、一生の	【目的】 在宅の要接護高齢者又は要穿旅族に対し、在宅介護登なる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅の要接護高齢者としている。 とのはその家族の介護等は一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	基幹型在宅介護支援センタ	一運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	1日秋川	7% 山山 (10)福祉用具の展示、対象者の心身の状況を 踏まえた福祉用具の紹介、福祉用具の選定及 び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅へ の増改築に関する相談及び助言を行う。	/ F Λ/ΤΨΙ	1101X/MJWJ	が後まり四月

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	保健及び福祉に係る相談並びにサービスの決	定(福祉事務所の主管に属するものを除く)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
0					T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)					
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 初回相談対応窓口機能と保健福祉総合相談機能を実現することにより、複数の課が関係する機断的な相談への対応や保健と福祉など多方面に選るどの受付を行い、事業に、各種中語な定まで行うなど情報の提供を行い、ままた、各種中語なごまで行うなど市民の多様なエーズを一か所で完結することを目的と手間を関係を保健による。 【内容】 申請受付 地域医療等保健福祉部名課及び保健所 保健予防課等への申請。計75種類 平成15年度申請受付件数 22,996件サービス時間を持つ上で表では、生きがい デイサービス等16種類 平成15年度決定件数 5,138件(申請受付件数 の内数)専門相談 (母子自立支援員による相談)・相談と 民主を(予算は子育て支援課、所属は福祉事務所) (2)女性相談(母子自立支援員による相談)・相談目:月一金(予算は子育て支援課、所属は福祉事務所)(3)家庭児童相談員(家庭児童相談員による相談)・相談目:月一金(予算は子育で支援課、所属は福祉事務所)(3)家庭児童相談員(家庭児童相談員による相談)・相談目:名×2ヶ所・相談日:各窓口で週3回(予算は子育で支援課、所属は福祉事務所)(6)等は保護、分解規談(家庭児童相談員による相談)・相談員1名×2ヶ所	該当なし	該当なし *各部署にて対応。	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	保健福祉サービス調整機構	の運営	M協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	保健福祉総合相談課	高齢者福祉課 福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)				75千円		
歳入予算額(平成16年度)			** \\/ 4\>	37千円		
【事務事業の内容】	【目的】高齢者及び障害児者等の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を総合的に調整し、円滑でかつ効果的な保健福祉サービスの提供を図る。 【内容】 保健福祉サービス連絡合的に調整するとともに関係と表して、とのでは、保健福祉サービスを総合のに調整するとともに関係する。構成員は保健福祉部内の関係課、平央保健センター所長。(平成15年度2回開催)保健福祉サービス個別処遇検討を、個別サースを対象とした保健福祉サービスを調整する。構成員はその事例に応じ、各担当等・関係者を招集して開催。(平成15年度40回開催)	高齢者についても該当なし障害児者についても該当なし	談当なし	【内容】 住民の地域保健及び福祉の向上に資するため、 相模湖町保健福祉サービス調整機構を設置しその 組織及び運営を推進する。 (県)地域福祉サービス調整機構運営費補助事業 補助率:県1/2 町1/2	藤野町保健福祉サビース調整機構平成13年 社会福祉法の改正等を踏まえ、住民参加に よる、地域福祉計画の策定を平成15年3 月末を持って完成。今後は管理運営を推進して行く。 藤野町保健福祉推進委員会 委員数 20名 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策 定部数 15名 障害者保健福祉計画策定部会 委員数 15名 物児期から青年期の保健計画策定部会 委員数 15名	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	重度障害者医療費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	 相模原市医療費助成条例 神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金 交付要網 	- 城山町重度障害者等の医療費扶助に関する規則- ・城山町の結核予防法、精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律の公費負担対象医療費の一部 負担金に係る助成要網・神奈川県重度障害者医- 療費給付助成事業補助金交付要網・	(県)神奈川県重度障害者医療費給付助成事業 補助金交付要綱。 (町)津久井町重度障害者医療費助成条例。 (町)津久井町重度障害者医療費助成条例施行- 規則	 ・相模湖町医療費の支給に関する条例・ ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金・ 交付要綱 	・藤野町重度心身障害者等の医療費扶助に関す る規則 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業 補助 金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)	1,089,107千円	45,909千円	50,974千円	18,428千円	16,524千円
歳入予算額(平成16年度)	****	22,368千円	24,088千円	8,980千円	8,262千円
【事務事業の内容】	国的 型度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q (知能指数)が35以下の方、3級の身体で関係をお持ちの方で、かつ1 (2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の医療保険各法の一部負担金を助成。は市単独の対象者で、平成16年10月1日から対象。 【参考】 平成16年度予算の概要対象者数(月の4500千円市単独対象者 7,620人助成金額(扶助費)県補助対象者 7,620人助成金額(扶助費)県補助対象者分 28,000千円市単独対象者分 1,040,500千円市単独対象者分 28,000千円市単独対象者分 1,068,500千円 (特定財源の内訳】・重度障害者医療費補助金 437,200千円高額療養費返量 125,000千円 562,200千円 (電算システムの概要】・機種: NEC・保守: NEC・処理内容・資格判定・医療証発行・医療証年次更新処理(2年に1度)・高額療養費調整・各種統計・	【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 精神医療費を受ける場合に要する公費負担対象 医療の一部を動自担金に対し、必要な助成を行うことにより、生活の安定を図る。 【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で、1~2級の身体障害者手帳をお持ちの方 IQ(知能指数)が35以下の方、3級の身体障害者手帳をお持ちの方 IQ(知能指数)が35以下の方、1項(知能指数)が35以下の方、3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、精神保護福祉法第2条の適用者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 は重度障害者医療費関係。 【参考】 平成16年度予算の概要対象者を養養関係。 【参考】 平成16年度予算の概要対象者を表現の概要対象者を表現。 明神独対象者:329人(平成16年4月1日現在)町単独対象者:329人(平成16年4月1日現在)町単独対象者が設备者は精神保健福祉法第32条(患者要取付金額(扶助費)、県補助対象者分は精神保健福祉法第32条(患者要取付金額(扶助費)、県補助対象者分は精神医療費関係。 「特定財源の内訳】・重度障害者医療費補助金 22,368千円	【目的】 重度障害者の健康を保持するため、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q (知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつI Qが50以下の方、の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 【参考】 平成16年度予算の概要対象者実数・出5年度月平均人数 413人・出6.4.1日現在人数 403人助成金額(扶助費) 扶助費合計 50,476千円 【特定財源の内訳】・重度障害者医療費補助金 23,988千円・高額療養費返還金 100千円 24,088千円 【電算システムの概要】・機種:NEC・保守:町企画政策室(電算システム係)・処理内容・医療証発行(再発行)・各種統計	国的 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入している方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I (付卸能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 【参考】 平成16年度予算の概要 対象者実度 対象者実度 ・出15年度月平均人数 130人 ・出6.4.1日現在人数 133人 助成金額(扶助費) ・大助費合計 18,204千円 【特定財源の内訳】・重度障害者医療費補助金 8,980千円	【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の 増進に寄与する。 【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1 へ 2 級の身体障害者手帳をお持ちの方 1 Q (知能指数)が3 5 以下の方 3 級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつI Q が5 0 以下の方、の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 【参考】 平成16年度予算の概要対象者実数・H15年度月平均人数 207人・H16.4.1日現在人数 155人助成金額(扶助費)扶助費合計 16,524千円 【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 8,262千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	障害者歯科診療事業		Micigia			
-		4-P. J. mT		+D+#:\+DMT	### ## ₹ ## ₹	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域医療課	福祉推進課・保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	相模原口腔保健センタ 運営費補助金交付要綱					
根拠法令等						
1130/24 च						
歳出予算額(平成16年度)	43,811千円					
歳入予算額(平成16年度)	7,990千円					
【事務事業の内容】	【目的】 一般の歯科診療所では治療困難な障害者の歯科	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	診療を確保するため、相模原口腔保健センター内					
	で障害者歯科診療を実施する事業に対し、助成する。					
	【事業の内容】					
	補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会					
	内容					
	1) 対象者 一般の歯科診療所では治療困難な障害者。					
	ただし、全身麻酔や入院を要する者を除く。					
	2) 受付 電話予約制。月曜日から金曜日(休日を除					
	く) 3) 診療内容					
	口腔衛生指導、治療、アフター・ケア					
	4) 診療体制 歯科医師4人、歯科衛生士等9人、事務員1人					
	5) 診療日					
	原則として週2日(火曜日・木曜日)午後1 時から午後5時					
	補助金積算内訳					
	1)総事業費59,544千円2)診療収入その他の収入15,733千円					
	3)補助基本額(1-2) 43,811千円 4)補助金額 43,811千円					
	【補助金の概要】					
	名称 相模原口腔保健センタ 運営費補助金交付要綱					
	補助率					
	補助対象事業に係る総事業費から診療収入、県 補助金、雑入その他の収入額を控除した額の10割					
	以内					
	【社団法人相模原歯科医師会の概要】 目的					
	地域社会の住民の健康の保持、会員の学術研修 等を行い、もって住民の健康の増進並びに公衆衛					
	生の向上及び増進に寄与することを目的とする。					
	活動内容等 1)地域住民の健康増進					
	2)休日急患歯科診療所の管理運営					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	障害者歯科診療事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	3)障害者歯科診療所の管理運営 4)歯科医学の研究及び研修 5)予防歯科医学の研究及び研修 6)公衆衛生及び地域歯科医療活動 7)歯科医療制度、社会保険その他関係法令の調査、研究等 8)その他 役員構成 会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事2人 組織の状況 会員数304人、事務局長1人、職員4人 市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。 【特定財源】 名称及び内容・障害者歯科診療推進事業費県補助金 障害者歯科診療推進事業費県補助金 障害者歯科診療所の運営費補助事業に対する県補助・補助金額 7,990千円・補助率 定額補助					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名				
	2 000 2 000 0	t. 电 火	協議ランク A かき A C 専門 30 A C を 専門 30 A C 専門 30 A C を を を を を を を を を を を を を を を を を を		
10	ひとり親家庭等医療費助品	X 事	A協議会 B幹事会 C専門部会	T	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課		児童福祉課	こども課	健康福祉課
J— WK H	· 相模原市医療費助成条例·	城山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則・	津久井町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱・	相模湖町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条・	藤野町ひとり親家庭等医療費助成事業実
	・神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金・	神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交・	神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交・	例•	要網
根拠法令等	交付要綱	付要網	付要綱·	神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交・ 付要綱・	神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業 補助金交付要綱
IKIKIA 4 G				•	
远出予算額(平成16年度)	272,752千円	6,471千円	9,258千円	1,676千円	1,616千円
成入予算額(平成16年度)	123,400千円	3,214千円	4,611千円	832千円	808千円
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】
	ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の 経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を	ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の 経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を	ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の 経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を	ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の 経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を	ひとり親家庭等の児童の健全な育成と 保護者の経済的な負担の軽減を図るた
	脚成し、福祉の増進に寄与する。	助成し、福祉の増進に寄与する。	財成し、福祉の増進に寄与する。	助成し、福祉の増進に寄与する。	め、医療費の一部を助成し、福祉の増進
			7.4.5	(+ - -)	に寄与する。
	【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されて	【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されて	【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されて	【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されて	【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険にか
	いる母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害	いる母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害	いる母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害	いる母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害	入している母子家庭、父子家庭、父又に
	をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童 とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担	をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童 とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担	をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童 とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担	をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童 とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担	母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の
	金を助成。(対象期間は、原則として対象となる	金を助成。(対象期間は、原則として対象となる	金を助成。(対象期間は、原則として対象となる	金を助成。(対象期間は、原則として対象となる	医療費の医療保険各法の一部負担金を
	家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日 まで)	家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日 まで)	家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日 まで)	家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日 まで)	助成。(対象期間は、原則として対象の る家庭の児童が18歳に達した日以降最
	(x (°)	x (')	* C)	初の3月31日まで)
	【所得制限】	【所得制限】	【所得制限】	【所得制限】	【所得制限】
	父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有 り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額)	父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有 り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額)	父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有 り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額)	父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有 り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額)	父、母、養育者、扶養義務者等に所行 制限有り。(児童扶養手当の一部支給水
	所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を	所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を	所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を	所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を	準以下と同額)
	差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者	差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者	差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者	差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者	所得額から8万円及び老人扶養控除 等諸控除を差引いた額が次の限度額
	大大は今週来による元星の長月日 大養親族等が 0 人の場合 192万円	大大は今屋来による光重の長青有 扶養親族等が0人の場合 192万円	大人は中國業による元皇の長青年 大養親族等が0人の場合 192万円	大大は今追案による元皇の長青年 扶養親族等が0人の場合 192万円	以内であること。
	配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の	配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の	配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の	配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の	父又は母遺棄による児童の養育者
	養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円	横育者 扶養親族等が0人の場合 236万円	養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円	養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円	扶養親族等が0人の場合 192万 配偶者、扶養義務者、父母がいない
	、 の場合とも、扶養親族等がいる場合	、 の場合とも、扶養親族等がいる場合	、の場合とも、扶養親族等がいる場合	、 の場合とも、扶養親族等がいる場合	児童の養育者
	扶養親族等1人につき、38万円を上記の 金額に加算	扶養親族等1人につき、38万円を上記の 金額に加算	扶養親族等1人につき、38万円を上記の 金額に加算	大養親族等1人につき、38万円を上記の 金額に加算	扶養親族等が0人の場合 236万 、 の場合とも、扶養親族等が
	並供に加昇	並領に加昇	並供に加昇	並領に加昇	場合扶養親族等1人につき、387
	県の補助対象・所得制限と同じ。	県の補助対象・所得制限と同じ。	県の補助対象・所得制限と同じ。	県の補助対象・所得制限と同じ。	を上記の金額に加算
					県の補助対象・所得制限と同じ。
	【参考】	【参考】	【参考】	【参考】	
	平成16年度予算の概要 対象者数(月平均) 8,887人	平成16年度予算の概要 対象者数(月平均) 160人	平成16年度予算の概要 対象者数(月平均) 360人	平成16年度予算の概要 対象者数(月平均) 77人	【参考】 平成16年度予算の概要
	, , ,	, , ,	,	, , ,	対象者数(月平均) 77/
	助成金額(扶助費) 253,000千円	助成金額(扶助費) 6,144千円	助成金額(扶助費) 8,640千円	助成金額(扶助費) 1,600千円	助成金額(扶助費) 1,616千F
	【特定財源の内訳】	【特定財源の内訳】	【特定財源の内訳】	【特定財源の内訳】	
	・ひとり親家庭等医療費補助金 117,400千円	・ひとり親家庭等医療費補助金 3,214千円	・ひとり親家庭等医療費補助金 4,611千円	・ひとり親家庭等医療費補助金 832千円	【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金808千
	・高額療養費返還金 6,000千円 合 計 123,400千円	【電算システムの概要】			・いとり就多姓寺広僚貨開助金808十
	, , , , , ,	・機種: NEC(福祉医療システム)			
	【電算システムの概要】 ・機種: NEC	・保守: NEC			
	·保守: NEC				
	Î.				

	事項		専門部会名			
	事項 野業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号 事務事業						
10 71 人工	ひとり親家庭等医療費助成事業		Mic Aidi議会 B幹事会 C専門部会			
10 ひと!				I - I - I - I - I - I - I - I - I - I -		
		城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】 ・処理内容 資格 医療 医療 質慮	相模原市 判定 証発行 証年次更新処理 払い 療養費調整	・	津久井町	相模湖町	藤野町	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
20	老人保健医療給付費		A協議会 B幹事会 C専門部会			
20	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
+0.1/ ÷0.47						
担当課名	地域医療課 老人保健法	町民課 老人保健法	健康福祉課 老人保健法	町民課 老人保健法・	町民課 老人保健法	
根拠法令等	EXINE/A	EX.META		5/ME/A	5/ME/A	
歳出予算額(平成16年度)	28,040,441千円	1,151,738千円	1,765,609千円	749,475千円	840,000千円	
歳入予算額(平成16年度)	26,362,583千円	1,075,596千円	1,653,744千円	703,147千円	787,230千円	
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	
	国民の老後におけるにおけるにおけるにおけるにない。 自助と連帯の精神に基づき担分のに関連・市村付置を関連では、本人の自己独立のに見担分を、老人医療に関目といったが登として支持をものというでは、本市に関連を行うをものというでは、大のいずれかには、大のの当する名では、大のいずれかには、大のは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは	国民の老と連帯の精神に基づき担対などを療法を展療にあり、	国民のを強におけるでは、大きなのは、10年の日本のでは、2年の日本のでは、10年の日本のでは、10年の日本のでは、10年の日本のでは、10年の日本のでは、10年の日本のでは、10年の日本のでは、10年の日本の自由のでは、10年の日本の自由のでは、10年の日本の自由のでは、10年の日本の自由のでは、10年の日本の自由のでは、10年の日本の自由のでは、10年の日本の自由の日本のでは、10年の日本の自由の日本のでは、10年の日本の自由の日本の主のでは、10年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	国民の老後における適場でき、担合のほか、自助と連帯の精神に基づき、担方のほか、町が公平に負担する制度(保会計を制度)に要素に関連で、本人の自力を、特別会計において医療給付費として支出するもの) 【老人医療公路者の要件】次のいずれかである者(平成14年9月30日現在70歳以上の者もの対象とする)のも74歳で一定以上の障害がある者(老人医療受給者の一定以上の障害がある者(老人医療受給者の一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療負担金として衰退する。ので、とので、とので、とので、とので、とので、とので、とので、とので、とので、と	(国民の記) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
20	老人保健医療給付費		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
【事務事業の内容】	相模原市 【電算システムの概要】 NEC 資格・新得・給付データを保有 システムで処理とでいる事務・資格の別定 ・滅額認定 ・医療証の発行・負担返の発行・負担退払い・高額医療費の支給・統計	「概要」 「不可能を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	津久井町 【電算システムの概要】 NEC 資格・所得データを保有システムで処理している事務・資格の判定・減額認定・医療証の発行・負担区分割合の判定(年次更新を含む)	相模湖町 【電算システムの概要】 日本電子3第(株) 資格・所得データを保有システムで処理している事務・演翻認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む)	藤野町 《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 523,380千円 (国)医療費負担金 211,080千円 (県)医療費負担金 52,770千円 787,230千円 《一般会計模費の金52,770千円 医療給付費の支金が多数ののうち、「(支払基金がり、」のでは、10回ので		

人 併协議事項来口	公 併物達車位		東明 <i>並入石</i>			
合併協議事項番号	合併協議事項		專門部会名 保健福祉部会			
29 事務事業番号	各種事務事業の取扱い 事務事業名					
	表示	· 业为	協議ランク			
21		ለ <u>ተ</u>	A協議会 B幹事会 C専門部会	1	_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域医療課	町民課	健康福祉課	町民課	町民課	
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法・	老人保健法	
歳出予算額(平成16年度)	139,308千円	5,254千円	7,598千円	3,477千円	3,627千円	
歳入予算額(平成16年度)	137,139千円	5,196千円	7,368千円	3,389千円	3,544千円	
【事務事業の内容】	【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適 正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保 健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払 基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該 機関に審査支払手数料を支払う事業 【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金 及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支	【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業 【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支	【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業 【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支	【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適 正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保 健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払 基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該 機関に審査支払手数料を支払う事業 【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金 及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支	【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務 を適正に行うため、これらの審査支払事務 を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保 険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合 会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を 支払う事業 【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払	
	払手数料を支払う。 【参考】 《平成16年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約1,270,000件 審査支払手数料の件数 = 139,308千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約1,242,000件 136,078千円 支払基金交付金対象外分 約28,000件 3,230千円 《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 137,139千円 審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料で(立上として、保険者が負担する。なお、「支払基金交付金対象分」の金額と「(支払基金)審査支払手数料交付金」の金額が相違するのは、前年度の交付金の精算額が平成16年度分に算入されているためである。	払手数料を支払う。 【参考】 《平成16年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約48,192件 審査支払手数料の件数 = 1,254千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約47,736件 5,196千円 支払基金交付金対象外分 約 456件 58千円 《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 5,196千円 審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。	払手数料を支払う。 【参考】 《平成16年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約69,000件 審査支払手数料の件数 = 11 を 7,598千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約67,000件 7,368千円 支払基金交付金対象外分 約2,000件 230千円 《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 7,368千円 審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払 手数料交付金」として、保険者が負担する。	払手数料を支払う。 【参考】 《平成16年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約31,000件 審査支払手数料の件数 = 3,477干円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約30,250件 3,389千円 支払基金交付金対象外分 約750件 88千円 《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 3,389千円 審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。	基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。 【参考】 《平成16年度予算の概要》 審査支払手数料の大田額=3,627千円・上記の件数及び支出額の内部に要払基金交付金対象分が331,200件 3,554千円支払基金交付金対象外が3620件 73千円で支払基金交付金対象外が1620件 73千円を払基金交付金対象外が1554千円表が1554千円を対源を 1554千円 第直支払手数料の支出額のうち、「支払基金を対金対象分がで、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金」審査支払手数料の支出額の方に、「支払基金」を対金対象分がで、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
			保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク			
22	県立千木良診療所敷地借上料		A協議会 B幹事会 C専門部会			
				+D+# \40mT	## ## m#	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域医療課	保健推進課		健康福祉課		
担加法人签						
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)				503千円		
歳入予算額(平成16年度)				0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	【事業概要】	該当なし	
				県立千木良診療所借地にかかる経費		
	,			【参考】 平成 1 5 年度決算額 502千円		
	!			平成 1 6 年度予算額 503千円		
	!			事業費の内訳 需用費 1		
	!			印紙代 1千円 使用料及び賃借料 502		
	!			使用料及び賃借料 502 県立千木良診療所敷地借地料 502千円		
	!			NET NEW / MAN - BIG - B-11 302 13		
	!					
	!					
	!					
	!					
	!					
	!					
	!					
	!					
	!					
	!					
	!					
	!					
	!					
	,					
	,					
	,					
	,					
	,					
	,					
	,					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	社会福祉審議会身体障害者	福祉専門分科会・審査部会	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市社会福祉審議会: 社会福祉法第7条第1- 項、相模原市社会福祉審議会条例- 身体障害者福祉専門分科会: 社会福祉法第11条- 社会福祉審議会条例第6条- 審查部会: 社会福祉法施行令第3条 社会福祉- 審議会条例第7条					
歳出予算額(平成16年度)	4,194千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 障害者福祉に関する事項等の調査・審議する。 【内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	社会福祉協議会補助金(障害者・高	齢者財産保全管理センター運営費)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する・ 規則	津久井町補助金等の交付に係る予算の執行に関する。 規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	相模湖町補助金等の交付に係る予算の執行に関する。 規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
歳出予算額(平成16年度)	5,049千円	4,699千円	863千円	808千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 日常生活(在宅)において、財産の保全または管理が困難な意思能力のある障害者及び高齢者の権利を擁護し、居宅生活の安定を図る。 【内容】 実施主体:(福) 相模原市社会福祉協議会実施内容 (1) 財産保全サービス 定期及び定額の預貯金通帳,実印,不動産の権利証等を金融機関の貸し金庫を利用して保管する。 (2) 財産管理サービス 日常生活に必要な預貯金の出し入れや公共料金の支払の代行等を行う。 (3) 権利擁護相談等 (4)利用支援サービス 現料を担け、経済を行う。 (3) 権利推護相談等 (4)利用支援サービス 最助及び利用料の支払(代行、代理等)、苦情解決制度の利用援助等を行う。 【参考】 〈対応〉 専門負遣:3名(賃金・銀行、たびの円×延べ36月 = 6,282,000円)生活支援員:4名(賃金・銀債費(平成16年度)>専門負遣:3名(賃金・銀債費(平成16年度)>専門負責:3名(賃金・銀債費(平成16年度)>専門負責:3名(賃金・銀行、年度)> 専門負責:3名(賃金・銀行、大の0円×延べ36月 = 6,282,000円)生活支援員:4名(賃金・銀債費(平成16年度)> 専門負責:3名(賃金・銀行、第200円×12月×1人=300,000円)権利推議相談員計礼(@12,600円×12月×1人=300,000円)(契約状況) 平成16年度予算 (()內障害者数再掲・保金・サービス:55(26)件・管理サービス・17月、18件	【目的】	(目的)	【目的】	平成13年度権制 (県社協委部立 (県社協委部立) といる (以) では (は) で

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	社会福祉協議会補助金(障害者・高	齢者財産保全管理センター運営費)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		生活支援員 1名(賃金@920円×6時間×168日 = 927,360円 審査会委員謝礼(@15000円×4回×5名 = 300,000円 権利擁護相談弁護士謝礼(25,000円) 「契約状況」 平成16年度予算 福祉サービス :5件 日常的金銭管理サービス :5件 書類等預かリサービス :2件 弁護士による権利擁護相談 :3件	< 契約状況> 平成16年度予算	【賃金・報酬費等事業費内訳】 生活指導員1,000円/時間×7時間/日×250日 /年=1,750,000円 交通費 300円/日×250日/年=75,000円 労働保険1,825,000円×10.5/1,000=19,162円 生活支援員 800円/時間×6時間/日×52週/年×3名= 46.800円 労働保険748,800円×5.5/1,000=4,118円 旅費交通費 45,600円(1,900円×2回/月×12ヶ月) 消耗品42,763円(ファイルFD、契約書資材等)審査委員会費用弁償 小計 345,000円 弁護士30,000円×6回/年÷2町=90,000円 歴師 25,000円×6回/年÷2町=75,000円 社会福祉士、精神保健福祉士、学講経験者20,000円/回×6回×3名÷2町=180,000円 資金庫費 50,000円 手数料 50,000円 手数料 50,000円 上記予算の内808.000円を町から活動助成金として頂いています。 生活指導員1,000円/時間×7時間/日×250日/年=1,750,000円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
11	福祉バス提供事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
J= = IM LI	相模原市福祉バス提供事業実施要綱	IN IT THE COMM	E PA THE LEE BY	DE PATRICIA	PC-9X IN ITEM	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	6,720千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 福祉団体が目的遂行のために行う行事に使用するバスを提供することにより、経済的負担の軽減を図り、福祉ψ増進の一助とする。 【内容】 対象:福祉団体等(身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者・期用団体の申請に基づいて提供する。 (1回につき2日間を限度とす利用団体の申請に基づいて提供する。) 利用者負担:無料 【参考】 提供団体数(平成16年度予算)17団体 〈障害者富者関係〉,相模原市市身体障害者協会、相模原市市身体障害者協会、相模原市市政体障害者協会、相模原市市政体障害者協会、相模原市市政体障害者協会、相模原市市政体障害者協会、相模原市市政体障害者協会、相模原市市政体障害者協会、相模原市市政体障害者協会、相模原市市政争宣告、 1 知的障害者保护、1 知的障害者保护、1 和 中華 1 和 1 和 中華 1 和	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号					
12	障害者福祉団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会	T	T.
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する・ 規則	津久井町補助金等に係る予算執行に関する規則	相模湖町福祉活動補助金交付要綱	藤野町福祉団体活動補助金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)	3,216千円	244千円	327千円	100千円	60千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。 【内容】 対象:市内福祉団体10団体 実施方法:利用団体の申請に基づいて助成する。 【参考】 交付団体(10団体) 市障害児者福祉団体連絡協議会 225千円 みどり会(市積神障害者家族会)135千円 市身体障害者連合会 135千円 市陽疾年自由児者父母の会 135千円 市際友会 135千円 市所失語在方の会 135千円 市手をつなぐ育成会 130千円 市自閉症児・者父母の会 135千円 市厚害者地域作業所等連絡協議会(福祉ショップ含む)	【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。 【内容】 対象:町内福祉団体3団体 実施方法:利用団体の申請に基づいて助成する。 【参考】 交付団体(3団体) 町身体障害者福祉会 168千円 町技体不自由児父母の会 48千円 町がばえ会 28千円	【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。 【内容】 対象:町内福祉団体2団体 実施方法:利用団体の申請に基づいて助成する。 【参考】 交付団体(3団体) 町身体障害者福祉会 219千円 町肢体不自由児父母の会 54千円		【目的】 会員各位の親睦を深めつつ、福祉の向上を図るため補助金交付する。 【内容】 対象:町内福祉団体「団体実施方法:利用団体の申請に基づいて助成する。 【参考】 交付団体(1団体) 藤野町たんぽぽの会 60千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	支援費制度経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等- 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等- 児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・ 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・ 児童福祉法第21条の10等・ ・	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等- 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等- 児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等- 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等- 児童福祉法第21条の10等・・	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・ ・ 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・ ・ 児童福祉法第21条の10等・ ・
歳出予算額(平成16年度)	5,601千円	434千円	344千円	268千円	191千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。(支援 費制度に係る事務的経費) 【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会 議、運用会議への出席(年16回) かながわ支援費支払総合システムに係る運営 委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 での他消耗ステム:障害者のサービス利用状況 をシステム化 【参考】 支払総合システム回線:1回線 支払総合システム回線:1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費 システム負担金:人口割(市/県)7% 平成16年4月1日在市人口:620,599人 <平成16年度予算 > 旅費 106千円 需用費 (支払総合システム回線使用料) 90千円 後務費(支払総合システム回線使用料) 90千円 毎期費(支払総合システム回線使用料) 90千円 委託料 (支援費ンステム保守委託料) 2,100千円 システム開発委託料(支援費ンステム保守委託料) 2,100千円 システム開発委託料(データクリーニング処 理)	【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。(支援 質制度に係る事務的経費) 【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会 議、運用会議への出席(年12回) かながわ支援費支払総合システムに係る運営 委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 【参考】 支払総合システム回線:1回線 支払総合システム連営会託、かながわ支援費 システム負担金:入口割 <平成16年度予算 > 旅費 21千円 後務費(支払総合システム回線使用料) 92千円 役務費(支払総合システム回線使用料) 92千円 後部料及び賃借料 87千円	【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。(支援 費制度に係る事務的経費) 【内容】 かながわ支援費支払総合システムに係る運営 委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム化 【参考】 支払総合システム回線:1回線 支払総合システムと3を計、かながわ支援費 システム自担金:人口割(市/県)0.3% 平成16年4月1日現在町人口:29,268人 <平成16年度予算> 旅行の機能を対しているがも支援費 11千円 役務費(支払総合システム回線使用料) 113 千円 委託料 220千円(かながわ支援費システム運営委託料)	【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。(支援 費制度に係る事務的経費) 【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会 議、運用会議への出席(年8回)かながわ支援費支払総合システムに係る運営 委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品外。 障害者ステム・障害者のサービス利用状況 をシステムと(【参考】 支払総合システム回線:1回線 支払総合システム回線:5回線 システム負担金:人口割 平成16年度予算 > 18千円 管用費(支払総合システム回線使用料) 108千円 役務費(支払総合システム回線使用料) 20千円 投務費(支払総合システム回線使用料) 108千円 の千円 負担金、補助及び交付金(かながわ支援費システム負担金)、70千円 負担金、利担金)、70千円 有型金、第1年間、第1年間、第1年間、第1年間、第1年間、第1年間、第1年間、第1年間	【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。 (支援費制度に係る事務的経費) 【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連 絡調整会議、運用会議への出席 (年8回) かながわ支援費支払総合システムに 係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗に分上、障害者のサービス利用状況をシステムに関連するシステムに (参考】 支払総合システムに関連を託、人口割・平成16年4月1日現在市人口:10,839人 平成16年度予算 ※成費 21千円 無用費 42千円 (分数費システム自規金) を支払総合システム自担金・ が費 21千円 無用費 42千円 (かながわ支援費システム自担金) 82千円 (かながわ支援費システム自担金) 82千円 負担金補助及びを付金。 神奈川県身体管

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	障害福祉相談員設置事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第12条の3- 知的障害者福祉法第15条の2- 相模原市障害福祉相談員設置要綱				
歳出予算額(平成16年度)	705千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 開書者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を 行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務 に対する協力、障害者に対する援護思想の を協力、障害者相談員17名 (身体障害者相談員17名 (身体障害者相談員17名 (現護者) 前26名 資格:原則として、民生委員及び児童委員の職になく、身体障害者当事者の保護者 活動:主に、電話での相談 (全員ボラ・ホに活動報告を行う手当:月額2千円を半年毎に支統研修: 年1回実施 【参考】 相談員謝礼 2千円/月額研修講師礼 60千円ボランティア保険 600円/一人あたり年障害種別相談員動・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	身体障害者福祉バス(あじ	さい号)運行事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網・ 相模原市市身体障害者用福祉パスあじさい号運行・ 事業要網				
歳出予算額(平成16年度)	38,502千円				
歳入予算額(平成16年度)	1,448千円				
【事務事業の内容】	【目的】 車イス等を使用したままで乗車できる車両を運行することにより、通院・買い物等、日常生活の行動を囲を拡大し、障害者の福祉の増進を図る。 【内容】 対象者:歩行が困難な身体障害者で車イス等を使用している者でも同している者でも同している者でもの不服・体幹機能障害(児)者・上記者の介護人 利用の範囲 病院への通院、入退院等福祉施設への通院、入退院等福祉施設への通院、入退院等福祉施設への通院、入退院等福祉施設での手続き買い物等台数:リフト付車両4台(大型2台、小型2台)運行内容 日時:月-金…9:00~16:30 土。9:00~11:30 範囲:原則として、市内及び隣接市町利用者負担:無料実施方法:市社会福祉協議会に委託特定財源:国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉機議会に委託特定財源:国庫補助金(2/3) 特定財源:国庫補助金(2/3) 中、15年度更績 前助金(2/3) 中、15年度更績 中、15年度更積 中、192人 (障害者5,088人、別・物16人、「行事会議772人、ショートステイ41人、公的手続38人、その他231人)	(城山町移送サービス事業) 事務事業番号D-6-23に記載 【事業目的】 家庭において移送することが困難な高齢者及び 理度身体電者に対して、ハンディキャブ等を利用して移送を行うことにより、寝たきり高齢者等 の福祉の向上を図る。 【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託して行う。 【対象者】 (1)おおむね6 の歳以上のものであって床についている状態がおおむね3ヶ月以上経過している状態がおおむね3ヶ月以上経過している者障害者福祉法に規定する身体が極強とでは、2級であり、から者「無に交付をが困難な者(3)時間とが特に認めた者 【利耶範囲】療(の適所、入退院)(2)福祉施団体の適所、入退院)(2)福祉施団体のでが主催する事業、会議に参加するとき。 (4)公共機関の手続き(4)公共機関の手続き(5)買り物では、10・その他町長が認めたとき 【運行範囲】 原則町内及び30中町長が認めたとき 【運行範囲】内及び30中に対応をした。(1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・	(津久井町移送サービス事業) 事務事業番号D-6-23に記載 【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャブ等に よる送迎を行い、外進の負担の軽減を図り、高齢 者の生活の支援に資する。 【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託 【対象者】 町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者 (1)身体障害による要介護者及び要支援者 (3)前頃に準ずる者で町長が認めた者 【利用の範囲】 (1)医療機関への通院。 (病状悪化の列ル間時に、 (病状悪化のの)起所時。 (3)官公庁への事務手続き (4)その他町長が必要と認めたとき 【運行範囲】 原則として30キロ圏内 【利用状況】 平成12年度 6728回 平成15年度 8554回 平成15年度 8554回 長がおむ14級及び2級の下肢・体幹機能障害(児)者 対象者: 218人	(相模湖町ハンディキャブ(リフト付)運行事業事務事業番号D-6-23に記載 【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行することにより、交通の不便の解消。を図る。 【事業内容】 歩行が不自曲は65歳以上の高齢者で一般の交通機関の利用が困難な者のの歳以上の高齢者で下肢が不自由な音をの歳以上の高齢者でもの歳以上の高齢者で下肢が不自由な者に関います。 「利用大阪」 田書 毎担】 町内 一律 300円町外1kmにつき 70円50km以上 1km毎50円 【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。 【利用状況】 平成15年度 町内 952回町外 1,377回 【平成16年度予算】 事業委託料 1,799千円特定財源県補助金 千円	藤野町ハンディキャブ(リフト付)運行事業 【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハン逆の不修解消を図る。 助長、社会的孤立感の解消を図る。 【事業内容】 歩行が不自曲な65歳以上の高齢者で一般の交通機関の利用が困難な者のの歳以上の高齢者で下肢が不自由な65歳以上の高齢者で一般の交通機関の利用が困難な自由な音を関います。 「事業内容」 「事業内容」 「事業内容」 「事力を受けている者等 【利用者負担】 「「内 一律 600円相模期町・上野原町 1,000円津久井町・城山町 1,200円相模原市・ハモチ市 1,800円+待機時間(利用料は、往復)【実施可計社会、福祉協議会に委託して行う。 【利用状况】 平成15年度 町内 238回町外 283回町外 283回 【平成15年度予算】事業委託料 4,005千円 (うち、障害者分 327千円)特定財源県補助金 218千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	障害児者入浴サービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)相模原市障害者入浴サービス事業運営要綱・ 相模原市障害者入浴サービス事業実施要綱	城山町入浴サービス事業実施要綱	津久井町入浴サービス事業実施要綱	相模湖町在宅障害者訪問入浴サービス事業実施要・ 網	藤野町重度障害児者巡回入浴サービス事業 実施 要項
歳出予算額(平成16年度)	30.413千円	5.841千円	11.989千円	1,532千円	300千円
歳入予算額(平成16年度)	15,206千円	161千円	1,752千円	1,267千円	300千円
【事務事業の内容】	【目的】 在宅において入浴が困難な障害者に対し、入浴サービスを提供健全で変わかな生活を含めな生活を含めなま活を含めた。 【内容】 対象:市内に居住する重度障害者(身体障害者手帳・2級及び療育手帳 A1・A2)で、家庭において入浴が困難な方(介護保険対象者を除く)実施方法:民間業者に委託特定財源:国庫補助金(1/2)障害者入浴サービス事業補助金15,206千円 【参考】 平成16年度利用状況(見込)・登録者、数・・・48人・延回数・・・・・2,433回利用者負担:無料	【目的】 家庭において入浴することが困難な高齢者及び重度心身障害者に対し、特殊治情を利用して入浴サービスを行っことにより、ねたきり高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 【対象】 町内に居住するねたきり老人等で次の各号に該当する者 (1)自力で入浴することが困難でかつ、家庭では入浴させることが困難な者 (2)このサービスを受けることについて、家族の同意と医師の承認を受けている者 【内容】 (1)入浴及び洗髪 (2)血圧、脈拍及び体温の測定 (3)健康相談、助言その他必要な措置 【実施方法】城山町社会福祉協議会へ委託 平成16年度予 委託料 5841千円 特定財源:利用者負担額 161千円	【目的】 家庭において入浴の困難な、要介護者及び重度 心身障害者に対して入浴サービスを健康な主活を 維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な 負担の軽減を図ることを目的とする。 【内容】 (1) 訪問人浴サービス(入浴車両を利用) 対象:町利に居住する重度心身障害者(身体 障害者手帳1 2級及び療育手帳 1・2級及び療育手帳 1・2級及び療育手帳 1・2級及び療育手帳 1・2級及す 250円 *生活保護者で、家庭において入浴が困難な 方。実施方法:津久井町社会福祉協議会に委託 利用者負担:1回 1,250円 *生活保護世帯 なし 事業費:1,989千円 特定財源: 障害者入浴金に(1/2) 472千円 県補助金(1/2) 472千円 県補助金(1/4) 236千円 利用者負担金(1/4) 236千円 (2) 施設入所内体では「2級のび療法のは 原障害者(身体医書者受所護者及び療医手帳 入浴が困難な方(介護条件サービス(優先) 実施方法:津久井町社会福祉協議会に委託 利1・20、スプトの1・アビス(優先) 実施方法:津久井町社会福祉協議会に委託 利1、1,250円 *生活保護世帯 なし 事業費:財の1・円 特定財源:利用者負担金 864千円 【参考】 平成16年度利用状況(見込) (訪問)・登録者人数・・3人 ・延回数・・・・・・126回 (施設)・登録百数・・・13人 ・延回数・・・・・1756回 利用者負担:1、1,250円	【目的】 在宅において入浴することが困難な在宅重度障害者に対して、移動入浴することが困難な前間入浴サービスを行うことにより重度障害者の福祉の向上及びその家庭の身体及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。 【内容】 対象:町内に居住する重度障害者 (身体障害者手帳1・2級)で、自力で入浴する記を受けている者)実施方法:社会福祉協議会にを受けている者。 1年 (東京 1年 (東京 1年) 第一年 (東京 1年) 第三 (東京	【目的】 在宅において入浴することが困難な在宅重度障害者に対して、移動入浴車を派遣し度 随害者の福祉の向上及びその家庭の身体のとする。 【内容】 対象: 町内に居住する重度障害者の福祉の自力を強減を図ることを自力のは悪いで、自力に高及び精神的な負担の軽減を図ることをの「家庭の局意及び医師の承認問事業者に受けている者)実施方法:民間事補助金(1/2)障害者入浴サービス事業補助金 300千円県費補助金(1/4)150千円 【参考】 平成16年度利用状況(見込)・登録者人数・・・1人・延回函数・・・・53回利用な分」の円「有料区分」1,250円/回

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	重症心身障害児者通園事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
17	里亚心牙障舌沉有四國爭未		AI协議云 D针争云 C守口即云		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
	(国)重症心身障害児(者)通園事業実施要網· 相模原市市重症心身障害児(者)通園事業実施要網				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	18,123千円				
歳入予算額(平成16年度)	9,061千円				
【事務事業の内容】	【目的】 在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を関待させ、もって在宅重症心身障害児(者)の福祉の増進に資する。 【内容】 在宅で生活している重症心身障害児(者)が施設に通問して、リハビリ訓練等児者実施方法・社会福祉法人等に委託、利用者負担・給食サービス利用料(食費相当額)等の実費相当額特定財源・国庫庫部の金(1/2) 福祉対策費補助金9,061千円障害者のサービス利用状況をシステム化(参考)利用者数 登録者数15名平成16年度延べ利用者1,200人(見込み)(一日5人×240日)重症心身障害児(者)数・施設入所者47人・入院 3人・在宅者82人在宅者については、平成16年1月21日現在他は平成15年4月1日現在	該当なし	該当なし	該当の事業はないが、相模湖町心身障害児通園 事業パンダこあら教室において、重症心身障害児 の療育や家庭への支援、相談、助言を行ってい る。	当該趣旨としては該当ない

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	手話・要約筆記通訳者養成	・派遣事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市要約筆記通訳者派遣事業実施要綱	(福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者· 派遣事業実施要網· (福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会要約筆記者· 派遣事業実施要網·			
歳出予算額(平成16年度)	8,923千円	48千円			
歳入予算額(平成16年度)	3,691千円	0千円			
【事務事業の内容】	【目的】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し 社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆 記者を派遣する。 【内容】 〈手話通訳者・要約筆記者派遣事業 > 派遣:(福)神宗川聴覚障害者総合福祉協会 への派遣依により手話通訳者を派遣するな同人的な用 務で病院、役所、学校等において障害者の相 談手続き等の通訳) 【参考話通訳者・要約筆記者派遣事業 > 平成16年度予算 手話通訳者・要約筆記者謝礼(6回)	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	手話・要約筆記通訳者養成	・派遣事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		,
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	派遣件数: 789回 · 市派遣 4時間未満 643回 4時間 33回 6時間 19回 4時間 44回 3時間 23回 5時間 0回 6時間 3回 7時間 3回 7時間 3回 7時間 3回 7時間 4回 8時間 3回 7時間 4回 8時間 3回 7時間 4回 8時間 4回 8時間 4回 6時間以上 6時間以上 6時間以上 6時間以上 6時間以上 6時間 4 6時間以上 0回 · 個人派遣 4時間時以上 11回 4 6時間 13回 6時間以上 11回 6時間以上 11回				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	身体障害者スポーツ・レク	リエーション等事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名 根拠法令等	障害福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網- (県)身体障害者スポーツ大会実施要網	福祉推進課 (県) 身体障害者スポーツ大会実施要網・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	健康福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網・ (県)身体障害者スポーツ大会実施要網	健康福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網・ (県)身体障害者スポーツ大会実施要網・ ・ ・	健康福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・ (県)身体障害者スポーツ大会実施要綱・ ・ ・
歳出予算額(平成16年度)	2,627千円	28千円	0千円	11千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	882千円	5千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。 【内容】 県身体障害者スポーツ大会 参加者送迎。今体障害者と、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、	【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進 等の促進を図る。 【内容】 県身体障害者スポーツ大会参加市成金 5千円 【参考】 ・参加者(陸上競技会:12人(平成15年度実績) 選手送迎方法:町マイクロパスにより町内から会場へ送迎	【目的】 身体障害者に対し、各種スポーツ大会の参加支援を行うことにより、健康の維持、体力の増進並びに活発的な精神活動の促進を図る。 【内容】 県身体障害者スポーツ大会(平成16年度見込) ・参加者:計0回計0人現在参加予定者なし 県身体障害者スポーツ大会(平成15年度実績) ・参加者:計2回計2人 日本赤十字社神奈川県支部より各市町村選手団宛の助成金5,000円有り	【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。 【内容】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」参加者に対し、昼食の手配等の支援(参加者筋) 【参考】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」・参加者:3人(平成16年度実績)	【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。 【内容】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」参加者師) 【参考】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」・参加者:0人(平成16年度実績)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	身体障害児者支援費事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法、児童福祉法、身体・知的・児・ 童福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支 援費の支給等に関する規則、身体・知的・児童福・ 祉法に基づく居宅支援、施設入所等の措置に係る・ 費用の徴収に関する規則、相模原市居宅生活支援・ 措置実施要網	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、 障害児に係る児童福祉法施行細則、身体障害・者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉- 法・・ 津久井町身体身体障害者福祉関する規則・ 津久井町知的障害者福祉に関する規則・ 津久井町障害児居宅生活支援費支給規則	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉·法、·	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、·
歳出予算額(平成16年度)	946,027千円	66,601千円	51,855千円	23,159千円	9,187千円
歳入予算額(平成16年度)	465,129千円	49,950千円	40,085千円	17,367千円	4,592千円
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを 利用した場合、その費用を助成するもの。
	【内容】 対象事業 〈居宅生活支援〉 ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護「身体障害者】 ・施設(療護を支援〉 ・施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利用 者含む)または、やむを得ない事由により措置 される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額 (国基準) 特定財源 国庫負担金(5/10)施設福祉対策費負担金(施設入所事業) 183,942千円 国庫補助金(1/2)在宅福祉事業費補助金(居宅介護事業・短期入所事業) 234,538千円 国庫補助金(1/2)在宅福祉対策費補助金(居宅介護事業・短期入所事業) 234,538千円 国庫補助金(1/2)在宅福祉対策費補助金(居宅介護事業・短期入所事業) 234,538千円 国庫補助金(1/2)本宅福祉対策費補助金(デイサービス事業) 46,649千円 障害者システム化 (平成16年度予算) デイサービス事業 109,066千円 利用回数:12,881回 居宅介護事業(知的障害者も含む) 461,577千円 (内訳) 居宅440,728千円 児童 20,849千円 ・居宅介護 利用東人数:470人(身体345人、知的98人、児童27人) 延利用時間:88,225時間 ・移動介護 利用東人数:1,071人(身体256人、知的566人、児童249人) 延利用時間:67,362時間	【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者】 ・居記介護【身体障害者】 <施設訓練等支援> ・施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利用 者含む)または、やむを得ない事由により措置 される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額 (基本的に国監基準) ただし、対象とに関連を除いた額 (基本的に国監とでは、一律0円で決定。 特定財源:施設支援事業 国庫負担金(2.5/10) 県費負担金(2.5/10) ・県費補助金(2.5/10) ・児費補助金(2.5/10) ・児費補助金(2.5/10) ・児費補助金(1/2)・児費補助金(1/4) ・児費補助金(1/4) ・児費補助金(1/4) ・児費補助金(1/4) ・児費補助金(1/4) ・児費補助金(1/4) ・児費補助金(1/4) ・児費補助金(1/4) ・児費者 ・国庫補助金(1/4) ・児費者 ・国庫・(1/4) ・児費者 ・別の2千円	【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者】 <施設訓練等支援> ・施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利用 著含む)または、やむを得ない事由により措置 される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額(国基準) 特定財源 (施設入所事業) 身体障害者保護費国庫負担金(1/2) 20,490千円 身体障害者廃設訓練等支援費等県費負担金(1/4) 11,411千円 (居宅介護事業・短期入所事業) 国)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(1/2) 「5,436千円 県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(1/2) 「デイサービス事業) 現在利用なし 【参考】 (平成16年度予算) 居宅介護事業(知的障害者も含む) 10,210千円 (内訳)居宅 10,047千円 児童 163千円 ・居宅介護 利用実人数 21人(身体20人、知的 1人、児童 0人)	【内容】 対象事業 〈居宅生活支援〉 ・デイザービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者】 ・施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者】 〈施設訓練等支援〉 ・施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利措 される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額(国基準) 特定財源 国庫負担金(1/2)身体障害者保護費負担金(施設入所事業)8,528仟円 県費負担金(1/2)島施認訓練等支援費負担金(施設入所事業)4,264仟円 国庫補助金(加設利所事業)4,264仟円 国庫補助金(1/2)在宅福祉事業費舶助金(居宅介護事業・短期入所事業)3,555千円 国庫補一ビス事業 10千円 国庫補助金(ブイサービス事業 10千円 「要補助金(デイサービス事業 10千円	【内容】 対象事業 〈居宅生活支援〉 ・デイサービス【身体障害者】・居宅介計 身体障害者 ・知的障害者 ・知的障害者 ・短期入所 [身体障害者] ・施設(療護施設、更生施設、授産施設) 【身体障害者】 支援強の (根 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	身体障害児者支援費事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	施設入所事業。367,884千円至人数:1,368人(施設数25)短期入所事業 7,500千円利用実人数:42人延利用日数:916日	居宅介護・移動介護(知的障害者も含む) 22,835千円 利用実人数25人 延利用時間:9,000時間 施設支援事業 38,170千円 延人数:132人月(施設数9) 短期人所事業 140千円 利用人数:身体2人(延利用日数: 10日)、児童2人(延利用日数: 10日)	延利用時間: 2,820時間 ・移動介護 利用実人数:8人(身体6人) 延利用時間: 393時間 施設入所事業 40,982千円 延入数:132人(施設数 7ヶ所) 短期入所事業 666千円 利用実人数:3人延利用日数:80日	- 居宅介護 利用実人数: 2人(身体2人、知的0人 、児童0人) 延利用時間: 1,428時間 - 移動介護 利用実人数: 0人(身体0人、知的 0人、児童0人) 延利用時間: 0時間 施設人所事業 17,057千円 延人数: 48人(施設数3) 短期人所事業 2,337千円 利用実人数: 3人延利用日数: 288日	【参考】 (平成16年度予算) デイサービス事業 0千円 利用回数:0回 居宅介護事業(知的障害者も 含む) 4,218千円 (内訳) 居宅 4,126千円 児童 92千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	身体障害児者補装具・日常	生活用具給付事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法、児童福祉法、相模原市重度身体障害児者日常生活用具給付等実施要綱、相模原市点字図書給付事業実施要綱、相模原市身体障害者補装具等自己負担金補給要綱	身体障害者福祉法、児童福祉法、城山町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要網、城山町補装具費用自己負担金交付要網・	身体障害者福祉法、児童福祉法、 (票)身体障害者援護費県費負担金交付要網 (町)津久井町重度身体障害児者日常生活用具 給付等事業実施要網、 (町)町補袋具費用自己負担金交付要網	身体障害者福祉法、児童福祉法、相模湖町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要網、相模湖町身体障害者補裝具費用自己負担金交付要網	身体障害者福祉法 児童福祉法、 顧野町重度身体障害者日常生活用具給付等 事業 実施要綱、藤野町身体障害者補装具費用自 己 自担金交付票綱
歳出予算額(平成16年度)	278,753千円	11,041千円	8,964千円	3,980千円	4,218千円
歳入予算額(平成16年度)	117,046千円	7,620千円	5,497千円	2,330千円	2,108千円
【事務事業の内容】	【目的】 〈身体障害者日常生活用具給付(国)〉 在宅の重度身体障害者に対し、沿槽、特殊寝台等の付常生活用具を給付(国)。 〈身体障害者補裝具給付(国)。 身体障害者補裝具給付(国)。 身体障害者補裝具給付(国)。 身体障害者不可之。〈身体障害者不受力。〈身体障害是不可之。〈身体障害児の日常生活和具給付(国)。 身体障害児の日常生活を容易にする常生活用具の給付を行う。 【内容】では一次の場合を行う。 【内容】の場合に、カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・	【目的】 《身体障害者日常生活用具給付(県)〉 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付(国・県)身体障害者に対し、軍いす、義足等の補装具の交付障害者に対し、軍いす、義足等の補装具の交付降害児補装具(国・県)・日常生活用具給付(県)・日常生活を容易にすることをもに、日常との給付(県)の合作を行う。とり体障害児の修理を行うとともに、日常との給付を引きる。 「内容」を関するとの。 「内容」を持ている。 「内容」を持ている。 「内容」を持ている者を関する。 「内容」を持ている者を関する。 「内容」を持ている。 「内容」を持ている。 「内容」を持ている。 「内容」を持ている。 「内容」を持ている。 「内容」を持ている。 「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、「中で、	【目的】 〈身体障害者日常生活用具給付(県)〉 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常者補実具を給付(国・県)〉 身体障害者補装具給付(国・県)〉 身体障害者補装具給付(国・県)〉 身体障害者に対し、車・1寸、義足等の補装具の交付・修理を行う。 〈身体障害児の日常生活を容易によるため、活用具の給付を関連を行う。とり事に変更を行う。 〈身体障害児の日常生活を容易によるに、日常生活を容易によるに、日常生活を容易になる。 【内容】 〈身体障害化の質性を行うとともに、日常生活を容易になるに、日本のででで行う。 【内容】 〈身体障害者の指導を行うとともに、日常生活用具の給付(県)〉対象者:関和とにのの者者自由、自己を受けている者をでいる。 【内容】 〈身体障害者に、国の費用負担基準有 〈身体障害とは、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので	【目的】 【目的】	【目的】 【目的】 【目的】 【目的】 【目的】 【目的】 《身体障害者医療性活用具給付(県海橋、特殊環 音報 表別 音響

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク		
21	身体障害児者補装具・日常	生活用具給付事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	【参考】 平成16年度予算()は市単	県負担金(1/4)身体障害者援護費負担金 1,485千円身体障害児言語事業費負担金 486千円 県補助金(3/4)在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生活用具給付等事業補助金 1,707千円 1,707千円 1,707千円 1,707千円 1,707千円 2,4 2,5 2,5 2,5 2,5 2,5 2,5 2,5 2,5 2,5 2,5	県負担金(1/4) 身体障害者補装具交付費負担金 1,250千円 身体障害者補装具交付費負担金 300千円 県補助金(3/4) 重度身体障害者日常生活用具給付事業補助 金 708千円 重度身体障害児日常生活用具給付事業補助 金 139千円 障害者システム:なし 【参考】 平成16年度予算 <身体障害者日常生活用具給付(国) > 始付件数:10件 自己負担金補給額:なし <身体障害者補装具交付(国) > 作数:180件 (交付140件、修理40件)自己負担金補給額:1,500,000円 <身体障害別・3件自己負担金補給額:なし <身体障害別・3件自己負担金補給額:なし <身体障害別・3件自己負担金補給額:33,500円 平成15年度実績 <身体障害と活用具給付(国) > 作数:35件 (交付30件、修理5件)自己負担金補給額:33,500円 平成15年度実績 <身体障害者日常生活用具給付(国) > 给付件数:372件 (交付198件、修理74件)公費負担額:1,508,865円自己負担金補給額:なし <身体障害者補禁具交付(国) > 作数:272件 (交付198件、修理74件)公費負担金補給額:1,394,289円 <身体障害児常生活用具給付(国) > 给付件数:11件公費負担金補給額:なし	県負担金(1/4) 身体障害者援護事業負担金 326千円 県補助金(3/4) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生 活用具給付等事業補助金 360千円 【参考】 平成16年度予算 <身体障害者日常生活用具給付(県)> 給付件数:158件(交付150件、修理 8件) 自己負担金交付額付(国・県) 給付件数2件(交付28件、修理4件) 自己負担金交付額付(国・県)> 給付件数32件(交付28件、修理4件) 自己負担金资料統額:307,532円 <身体障害兒常等主活用具給付(県)> 給付件数:3件	県負担金(1/4) 身体障害化援護事業負担金 354千円 県補助金(3/4)策推進事業補助金 日常生活用具給付等事業補助金 570千円 【参考】 平成16年度予算 身体障害者日常生活用具給付 (果) 給付件数 9件 身体障害者相談與給付(国・県) 給付件数 15件(交付10件、修理20件) 自己負担助成額 611,000円 身体障害児補裝具給付(国・件) 給付件数 15件(交付10件、修理5件) 自己負担助成額 425,000円 身体障害児日常生活用具給付 (果)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	更生医療給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名 根拠法令等	障害福祉課 身体障害者福祉法第13条の2· 相模原市身体障害者補裝具等自己負担金補給要網	福祉推進課 身体障害者福祉法第13条の2・	健康福祉課 身体障害者福祉法第13条の2- (国)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付- 要網- (県)身体障害者援護費県費負担金交付要網	健康福祉課 身体障害者福祉法第13条の2・	健康福祉課 身体障害者福祉法第13条の2・
歳出予算額(平成16年度)	33,867千円	467千円	380千円	253千円	871千円
歳入予算額(平成16年度)	15.086千円	349千円	283千円	187千円	652千円
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。 【内容】 対象者:身体障害者手帳の交付を受けた者を続付が必要、といるといる。 (内容】 対象者:身体障害者手帳の交付を受けた者を続けが必要、といるといる。 (内容】 総付内容:診察、薬剤又は治療材料のになり、療験に変勢の処置及医療機関)への収容、着護、移送はと、費用負担:国の費制負により、自己会全種結市が負担・特定はより、自己会を全額を持定は、は、自己を表し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。 【内容】 対象者:身体障害者手帳の交付を受けた者 症状が必要と認められた者。 給付内容:診察、薬剤又は治療材料の支給、 医学的処置及が手術、病院又は診療所は移送など 費用負担:国の費用負担有 特定財源:国庫負担金(1/2)身体障害者保護費負担金 232千円 県負担金(1/4)身体障害者援護費負担金 116千円 【参考】 平成16年度予算 給付延人数:4人	【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。 【内容】 対象者:身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生組跡所の判断により、医療給付が必要、薬剤又は治療材料の交給、医学的処置及び手術関、不の収容、看護、費用負担:よる自己負担あり精定医療機関)、移定など費用負担:よる自己負担あり特定財源: 国庫負担金(1/4): 94千円 【参考】 平成16年度予算・給給付政人数6人・県国医療後職費・3人・給付延人支払付費・3不分にも者数人の手型、2千円・更生医療療験 2人・給付延人連支払付費・1千円・更生医療療経費・2人・給付延人連支払付費・4の千円平成14年度数 4人・場付運人費支払付費・4人・給付運人要支払付費・774千円 ・更生医療給付費 774千円	【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除充よ又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。 【内容】 対象者:身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。給付内各:指定度療機関へ医療費等の給付費用負担:国庫負担金(1/2)果費負担金(1/4) 【参考】 平成16年度予算給付延数:1人格付延人数:1人 「生医療審査事務手数料 2千円更生医療費 251千円	【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓 手術、人工透析等)について、職業能 力を増進し、日常生活を容易にするを受け た者で、更生相談所認いのられた者。 給付内容:指定医療機関、医療給付が必要と認機関、医療給付が必要と原機関、 費用負担:国庫負担金(1/2) 県費負担金(1/4) 【参考】 平成16年度予算 給付延、数:9人 更生医療費

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	障害者手帳交付診断料助成	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
				1	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	相模原市身体障害者手帳等交付診断料助成要綱	城山町身体障害者手帳等交付診断料助成要網・	津久井町身体障害者手帳交付診断料助成要綱		藤野町身体障害者手帳診断料補助事業実施 要綱
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	7,412千円	242千円	384千円		1千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者手帳等の交付申請に必要な診断・検査経費の 作成及び、診断書作成に必要な診断・検査経費の 一部を助成し、負担の軽減を図る。 【内容】 対象者:身体障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 助成額:限度額4,000円 障害者システム:障害者のサービス利用状況 をシステム化 【参考】 平成16年度予算 ・助成件数1,853件 (身曜分1,359件、精障分494件) 精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 (各年度4月1日現在) ・平成14年度: 749件 ・平成16年度:927件 ・平成16年度:1,130件	【目的】 身体障害者手帳交付のために要する診断書料を助成することにより、手帳取得にかかる負担を軽減する。 【内容】 対象者:身体障害者手帳の交付を受けた者助成額:限度額4,000円 【参考】 平成16年度予算・助成件数60件	【目的】 身体障害者手帳等の交付申請に必要な診断書の作成及び、診断書件成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。(知的障害者の療育手帳交付の診断は、児童相談所が無料で行っている) 【内容】 対象者:町内に居住する身体障害者手帳の交付を受けた者 (精神障害者手帳の診断料に対する助成は行っていない) 助成額:限度額・000円障害者システム:なし 【参考】 平成14年度実績: 60件 219千円平成15年度実績: 76件 293千円平成16年度予算: 96件 384千円 精神障害者保健福祉手帳新規発行件数(各年度4月1日現在)・平成14年度: 11件・平成15年度: 18件・平成16年度: 2件	該当なし(平成16年度より廃止) 精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 (各年度4月1日現在) ・平成14年度: 3件 ・平成16年度: 10件 ・平成16年度: 1件	【目的】 身体に重度の障害をもつ方が身体障害者手帳の交付申請に必要な診断害の作成及び診断害作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の経減を図る。(知的障害者の療育手帳交付の診断は、児童相談所が無料でつっている) 【内容】 対象者:障害が重いために身体障害者手帳の交替を求めることが止むを得ないと町長が認めた者 助成額:限度額7,000円障害者システム:なし 【参考】 平成14年度実績: 0件 0千円平成16年度予算: 0件 0千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	住宅設備改善費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要 網、相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要網	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要 網、城山町原市重度障害者住宅設備改良費補助要 網。	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要 網、津久井町重度障害者住宅設備改良責補助金 交付事業実施要網	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要 網、相模湖町重度障害者住宅設備改良事業費補助- 金要網・	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金 交付要綱、藤野町重度障害者住宅設備改良 事業費補助金要網
歳出予算額(平成16年度)	33,148千円	800千円	900千円	400千円	800千円
歳入予算額(平成16年度)	5,943千円	400千円	500千円	200千円	400千円
【事務事業の内容】	【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の任宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もて内容は一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個で	【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 対象者:身体障害者手帳1・2級の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) 天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) 現境制御装置の設置(限度額60万円) 視境障害者用音声インターネットフリンの購入(限度額5万円) 障害者情迎機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) 特定財源: 県棚助金(1/2、10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金 400千円 【参考】 平成16年度予算見込助成人数:2人	【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成し、生活環境整備の促進を図ることにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とす。 【内容】 対象者:身体障害者手帳1・2級の者等対象工事(限度額40万円)天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円)環境制御装置の設置(限度額60万円)視覚障害者目音師70ワーペシーネットソフトの購入(限度額75円)障害者情報パリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額105円) 特定財源: 県補助金(1/2、10/10)在宅障害者福祉対策事業補助金500千円障害者福祉対策事業補助金500千円障害者。 ア成16年度予算助成件数:3件 900千円平成15年度予算助成件数:3件 900千円平成16年度的成状況(実績)助成件数:1件 184千円平成14年度的成状況(実績)助成件数:0件(事業実績なし)	【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設 権を障害者に適するように改善するための経費等 を助成することにより、在宅生活を容易にし、も って福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 「対象者:身体障害者手帳1・2・3級 + 1050以 下、知的障害1035以下の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工 事(限度額 1件40万円) ただし、所得区分に応じて自己負担額あり 特定財源: 県補助金(1/2) 在宅障害者福祉対策事業補助金200千円 【参考】 平成16年度予算見込助成件数:1件	【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の 住宅設備を障害者に適するように改善する ための経費等を助成することにより、在宅 生活を容易にしまり、もって福祉の増進を図る ことを目りとする。 【内容】 対象者:身体障害者手帳1・2・3級 + 1050以下、知的障害1035以下の者等 対象工事(限度額 1件40万円) ただし、所得区分に応じて自己負担 額あり 特定財源: 県補助金(1/2) 在宅障害者福祉対策事業補助 400千円 【参考】 平成16年度予算見込助成件数:2件

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	自動車運転訓練費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網- 相模原市下肢等障害者自動車運転訓練費助成要網	城山町下肢等障害者自動車運転訓練費助成要網· ·	(町単)津久井町下肢等障害者自動車運転訓練費·補助事業実施要網		(県)市町村障害者社会参加促進事業実施 要綱・ 藤野町下肢等障害者自動車運転訓練費助成 要綱
歳出予算額(平成16年度)	700千円	100千円	100千円		200千円
歳入予算額(平成16年度)	466千円	0千円	0千円		133千円
【事務事業の内容】	【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。 【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者助成額:自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の(限度額10万円)を助成する。特定財源: 国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金 466千円障害者システム:障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 平成16年度予算見込助成件数:7件	【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等障害者が日常 生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会 活動への参加を促進する。 【内容】 対象者・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体 幹・内部障害を有する者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害を有する者 助成額:自動車教習所において、技能試験に 合格するまで技能教習に直接要する 費用の2/3以内の額(限度額10万 円)。 【参考】 平成16年度予算見込 助成件数:1件	【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等の障害者が 日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等 社会活動への参加を促進することを目的とする。 【内容】 対象障害を制度を関係して、技能教習を ・身体障害者等性1級から4級までの下肢・ 体幹・内部障害のある者 ・身体障害自動車数習所において、技能教習を 受けるために直接要する費用の2/3以内の 額(限度額10万円)を助成する。 特定財源: 国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金 0千円 障害者システム:なし 【参考】 平成16年度予算見込 助成件数:1件 100千円 平成15年度助成状況(実業) 助成件数:0件(事業実績なし) 平成14年度的成状況(事業績) 助成件数:0件(事業実績なし)	該当なし	【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。 【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢、体幹・内部障害のある者 助成額:自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費削の2/3以内の(限度額10万円)を助成する。 特定財源: (県)在モ障害者福祉対策推進事業補助金(2/3)市町村障害者社会参加促進事業補助金133千円 【参考】 平成16年度予算見込助成件数:2件

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29			保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	自動車改造費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網・	福祉推進課 城山町身体障害者自動車改造費助成要網·	健康福祉課 (町単)津久井町重度身体障害者自動車改造費補·	健康福祉課	健康福祉課 (県)市町村障害者社会参加促進事業実施
根拠法令等	相模原市障害者自動車改造費助成要網		助事業実施要網		要網 藤野町身体障害者用自動車改造費助成事業 実施要網
歳出予算額(平成16年度)	1,600千円	100千円	100千円		200千円
歳入予算額(平成16年度)	1,066千円	0千円	0千円		133千円
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。 【内容】 対象書 身体障害者手帳の交付を受けた者で、・ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車で操向操作等 (ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当 の所得制限額を超えない者 助成額:改造に要する経費(限度額10万円)特定財源:国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金(1,066千円 障害者システム・障害者・スチム・でシステム化 【参考】 平成16年度予算 助成件数:16件	【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を障害に適するように改造する経費を助成することにより、日常生活の利便を図る。 【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、・・ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車の操縦装置等の一部(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)を改造する必要がある者 前年の所得税課稅所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 助成額:改造に要する経費(限度額10万円) 【参考】 平成16年度予算 助成件数:1件	【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。 【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ともに該当する者自らが所有し運転する自動車で操向操作等 (ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部 を改造する必要がある者 前年の所得制限額を超えない者 助成額:改造に要する経費(限度額10万円) 特定財源:国庫補助金(2/3) 身体障害子ム:なし 【参考】 平成16年度予算 助成件数:1件 100千円 平成15年度助成状況 助成件数:0件(第業実績なし) 平成14年度助成状況 助成件数:1件 100千円	該当なし	【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。 【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、・ ともに該当事で操向操作等(ハンドル・ブン・カー・アクセル等)の一部を改造が特別障害者手当の所得税課税を超えない者 助成額: 改造に要する経費 (限度額10万円)特定財源: (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(2/3)市町村障害者社会参加促進事業補助金133千円 【参考】 平成16年度予算 助成件数: 2件

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号			協議ランク		
27	自動車燃料費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	相模原市身体障害者自動車燃料費助成要綱	城山町重度障害者社会参加促進事業費助成要綱			
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	20. 240壬田	7,521千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	該当なし	<u></u> 該当なし	 該当なし
【事の事業の内含】	在宅の重度障害者等が自動車を利用する場合に、 その燃料費の一部を助成することにより、重度障 書等の社会参加及び生活圏の拡大を促進し、 福祉の増進を図る。 【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1・2級 (6,795人)・ 知的障害者A1・A2 ・知能指数35以下と判定された者 (1,259人)・ 特定疾患にり患している者 (2,498人)・小児特定疾患にり患している者 (1,673人)・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級(842人)助成額(燃料券)・ 自己運転(自己所有)@1,000円×24枚 =24,000円/年・家族運転(第底所有)@1,000円×24枚 =12,000円/年 年度途中からの助成は、月割枚数を交付 タクシー利用料助成との重複受給不可 【参考】 平成16年度予算 ・交付者数:1,900人(本人運転470人、 家族運転1,430人) ・利用枚数:28,440枚(本人運転11,280枚、 家族運転17,160枚)	重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、重度障害者及び当該介護者の福祉の増進を図る。 【内容】 対象者・身体障害者手帳1・2・3級 (383人)・知的障害者A1・A2 (55人)・特定疾患にり患している者(16年6月現在把握者数) (22人)・リウマチ患者で身体障害者手帳(6級以上)を所持している者 (10年6月現在把握者数) (10人)・精神障害者保健福祉法第32条の医療の適用を受けている者 (165人)助成額(ガソリン券)。(165人)助成額(ガソリン券)。(105人)助成額(ガリン券)。(105人)助成額(ガリン券)ののの円本72枚 = 43,200円/年年度途中からの助成は、月割枚数を交付(4,5月に関しては満額を助成)現在社会参加促進事業として一本化されておりタクシー券、パス共通カード、ガソリン券の内から一つのみ選択。(タクシー券・バス共通カードは福祉タクシー 利用料助成事業内) 【参考】 平成16年度予算・交付者数:270人・利用枚数:19,440枚			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
29	障害児者宿泊費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市障害児者等宿泊費助成					
歳出予算額(平成16年度)	5,754千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	更生訓練費等支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法17条の14- (国)身体障害者保護費負担(補助)金交付要網	身体障害者福祉法17条の14· (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交・ 付要網・ ・	身体障害者福祉法17条の14- (県)身体障害者施設訓練等支援等県費負担(補助)金交付要網	身体障害者福祉法17条の14- (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交・ 付要網・ ・	身体障害者福祉法17条の14· (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負 担金交· 付要綱·
歳出予算額(平成16年度)	2,913千円	283千円	76千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	1,456千円	212千円	56千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。 【内容】 身体障害者更生支援施設にがして自体障害者が更生訓練に要した費用の一部を市が連結。 過所に害者更生支援施設の入通の大き、別様では、自由では、自由では、自由では、自由では、自由では、自由では、自由では、自由	【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。 【内容】 身体障害者更生支援施設にあい訓練する場合に対して関係できる施設通所に要する場合に対して関係を終えた。 身体障害者更生支援施設の入通所者が更合に対している。 身体障害者更生支援施設の入通所者が更合に対象を終え。就金別を支給する。 身体障害者更生生援護施設に入所している者であっる収入(更生組織を設定は合いのであり、対象者 身体障害者更生援護施設に入所自負必要費相当額を必要を持つる。以入(更生組織を対象となび人(更生組織を対象として控除した後の額が27万円しるが、対象費をとなだならがの額が27万円してもり、就職用 更生訓練に要した費用のした者 り、就職所の所の円/一に2,600円/月(施設種別のの形が、10,50円/一に2,600円/月(施設種別のでは、10,500円/月(施設種別では、10,500円/月(施設種別では、10,500円/月(施設種別では、10,500円/月・12,500円/月	【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の場合を支援を行う。 【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生調練のため調査を要した費用及び更生訓練のため調査を支援を行う。 【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練を終え金(金品)を支給する。 身体障害者動職又自動に力量が表現の一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。 【内容】 「内容】 「内容」 「内容」 「内容」 「内容」 「内容」 「内容」 「内容」 「内容」	【目的】 身体障害者が、施設に入通療学 作の訓練、職業訓練または治療中自立した生活の接護を受けることを行う。 【内容】 身体障害者が更生地議院とは行う。 「内容」 身体障害者更生支援施設した時費用及びのを可が負害者更生支援施設の人営に支援を打る。 身体障害者更生支援施設の人営に支援を対してりませ、 事者がありためためためためためためためためためためたりを支生、 事性訓練を終え、就職立に会し、所の人営に支援を対した。 身体障害者更生支援施設の人営に支援を対した。 身体障害者更生支援施設に対した。 対象者であって象と資産が、 費相当かか可力なと資産が、 のの額のの額のの額が、 のの額のの額が、 のの額のの額が、 のの額のの額が、 のの額のの額が、 のの額のでは、 一でおり、 対象をは、 がのでは、 のの額のでは、 のの額ののでは、 のの額のでは、 ののでは、 のののでは、 のでは、 のでは、

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名					
32	特別障害者等福祉手当支給	車業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
32		1		T		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	151,022千円					
歳入予算額(平成16年度)	112,683千円					
【事務事業の内容】	【目的】 在宅の障害児者に対し手当を支給し福祉の増進を図る。 【内容】 対象者 特別障害者手当:20歳以上の在宅の重度障害者で日常生活に常時特別の介護を必当する者(国民年金障害等級の1級に該当する者のうち、特に重度の障害児福祉手当:20歳未満の在宅の最重度障害児福祉手当:20歳未満の在宅の最重度障害児福祉手当:20歳未満の在宅の最重度障害児福や手当:昭和61年の法改正(特別児童扶養手当等の支給に関する法定の資金とする者(国民年金での支給を関する法理会のできるとのできる。 経過的福祉手当:昭和61年の法改正(特別児童扶養手当等の支給に関する法理会ので、特別児童大師とので、特別院室者手以は「の際、20歳以上の従来の福祉手当以は「の際、20歳以上の従来の福祉手」は「個社の書」とので、15年4月1日からの際、20歳以上の従来の福祉手当する者(版和国民年金障害等級の1級に該当する者)支給額(月額)特別障害者手当:14,480円(旧14,610円)平成15年4月1日から 障害児福祉手当・14,480円(旧14,610円)平成15年4月1日から 対別に第4月1日から 対別障害者等当:14,480円(旧14,610円)平成15年4月1日から 対別に第4月分を口座振替により支給特定財源:国庫負担金計別の管書とのサービス利用状況をシステム:障害者のサービス利用状況をシステム:障害者のサービス利用状況をシステム:障害者のサービス利用状況をシステム・12年間に対している。14年間に対しているのは対しに対している。14年間に対している。14年間に対しているのはのは対しに対しているのはのは対しに対しないるのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのは	該当なし(津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
33	在日外国人障害者等福祉給	付全古经事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
აა	11日71日入降古日守備111名	门立义 和尹未	AIDD MAC D M 中 A D C O T D D A D A D A D A D A D A D A D A D A			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	県外国籍県民高齢者・障害者等給付金助成事業補助金交付要網・ 市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要・ 網					
歳出予算額(平成16年度)	2,160千円					
歳入予算額(平成16年度)	1,080千円					
【事務事業の内容】	【目的】国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たす事が出来ない者[国籍要件や居住要件により加入できなかった者)で国民年金や厚生年金などの公的年金を受給していないる。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
34	身体障害者ケア付住宅設置	運営事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(国)身体障害者自立支援事業実施要網 (国)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付・ 要網・ 相模原市身体障害者ケア付住宅設置運営事業補助・ 金交付要網					
歳出予算額(平成16年度)	31,281千円					
歳入予算額(平成16年度)	13,288千円					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
35	身体障害者ケア付住宅家賃	助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
- 33		I		T	T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	相模原市生活ホーム等家賃助成事業補助金交付要・					
根拠法令等						
似拠点マサ						
歳出予算額(平成16年度)	3,282千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 ケア付住宅利用者の家賃を助成することによ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	り、経済的負担を軽減し、地域での自立した生活					
	を支援する。 【内容】					
	交付対象:ケア付住宅運営主体					
	補助対象経費:家賃(管理費、共益費、消費 全を含む)とし、入居者が負担する分に充てる					
	補助率: 1/2 月額120,000円を限度とする。 【参考】					
	平成16年度予算					
	対象施設:4か所					
	1			1		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
36	重症心身障害児施設建設資	金借入償還金補助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市重症心身障害者等福祉施設整備に係る建 設資金の借入償還金補助金助成要綱					
歳出予算額(平成16年度)	4,060千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 社会福祉法人が重症心身障害者等の施設建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」及び「果社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。 【内容】 助成内容:借入償還金(元金)の1/4を補助金として交付する。 ・元金分の負担割合 県社会福祉協議会が全額負担 (但し、平成13年度からは県が全額補助) 【参考】 補助金交付先:1か所	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
37	民営鉄道駅舎垂直移動施設	敕借事業補助全	A協議会 B幹事会 C専門部会			
37	以古数色亦古垩直炒到池以	正佣争未附功亚		1	T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課・地域整備課	
根拠法令等	(県)民営鉄道垂直移動施設設備整備事業補助- 金交付要網- 相模原市民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助- 金交付要網-			県)民営鉄道垂直移動施設設備整備事業補助- 金交付要綱-		
歳出予算額(平成16年度)	66,664千円			33,332千円		
歳入予算額(平成16年度)	33,332千円			16,666千円		
【事務事業の内容】	(目的) 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、限害者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。 【内容】 補助対象経費:1基5,000万円を上限額とする。補助基準額:補助対象経費の1/3(県1/2・市1/2)補助対象経費の各負担割合については、国1/3、県市1/3、事業者1/3、となる。特定財源:県補助金(1/2)民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金33,332千円 【参考】 平成16年度整備:2駅(エレベーター4基)	該当なし	該当なし	(目的) 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、限審者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。 【内容】 補助対象経費:1基5,000万円を上限額とする。補助基準額:補助対象経費の1/3(県1/2・町1/2)補助対象経費の各負担割合については、国1/3、県町1/3、県町1/3、となる。特定財派:県補助金(1/2)民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金16,666千円【参考】 平成16年度整備:1駅(エレベーター2基)	平成17年度実施	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29			保健福祉部会			
事務事業番号			協議ランク			
			A協議会 B幹事会 C専門部会			
39	身体障害者手帳交付事務	<u></u>	A協議会 B幹事会 C等口部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法第15条・ 相模原市身体障害者障害程度認定に関する要綱・ 相模原市身体障害者障害程度再認定に関する要綱・ 等・	身体障害者福祉法第15条· 身体障害者福祉法施行令第1条第3項· 身体障害者福祉法施行令第3条第1項	身体障害者福祉法第15条	身体障害者福祉法第15条 身体障害者福祉法施行令第1条第3項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項 ·	身体障害者福祉法第15条 身体障害者福祉法施行令第1条第3項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項 ·	
歳出予算額(平成16年度)	371千円		0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円			
【事務事業の内容】	【目的】 法に定められた身体障害の障害程度に該当する人に対し、身体障害者手帳を交付する。 【内容】 手帳交付の流れ 手帳交付時請請 指定医師の診断書を添えて申請する。(福祉事務所) 内部審査 市障書福祉課で診断書内容の審査を行う。審査部を書社課でに適合しない場合、市から社会福祉審議会申する。 おきの まる おきの まる おきの まる まきの まる は、申請者に返戻せず診断書作の おきの まる といれる といれる といれる といれる といれる といれる といれる といれ	県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。	原総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。	県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。	県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
		温 中				
40	在宅障害者家庭内作業指導	<u></u>	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市在宅障害者家庭內作業指導事業補助金交付要網 · 相模原市在宅障害者家庭內作業指導事業実施要領					
歳出予算額(平成16年度)	4,800千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
「事務事業の内容」	【目的】 外出が困難な在宅障害者を対象に家庭内でできる作業を提供・指導し、働く喜びと社会参加の意識を高める。 【内容】 対象者:知的障害・肢体不自由・視覚・言語等の障害があり、企業等への就労や、地域作業所等への通所が困難な者で、市長が適当と認めた者実施主体:本企業が適切かつ効果的に行なわれると市長が認めた団体(市から運営費補助)利用定員:原則10名以上 カランク 20名以上 ルランク 20名以上 ルランク 10~14名 指導員等:1名以上を配置する。作業材料の配所・作業指導制のの回収・作業複称の必要経費を注除した額を工賃之して支払う。 【参考】 平成16年度対象数:1(Bランク)運営費補助基準額・Aランク:4,800千円/年・Bランク:4,500千円/年・Bフンク:4,500千円/年・Bのランク:4,500千円/年・Bのフンク:4,500千円/年・Bのフンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年・Bのプロ・ステンク:4,500千円/年	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	障害者地域作業所運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課 (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要納、(県)精神障害者地域作業所指導事業補助金交付要納、相模原市商建者地域作業指導事業補助金交付要納、相模原市障害者地域作業指導事業実施要領・	福祉推進課 町立障害者地域作業所条例・ 障害者地域作業所等の重度加算負担に関する協定・ 書・ 障害者地域作業所等の運営費補助にかかる負担に・ 関する協定書	健康福祉課 町障害者地域作業所条例· (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要· 網	健康福祉課 (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要- 網、相模湖町福祉活動費補助金交付要網	健康福祉課 (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金 交付要綱、 蘇野町障害児者地域作業所運営費補助金 交付要綱
歳出予算額(平成16年度)	404,608千円	31,537千円	12,271千円	13,085千円	12,891千円
歳入予算額(平成16年度)	114,697千円	13,842千円	5,125千円	8,975千円	4,425千円
【事務事業の内容】	【目的】 阿害者の地域ケア対策の一環として、地域の協力により、就労することが困難な障害者に対し、作薬活動等を通じて、地域社会の一員として生活する。 【内容】 对象:知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害等の身体障害、精神障害があり、企業等に就労することが個困難な者で市長が適めた者 実施主体:あかた団体の関係を関係を関係して、大変を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を		【目的】 町内に居住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 対象:町内に居住し、就労することが困難な在宅心身障害者を連発力・開き者を連発力・開き者を連接を開きまた。 (内容)で、関連を表して、就労することが困難な在宅心身障害者を実施主体:津久井町障害者地域作業所 入間関係の習得・生活習慣等の指導、果補助金(1/2)障害者・地域作業指導事業補助金5,125千円 【参考】 平成16年度予算 民間・作無所数(身体・知的):17人 運営費が、場合で、1/2 にから、1/2 にから、1/2 に対し、1/2 に	【目的】 町内に在住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 対象: 知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害者・その他の身体障害者地域作業所 (マーブリランの大力のス) 民間 利用定員等 (ランク: 10~14名 作業内閣関係の習得・生活習慣能1、2受注作業 型袋作業・ブラスチック材作業・シール貼1等 ・工賃 1日 250円程度 県補助金(1/2) 障害者地域作業指導事業補助金3,750千円 【参	【目的】 町内に居住し、就労事がある場合しして、またの心身障害者が社会参プとして、地域作業所のの身際等へのステップとが国際を表して、就労することが国際によるに、大きな体に、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会		
	事務事業名	協議ランク		
		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	障害者地域作業所運営事業	N励磁公 D計争公 U守! J印公		
【事務事業の内容】	1か所・1人(知的) ・活動センター・通所者数			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
42	障害者小規模通所授産施設	運営事業	Midia B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(国)知的障害者施設措置費国庫負担金交付要網 (国)身体障害者保護費国庫負担金交付要網 (国)精神保健費等国庫負担金交付要網 相模原市小規模通所授産施設運営費補助金交付要 網	(県) 神奈川県精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要綱 切金付要綱 (県) 神奈川県精神障害者小規模通所授産施設運 営費補助金交付要綱 城山町精神障害者小規模通所授産施設運営費補助 金交付要綱				
歳出予算額(平成16年度)	15,182千円	13,052千円	1,310千円	318千円	1,176千円	
歳入予算額(平成16年度)	8,326千円	10,701千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	【目的】 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を適ら。 【内容】 対象は、知的障害・肢体不自由・視覚・聴等に就労することが固難なで、市長が適当とが関連をで、市長が適当とが関連をで、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	【目的】 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。 【内容】 対象:町内において精神障害者小規模通所授産施設を運営主体:社会福祉法人 利用定員等:30~40名 職員配置:施設長(精神保健福祉士)1名,常勤指導員1名,指導員3名 特定財源:県補助金(3/4、1/2),津久井郡他3町及び相模原市運営費負担金精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金8.249千円(3/4) 426千円(1/2)津久井郡他3町及び相模原市運営費負担金2,026千円(3/4) 426千円(1/2) 東久井郡他3町及び相模原市運営費負担金2,026千円(3/4) 426千円(1/2) 東京16年度予算・対象施設:17か所補助金13,052千円(内訳)・補助基本額 11,000千円・家賃補助金額1,200千円・家賃補助金額1,200千円・家賃補助金負担分 852千円	城山町にある精神障害者小規模通所授産施設へ の運営費補助金については、都内4町で人口割及 び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出し ている。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費負担金とし て支出。	城山町にある精神障害者小規模通所授産施設へ の運営費補助金については、郡内4町で人口割及 び通所者割でそれぞれ城山町へ負担金として支出 している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費補助金として支出している。	城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4 町で人口製改通所者割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費補助 金として支出している。	

合併協議事項番号	合併協議事項		市門			
	各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会			
29 事務事業番号	日程争労争乗の収扱い 事務事業名		保健偏低部分 協議ランク			
	E 212 E 111 1 1	出名於事亦				
43	障害者地域活動センター設		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(県) 在宅)障害者福祉対策推進事業補助金交付・要綱・ 相模原市障害者地域活動センター補助金交付要綱・ 相模原市障害者地域活動センター設置運営要綱					
歳出予算額(平成16年度)	114,360千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 法定(法内)施設に準ずる介護・支援体制を有する、重度障害者等の地域活動(社会参加)の場として整備し、社会的自立を図る。あわせて、施設場所を促進する。 【内容】 対象の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認めた者。設置・運営主体・社会福祉法人または公益法人利用定員等・Aランク 定員15~19人、109.5m 施設設備基準等・活動室・消火設備・食堂兼体憩室・事務室・便所(男女各1以上、洗面所他施設との共同使用可職員配置・Aランク 常勤2・非常動2・バート1・嘱託医1、Bラック 常勤2・非常動1・パー素が長い、展野2・調が緩和措置業補助金32,887千円書収入(障害者地域作業所等運営費負担金)1,260千円 障害者システムと【管者)では1,260千円 では、1,260千円 では、1,26	該当なし 事務事業41において記載。(相模原市への負担金)	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
		いねー選挙車番				
44	精神障害者地域生活支援セ	(ノグー連呂事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市精神障害者地域生活支援センター施設整・ 備等補助金交付要網	城山町精神障害者地域生活支援事業実施補助要綱				
歳出予算額(平成16年度)	4.800千円	2,000千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 地域で生活する精神障害者の日常生活支援、日常的な相談等を行い、社会復帰の自立、社会参加を促進する支援センターの運営費の一部を助成する。 【内容】 補助金の内容・家質補助:月額40万円を限度に補助する。 (@400,000×12ヶ月=4,800,000)施設運営整費については国、県により補助されている。 (県精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要網)(@1,796,660×1.01【加算分】×12ヶ月=21,775,512)補助対象施設・名称・地域生活支援センターカミング・運営主体、PPO法人エヌピーオーかむ)・設置場所・相模原市湖野辺4・15・6ヴィーナス2F設置年月日 「参考】 平成16年度予算・対象施設:1か所	(目的) 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談へ対応及び地域交流活動等を行うことにより、精神障害者の社会領標、目立及解の促進を図り、精神障害者の社会領標、目立立解の促進を図る。 (内容) 補助金の内容・人件費、家賃等(2,000,000) 郡内における生活支援センターが未設置のため、本町が独自に実施しているもの。(町単) 実施主体:独山町 運営主体:社会領標施設を運営する非営利法人(ただし精神保健福祉法による生活支援センターは除く) 実施手体:対会名標施設に附置して実施することを原則。利用対象者:原則として町内の精神障害者が対象。 事業内容、生活支援プログラム、当事者活動支援補助対象施設・名称:かむせみ生活サポートセンター・適営主体:社会福施法人かわせみ会・設置場所:城山町原宿212-37設置年月日:平成15年4月1日 【参考】 ・対象施設:1か所	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	知的障害者スポーツ・レク	リエーション学車器				
45	知的障害有人が一ク・レク	リエーショノ守事 未 	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(国) 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・ (県) 知的障害者スポーツ大会実施要綱					
歳出予算額(平成16年度)	880千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 知的障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援等の促進を図る。 【内容】 県知的障害者スポーツ大会参加者送迎、参加者送迎、参加者送迎、参加者送迎等選手送迎方法:借り上げパスにより市内から県庁委立芸迎本人活動支援知方送迎本人活動支援知的障害者本人達が集まり、社会参加及び自立に向けての各種活動を行っている団体等に対し助成特定財源:国庫補助金(2/3)身体障害者スポーツ大会・参加者:計396人(平成15年度実績)全国障害者スポーツ大会参加者送迎:3人(H15年度実績)(大会パス送迎用パス使用料平成16年度予算:5台 420千円他に自己車両で送迎する施設あり。)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
46	知的障害児者支援費事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	知的障害者福祉法・児童福祉法・ 知的障害者・児童福祉法に基づく居宅生活支援・ 實、施設訓練等支援費の支給等に関する規則・ 知的障害者・児童福祉法に基づく居宅支援、施・ 設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規則・ 相模原市居宅生活支援措置実施要綱	知的障害者福祉法、児童福祉法・ 知的障害者法施行細則、障害児に係る児童福祉法・ 施行細則	知的障害者福祉法・児童福祉法・ 津久井町知的障害者福祉に関する規則・ 津久井町障害児居宅生活支援支給規則・ ・		
歳出予算額(平成16年度)	1,978,019千円	86,513千円	128,224千円	47,884千円	78,032千円
歳入予算額(平成16年度)	969,804千円	64,884千円	97,072千円	35,910千円	58,522千円
【事務事業の内容】	【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを 利用した場合、その費用を助成するもの。
	【内容】 対象事業 〈居宅生活支援> ・デイサービス【知的障害者・児童】・短期入所【知的障害者・児童】・地域生活援助(グルーブホーム)【知的障害者】 〈施設訓練等支援> 施設(更生施設、授産施設、通勤寮、のぞみの園)【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利用者含される者・支払対象経費 支援費基準的から利用者負担額を除いた額(国基準) 特定財源:国庫負担金(5/10)施設福祉対策費負担金(施設入所事業) 不94,095千円・国庫補助金(1/2)在宅福祉事業費補助金(5/10)在宅福祉事業費補助金(5/10)在宅福祉事業では、名36,279千円・山身障害児(者)福祉対策費補助金事業(デイ外所事業)、139,430千円、下多システム:障害者のサービス利用状況をシステムと、障害者のサービス利用状況をシステム(参考】(平成16年度予算)デイサービス事業 87,544千円利用回数:14,694回施設入所事業 1,588,190千円 延入数:7,836人(施設数83)短期入所事業 97,204千円 利用人数:知的336人(延利用日数:9,002日)、児童171人(延利用日数:2,503日)	【内容】 対象事業	【内容】 対象事業 〈居宅生活支援〉 ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助(グルーブホーム)【知的障害者】 ・地域生活援助(グルーブホーム)【知的障害者】 〈施設領無等支援〉 施設(更生施設、授産施設、通勤療、のぞみの園)【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利用者含置される者支払対象経費 支援費器がら利用者負担額を除いた額(基本)力財産者と変している者では、中心では、一種の間では、一種の間で、一種ので、一種ので、一種ので、一種ので、一種ので、一種ので、一種ので、一種の	【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【知的障害者・児童】・地域生活援助(グルーブホーム)【知的障害者・児童】・地域生活援助(グルーブホーム)【知的障害者】 <施設領練等支援> 施設(更生施設、授産施設、通勤寮、のぞみの園)【知的障害者】対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利用者含含される毒・支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額 (国基準額がら利用者負担額を除いた額(国連負担金(2.5/10) ・児費負担金(2.5/10) ・児費負担金(2.5/10) ・児費・担害を除いた額(国連利力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【内容】 対象事業

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
46	知的障害児者支援費事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	作件実际 中 地域生活援助 (グループホーム) 事業 205,081千円 ホーム数: 40 (市内27、市外13) 延人数: 1,632人(市内1,452人、市外 180人)	功以山山」 30日) 地域生活援助(グルーブホーム)事業 2,744千円 ホーム数:2(町外2) 延人数:24人(町外24人)	海(クループホーム)事業 6,200千円 ホーム数:5(町外5) 延人数:60人(町外60人)	#日代 初山 地域生活援助 (グループホーム) 事業 5,766千円 ホーム数: 4 (町外4) 延人数: 48人 (町外48人)	振撃子中 (延利用日数:146日) 地域生活援助(グループホーム)事業 4,350千円 ホーム数:2(町外1) 延人数:36人(町外12人)	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
47	生活ホーム等設置運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)知的障害者通勤療及び福祉ホーム設置運営・ 要綱、相模原市民間知的障害者福祉ホーム運営費・ 取扱要領、市知的障害者生活ホーム設置等更・ 網、同設置・改修費補助金交付要綱、市精神障害・ 者グループホーム等設置運営費助成要綱他・	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要網・ 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要網・ 町精神障害者グループホーム設置運営費助成要網	精神保健等国庫負担(補助)交付要網· 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要網· 町精神障害者地域生活援助事業運営要網· 町精神障害者地域生活援助事業補助金交付要網·	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要網- 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要網-	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要網・ 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要網・ 社会福祉法人の助成に関する条例
歳出予算額(平成16年度)	132,550千円	3,456千円	6,912千円	1,184千円	1,335千円
歳入予算額(平成16年度)	44,296千円	0千円	6,213千円	0千円	500千円
【事務事業の内容】	【目的】 知的障害者、精神障害者の自活に必要な住宅である「生活ホーム・グルーブホーム・福祉ホーム」の連営費等の助成を行なうことにより障害者の地域での生活を促進する。 【内容】 概要:	【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者 グループホームの設置及び運営費に要する経費へ の補助を実施する。 【内容】 概要: 〈精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) 特定財源:国庫補助金(1/2) 【参考】 平成16年度予算 (グループホーム:1か所(延人数36人) か所数は町内のみ。	【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者 グルーブホームの設置及び運営費に要する経費へ の補助を実施する。 【内容】 概要: 〈精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単面) 特定財源:国庫補助金 1/2 【参考】 平成16年度予算 精神障害者グループホーム 1ヶ所 (延人員72人)	【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者 グループホームの設置及び運営費に要する経費へ の補助を実施する。 【概要: 〈精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単面) 特定財源:国庫補助金(1/2) 【参考】 平成16年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム:1か所(延人数12人)	【目的】 社会福祉法人が行う知的障害者グループ ホームの設置に要する経費への補助及び社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。 【内容】 概要: 〈知的障害者生活ホーム設置費〉・500,000円 特定財源:県補助金(10/10)在宅障害者福祉対策推進事業補助金500千円、特定財源:国庫補助金(1/2) 【精神障害者運管費(人あたり月額)〉・グループホーム95,000円(県基準単価)特定財源:国庫補助金(1/2) 【参考】 平成16年度予算(グループホーム:1か所係神障害者グループホーム:1か所(延人数24人)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
48	生活ホーム等家賃助成事業 41		A協議会 B幹事会 C専門部会	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	相模原市市知的障害者生活ホーム等家賃助成事業· 補助金交付要綱	町精神障害者グループホーム家賃助成事業補助金· 交付要綱	津久井町精神障害者地域生活援助事業補助金交付· 要綱			
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	40,532千円	315千円	228千円		35千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	該当なし	【目的】	
(争の事業の内分)	生活が一ム及びグルーブホームの市民利用者の 家賃を助成することにより、経済的負担を軽減 し、地域での自律した生活を支援する。 【内容】 補助金文付対象:生活ホーム、グループホームの運営主体 補助対象経費:家賃(管理費、共益費、消費税を含む)とし、入居者が負担する分に充てる。 補助率 (月額家賃(限度額240,000円)×1/2×(市民利居者数・生活保護登給者数/定員数)+生活保護性密投入た額×対2条(000円)を超えた領域受給者数/定員数、100円のを超えた負担については、その差額を市単で家賃助成している。 【参考】 平成16年度予算・施設数:46か所・市民利用者数:199人・生活保護受給者数:30人・定員:226人	精神障害者グループホームの入居者の家賃に対して助成を行うごとにより、経済的負担を軽減するとともに、精神障害者が地域で自立した生活を実現できるように支援する。 【内容】 ・ 補助金交付対象:精神障害者グループホームの運営主体 ・ 補助対象経費:家賃(管理費、共益費、消費税を含む)とし、入居者が負担する分に充てる。 ・ 補助率 (月額家賃(限度額100,000円)×1/2×(町民利用者数/定員数)×月数生活保護受給者も家賃助成している。 【参考】 ・ 施設数:1か所・町民利用者数:3人(延36人)・定員:4人(延48人)	プループホームの入居者が集会室として利用するための家屋の運営費を補助することにより、 悠済的負担を軽減し、地域での自律した生活を 支援する。 【内容】 補助金交付対象:グループホームの運営 主体 補助対象経費: 共通ルームとして使用する 家屋に係る賃借料 補助簡 38,000円(家賃)×12ヶ月×1/2 = 228,000円 (252,000円限度) 【参考】 平成16年度予算 ・施設数:1か所		精神障害者グループホームの入居者の家賃に対して助成を行うことにより、経済が地域で自立した生活を実現できるようできる。 【内容】 補助金交付対象:精神障害者グループホームの運営主体 補助対象経費:家賃(管理費、共益費、消費税を含む)とし、入居者が負担する分に充てる。 補助事 (月額家賃(限度額100,000円)×1/2×(町民利用者数/定員数)×月数生活保護受給者も家賃助成している。 【参考】 ・町民利用者数:2人	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
49	更生施設等通園・通所者交	通費助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害者施設通所交通費助成金支給要網	城山町精神障害者地域作業所及び精神障害者小規 模通所授産施設交通費助成要綱	(町単)津久井町障害者地域作業所通所交通費・助成要網・ (町単)津久井町精神障害者地域作業所通所・ 交通費助成要網	相模湖町精神障害者地域作業所交通費助成要網	(町単)藤野町障害者等共同作業所たんは ぼの家通所交通費助成要綱 (町単)藤野町精神障害者地域作業所通所 交通費助成要綱
歳出予算額(平成16年度)	48.975千円	545千円	2,430千円	324千円	656千円
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。 【内容】 対象者:施設等に通所している身体障害者・知的障害者・精神障害者(主:地域作業所・活動センター・第三陽光園・たんぼぼの家・虹の家・コシナンテ・第1松が丘園・郷2松が丘園・対象経費・居所から施設等への通所に要する交通費(パス及び鉄道の当該区間の運賃)補助率:1/2 算出方法:通所日数×往復交通費×1/2 定期乗車券の額×1/2 障害者システム:障害者のサービス利用状況を多子人化【参考】 平成16年度予算・助成対象者:実人員886人・遅べ通所者数:9,801人・1人当り1か月平均交通費:4,997円	【目的】 在宅精神障害者が精神障害者地域作業所及び精神障害者小規模通所授産施設に通所するための交通費を全額助成することにより、経済的負担を軽減する。 【内容】 対象者・郡内の施設等(やまのべ館・かわせみの家)に通所している精神障害者。 生活保護対象者(交通費扶助対象者)及び障害者手帳割引対象者は除く。対象経費・居所から施設等への通所に要する交通費。(パス及び鉄道の当該区間の運賃)補助率:100%(全額)等出方法:通所日数×往復交通費 【参考】 平成16年度予算・助成対象者:案人員7人・延べ通所者数:84人・1人当り1か月平均交通費:6,488円	【目的】 障害者が郡内の地域作業所に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。 【内容】 対象者:	【目的】 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。 【内容】 対象者:施設等に通所している精神障害者(主:地域作業所・やまのべ館・かわせみの家) 対象経費:居所から施設等への通所に要する交通費(パス及び鉄道の当該区間の運賃)補助率:全額 算出方法:通所日数×往復交通費 3】 平成16年度予算・助成対象者:実人員9人・延べ通所者数:2,268人・1人当り1か月平均交通費:11,993円	【目的】 陶書者が町内(精神障害者のみ郡内)の地域作業所に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減すする。 【内容】 対象者: 町内に住所を有する障害者(共同を所述のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	義ランク		
50	施設入所医療費等経費	T	A協議会 B幹事会 C専門部会	1		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要網・施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要網・	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要網・	(国) 障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者-施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要網(果)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要網-	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要網(果)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要網・	(国) 障害児施設措置費国庫負担金及び知的 障害者- 施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交 付要網- (県)知的障害者施設訓練等補助金事業交 付要網-	
歳出予算額(平成16年度)	34,326千円	2,178千円	1,440千円	511千円	468千円	
歳入予算額(平成16年度)	16,117千円	1,595千円	1,080千円	360千円	351千円	
【事務事業の内容】	【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者人所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を市が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの (市単独事業:中核市移行事務) 十受病院に入所しているものに対して、入所にかかる費用を負担するもの 【内容】 対象者:知的障害者入所施設に入所している者 対象経費:医療費の自己負担分 十受病院入所に係る費用 (@49,610円/月) 特定財源:知策費負担金 16,117千円 障害者システム・障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 医療費審查事務件数 平成16年 7326件 医療費延べ件数 平成16年 7326件 中受病院加算(市単) 平成16年 24件	【目的】 (国庫負担事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を可が措置することにより入所者の福祉の向上を図るもの 【内容】 対象者:知的障害者入所施設に入所している者 特定財源:国庫負担金(5/10) 1,063千円 、費負担金(2.5/10) 532千円 【参考】 医療費審査事務件数 平成16年 450件 医療費延べ件数 平成16年 450件	【目的】 (国県補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を可が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの 【内容】 対象者: 知的障害者入所施設に入所している者対象経費:医療費の自己負担分特定財源: 国庫負担金(5/10) 720千円 県費負担金(1/4) 360千円 【参考】 平成16年度予算 ・医療費運件数 400件 ・医療費審查事務手数料 400件 68千円 ・施設入所者医療費 1,440千円 平成15年度実績 ・実績延件数 368件 ・医療費審查事務手数料 368件 ・医療費所者医療費 1,412千円 知的障害者事務の事務委譲に伴い、平成15年度より実施	【目的】 (国県補助事業) 知的障害者人所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を可が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの 【内容】 対象者: 知的障害者人所施設に入所している者対象経費:医療費の自己負担分特定財源: 国庫負担金(5/10) 240千円 県費負担金(1/4) 120千円 【参考】 ・医療費延件数 ・14件×12ヶ月=168件 ・医療費延件数 ・168件 31千円 ・施設入所者医療費 ・400千円×12ヶ月=480千円	(目的) (国県補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者 に対し、受診券の発行を行い、医療費の 自己負担分を町が負担することにより入 所者の福祉の向上を図るもの 【内容】 対象者:知的障害者人所施設に入所している者 対象経費:国庫負担金(5/10)234千円 県費負担金(1/4)117千円 【参考】 平成16年度予算 ・医療費延件数 15件×12ヶ月=180件 ・医療費選半数料 180件 21千円 ・施設入所者医療費 39千円×12ヶ月=468千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
51	健康診断料助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市在宅福祉サービス健康診断料助成要網					
歳出予算額(平成16年度)	51千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 在宅の低所得世帯の障害者が、福祉施設に一時入所する際に必要となる健康診断書の取得に要する費用を励成し、経済的負担の軽減を図る。 【内容】 対象者:世帯の生計中心者の前年度市民が、非課税または均等割りのみ課税の世帯であって、止むを得ない事由により支援費の支給を受けることが著しく困難な者。 対象経費・診断者作成に必要な診察及び検査に要する費用、ならびに文書代。 障害者シス化 【参考】 平成16年度予算・助成件数:3件	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
52	障害者福祉的就労協力事業	:6.将尚事举	A協議会 B幹事会 C専門部会		
32	焊舌甘惟仙以机力 加力 妻亲	·川类咖啡未 	7、励哦云 5针事公 5寸 100公		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	相模原市障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実 施要綱	城山町障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実 施要綱			藤野町障害者福祉的就労協力事業所奨励事 業実施要網
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	9,390千円	90千円			360千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	【目的】 陶書者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。 【内容】 対象者:一般就労が困難な知的障害者(最低賃金が適用されない者) 事業主体:市長が指定する協力事労所 奨励金:対象者1人あたり30,000円所 (協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。) 【参考】 平成16年度予算 ・対象事業所数:23事業所 (対象者28人 延べ人数313人)	【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。 【内容】 対象者:一般就労が困難な知的障害者(最低賃金が適用されない者) 事業主体:市町村長が指定する協力男所 奨励金:対象者1人あたり30,000円月 (協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。) 【参考】 平成16年度予算 ・対象事業所数:1事業所 (対象者1人 延べ人数3人)	該当なし	該当なし	【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力 の向上を図るため、福祉的就労に協力する 事業所に助成する。 【内容】 対象者:一般就労が困難な知的障害者 (最低資金が適用されない者) 事業主体:市町村長が指定する協力事業所 奨励金:対象者1人あたり30,000円/月 (協力事業所に対し、対象者への指導 などの経費として支給する。) 【参考】 平成16年度予算 ・対象事業所数:1事業所 (対象者1人 延べ人数12人)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
53	障害者地域作業所等健康診	斯車業は助 今	A協議会 B幹事会 C専門部会		
ეა	俾古白地域下耒州寺健康 移	划争未伸 功立			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	相模原市地域作業所等健康診断事業実施要網				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	2,444千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 地域作業所等の通所者及び職員の疾病の早期発 見や健康の増進を図る。 【内容】 地域作業所等連絡協議会が毎年実施している健康診断受診薬 受診料の実費(一人当たり限度額6,000円) 補助率 2/3 【参考】 平成16年度予算・施設数56か所、対象人数611人	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
54	障害者一時ケア事業補助金 A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課 相模原市市在宅障害者一時ケア事業補助金交付要・ ⁴⁸⁸	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	m-					
歳出予算額(平成16年度)	27 539千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 「関書児者の保護者や家族等が地域活動、適院及び休養等のために、家庭内での介護が固難となった場合に、障害児者を一時的に介護する「障害者一時ケア事業」を実施する団体に補助金を交付することにより、障害児者をいいる家庭を援護する。 【内容】 事業実施施設 ・一時ケアもみの木ホーム(デイケア) 連営主体(社)市手をつなぐ育かの会一時ケアもみの木ホーム(デイケア) 連営主体(社)市手をつなゲートの会会のもあれるルデイホーム(デイケア) 連営主体(福)市社会福祉分協議会へルピングハンズ(デイケア) ・運営主体(福)すずらんの会際書者システム・に障害者のサービス利用状況を考え、 ・対象施設・4施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし 平成17年度 事業検討	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
56	障害福祉施設運営費補助金		Midi議会 B幹事会 C専門部会		
50		1		1	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	相模原市障害福祉施設運営費補助金交付要綱				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	231,082千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県内の障害福祉施設の自主的で柔軟な施設運営を促し、福祉サービスの維持向上及び地域間の均衡を図る。 【内容】 民間障害福祉施設の自主的で柔軟な施設経営を促進し、サービス水準の維持・向上を目的に、社会福祉条例が設置する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。 対象:相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県内の障害福祉施設(人件費等の経費について補助) 「参考】 平成16年度補助対象数・知的障害者が遺所・入所・10時障害者授産施設等53施設・身体障害者授産施設等53施設利用者665名障害福祉施設運営費補助金231,082千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
		今供入偿温会活助事 类				
57	知的障害者援護施設建設資	立旧八 <u>俱</u> 退立開助争耒	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市知的障害者援護施設整備に係る市有地の・ 貸付け及び建設費補助等助成要綱					
歳出予算額(平成16年度)	30,384千円					
歳入予算額(平成16年度)						
「本成10年度 本成10年度 本務事業の内容 本務事業の内容 本務事業の内容 本稿 本稿 本稿 本稿 本稿 本稿 本稿 本	【目的】 社会福祉法人が知的障害者の援護施設の建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」、 「県社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。 【内容】 〈平成16年度着工分以降〉 借入償還金(元金)の3/4を補助金として交付する。 元金:市3/4、法人1/4 利子:市3/4、法人1/4 平成15年度着工案件に限り(中核市移行時)元金:市4/4 利子:市3/4 平成15年度着工字 (中核市移行時)元金:県3/4、市1/4 利子:県3/4、活人1/4 平成12年度以前着工分元金:県3/4、市1/4 利子:県3/4、市1/4 利子:県3/4、市1/4 利子:県社協4/4 【参考】 補助金交付先:12か所	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い			保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
58	社会福祉事業団経費					
30		1				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・ 相模原市障害者支援センター条例					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	143,403千円					
歳入予算額(平成16年度)	13,794千円					
【事務事業の内容】	【目的】就労済的自立の促進や障害者という体障害者の社会的、経済的自立の促進や障害者と対域作業所等を行う。 【内容】障害者支援センター松が丘園の運営を「相模原市門(公益等業)>障害者施設支援事業 」に委託 〈支援部門(公益等業)>障害者施設支援事業 地域で生活する障害者の活動の場として大きな役割を実たしている地域作業所等に対して大き動の支援を行う。障害者統労預難な障害者の試労を推進するため、地域就労援助センター事業を要解してもいる地域就労援助センター事業を必要を表しての知的障害者が地域で自立した生活が営めるような関係を指述で自立した生活が営めるような関係を指述で自立を表している場合が地域で自動を表している場合の解決方法につい重要な役割が期待されている会解に対して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表し、表して、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
59	障害児検討委員会運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害児検討委員会運営要網			児童福祉法・ 相模湖町心身障害児通園事業パンダこあら教室運・ 営規定・ 相模湖町児童虐待防止ネットワーク運営要綱 等	児童福祉法 藤野町心身障害児生活訓練会実施要綱
歳出予算額(平成16年度)	1,122千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 関書児の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を統合的に調整し、円滑かつ効率的な保健福祉サービスの提供を図る。 【内容】 「内容】 「関書児検討委員会での具体的な協議事項保育園、幼稚園での障害児保育(統合保育)の対象、非対象についての協議等 【参考】 「検討委員会委員 医師 3名 歯科医 1名 学調経験者 1名 児童相談所 1名 私立保育園長 1名 私立保知園長 1名 市職員 6名 平成15年度協議対象児:84名検討委員会開催回数:4-5回/年	該当なし	該当なし 「検討委員会」は立ち上げず、児童福祉課内や保育所などの関係機関と連絡を取り合っている。	検対委員会ではないが、相模湖町心身障害児通 事業ケースカンファレンスを実施 【自的】及び障情緒的な問題が懸念される児童、教育上配慮に の必要な児童、情緒的な問題が懸念される児童に 関して、適切な療育体もと、その処遇や支援体制が作られるの 構築を図ることを目的とする。 【内容】 スカンファレンスでの具体的な協議事項 ・児童ぼ機関のシースを側 ・児童に機関のレンスを加関係機関 相模原児童術制度を受け、ビリテーとの 県立途合リハビリテーションセンター七沢学園 地域担当 県立津久井やまゆり園 地域理・指導員 県立津久井やまゆり園地域理・指導員 県立津久井巻護指導目 野が食事業業積機関健師 町子を自要を発しているケースに が表別のである。 第19年のでは 第29年のでは 第29年のでは 第29年のでは 第29年のでは 第39年のでは 第49年のでは 第59年ので 第59年ので 第59年ので 第59年ので 第	該当なし 検討委員会は立ち上げておらず、関係部 署と連絡を取り合っている。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
60	障害者福祉計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	0千円	障害者基本法 3,138千円	障害者基本法 0千円	1,656千円	障害者基本法 0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【策定年月】 平成10年3月(基本計画、前期実施計画) 平成14年3月(中期実施計画) 平成14年3月(中期実施計画) 「計画期間】 平成10年度 ― 平成22年度 基本計画:具体的な方策を示すもの。 実施計画:具体的な方策を示すもの。 (前期)平成10年度 ― 14年度(中期)平成15年度 ― 18年度(中期)平成19年度 ― 22年度 【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもとと。る社会の実現をめている。 「韓祖・教育・するできる。 全会の実現をめている。「韓書を関るにある」が、計画のある。 などの諸論を踏まえ、『障害者を図る。 計画を策定した。 【参考】 一字のスケジュール(概要) ・平成21~22年度:基本計画の見直し	【策定年月】 平成16年12月 【計画間】 平成16年度 - 平成22年度 基本的方向電子で、10年度 - 22年度 施策の基本計画・デ示すもの。 推進計画・平成16年度 - 22年度 具体的な方策を - 22年度 具体的な方策を - 22年度 具体的な方策を - 22年度 見体的な方策を - 22年度 見体的な方策を - 22年度 表示のようにも連続して、	【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現を放策相互が連携し、障害者を開する施策の総合的のかけるとの情報を関する。 「障害者をおいます。」 「関本の総合的のな推進を図るため、町が総合計画を踏ま目指す。 【策定スケジュール】 「平成16年度) 策定委員会設置、第1回第定委員会、第1回部会開催 《平成16年度》・基礎数値を把握するためのアンケート調査の実施。 ・策定委員会及び部会の開催 ・「障害福祉計画」策定及び公表 【参考】 今後のスケジュール(概要)・策定期間 平成17~22年度(予定)	【新三年月】 平成16年7月 【計画期間】 平成16年度~平成20年度(本計画) 【策定の趣旨】 「ノーマラン」と「リハビリテーション」の理念のある人もない。 「でリーでともに生きる社会づくりを進るまたが、相模湖町総構画」を管まえ、降雪者を主体とした施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 【参考】 今後のスケジュール(概要) ・平成18~22年度(見直し)	【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、 障害のある方々が、安心して快適に生活育され、保健・教育に をおきない。 「

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
61	身体障害者福祉法に規定す	る高店設置に係る協議等	A協議会 B幹事会 C専門部会		
O I					1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【内容】 身体障害者福祉法第22条に基づき、身体障害者 から公共的施設内に売店設置の申請があった場合 に協議を図る。 売店設置数:3か所 設置者 相模原市障害児者福祉団体連絡協議 会	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
63	指定居宅支援事業者、指定	施設等の指定	Mic			
03						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の4、知的障害者福祉 法第15条の5及び児童福祉法第21条の10に基づく 指定居宅支援事業者の指定 身体障害者福祉法第 17条の10及び知的障害者福祉法第15条の11に基づ く指定施設の指定 市規則に基づく基準該当居宅 支援事業者の登録					
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
64	障害者支援センターの管理	運	A協議会 B幹事会 C専門部会			
04		1		1	T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	相模原市立障害者支援センター条例・ 相模原市立障害者支援センター条例施行規則					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	14,673千円					
歳入予算額(平成16年度)	49千円					
【事務事業の内容】	【目的・内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
65	けやき体育館の管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市立けやき体育館条例・ 相模原市立けやき体育館条例施行規則					
歳出予算額(平成16年度) 歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的・内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
66	市立身体障害者デイサービ	フセンターの管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会		
00	10 立分体障害有ノイリーし	人ピンターの自住連合	AI励俄云 D针事云 (号) Jip 云		T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第18条第1項第2号・ 相模原市立身体障害者デイサービス・ センター条例				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)					
『事務事業の内容』	【設置目的】 在宅身体障害者及びその介護を行なう者に対し、通所による機能訓練、創作的活動、介護方法の指導等のサービスを提供することによって、身体障害者の自立と社会参加を促進し、福祉の増進に寄与るため。 「施設の概要」とでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
67	進行性筋萎縮症療養給付		A協議会 B幹事会 C専門部会			
07	進1」注册安紹征原食和刊	T		T	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(国)進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要網 身体障害者保護費負担(補助)金交付要網		(国)進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱- 身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱- 津久井町進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱			
歳出予算額(平成16年度)	4,487千円		0千円			
歳入予算額(平成16年度)	2,243千円		0千円			
【事務事業の内容】	【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。 【内容】 事業内容:医療機関に収容もしくは通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を行う。実施方法:国立療養所箱根病院に委託対象者:身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に長期間を置る者(18歳未満の者については、児童福祉法を3。)給付内容:医療費及び日用品費、期末一時扶助費等費用負担基準(世帯の前年の所得税額によって23区分)により自己負担あり特定財源:国庫署者不上、障害者システム:障害者のサービス利用状況をシステム化(参考】 平成16年度予算・入所変月(人)数:12	該当なし	【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。 【内容】 事業内容:医療機関に収容もしくは通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を行う。 実施方法:国体障害者所領の交付を受けている。 る18歳十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
68	障害者地域作業所指導監査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	地方自治法第221条第2項・ 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則・ 相模原市地域作業所等指導監査指針				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)					
『事務事業の内容』	【目的】 相模原市障害者地域作業所補助金交付要網等に 基づく地域作業所等への運営費補助金での運営 の適正化を指導することで、利用者の処遇向上を 図る。 【内容】 対象団体: 下記の施設を運営する補助金交付 団体 ・障害者地域活動センター ・障害者を地域作業所 ・生活ホーム・グループホーム ・ケア付住宅 指導監査概要: 事業の実施に使用する施設の 設備等の理地施設監査を含む、補助金交付に係 る帳簿のの理地施設監査を含む、補助金交付に係 る帳簿の書面監査とする。 【参考】 指導監査対象団体 ・障害者地域活動センター ・在宅障害者家庭内作業所 ・生活ホーム・グループホーム 42か所 ・ケア付住宅 4か所 ・障害者小規模通所授産施設 1か所	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名			協議ランク		
69	支援費制度における指定事	坐 字,旋凯竿 也道 卧杰	A協議会 B幹事会 C専門部会			
09	又扱貝剛反にのける拍比争	未有 · 心故守拍导益且				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の21、28- 知的障害者福祉法第15条の21、28- 児童福祉法第21条の21					
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 支援費制度における指定居宅支援事業者、指定施設及び基準該当居宅支援事業者に対し、支援内容、支援費の事業の確保及び支援費請求の適正とにより、支援内容の質の確保及び支援費請求の適正化を図る。 【内容】 指導監査の対象 〈居宅支援>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
8	高齢者入所判定委員会運営	車衆				
0	同取有八川刊足安貝云连吕	丁未 	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	 相模原市高齢者入所判定委員会要綱 		津久井町高齢者サービス供給部会設置要網	相模湖町福祉サービス検討部会設置要綱		
歳出予算額(平成16年度)			90千円	60千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円	0千円		
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】	該当なし	【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済 的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護 老人ホームへ入所措置が最も適切なものとして行 われるよう、高齢者サービス供給部会において、 措置の要否を総合的に判定する。 - 委員構成 = 町医師会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会職員、津久井保健福祉事務所職員、町職員 【開催状況(平成15年度)】 なし 【平成16年度予算】 委員謝礼@ 5,000×9人×2回=90,000円	【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済 的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護 老人ホームへ入所措置が最も適切なものとして行 われるよう、入所判定委員会において、措置の要 否を総合的に判定する。 = 委員構成 = 町医師会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、津久井保健福祉事務所職員、町保健師 【開催状況(平成16年度より開催)】 【平成16年度予算】 入所判定委員会 医師謝礼@10,000円×3人=30,000円 委員謝礼@5,000×6人=30,000円	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	高齢者保健福祉計画推進事	業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・老人福祉法第20条の8・ ・老人保健法第46条の18・ ・介護保険法第117条	・老人福祉法第20条の8・ ・老人保健法第46条の18・ ・介護保険法第117条・			・老人福祉法第20条の8 ・老人保健法第46条の18 ・介護保険法第117条
歳出予算額(平成16年度)	10,195千円		-	1,656千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)				0千円	0千円
【事務事業の内容】	【事業目的】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理 (2) 年成16年度事業内容】 高齢者保健福祉推進会議(計画の連行管理 (2) 4 日本 (2) 1 日本 (3) 1 日本 (4) 1 日本 (5)	該当なし 見直し・策定については、平成17年度行うため、平成15・16年度は事業執行はありません。 平成17年度予算(新規事業計画書より) 4,466千円 (介護保険事業計画で再掲)	該当なし *平成17年度に計画の見直しに係る事業を予定。	平成14、15年度で保健福祉総合計画(仮称)策定 【高齢者保健福祉計画】 【7章 支援計画】 【建康さがみこ21】 【介護保険事業計画】策定済 平成16年度で印刷製本の実施(委託) 【平成16年度予算】 委託料 1,656千円	(事業目的) 「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理、 次期計画(3年ごとに行われる計画の見直し)の適切かつ円滑な策定。 【事業内容】 藤野町保健福祉推進委員会 1回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 部会 3回 【事業費内訳】 地域福祉課、3-17、地域福祉計画策定事業に計上

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	高齢者大学運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	 相模原市高齢者大学設置運営要綱・ あじさい大学開催要項 			・相模湖町高齢者の生きがいと健康づくり企画推・ 進会議運営要網・	
歳出予算額(平成16年度)	27,509千円	0千円	0千円	85千円	
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	事業目的] 高齢者の方々が、心身ともに健康で生きがいと 意びに満ちた生活を送るために、学習活動を通じて仲間づくりを図りつつ、知識と技能の習得を図る。 平成16年度事業内容] 学科数:4学部29学科 芸術学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし <参考> 可民の生涯学習の場として「しろやま町民大学」 シニア講座を実施している。 教育委員会生涯学習課において所管している。	該当なし <参考> 生涯を通じた町民の学習の場として「津久井町民大学」。グリーンカレッジつくい。を実施、教育委員会において所管しています。	【事業目的】 高齢者が充実した生活を創造するため学習活動 を通じて生きがいと社会参加することを目的とす る。 平成16年度事業内容】 学部数 3学部 教養学部 園芸学部 保健体育部 定員 180人 【平成15年度実績】 3学部 定員 180人 変施回数 41回 事業費決算額 614千円 【平成16年度予算】 調師謝礼 35千円 その他 50千円	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
11	生きがい農園運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名 根拠法令等 歳出予算額(平成16年度) 歳入予算額(平成16年度) 【事務事業の内容】	高齢者福祉課 ・相模原市生きがい農園設置及び運営要網 1,600千円 の千円 【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。 【事業内容】 相模原市市民農園運営協議会に対し、生きがい農園に関する運営費用の助成を行う。 ・生きがい農園の概要・・農園数 21農園 958区画)H16.4現在	城山町高齢者福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	健康福祉課 26千円 19千円 【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。 【事業内容】 津久井町老人クラブ連合会に生きがい農園に関する運営を委託して実施。 = 生きがい農園の概要 = ・耕作面積、2,000㎡ ・耕作期間 4月から翌年の3月まで1年間	健康福祉課態	藤野町」健康福祉課態当なし		
	 耕作面積 1人1区画 10㎡ 耕作期間 4月から翌々年の1月までの22ヶ月 耕作地については、地権者から無償で6年間の使用貸借契約で借り上げ。 【対象】 60歳以上の市民 【平成16年度予算】 生きがい農園運営費補助金 1,600千円 		*耕作地: 津久井町借上 * その他: 農業用倉庫に対する損害保険に加入 【対象】 老人クラブ会員等高齢者 【平成16年度予算】 生きがい農園運営費 26千円 特定財源 県補助金 19千円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	高齢者交流事業 A協議会 B幹事会 C専門部会				
12	同取日又川尹未	T			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	· 相模原市高齢者交流事業実施要網				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	6,628千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	市内の公衆浴場を利用して親湯会を開催し、高 齢者の仲間づくりと健康づくりを進めるとともに 相互の交流と親睦を深め、高齢者福祉の向上を図 る。		*高齢者交流については、町老人クラブ連合会主 催により実施。		
	【事業内容】 実施日…前期(7-9月)後期(11-1月)の平日 祝日及び12月27日から1月7日を 除く 利用回数…月4回まで 利用方法…市に登録し利用券発行 利用者負担…100円 実施施設…市内11浴場				
	【対象】 65歳以上の市民				
	【過去の利用実績】 (延べ人数) 平成13年度 16,584人 平成14年度 36,727人 平成15年度 24,499人				
	【平成16年度予算】 協力謝礼 6,591千円 利用券用紙 37千円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	シルバー人材センター育成	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		高齢者の雇用の安定等に関する法律・		相模湖町福祉活動費補助金交付要網	
歳出予算額(平成16年度)	129,258千円	5,815千円	6,965千円	4,945千円	
歳入予算額(平成16年度)	32,920千円	1,800千円	1,800千円	1,800千円	
(本成り中度) 【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする(社)相模原市シルバー人材センター育成のための助成を行う。 【平成16年度予算】	【事業目的・内容】 高齢者の短期的就業機会の確保と就業に伴う生きがいづくりの機会の提供を目的とする城山町生きがい事業団の運営のための補助を行う。 【平成16年度予算】 運営費師金 5,800千円 その他(県シルバー人材センター負担金) 15千円 特定財源 県補助金 1,800千円	「、800千日 「事業目的・内容」 「高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする津久井町生きがい事業団育成のための助成を行う。 【平成16年度予算】 運営費補助金 6,950千円 その他(県シルバー人材センター負担金) 15千円 特定財源 県補助金 1,800千円	【事業・目的】 高齢者が知識・経験・技能を生かし相互の協力 のもと、生きがいを見出し、相互の交流を深める ため相模湖町生きがい事業団に助成を行う。 【平成16年度予算】 運営費補助金 4,945千円 その他(県シルパ・人材センタ・負担金) 15千円 特定財源 県補助金 1,800千円	該当なし

ブ連合会運営費補助金交付要・ と仲間づくりを目的に設立さして活動の一層の充実を図る を行う。		専門部会名 保健福祉部会 協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会 津久井町 健康福祉課 津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則 2,473千円 1,133千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、連営費の補助を行う。	相模湖町 健康福祉課 ・相模湖町福祉活動費補助金交付要網 894千円 567千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目 的として活動している老人クラブに対して活動の 一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	藤野町
が補助金 目模原市 ブ連合会運営費補助金交付要・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	高齢者福祉課 ・城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関す・る規則・ 913千円 485千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、連営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会 津久井町 健康福祉課 津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則 2,473千円 1,133千円 (事業目的・内容) 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。	健康福祉課 ・相模湖町福祉活動費補助金交付要網 894千円 567千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目的として活動している老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	健康福祉課
日模原市 「連合会運営費補助金交付要・ と仲間づくりを目的に設立さして活動の一層の充実を図るを行う。	高齢者福祉課 ・城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関す・る規則・ 913千円 485千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、連営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	A協議会 B幹事会 C専門部会 津久井町 健康福祉課 津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則 2,473千円 1,133千円 [事業目的・内容] 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。	健康福祉課 ・相模湖町福祉活動費補助金交付要網 894千円 567千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目的として活動している老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	健康福祉課
ブ連合会運営費補助金交付要・ と仲間づくりを目的に設立さして活動の一層の充実を図るを行う。 象クラブ数】	高齢者福祉課 ・城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関す・る規則・ 913千円 485千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、連営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	健康福祉課 津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則 2,473千円 1,133千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。	健康福祉課 ・相模湖町福祉活動費補助金交付要網 894千円 567千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目的として活動している老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	健康福祉課
ブ連合会運営費補助金交付要・ と仲間づくりを目的に設立さして活動の一層の充実を図るを行う。 象クラブ数】	・城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関す・る規則・ 913千円 485千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行うを入クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則 2,473千円 1,133千円 (事業目的・内容) 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。	・相模湖町福祉活動費補助金交付要網 894千円 567千円 【事業者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目 的として活動している老人クラブに対して活動の 一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	
と仲間づくりを目的に設立さ して活動の一層の充実を図る を行う。 象クラブ数】 222クラブ	485千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向 上、また老後の教養を深めるための事業を行う老 人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費 の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	1,133千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。	567千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目的として活動している老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	該当なし
と仲間づくりを目的に設立さ して活動の一層の充実を図る を行う。 象クラブ数】 222クラブ	485千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向 上、また老後の教養を深めるための事業を行う老 人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費 の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	1,133千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。	567千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目的として活動している老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	該当なし
と仲間づくりを目的に設立さ して活動の一層の充実を図る を行う。 象クラブ数】 222クラブ	485千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向 上、また老後の教養を深めるための事業を行う老 人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費 の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	1,133千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。	567千円 【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目的として活動している老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	該当なし
と仲間づくりを目的に設立さ して活動の一層の充実を図る を行う。 象クラブ数】 222クラブ	【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向 上、また老後の教養を深めるための事業を行う老 人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費 の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向 上、また老後の教養を深めるための事業を行う老 人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費 の補助を行う。	【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目 的として活動している老人クラブに対して活動の 一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】	該当なし
23,181千円 3,667千円	適正クラブ 13(連合会 1 団体含む) 12	 【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 35(連合会 1 団体含む) 単位地区クラブ 34 【平成16年度予算】 運営費補助金 2,473千円 特定財源 県費補助金 1,133千円 	適正クラブ 16(連合会 1 団体含む) 単位地区クラブ 15 小規模クラブ 1 【平成16年度予算】 連営費補助金 894千円 特定財源 県費補助金 567千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
15	老人いこいの家の維持管理			A協議会 B幹事会 C専門部会		
10	七八いこいの家の無行官は	T				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	総務課	健康福祉課	
	・相模原市立老人いこいの家条例			相模湖町立集会施設等の設置及び管理に関する条・ 例		
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	775千円			37千円		
歳入予算額(平成16年度)				0千円		
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 高齢者が相互の親睦、レクリェーション、老人クラブ活動を行う場を提供し、相互の交流と高齢者福祉の向上を図る。 【施設概要】 開設…昭和50年2月 所在地…相模大野8-9-5 規模…敷地面積186.88㎡ 床面積122.55㎡ 和室2室 利用時間…午前9時~午後4時 休所日…日曜 祝日、年末年始管理…(社)相模原市シルパー人材センターへ委託 【平成16年度予算】管理委託料 500千円 光熱水費 119千円 その他 156千円	該当なし	該当なし	【施設概要】 開設…昭和60年3月 所在地…相模湖町千木良363-2 規模…敷地面積211.63㎡ 床面積97.50㎡ 管理…赤馬自治会へ委託 地域集会所として、他の地域集会所と一括して「町立集会施設の設置及び管理に関する条例」を設置条例としている。管理委託については、団体を特定してこれを認めており、委託契約の中で管理補助金として年額20,000円を交付するものとしている。	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	福祉施策紹介冊子作成事業	化施策紹介冊子作成事業 A協議会 B幹事会 C専門部会			
				1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	665千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりや すく簡単に紹介するため、介護保険、保健、医療、年金、税金などの制度、事業等を全般的に掲載した冊子を発行する。 また、取成13年度から、高齢者一般福祉施策 の紹介パンフレットをあわせて作成している。 平成16年度発行部数(予定)・冊子7、000部 ・パンフレット15、000部 【平成16年度予算】 福祉施策紹介冊子印刷製本費 665千円 (パンフレットは、庁内印刷対応)	【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりや すく簡単に紹介するため、介護保険、検診、老人 医療など事業を掲載した冊子を発行する。 【平成16年度発行部数】 500部	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	敬老会開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・「敬老の日」を中心とする行事について(国老・ 人福祉課長通知)・ ・相模原市敬老会実施要領	・「敬老の日」を中心とする行事について(国老・ 人福祉課長通知)・ ・城山町敬老のつどい実施要綱		・「敬老の日」を中心とする行事について(国老・ 人福祉課長通知)・	
歳出予算額(平成16年度)	16,820千円	1,967千円	410千円	423千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	651千円	410千円	0千円	
【事務事業の内容】	【事業目的】 対象の高齢者を送迎バスで招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。 【対象】 9月15日現在77歳と80歳以上で、4月1日から引き続き市内に住んでいる者 【平成16年度事業計画】 期日…9月17日~19日(3日間、5回開催)会場…市民会館ホール内容…式典、演芸 【過去の参加者人数】 平成12年度 4,962人平成13年度 4,962人平成13年度 4,241人平成15年度 4,116人 【平成16年度予算】 会場整理員等謝礼 495千円 演芸等委託料 5,760千円 バス信料 9,765千円 施設使用料 429千円 その他 371千円	「事業目的】 対象の高齢者を招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。 【対象】 9月15日現在75歳以上の者に招待状を送付。表彰は満80歳と長寿夫妻(結婚50・60年で本人申請による) 【呼成16年度事業計画】 期日…9月18日(9月の第3土曜日)会場…可立川尻小学校体育館内容…式典、演芸表彰者には記念品あり来場者には記念品あり来場者には記2年を408人平成13年度408人平成13年度417人平成14年度464人平成15年度375人 【平成16年度予算】報價費(記念品)625千円次、16年度予算】報價費(記念品)625千円次、16年度予算】報價費(記念品)625千円次、16年度予算】報價費(記念品)625千円次、16年円第一年の他(筆耕料) 34千円 県補助金 651千円	福助金等交付事業> 財産区からの原資をもって敬老会運営費を助成する。 【内容】 中野地区敬老会助成金 300千円 三ヶ木地区敬老会助成金 110千円 他地区おいても自治会にて開催。 【対象】 敬老会運営団体 2団体 【平成16年度予算】 補助金 410千円 特定財源 財産区繰出金 410千円	【事業目的】 対象の高齢者を送迎バスで招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。 【対象】 老人クラブ会員若しくは町内に在住の65歳以上の者 【平成16年度事業計画】 期日…9月17日 会場…相模湖交流センター内容…式典、演芸 【過去の参加者人数】 平成13年度 382人 平成14年度 436人 平成15年度 437人 【平成16年度予算】 需用費 291千円 パス僧料 132千円	該当なし各地区自治会において開催。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
18	敬老訪問事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	・「敬老の日」を中心とする行事について(国老・ 人福祉課長通知)	城山町敬老祝品贈呈事業実施要領 城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領	津久井町敬老祝品条例	· 相模湖町敬老金交付金要綱	藤野町敬老祝金品支給条例 藤野町敬老祝金品支給に関する規則	
歳出予算額(平成16年度)	106千円	855千円	0千円	40千円	240千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	1千円	0千円	0千円	0千円	
「事務事業の内容」	【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねぎらう。 【事業内容】 市の幹部職員(原則として市長)が対象者を訪問し、記念品(市長筆耕色紙)を贈呈する。 【過去の事業実績】 平成15年度 対象者数36人 訪問者数10人 中成14年度 対象者数36人 訪問者数 3人 「中成15年度 対象者数21人 訪問者数 3人 「「中成16年度予算」消耗品費(色紙、額等) 99千円印刷製本費(記念写真) 7千円	【事業目的】 高齢者に対し敬老祝品を贈呈することにより、 長寿を祝い、敬老の意を表わすことを目的とする 【事業内容】 ・90歳以上の高齢者 9月中旬に、可見が対象者宅を訪問し贈呈する (カタログギフト) ・100歳高齢者 原則として、誕生日に町長が対象者宅を訪問し贈呈する(希望の品) 【過去の事業実績】 平成15年度 90歳以上 103人 100歳 1人 平成14年度 90歳以上 91人	【事業目的】 質寿を迎える高齢者に対し、敬老祝品を支給し 長寿を祝い、敬老の意を表する。 【事業内容】 ・88歳以上の質寿 誕生月に、町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈する。 (80歳については、民生委員による贈呈)・ 町最高齢者、最長寿夫妻及び町内老人ホーム人 所者に対し敬老の日に、町長が対象者を訪問し、花束を贈呈する。 【対象者】 (1)80歳、88歳、99歳及び100歳を迎える者 (2)年齢に達する日現在で引き続き6月以上居 住し、かつ、住民基本台帳法に基づき住民基 本台帳に登録されている者又は、外国人登録 法に基づき外国人登録原票に登録されている 者。 敬老祝金等支給事業(D-6-19)参照 【祝品】 (1)80歳の者 7,000円相当の品物 (2)8歳成の者 10,000円相当の品物 (2)8歳成の者 13,000円相当の品物 (3)90歳の者 15,000円相当の品物 (4)99歳の者 15,000円相当の品物 (4)99歳の者 25,000円相当の品物 (5)101歳の者 25,000円相当の品物 (7)10年度 94人 平成15年度 94人 平成16年度予算】 報償費(祝品) 1,310千円 消耗品費 5千円	【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねぎらう。 【事業内容】 可長が対象者を訪問し、祝い金を贈呈する。 【過去の事業実績】 平成15年度 対象者数 2人 訪問者数 1人 平成13年度 対象者数 1人 訪問者数 1人 不成13年度 対象者数 1人 訪問者数 1人 報(6年度予算) 報(6年度予算) 報(6年度予算) 報(6年度予算)	(事業日的】 88歳(米寿)及び100歳以上の高齢者に対し、長寿を祝福しもってその家庭の平和と福祉の増進に寄与することを目的とする。 (事業内容】町長が対象者を訪問し、祝金品を贈呈する。88歳・100歳祝金品 【過去の事業実績】平成15年度 88歳 29人 100歳 1人 平成16年度 88歳 23人 100歳 1人	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	敬老祝金等支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市敬老金条例	城山町敬老祝金要綱	津久井町敬老祝品条例	相模湖町敬老金交付金要綱	藤野町敬老祝金品支給条例 藤野町敬老祝金品支給に関する規則
歳出予算額(平成16年度)	54,116千円	3.014千円	1,315千円	230千円	3295千円
歳入予算額(平成16年度)	36千円	0千円	0千円	1千円	
「事務事業の内容」	【事業目的】	(事業目的) 高齢者に対し敬老祝金を支給することにより、 長寿を祝い敬老の意を表わすことを目的とする。 【対象者】 (1)9月15日現在で77歳、88歳、99歳 又は100歳以上である者 (2)9月15日現在で引き続き6月以上本町に 在住しかつ、住民基本台帳法に基づき仕民基本台帳に登録されている者とは、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。 【祝金の額】 (1)77歳の者 15,000円 (2)88歳の者 20,000円 (3)99歳の者 25,000円 (4)100歳以上者 30,000円 【祝金支給実績】 平成14年度 107人 平成15年度 225人 【平成16年度予算】 印刷製本費 4千円 祝い金 3,010千円	【事業目的】	【事業目的】 多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者 に敬愛の意を表しその長寿を祝う。 【事業概要】 祝い金 ・88歳 5,000円 ・99歳 15,000円 ・100歳 20,000円 ・100歳以上 20,000円 ・100歳以上 20,000円 【祝い金支給実績】 平成12年度 98人 平成13年度 76人 平成13年度 108人 平成15年度 91人 【平成16年度予算】 祝い金 特定財源 県委託金 1千円	【事業目的】 多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表しその長寿を祝う。 【事業内容】 祝い金・80歳~89歳 5,000円・90歳~99歳 7,000円・100歳以上 10,000円・100歳以上 10,000円・88歳(米寿) 5,000円相当の品物・100歳・88歳(米寿) 30,000円相当の品物・10時の品物・10時間・10円間・10円間・10円間・10円間・10円間・10円間・10円間・10円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	高齢者能力活用施設運営事	· :坐	A協議会 B幹事会 C専門部会		
20				T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要・綱)				
₩ 壮 & %	m2 /				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1 657千円				
歳入予算額(平成10年度)	374千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
*チッグテボッド3日1	高齢者の能力や技能の活用及び趣味や活動を通 じての社会参加や地域交流を促進するための事業				
	を行う。				
	また、高齢者の短期的な就業の機会を確保し、 組織的に提供する(社)相模原市シルバー人材セ				
	ンターの運営を支援する。				
	【事業内容】				
	講座等の開催				
	健康づくりや介護予防に関する講座等、家 庭でできる軽易な補修技能などの修得を目的				
	とした講習、高齢者の趣味や活動の支援のた				
	め講座等を行う。 施設管理運営委託				
	施設の管理運営について(社)相模原市シ				
	ルバー人材センターへ委託する。				
	【平成16年度予算】 施設賠償責任保険 8千円				
	施設管理運営委託 901千円				
	事業実施委託 748千円 特定財源				
	国庫補助金 374千円				
	<u> </u>		1	1	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
21	れんげの里あらいその管理		A協議会 B幹事会 C専門部会			
21	1000000000000000000000000000000000000	. 進品	AIDM AIDM AIDM AIDM AIDM AIDM AIDM AIDM			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	・相模原市立ふれあいセンター条例・・相模原市立大風センター条例・・相模原市立こどもセンター条例					
歳出予算額(平成16年度)	78,550千円					
歳入予算額(平成16年度)	145千円					
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 れんげの里あらいそ(相模原市立新磯ぶれあいセンター、相模の大風センター、新磯ごどもセンター)の施設管理運営を行う。各施設の事業は書営はそれぞれが別個に行うものとし、施設全名3施設・持管理は、複合による施設の効率性によいでは、(財)相模原市都市整備公社へ委託し、利用料金制度を導入している。管理運営を行うを開き、では、(財)相模原市都市整備公社へ委託し、利用料金制度を導入している。管理運営を行っている。管理では、後期を増加している。管理では、では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	給食サービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要・網)・ ・相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事・ 業実施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ 城山町配食サービス事業実施要綱・	介護予防・地域支え合い事業実施要網・ 津久井町給食サービス事業実施要網	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要・綱)・ ・相模湖町福祉給食サービス事業実施要綱・	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 調) 藤野町給食サービス事業実施要網
歳出予算額(平成16年度)	186,780千円	8,412千円	13,240千円	1,113千円	1,330千円
歳入予算額(平成16年度)	42,085千円	7,076千円	9,405千円	834千円	997千円
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に栄養のパランスのとれた食事を居宅まで届けるサービスを提供することにより、食生活の維持向上を支援するとともに、安否の確認、孤独感の軽減等を図り、生活の自立支援に資する。 【事業内容】 対象1 在宅で直接届ける。 【対象1 在宅で直接届ける。 【対象1 在宅でも100円 (月・火・木・金)以内、夕食を自宅まで直接届ける。 【対象2 在宅でも100円 (月・火・木・金)以内、夕食を自宅までも100円 (100円) (10	【事業目的】 定期的に居宅を訪問し配食サービスを行うことで孤独感の解消及び安る健康管理等を目的とする。 【事業内容】 対象者に昼食週3回(月・火・木)また夕食(金)自宅までボランティアが届けている。 【対象】 町内に居住し、自分で食事の支度をすることが困難であり、かつ、家族等から必要と認められるい状況にあって配食が必要と認められるのに該当おむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者表標等(2)身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である。(3)その他必要と認める者 【実施方法】城山町社会人がわせみ会 【利用者負担】 1食当たり400円 【過去の実績(延配食数)】 平成14年度 7,096食 【平成16年度予算】 委託料 銀12千円 県補助金 3072千円	【事業目的】 食事作りの困難な在宅の一人暮らし高齢者に対して、健康管理するとにより、安全で健康的な生活を支援する。 【事業内容】 1 会食を配食とにより、安全で健康的な生活を支援する。 【事業内容】 1 会食の開催事業(昼食交流会)町内対象者の関係をである。 【事業内ので、会場までの送迎を実施する。 2 配食サービス事業対象・一ビス事業対象・一世ので、会場を自宅までの送迎を実施する。 【対象】町内にあり、が、日本ののの食をではが受けられる。 【対象】の大きので、会場を自己とがの対象がであり、は、一般でで、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	【事業目的】 在宅のひとり暮らしの高齢者等に対して、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否確認を行う。 【事業内容】 対象者に昼食週4回(火・水・木・金)の昼食を自宅まで届けている。 【対象】 町内在住のひとり暮らし老人、老人夫婦世帯のみの世帯等 【実施方法】相模湖町社会福祉協議会へ委託(調理は再委託) 【利用者負担】 1食当たり450円 【過去の実績(延配食数)】 平成14年度 2,362食 平成15年度 2,577食 【平成16年度予算】 事業委託料 1,113千円 特定財源 県補助金 834千円	【事業目的】 食事作りの困難な在宅の一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び障害者等に対して、健康管理、孤独感の解消、安否の確認等を行う。 【事業内容】 対象者に週2回(火・金)昼食を自宅まで届ける。 【対象】 ・一人暮らしの高齢者・高齢者・高齢者・高齢者・高齢者大婦世帯・障害者 【実施方法】 藤野町社会福祉協議会へ委託(調理は再委託) 【利用者負担】 1食当たり 300円 【過去の実績(延配食数)平成14年度 3,960食平成15年度 4,000食 【平成16年度予算) 事業委託料 1,330千円 県費補助金 997千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	ねたきり高齢者等移送サー	ビス利用助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要・網)・ 相模原市ねたきり高齢者等移送サービス利用助・ 成事業実施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網)・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要・ 網)・ ・津久井町移送サービス事業実施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網)・ ・ 相模湖町バンディキャブ(リフト付)運行事業実・ 施要網・ ・	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 悪野町移送サービス事業実施要網
歳出予算額(平成16年度)	1,176千円	7,632千円	25,000千円	1,799千円	3,678千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	4.075千円	10.725千円	1.349千円	2.758千円
【事務事業の内容】	【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、全介助を伴う移送サービスに要する料金の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。 【事業内容】 ねたきり高齢者等が通院等の目的で、外出しようとする時、居室から移送車両までの介助及びストレッチャー対応の車両により目的地までの移送、目的地での引継ぎのサービスの提供に対けて助成する。助成内容市民税非課税世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【事業目的】 家庭において移送することが困難な高齢者及び 重度身体障害者に対して、ハンディキャブ等を利 用して移送を行うことにより、寝たきり高齢者等 の福祉の向上を図る。 【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託して行う。 【対象者】 (1) おおむね60歳以上のものであって床についている状態がおおむね3ヶ月以上経過している者 (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳に交付を受け、そる 着しく歩行が困難な者 (3) 町長が特に認めた者 【利用範囲】、かつ、者しく歩行が困難な者 (3) 町長が特に認めた者 【利用範囲入り、かつ、者しく歩行が困難な者 (3) 町長が特に認めた者 【利用範囲入り、で、者しく歩行が困難な者 (4) 公共機関の手続き (5) 買い物 (4) 公共機関の手続き (5) 買い物 (6) その他町長が認めたとき 【運行範囲】 原則町内及び30キロ以内の近隣市町村町内とは一般で等が主催する事業、会議に参加するとき。 (4) 公共機関の手続き (5) 買い物 (6) その他町長が認めたとき 【運行範囲】 原則町内及び30キロ以内の近隣市町村町内ト道200円 町外15-10キロ末満 片道300円 町外15-20キロ末満 片道400円 町外15-20キロ末満 片道600円 その他 片道700円 【平成16年度予算】 委託料 7.632千円 補助金 3.429千円 相助金 1,196回 平成14年度 1,196回 平成14年度 1,196回	【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャブ等に なる送迎を行い、介護者の負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。 【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託 【対象者】 町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者 (1)身体障のある者 (2)介護保険による要介護者及び要支援者 (3)前項に準ずる者で町長が認めた者 【利用の範囲】 (1)医療機関への通院。 (病状悪化等緊急の場合を除く) (2)福祉施公のみ科手続き (4)その他の手禁続き (4)その他の事務等続き (4)その他の事務を表しまき 【通行範囲】 原則として30キロ圏内 【利用者負担】 1 kmにつき 50円 【利用状況】 平成12年度 6,728回 平成13年度 6,843回 平成14年度 7,887回 平成15年度 8,554回	【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、八ンディキャブ等を連行することにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。 【対象者】 (1)概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 (2)概ね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由な者(4)町長が特に認めた者 【利用者負担】町内 一律 300円町外1kmにつき 70円50km以上 1km毎50円 【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。 【利用状況】 平成15年度 町内 952回町外 1,377回 【平成16年度予算】事業委託料 1,799千円特定制源 県補助金 1,349千円	【事業目的】 車いすを使用している者やねたきりの状態にある者など既存の交通機関を利用する ことが困難な者に対し、ハンディキャブ等 を運行するなど、社会参加の手段の充実を 図り、社会福祉の向上に資することを目的 とする。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
=	事務事業名		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会				
24	寝具消毒乾燥事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名 根拠法令等 蔵出予算額(平成16年度) 蔵入予算額(平成16年度) 【事務事業の内容】		城山町高齢者福祉課態当なし		機康福祉課態	藤野町健康福祉課態		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
25	家事援助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要・綱)・ ・相模原市高齢者家事援助条例・ ・相模原市高齢者家事援助条例施行規則	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ ・ 城山町軽度生活援助事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱 津久井町生活支援型ホームヘルパー派遣事業運営・ 規則	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・・ ・ 相模湖町生活支援ホ - ムヘルブサ - ピス事業実施・ 要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国 要網) 藤野町生活支援型ホームヘルブサービス事 業実施要網		
歳出予算額(平成16年度)	35,442千円	551千円	2,182千円	92千円			
歳入予算額(平成16年度)	18,429千円	426千円	1,551千円	68千円	103千円		
「事務事業の内容」	【事業目的】 家事等の日常生活の世話を行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。 【事業内容】 ホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助 (調理、衣類の洗湿及び補修、住居等のとの連絡な その他必要である。サービス提供は原則週1回2時間以 内。 【対象】 市内に住所を有する60歳以上の高齢者で、加齢、虚弱、(介護保険認定者は除く)。 【利用者負担】・生活保護世帯 なし・市民税・はの世帯 210円 / 時間・上記以外の世帯 210円 / 時間・上記以外の世帯 210円 / 時間・上記以外の世帯 210円 / 時間 【実施方法】 相模原市社会福祉協議会へ委託 【延べ利用時間】平成13年度 11,841時間平成13年度 10,720時間平成15年度 9,712時間 【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用 【平成16年度予算】事業委託料 35,442千円特定財源 国庫補助金 17,010千円 利用者負担金 1,419千円	【目的】 「富事等の日常生活の世話を行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助する。 【事業内容】 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びられた準ずる高齢者で、加齢、虚弱、傷病等の身体的理由又は、社会的理由により日常生活を受けている者、身体障害者福祉法により、施設訓練等支援費の受給にうる。施設訓練等支援費の受給にかかる者を除く)。 【対象】 町内に居住する高齢者 【利用者負担】・生活保験世帯 150円 【実施方法】 介護保険指定事業所へ委託 【延べ利用時度 なし 平成15年度 54時間 【平成16年度予算】 事業委託料 551千円 県補助金 372千円 利用者負担金 54千円	【事業目的】 在宅で生活する高齢者に対し簡易な日常生活上の援助を行うにより、高齢者の在援護状態への防止及び進行を防ぐことにより高齢者を再選に扱いできるよう援助するとができるよう援助するとができるよう援助するとができるよう援助するとができるよう援助するとができるよう援助するとができるよう援助するとができるよう援助するとができるよう援助ない情態、住居等の保護などでの他必要なの事が、関係機関を管理に関する助言等を行う。 【対象】 在宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者等で、生活に関する援助がなければ居宅での生活を営むのに支障がある者(介護保険認定者は除く)。 【利用者負担】 なし・30分未満までの場合である。1 (対象 30分毎に80円) 【実施方法】津久井町社会福祉協議会へ委託【延へ利用時間】平成13年度 142.7時間平成15年度 142.7時間平成15年度 142.9時間平成15年度 543.9時間平成15年度 543.9時間平成15年度 748.9時間平成15年度 142.7時間平成15年度 143.9時間平成15年度 143.9時間平成15年度 143.9時間平成15年度 145.9時間	【事業目的】 家事等の日常生活の世話を行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。 【事業内容】 65歳以上の高齢者で日常生活に支障のある方(介護サ・レビス利用者は対象外)にホ・ムヘルパ・を派遣し、ど表別に関する相談及び助言する。 【対象】 町内に居住する高齢者 【利用者負担】 ・生活以外の世帯 100円 【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託 【延利用時間】 平成15年度 10時間 【平成16年度予算】 事業を託料 92千円 県補助金 68千円 利用者負担 9千円	【事業書的】 家事等の日常生活の世話を行うことにより、高齢者が、健全で安らかな生活を営むする。 【事業内容】 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者(介へルバーを派する相談及び助盲等を行う。 【対象】 町内に居住する高齢者 【利用者負担】 週2回2時間以内 11時間 150円 【実施方法】 町が委託したサービス提供事業者 【延利用時間】 平成14年度 124時間 平成15年度 59時間 【平成16年度】 事業養託料 138千円		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	住宅改修相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
20	住七以修作談事未	T	AIDD M C C C C C C C C C C C C C C C C C C		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要・ 綱)・ ・相模原市住宅改修相談員設置要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ ・ 城山町住宅改造相談事業実施要綱			
歳出予算額(平成16年度)	3,352千円	1,230千円			
歳入予算額(平成16年度)	1,665千円	922千円			
【事務事業の内容】	【事業目的】 高齢者や障害者の自立と家族の介護負担軽減のための住宅改修に対し、情報の提供と専門的指導・助言を行う。 【事業内容】 保健福祉総合相談課及び南保健福祉総合相談班に住宅改修相談員、非常動特別職)を配置し、住宅改修に係る各種相談への対応、情報提供を行う。 【対象】 住宅設備の改善を必要とする高齢者及び障害者とその家族(それらの依頼を受けたケアマネージャー及び改修業者から和認にも対応)高齢期に備えた住宅設備、構造の相談・構造の13年度 131件平成14年度 188件平成15年度 246件 【平成16年度予算】 相談員報酬 3,330千円 その他 22千円 特定財源 国庫補助金 1,665千円	【事業目的】 身体状況や家屋の構造等により、在宅生活に支 陸を来たしている高齢者及び障害者に対し住宅の 改善等に関する相談や助言等を行うことにより、 自立生活の助長、介護者の負担軽減および二次的 障害の予防等を目的に行う。 【対象者】 (1)町内に居住し、在宅で生活していく上で、 住環境の改善を考えている高齢者等とその家族 (2)町長が必要と認める者 【相談日及び回数】 (1)家屋の構造、高齢者等の身体状況及び保健 福祉サービスの活用状況等を踏まえ相談に応 じ、助言を行う。 (2)施工後において、適宜相談に応じ、助言を 行う。 (3)住宅改善が円滑に行われるよう関係機関と の連絡を調整する。 【事業実施】 社会福祉協議会に委託 【相談件数】 平成14年度 76件 平成15年度 97件 【平成16年度予算】 委託料 1230千円 補助金 922千円	該当なし 基幹型在宅支援センターにて相談事業を実施。	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	ねたきり高齢者出張理美容	サービフ助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
21	18/ことり同取日山水垤天台	リーレス助以事未	AIMO BH 事云 C号 I I I I I I		T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要・網)・ ・相模原市ねたきり高齢者出張理美容サービス助・成事業実施要網				
歳出予算額(平成16年度)	1,021千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美 容サービスが受けられるよう、居宅までの理容師 又は美容師の出張料金を助成することにより、利 用者の負担の軽減を図り、生活の支援に資することを目的とする。 【事業内容】	該当なし(検討作業中)	該当なし 【該当者】 町内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたき リ高齢者数 22人(4月1日現在)	該当なし	該当なし
	在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美容サービスを受ける場合における出張料金を助成する。助成にあたっては、年間6枚、年度途中の申請は、申請月から2月当たり1枚の助成券を交付する。 【対象】 市内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたき				
	り高齢者 【実施方法】 神奈川県理容生活衛生同業組合(理髪組合)相 模原支部・相模原南支部及び神奈川県美容業生活 衛生同業組合(美容組合)相模原支部へ委託 平成16年度から、個人事業者へも委託				
	【利用券交付人数】 平成12年度 95人 平成13年度 100人 平成14年度 114人 平成15年度 125人				
	【平成16年度予算】 協力謝礼 150千円 助成券印刷費 52千円 事業委託料 819千円				

京門部会名 19 19 19 19 19 19 19 1	要綱
1	健康福祉課 歴野町生きがい対応型デイサービス事業実 要網
28 生きがいデイサービス事業 A協議会 B幹事会 C専門部会 相模原市 城山町 連久井町 相模湖町 担当課名 高齢者福祉課 健康福祉課 健康福祉課 保護予防・地域支え合い事業実施要用(国要・領)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	健康福祉課 歴野町生きがい対応型デイサービス事業実 要網
担当課名 高齢者福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課	健康福祉課 歴野町生きがい対応型デイサービス事業実 要網
根拠法令等	国要・ 藤野町生きがい対応型デイサービス事業実 要綱
との関係が薄い。 日中独居となり家に閉じこもりがちである。	2 (本名 大田のある高齢者等に対し、通所による各種サービスを提供することにより社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び自たする。 (事業内容) 軽体操、レクリエーション、趣味、日常動作訓練、生活指導等 (対象) 60歳以上のひとり暮らし高齢者等・要介護状態のおそれのある高齢者等・関じこもりがちな高齢者等・閉じこもりがちな高齢者等 (実施日時) 週1回(水) 午前10時~午後3時 (実施場所) 藤野町中央町民センター

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
28	生きがいデイサービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	相模原市		津久井町	相模湖町	接野町 中前10時~午後2時 保護所》 各地区の集会所等 名地区の集会所等 名地区の集会所等 不同あたり500円 保護町社会福祉協議会へ委託 後述実施回数 300回 【平成16年度予算】 事業委託料 2,293千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
30	緊急一時入所事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要・網)・・相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要綱	城山町在宅ねたきり高齢者等一時入所実施要綱	津久井町在宅高齢者等短期入所実施要綱		藤野町生活支援型ショートステイ実施要綱		
歳出予算額(平成16年度)	54,748千円	205千円	276千円		96千円		
歳入予算額(平成16年度)	950千円	0千円	223千円		0千円		
「事務事業の内容」	【事業内容】	【事業内容】 在宅のねたきり高齢者及び痴呆性高齢者を介護している者が緊急な理由により論者等等を一定が緊急な理由により論者等等を福祉の向ことが緊急な理由により高齢者等者福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目れる者が保急な理ない。 「対象者】 町内に居登録している者又は、登録保険法において、要支援、要介護1としている者原果に登録したの虚弱。及び要す後保険定された高齢者を発している者のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	【事業内容】	該当なし	【事業内容】 在宅の虚弱高齢者等を介護できなくなった 時的に当該高齢者を介護できなくなった 場合に、一定期間、特別養護老人ホームに 人所させることにより、家庭生活の安定を 図ることを目的とする。 【対象者】 町内に居住する65歳以上の在宅高齢者で あって次のいずれかに診すって施設利用者 等に感染させるおそれがある者 【入所の範囲】(1)介護者等に医療行為を必要とする 者(3)他の施設利用者等に感染させるおそれがある者 【入所の範囲】(1)介護者失踪、出張来なくなったと まの介護が一時的に出来なくなったとき。 【利用期間】 原則として7日間以内 【入所の実施施設】 あらかじめ町長が指定した特別養護を人 ホーム 【利用者負担金】 1日当たり2,340円 【延利用回数】 平成14年度 該当者なし 平成15年度		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29			保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
31	徘徊高齢者家族支援サービ	ス助成事業	Midia B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要・網)・ 網)・ ・相模原市徘徊高齢者等検索サービス事業実施要・網		津久井町徘徊高齢者位置探知システム事業運営実・ 施要網	Towns or the manufacture of the second of th		
歳出予算額(平成16年度)	2,089千円		126千円			
歳入予算額(平成16年度)	824千円		94千円			
【事務事業の内容】	【事業目的】 (徘徊のみられる痴呆性高齢者・知的障害者を抱合に、早期発見ができるシステムを活用し、その居場所を伝えるではいり、事故の未然防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することを目り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することを目り、家族の身をがい、万一、家族等にかりできる。との情報を表帯であるとをしている。との情報を表帯であるとの情報を表帯であるとで、大力に表に、するのでは、するのでは、では、なるなどで、大力には、では、なるなどのでは、では、なるなどで、大力には、では、なるなどで、大力には、なるなどで、大力を関いた。では、大力を関いた。では、大力を関いた。では、大力を表が特に認めるもの(知的障害者をという、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には、大力には	該当なし	(事業目的) (徘徊のみられる痴呆性高齢者・知的障害者を抱たる家族に対し、痴呆性高齢者等が俳徊した場合に、早期発見ができるシステムを活用し、その関場所を伝えることにより、事故の未然防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することを目的とする。 【事業内容】	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い 事務事業名 家族介護慰労金支給事業		保健福祉部会協議ランク		
事務事業番号					
32			A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要・綱)・ ・相模原市家族介護慰労金支給事業実施要綱	荷田田田	DE PAR THE ILLE DA	DE PACTES III. DA	介護予防・地域支え合い事業実施要綱 藤野町家族介護慰労事業実施要綱
歳出予算額(平成16年度)	1,480千円	1,832千円			500千円
歳入予算額(平成16年度)	350千円	249千円			0千円
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅でねたきり等の高齢者を介護する者の経済的負担等の軽減を図ることを目的とする。 【事業内容】 家族介護慰労金の支給 ・市民税非課税世帯 年額100,000円 ・その他の世帯 年額60,000円 【対象】 介護保険の要介護4・5と認定された(またはそれに相当すると判断された)65歳以上の高齢者を、過去1年間介護保険のサービス(1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けずに在宅で介護している家族等 【支給決定件数】 平成13年度 20件(うち非課税世帯7件) 平成14年度 12件(うち非課税世帯5件) 「平成16年度予算】 ・ 1,480千円 ・特定財源 国庫補助金 350千円	寝たきり老人等介護手当 【事業目的】 在宅において、寝たきり老人及び痴呆性老人を常時介護する介護者の日頃の苦労を労い、合わせて寝たきり老人等の福祉で交付する。 【対象者】 (1)本町に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている満6を1の書で、100年民基本合成は100元で護別である者で、2)要介護判定の基連護状態の名者で、2)要介護対域がある者で、3)上において3か月以上継続すると認められる名で、3)上において3か月以上継続し、引き続き継続すると認められる名で、3)上において3か月以上継続は大きに対しまりを対象がある者で、分護関別分のの範囲の者並びにそれらに相関する大きに対しておいて3がの手が表にを対し、100年円の者に対して対し、100年のでは、100年の	該当なし 【参考】 介護保険の要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者数 142人	該当なし 【参考】 要介護4・5と認定された高齢者数 72人(16.4.1現在)	【事業目的】 在宅で高齢者等を介護している家族に対し、家族介護を支給することをを対象を支給が、向上を図ることを目的とする。 【対象者】 町内に住所を有し、毎年1月1日を基準とし、次に掲る家において、1年間継続にを満して者を在宅で介護が変に対して、1年間継続に定をで介護している。(1)基準・要介質けている。(2)医療が要となりはラョートの表に入院したは、それぞれ60日以内を限度した場合なす。(2)医療が場合、100千円【支給決定性数】 平成15年度 3件 平成15年度 5件 【平成16年度予算】 慰労金 500千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	生活援助員派遣事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
33	工/门技则只派追求来				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	- 介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要・網)・ ・相模原市生活援助員派遣事業実施要網				
歳出予算額(平成16年度)	41,097千円				
歳入予算額(平成16年度)	12,291千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】 高齢者世話付住宅(シルパーハウジング)及び 高齢者世帯向け借上型市営住宅(あじさい住宅) に居住する高齢者等に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう生活援助員を派遣するもの。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【事業内容】 毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後3時ま で(祝日及び年末年始を除く)、生活援助員を派 遣し、生活指導及び相談、安否の確認、一時的な 家事援助等を行う。				
	【対象】 高齢者世話付住宅(シルパーハウジング)及び 高齢者世帯向け借上げ型市営住宅(あじさい住 宅)に居住する高齢者等				
	【利用者負担】 生計中心者の前年所得税年額に応じて、0~ 3,400円				
	【実施方法】 市内で通所介護等を実施する社会福祉法人へ委 託				
	【派遣先】 平成13年度 12か所 平成14年度 15か所 平成15年度 16か所				
	【平成16年度予算】 事業委託料 41,097千円 特定財源 国庫補助金 11,571千円 利用者負担金 720千円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
34	成年後見制度利用支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要・網)・ 相)・ ・相模原市成年後見制度利用支援事業実施要網			・介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要・網)・・相模湖町成年後見制度利用支援事業実施要網		
歳出予算額(平成16年度)	848千円			170千円		
歳入予算額(平成16年度)				127千円		
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 痴呆性高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、市長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。 【対象】 65歳以上の高齢者、知的障害者、精神障害者で次の要件を満たす者・配偶者や四親族がいても申立てを拒否・親族がいても専立てを拒否・親族がいても専立てをある場合・親族がが戸籍確認できるが、連絡がつかない場合 【申請件数】 平成14年度 1件 平成15年度 2件 【平成16年度予算】 番別申立手数料 781千円 健康診断料 67千円 特定財源 国庫補助金 423千円	該当なし	該当なし	【事業目的・内容】 痴呆性高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護中介理・ビス契約について、後見人等の援助を受けられるより、町長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。 【対象】 ら商蔵以上の高齢者、知的障害者、精神障害者で次の要件を満たす者・配偶者や四親族がいても申立てを担否・親族がいても申立てを担否・親族がいても申立でを選される場合・親族がいても確認できるが、連絡がつかない場合 【申請件数】 平成14・15年度 実績なし 【平成16年度予算】 審判申立等経費 特定財源 県補助金 127千円	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク			
36	高齢者住宅設備改善費助成	車衆	Midia			
30	同欧甘仁七以州以告县功以	学 未 	A伽磁会 サーチ (寺) 10分	T	_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	・相模原市高齢者住宅設備改善費助成要網					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	2.075千田					
	3,9/5〒円 0千円					
	【事業目的】	<u> </u> 該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	【事業目的】 園、段差解消等による転倒防止等の住宅を改造するために要する費用の一部を助成するもの。 【事業内容】 既存の住宅に施工するもので、次の工事(維持補修的工事は除く。)を行う場合に、工事経費(上限額20万円)の5割(市民税非課税世帯は9割、生活保護世帯に付き原則として1回とする。手すりの取付け工事床段差の解消工事滑りの取け上及び転動の円滑化等のための床材の変更工事 雇の 他必要と認められる工事 【対象】 次の条件のすべてに該当する者(ただし、介護保険で認定の者をく) 虚弱、の者を係く) 虚弱、の者を係く の助成対象 傷病等により日常生活を営むのに支障がある60歳以上の高齢者。高齢者の属する9両する時間が表現、10時代数 1 中成13年度 11件平成15年度 16件 平成16年度 16件 【平成16年度予算】 扶助費 3,975千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29			保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
37	緊急通報システム運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等	・相模原市ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービ ス事業実施要網	城山町ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業・ 運営要網	・津久井町緊急通報システム事業運営要網	・相模湖町緊急通報システム事業運営要網・	藤野町緊急通報システム事業運営要網		
歳出予算額(平成16年度)	11,149千円	2,454千円	2,124千円	2,302千円	2,445千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	1.725千円	1,373千円	1.686千円	1.833千円		
「本の内容」 「事務事業の内容」	【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、在宅中の必須等の必須等等の緊負することにより、日常生活における不安感の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。 【事業内容】 利用者でに、緊急ボタンを押すと自動的に119番通報ができる装置(電話機設置式及びベンダント式)を設置(電話機設置式及びベンダント式)を設置(電話機設置式及びベンダント式)を設置(電話機設置式及びベンダント式)を設置(電話機設置式及びベンダント式)を設置(電話機設置式及びベンダント式)を設置(電話機設では、利用者の対応する。あじさい任宅人居者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24以の要等し、必要に応じて委託業者と契約が記事の出動要請を行う。 【対象】・60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯・ひとり暮らし重度身体障害者がいる世帯・おしさい任宅人居者 【利用者のみの世帯・あしさい任宅人居者 【利用者類談置使用料として月額400円程度 【実利用者数(年度末現在)】 平成12年度 763件 平成14年度 763件 平成14年度 763件 平成15年度 1,100件 【保健福祉オンライン】 開者の登録、サービス利用状況の照会等で使用 【平成16年度予算】電話料(取付工事料) 31千円 ボランティア保険料 240千円 業務委託料 10,878千円	【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者に対し、緊急事態発生における臨機の処置を講じ、もって緊急事態に対する不安解消及び日常生活の安全を確保するために実施 【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受診し、必要車の出動要請を行う。 【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する必要のある方。申請に際して民生委員が協力員となっていただく 【利用者負担】 緊急通報装置の設置負担金として3000円程度尚、生活保護世帯・住民税非課税世帯等は免除日16年度から施行 【実利用者数(年度末現在)】 平成15年度 37件 【平成16年度予算】 設置手数料 153千円業務委託料 2,301千円	【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急事態 発生における臨機の処置を講じ、もっている監機の処置を解消し、日常生活の安全確保することを目的とする。 【事業内容】 利用者宅に、緊急通報システムを設置、緊急ボクン(電話回線に対応放力が大学者へ通報、緊急時に迅速活適確認及び健康相談を行うため月1回以生電話を収出がある。 緊急時は、救急車の出動要請を行い、正誤報判断が困難な場合は、協力員に確認要請する。 【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らしを要する状態の者 一人暮らにより日常生活上注意を要する状態の者 一人暮いの重度障害者 その他特に必要と認められる者 【実施方法】 安全センタ・株式会社へ委託 【利用者負担】なし(通話料金は実費負担) 【実利用者数(年度末現在)】 平成13年度 38人 平成15年度 33人 【平成15年度 33人 【平成16年度予算】 手数料(設置・撤去) 293千円 業務委託料 1,831千円	【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急 通報装置を設置することにより、急病や災害等の 緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的と する。 【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話 回線を通り員が住宅に急行したり、救急車の出動 要請を行う。 【対象者】 60歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等 を抱える高齢者世帯 【実施方法】 安全センタ・株式会社へ委託 【利用者負担】 前年度の所得税額により負担あり 設置時のみ 【実利用者数(年度末現在)】 平成14年度 49件 平成15年度 49件 平成15年度 48件 【平成16年度予算】 事業委託科 2,302千円 補助金 1,686千円	【事業自的】		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
38	慰問品支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	高齢者福祉課 ・相模原市ねたきり高齢者等慰問品支給事業実施・ 要綱	高齢者福祉課 城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等							
歳出予算額(平成16年度)	952千円	120千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円					
【事務事業の内容】	【事業目的】 ねたきり、痴呆性高齢者に対し、慰問品を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とする。 【事業内容】毎年11月に、業者が対象者に対し、慰問品(防水シーツ)を個別に配布する。 【対象】9月15日現在、65歳以上で、1年以上市内に在住し、かつ7月1日現在、次のいずれかに該当する者・ねたきり状態が6ヶ月以上継続中・介護度4・5の認定を受けているかもしくはこれに相当する者 【利用者負担】なし 【支給件数】 平成14年度 445件平成15年度 397件 【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用 【平成16年度予算】 慰問品 952千円	【事業目的】 在宅のひとり暮らし老人及び寝たきり老人・痴 宋老人に対し慰問品を贈呈することにより福祉の 増進を図る。 【対象】 (1)ひとり暮らし 9月15日現在で町内に居住し、住民基本 台帳に登録されている者77歳以上のひとり暮らしそ人登録をしている者(901日現 らし老人登録をしている者(901日現 でひとり暮らし老人登録をしている者(901日現 でひとり暮らし老人等 9月15日現在で町内に居住し、住民基本 無に登録されている者で町内に居住し、住民基本 無に登録されている者で町内に居住し、住民基本 無に登録されている者で町内に居住の、本学録の を対している者(91日間に対し、中国のでは、年のでは、年のでは、 を見入等のでは、年のでは、年のでは、 が対象者である者 【期間品】 お茶 (1)ひとり暮らし老人 9月中旬に助役が対象者宅を訪問し、贈呈する。 (2)寝たきり老人等 9月中旬に収入役(場合によっては職務代 理者)が対象者宅を訪問し、贈呈する。 (2)寝たきり老人等 9月中旬に収入役(場合によっては職務代 理者)が対象者宅を訪問し、贈呈する。 (2)寝たきり老人等 9月中旬に収入役(場合によっては職務代 理者)が対象者宅を訪問し、贈呈する。	該当なし	該当なし	該当なし		
		【平成16年度予算】 消耗品費 120千円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
39	日常生活用具給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要・綱)・ ・相模原市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱	・介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要・網	・介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要・網)・ ・津久井町在宅ひとり暮らし高齢者等日常生活用・ 具給付事業実施要網			
歳出予算額(平成16年度)	1,470千円	46千円	41千円			
歳入予算額(平成16年度)	106千円	30千円	27千円			
【事務事業の内容】	【事業日的】 在宅において虚弱、傷病、加齢に伴う身体的な衰えなどにより日常生活を営むのに支障がある。おおむね65歳以上の偏齢者を対象に、介護予防などを目的とした歩行支援用具及び入浴補助用具等を給付することにより、自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。 【事業内容】 (自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。 (事業内容】 (10,000円)・光行支援用具(30,000円)・光炎報知器(15,500円)・自動消失器(30,900円)・電磁調理器(45,400円) 【対象】 (10,000円)・電磁調理器(45,400円) 【対象】 (11) (12) (13) (14) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15	「事業目的】 在宅において虚弱で日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、生活の利便を図りその福祉の増進に資することを目的とする。 【事業内容】 給付品目 ()内は給付限度額 ・電磁調理器(41,000円) 【対象】 概ね65歳以上の援護を要する在宅の高齢者 【利用者負担】 給付限度額を超えた分は全額自己負担 【給付件数】 平成12年度 0件 平成13年度 0件 平成15年度 0件 平成15年度 0件 平成16年度予算】 扶助費 46千円 特定財源 県補助金 30千円	【事業目的】 在宅ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用 具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。 【事業内容】 給付品目 () 内は給付限度額	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
40	はり、きゅう、マッサージ	施統拟助成事業				
40	はり、とゆり、マッケーク	,他们外说事来 	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	・相模原市はり、きゅう、マッサージ等施術料助・ 成事業実施要綱					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	67,888千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
「「事務事業の内容」	【事業目的】 在宅の高齢者及び原子爆弾被爆者に対し、はり・きゅう康原の保持へ護予防を図り、生活の自立支援に資することを目的とする。 【事業内容】 助成券を年間12枚交付する。(ただし、年度の途中で申請があった場合には、申請月から1月当たり1枚を交付する。)助成は、治療につき2,500円(生保世帯は3,500円)。 【対象】 70歳以上の高齢者と被爆者健康手帳の交付を受けている市民。 80歳以上の高齢者と被爆者健康手帳の交付を受けている世帯に異する者に図る。 80歳以上の高齢者及び被爆者健康手帳の交付を受けがつ健康管理手当等を受給している市民は、所得制限なし。 【利用者負担】 施術料と助成券との差額(生活保護受給者は利用負担なし) 【実施方法】はり・きゅう・マッサージ師会事業者及び個人事業者に委託 【助成件交付者数】 平成15年度 1,367人平成13年度 2,333人平成15年度 2,866人 【平成16年度予算】助成券印刷費 3,427千円助成費 64,461千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	老人ホーム入所措置事業	ど人ホーム入所措置事業			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・老人福祉法第11条	老人福祉法11条	・老人福祉法第11条	·老人福祉法第11条·	・老人福祉法第11条
歳出予算額(平成16年度)	191,008千円	1,101千円	9,429千円	4,201千円	2,100千円
歳入予算額(平成16年度)	108,740千円	839千円	8,108千円	3.400千円	1,575千円
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者 を、養護老人ホーム等に入所措置する。	【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者 を、養護老人ホーム等に入所措置する。	【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者 を、養護老人ホーム等に入所措置する。	【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者 を、養護老人ホーム等に入所措置する。	【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の 高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置す る。
	【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な 65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当、 やむを得ない事由により介護老人福祉施設 (特養)に入所することが著しく困難な者 【利用者負担】 本人及公の扶養義務者の負担能力に応じて、 それぞれ費用を徴収 【年間延べ措置者数】 平成12年度 660人 平成13年度 741人 平成14年度 813人 平成15年度 854人 【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使 用 【平成16年度予算】 養護老人ホーム人所措置費 191,008千円 特定財源 入所者負担金 26,474千円 国庫負担金 82,266千円	【教験】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な 65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当 し、やむを得ない事由により介護老人福祉施 設(特養)に入所することが著しく困難な者 【利用者負担】 本人をの扶養義務者の負担能力に応じて、 それぞれ費用を徴収 平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 1,101千円 特護老人ホーム入所措置費 517千円 国庫負担金 517千円 県補助金 258千円	【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な 65以上の者 特別機譲老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当 し、やむを得ない事由により介護者人福祉施 設(特養)に入所することが著しく困難な者 【利用各負担】 本名の技養養務者の負担能力に応じて、 それぞれ費用を徴収 【年間延べ措置者数】 平成13年度 5人 平成13年度 5人 平成14年度 5人 平成15年度 5人 平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 9,429千円 特定財源 入所者負担金 1,642千円 国庫負担金 3,892千円 県補助金 2,574千円	【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な 65歳以上の者 【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、 それぞれ費用を徴収 【年間延べ措置者数】 平成12年度 3人 平成12年度 2人 平成15年度 2人 「SWANシステム】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使 【平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 4,201千円 特定財源 人所者負担金 1,006千円 国庫負担金 1,596千円 県費負担金 1,596千円	【対象】 養護老人ホーム 身体もしくは経済的に居住生活の困難 な65歳以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該 当し、地むを得ない事由により介護を 人福祉施設(特養)に入所することが 著しく困難な者 【年間延措置者数】 平成14年度 0人 平成15年度 0人 【平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 2,100千円 特定財源 入所者負担金 525千円 国庸費負担金 525千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		(年間) は、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	在日外国人高齢者等福祉給	付 全古经事 类			
42	在口外国人同取自守佃仙和	门立义和争未 	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	・相模原市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付・ 金支給要綱				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	4,752千円				
••••••••••••••••••••••••••••••••••••	2,376千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】 相模原市在住の制度的無年金外国人高齢者等に 福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ることを目 的とする。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【事業内容】 月額18,000円の福祉給付金を支給する。				
	【対象】 1年以上市内に在住する高齢者で、制度上無年 金となっている者(大正15年4月1日以前に生まれ た在日外国人や、大正15年4月1日以前に生まれた 日本人で昭和36年4月2日以降に国外から日本国内 に住基法第22条1項の規定に基づく届け出をした 者等)				
	【利用者負担】 なし				
	【実施方法】 年2回(9月・3月)に分割して口座振込				
	【支給対象者数(各年3月)】 平成12年度 27人 平成13年度 25人 平成14年度 25人 平成15年度 22人				
	【平成16年度予算】 福祉給付金 4,752千円 特定財源 県補助金 2,376千円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
44	特別養護老人ホーム等建設	弗诺叻令	A協議会 B幹事会 C専門部会		
44	付別食暖も人が一厶寺建設	具''''''''''''''''''''''''''''''''''''	A 励俄云 D针事云 C号] 即云		T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	・相模原市特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設・ 施設整備費及び設備整備費補助金交付要網			相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	
10 to 1.4 0 cc					
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	199,943千円	3,200千円	3,200千円	10,525千円	4800千円
歳入予算額(平成16年度)	181,894千円			0千円	
【事務事業の内容】	【事業目的】	高齢者保健福祉計画に基づき県や圏域市町と連携	高齢者保健福祉計画に基づき県や圏域市町と連携	【事業内容】	【事業内容】
200000000000000000000000000000000000000	特別養護老人ホーム等の建設費の一部を助成 し、整備を促進する。	し、広域的に必要費の確保に努めるとともに、施 設のサービス水準の向上に向け支援に努めます。	し、広域的に必要費の確保に努めるとともに、施 設のサービス水準の向上に向け支援に努めます。	対象施設 特別養護老人ホーム	対象施設 特別養護老人ホーム
				【対象】	【平成16年度補助事業】
	【事業内容】 補助率 国制度 国2/3、市1/3	【平成16年度補助事業】 特別擁護老人ホーム(さがみ桂寿苑)建設のため	【 平成16年度補助事業 】 特別擁護老人ホーム (さがみ桂寿苑) 建設のため	国庫補助等を受けて、町内に特別養護老人ホーム等を建設しようとする社会福祉法人。	特別養護老人ホーム(さがみ湖桂寿苑)建設のため郡4町で費用の一部を負担する。
	市制度 国制度補助金の上乗せ制度	郡4町で費用の一部を負担する。	郡4町で費用の一部を負担する。		
	対象施設 特別養護老人ホーム 老人短期入所施設(特別養護老人ホ			【平成16年度補助事業】 (仮称)特別養護老人ホームさがみ桂寿苑	【補助金交付状況】 平成15年度 1,200千円
	ームに併設するもの)	【補助金交付状況】	【補助金交付状況】	(16年度事業)	
	軽費老人ホーム (ケアハウス) 老人デイサービスセンター	平成15年度 800千円	平成15年度 800千円	・特別養護老人ホーム 50人・ショートステイ 20人	【平成16年度予算】 建設費補助金 4,800千円
	【対象】	【平成16年度予算】	【平成16年度予算】	【補助金交付状況】	
	国庫補助等を受けて、市内に特別養護老人ホー	補助金 3,200千円	補助金 3,200千円	平成15年度 2,368千円	
	ム等を建設しようとする社会福祉法人(建設と併せて社会福祉法人を設立しようとするものを含			【平成16年度予算】	
	む)			建設費補助金 10,525千円	
	【平成16年度補助事業】				
	(仮称)特別養護老人ホームこもれびの郷				
	(16・17年度事業) ・特別養護老人ホーム 60人				
	・ショートステイ 20人				
	・デイサービスセンター 10人/日 ・ケアハウス 20人				
	【補助金交付状況】 平成11年度:9件 790,154千円				
	平成12年度:1件 100,547千円				
	平成13年度: 2件 77,219千円 平成14年度: 3件 353,131千円				
	平成15年度: なし				
	【平成16年度予算】 建設費補助金 199,943千円				
	特定財源				
	国庫補助金 129,994千円 市債 51,900千円				
	.p.me 31,300 [1]				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
45	軽費老人ホーム事務費補助	수	A協議会 B幹事会 C専門部会			
45		<u>址</u>	A協議会 B軒事会 C専门部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	・相模原市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	134,137千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 軽費老人ホーム(相模原市の場合はケアハウスのみ)入所者の経済的負担疑例のため、社会福祉法人が入所者の経済的負担を減免した場合の減免額に対し補助する。 平成15年度中核市移行に伴う事業 【対象】 市内で軽費老人ホーム(ケアハウス)を運営する社会福祉法人等 【平成15年度補助実績】 8施設 121,396千円 【平成16年度予算】 補助金 134,137千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
46	高齢者福祉施設運営費補助	소	A協議会 B幹事会 C専門部会			
70		I			1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	· 相模原市高齢者福祉施設運営費補助金交付要綱					
根拠法令等						
INICIA 4 IS						
歳出予算額(平成16年度)						
歳入予算額(平成16年度)	0千円	AND	AN MORE I	ATM/4-1	A	
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 高齢者福祉施設(養護老人ホーム・ケアハウ ス)のサービス水準の維持、向上のため、社会福祉法人が設置する高齢者福祉施設の運営費を補助する。補助対象は、国の配置基準を超えて雇用する直接処理補正する経費。 平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲された事業 【対象】 養護老人ホーム(本市措置者を有する県内施設を含む)及び市内軽費老人ホーム(ケアハウス)を運営する社会福祉法人 【平成15年度補助実績】 11施設 37,037千円 【平成16年度予算】 補助金 38,324千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
47	施設入所高齢者福祉給付金	支給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
				1-1-1-1	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	·相模原市施設入所高齢者福祉給付金支給事業補· 助金交付要綱					
根拠法令等						
IKIKIA 4 G						
歳出予算額(平成16年度)	3,108千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所者	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	のうち、無収入または極めて低所得の高齢者の処					
	遇水準の維持向上を図るため、施設が月収7千円 未満の入所者に、月額7千円を限度に福祉給付金					
	を支給する事業に要する経費に対し、10/10を補助する。					
	ッタ。 平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲 された事業					
	【対象】					
	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを運営 する社会福祉法人					
	【平成15年度補助実績】 8施設 2,837千円					
	【平成16年度予算】 補助金 3,108千円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
48	老人福祉センターの管理運	老人福祉センターの管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	・老人福祉法・ 相模原市立老人福祉センター条例・ 相模原市立老人福祉センター条例施行規則		津久井町文化福祉会館条例・ 津久井町文化福祉会館条例施行規則・	・老人福祉法・ 相模湖町立老人福祉センター条例・ 相模湖町立老人福祉センター条例施行規則・ ・		
歳出予算額(平成16年度)	129,329千円		37,295千円	3,434千円		
歳入予算額(平成16年度)	130千円		2,064千円	0千円		
【事務事業の内容】	【事業目的】 高齢者が健康で生きがいのある生活を築くことができるよう、各種の相談に応じるとともに、健康の増進を総合的に供与することを目的とする。 【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施・施設の維持管理 「施設概要】 「渓松園」・施設類型 A型・開設 昭和47年9月・施設規模 鉄筋コンクリート造平家建延2,055㎡ [若竹園]・施設類型 B型・開設 昭和57年4月・施設規模 鉄筋コンクリート造一部2階建延1,239㎡ [あじむ15元 100千円 上記予第2 100千円 施設無力 100千円 施設無力 100千円 上記予算に表示の手に入り、100千円 施設維持管修費	該当なし	【事業目的】 高齢者の健康増進、生きがいの創造の場として、また、広く町民文化の向上、増進に供与することを目的とする。 【事業内容】 ・施設の維持管理(教育委員会生涯学習課にて一元管理) 【施設概要】 津久井町文化福祉会館 (津久井町文化福祉会館 (津久井町中央公民館と津久井町老人福祉センターとの複合施設) ・鉄骨、鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階22 (老人福祉センター部分>・2階 196㎡)・学習を(和室)、集会室(和室)、教養娯楽室(和室)、浴室 【対象】 一般 【利用者負担】 高齢者団体(免除団体該当)として登録により免除 【平成16年度予算】 維持管理費 37,180千円自主事業 115千円 *上記は、津久井町文化福社会館維持管理予算で、表人福祉センターについては、施設の一元管理により全体の管理運営費(生涯学習課)で対応。	【事業目的】 高齢者に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。 【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施 ・施設の維持管理 【施設概要】 【相模湖町立老人福祉センタ・】 ・開設 昭和50年5月 ・施設規模 鉄筋コンクリート造 2 階建延726㎡ 【対象】 ・町内に居住する60歳以上の者・町内の老人クラブ会員 【利用者負担】なし 【過去の利用実績】	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
49	介護老人保健施設建設費補	助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	· 相模原市介護老人保健施設整備費補助金交· 付要綱			相模湖町福祉活動費補助金交付要網		
歳出予算額(平成16年度)	0千円			16,000千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円			0千円		
【事務事業の内容】	【事業目的】 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他医療や日常生活上の世話を行うことを目的とする介護を人保健施設を整備する医療法人等に対し、建設費の一部を助成し、整備を促進する。 【事業内容】 次のうち、いずれか少ない額を交付 (1)補助金対象経費の実支出額(国庫補助金等を控除した額の2分の1 (2)床数×200万円(上限100床・2億円) (3)総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 【対象】 国庫補助を受けて市内に介護を人保健施設を建設しようとする医療法人及び社会福祉法人等 【補助金交付状況】 平成11年度:3件 423,000千円 平成13年度:2件 115,000千円 平成13年度:1件 115,000千円 平成14年度:2件 230,000千円 平成15年度:1件 115,000千円 平成15年度:1件 150,000千円 平成15年度:1件 150,000千円 平成15年度:1件 150,000千円 平成15年度:1件 150,000千円 平成15年度:1件 150,000千円 平成15年度:1十 150,000千円 平成15年度:11 150,000千円	該当なし	該当なし	【事業目的】 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他医療や日常生活上の世話を行うことを目的とする介護を人保健施設を整備する医療法人等に対し、補助金を受けて市内に介護を人保健施設を建設しようとする医療法人及び社会福祉法人等 【補助金交付状況】 平成15年度: 4,000千円 【平成16年度予算】 建設費補助金 16,000千円	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
51	市立高齢者デイサービスセ	ンター等の管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
31	「中立同歌者ノイジーし入し	ファーサの官注達品		1	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	・相模原市立高齢者デイサービスセンター条例、・施行規則・ ・相模原市立高齢者介護支援センター条例、施行・ 規則・					
歳出予算額(平成16年度)	12,733千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	「事業内容」 ・施設の維持管理 ・ディインセンターの運営 ・在宅機要 「満期設 中心の運営 「施設報デイサービスセンター] ・開設 平成9年4月1日 ・構造 会替筋コンクリート造(市営住宅との合築) ・延床イセンター でえセンターの運営 「施設報デイサービスセンター で表している。 でではではです。 でではではです。 では、	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
53	介護予防事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)			0千円	7,414千円	504千円
歳入予算額(平成16年度)			0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	相模原市は、中央保健センター事業や在宅介護支援センター事業の中で介護予防事業を実施している。	城山町では地域型在宅介護センタ・の事業の中で介護予防実施している。又、城山町社会福祉協議会へ委託している。	【事業内容】 津久井町は、在宅介護支援センター事業の中で、介護予防事業として転倒予防教室等を実施。また、町保健師が地域の高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及を行う。 ・基幹型在宅支援センターにて、おおむね65機以上の高齢者を対象に「転倒骨折予防教室」を実施。 年11一ス(8日間)・地域型在宅介護支援センターにて、社協が主催するやすらぎステーションで「転倒予防教室」を年4回実施。 ・町保健師が老人会ややすらぎステーション等に参加し、転倒予防や食生活、閉じこもり予防等の講座を実施。	相模湖町では、介護予防拠点施設である「さが み湖リフレッシュセンタ・」において、介護予 防事業を実施している。また、「さがみ湖リフ レッシュセンタ・」で実施している高齢者を対 象にした介護予防事業への参加者の送迎も実施 している。 「さがみ湖リフレッシュセンタ・」で開催する介 護予防事業の実施とリフト付マイクロバスの運 行を相模湖町社会福祉協議会へ委託している。 平成16年度予算額 ・リフト付マイクロバス運行事業費 1,742千円 ・さがみ湖リフレッシュセンタ・ 管理委託費 5,672千円 介護予防事業は、28の生きがいデイサービス に掲載。	藤野町では、在宅介護支援センター事業の中で介護予防事業を実施している。また、藤野町社会福祉協議会へ委託している。 【事業名】 生きがい対応型ディサービスのびのびクラブ高齢者福祉課28生きがいディサービス事業に連携 転倒骨折予防事業 504千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
54	ゲートボール場維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)				23千円		
歳入予算額(平成16年度)				0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1.ゲートボール場維持経費(29) 【目的】 ゲートボール場の維持管理に努める。 【内容】 原材料費 29 用地砂代 28,350円(3箇所分) 民有地については,契約を行う(無償)	【事業目的】 高齢者の健康増進やコミュニケ・ションの場として設置。 【設置数】 相模湖町内 3箇所 【平成16年度予算】 需用費(砂代) 9千円 役務費(し尿処理手数料) 14千円	該当なし (生涯学習部の「スポーツ施設管理事業」の中に記載)	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		R健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
55	電話貸与事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	・相模原市ひとり暮らし高齢者等電話貸与サービ・ ス事業実施要網	城山町老人福祉電話貸与事業運営要網	津久井町福祉電話貸与に関する要網			
IKIZIA 4 G						
歳出予算額(平成16年度)	5,800千円	13千円	151千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話 の貸与及び電話料等の助成を行うサービスを提供 することにより、日常生活の便宜を図り、その福 祉の増進に資することを目的とする。	【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話 の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図 り、その福祉の増進に資することを目的とする。	【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話 の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図 り、その福祉の増進に資することを目的とする。	該当なし	該当なし	
	【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、毎月の基本料及 び1,000円までの通話料を市が負担する。	【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料 のみを町が負担する。 【対象】	【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料 及び基本料金を町が負担する。 【対象】			
	【対象】 市内に居住する在宅の高齢者で、次のすべてに 該当する世帯 60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者	「町内に居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。	「取りに居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。			
	のみの世帯 市民税非課税世帯(生活保護受給世帯を含む。) 現に加入電話を設置していない世帯	毎月の通話料全額 【保健福祉オンライン】 行っていない	毎月の通話料全額 【保健福祉オンライン】 行っていない			
	【利用者負担】 毎月の通話料で、1,000円を超えた額	【実利用者数 (年度末現在)】 平成12年度 7人 平成13年度 7人	【実利用者数 (年度末現在)】 平成12年度 (資料なし) 平成13年度 6人			
	【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使 用	平成14年度 7人 平成15年度 7人	平成14年度 6人 平成15年度 4人			
	【実利用者数 (年度末現在)】 平成12年度 99人 平成13年度 118人 平成14年度 144人 平成15年度 155人	【平成16年度予算】 電話架設料等 13千円	【平成16年度予算】 電話架設料等 151千円			
	【平成16年度予算】 電話料 5,637千円 その他電話架設料等 163千円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
56	電話訪問サービス事業			<u></u>		
50		T		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	・相模原市ひとり暮らし高齢者等電話訪問サービ・ ス事業実施要綱					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	5,695千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、電話による安否確認等を行うサービスを提供する記により、社会的孤立感の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。 【事業内容】 安否確認及び健康相談を行うため、利用者に対し、老人ホームから過1回以上電話をかける。また、利用者が電話に出ない場合など、必要に応じて緊急し、対象】 市内に居住する60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、心身が虚弱、られる者を関するが悪にあると認められる者 【利用者負担】なし 【実施方法】市内で特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人へ委託 【保健福祉オンライン】利用者の受験、サービス利用状況の照会等で使用 【実利用者数(年度未現在)】 平成13年度 180人平成15年度 154人平成15年度 143人 【平成16年度予算】 事業委託料 5,695千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
57	特別養護老人ホーム等建設	费供入偿 资全油助全	A協議会 B幹事会 C専門部会			
37				1		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	・相模原市特別養護老人ホーム等福祉施設整備に・ 係る建設資金の借入償還金助成要網					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	120,835千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
「「事務事業の内容」	【事業目的】 特別養護老人ホーム等を建設した社会福祉法人 が、独立からの借入金の償還に要する費用の一部 に対して助成を行い、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。 【事業内容】 元金償還額の1/4(特養、デイ等は国庫補助基本額の1/3の8割に相当する金額を、ケアハウスは 1人当り200万円をそれぞれ控除した残りの元金が 補助対象。土地購入費、造成費、利息は対象外) 【対象】 特別養護老人ホーム等の建設に要する費用に充てるため、独立行政法人福祉医療機構及び県社会福祉協議会から借り入れを行った社会福祉法人 【補助金交付状況】 平成11年度:115,256千円 平成12年度:115,256千円 平成13年度:115,256千円 平成14年度:115,256千円 平成15年度:115,255千円 平成15年度:115,255千円 平成14年度:115,255千円 平成14年度:115,255千円 平成14年度:115,255千円 平成14年度:115,255千円 平成15年度:115,255千円 平成15年度:115,255千円 平成15年度:115,255千円 平成15年度:115,255千円 平成15年度:115,255千円 120,835千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
58	介護老人保健施設建設費借入償還金補助金 A協議会 B幹事会 C専門部会				
36	月霞七八体陛旭故廷故員旧	八良烃並開助並	AIMO BH 事公 C号 J J P C	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	・相模原市介護老人保健施設整備資金の借入金利・ 子の補助金交付要網				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	36,682千円			-	
•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	0千円				
「事務事業の内容」	【事業目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	今俄拉護軍頂		東門 取 <i>○夕</i>			
	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名			
29	古性事務事業の収扱い		保健福祉部会			
事務事業番号		41	協議ランク			
59	高齢者・障害者虐待防止体		A協議会 B幹事会 C専門部会	T		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課・福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
ITIANA A OT	・相模原市高齢者・障害者虐待防止のための検討・ 会議並びに検討チームの設置要綱					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【事業目的】 高齢者・障害者虐待の防止並びに早期対応及び	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	総合的支援を図ることを目的とする。 【事業内容】 高齢者・障害者虐待防止検討会議(庁内関係 課長で組織) ・総合的な支援に対する協力体制の検討及び 確認 ・高齢者・障害者虐待に関する現状分析及び 対応策の検討 ・検討チームの進行管理 高齢者・障害者等の外に関わる訪問調査 ・ケース情報、経過及び問題の把握(進行管理) ・処遇方針(総合的な支援)の検討 【ケース実績(平成16年3月末現在)】 虐持防止体制発足(平成13年度)からの総件数 虐待件数 67件 終結件数 45件 経過観察件数 22件 【平成16年度予算】 庁内関係課による会議が主のため、予算措置 は行わない。					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	生きがい対策事業		M協議会 B幹事会 C専門部会			
60	土さがい対象事業 相模原市		津久井町	相模湖町	藤野町	
		ガルロロー	件入升叫			
担当課名 根拠法令等	高齢者福祉課	高齢者福祉課 城山町高齢者スポーツ大会開催要綱・・	健康福祉課 津久井町福祉スポーツ大会実行委員会規約・ 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)	健康福祉課 相模湖町ふれあいスポーツ大会開催要綱	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国 調)	
歳出予算額(平成16年度)		775千円	900千円	280千円	716千円	
歳入予算額(平成16年度)		581千円	672千円	0千円		
「事務事業の内容」	該当なし	【事業内容】 高齢者が一堂に会しスポーツを楽しむことにより健康の増進及び生きがいを図るとともに社会との連携を深める。 【事業内容】 町内12地区を4チーム組み分けし、競技を行う。 その他民生委員・町内2中学校・体育指導委員のBの協力を得て実行し、高齢者との交流を深めている。 【対象】 60歳以上の町民 【平成16年度予算】報償費(参配費・消耗品) 224千円役務費(保険料) 56千円雲制費(後別質) 254千円役務費(保険料) 56千円委託料(会場設営) 254千円使用料(送源/平補助金(高齢者の生きがいと健康づくり推進事業) 581千円	【事集目的】	【事業内容】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 【事業目的】 高齢者の生きがいと健康づくり推進委員に り、高齢者の生きがいと健康づくりの推進 お図る。 【平成16年度予算】 特定財源 75千円 《高齢者スポーツ大会》 【事業目的】 高齢者が一堂に会しスポーツを楽しむことより健康の増進等生きがいを図る。 【平成16年度予算】 委託料 616千円 特定財源 462千円	

合併協議事項番号			専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
基務事業番号	事務事業名		協議ランク			
60	生きがい対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】			(津久井町ゲートボール大会) 【事業目的】 高齢者が「堂に集い、スポーツを楽しむことを 適して、健康の増進、生きがいの高揚を図り、町 民福祉の向上を図ることを目的とします。 【事業内容】 高齢者を対象としたゲートボール大会を開催する。。 また、会場は大型パスにより送迎を行う。 大会運営は、津久井町ゲートボール協会が主幹する。 【平成16年度予算】 報償費(資料費) 15千円 使用料 189千円 房材料費 29千円 特定財源。 212千円 (高齢者の生きがいと健康づくり推進事業) 事業目的」、高齢者の生きがいと健康づくり推進委員により、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図る。 【平成16年度予算】 報償費 45千円 特定財源 県補助金 33千円			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
61	高齢者入浴サービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		5.841千円	津久井町入浴サービス事業実施要綱 8.281千円		
歳出予算額(平成16年度)歳入予算額(平成16年度)		630千円	720千円		
【事務事業の内容】	該当なし	【目的】	<施設入浴サービス>	該当なし	該当なし
		家庭において入浴することが困難な高齢者に対し特殊浴槽を利用し入浴サービスを行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。 【対象者】 人浴することが困難な高齢者とは、おおむね60歳以上の者であって、床につききりの状態がおむね3ヶ月以上継続している者(1)自力で入浴することが困難な、かつ、家庭で入浴することが困難なる。(2)入浴サービスを受けることについて、家庭の同意と医師の承認を受けている者。 【内容】(1)入浴及び洗髪(2)血圧、脈拍及び体温の測定(3)健康相談、助言その他必要な措置 【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託 平成16年度予算 委託科負担額 630千円 平成16年度 利用状況(見込み)登録者 9人	【目的】 家庭において入浴の困難な、要介護者に対して入浴サービスを提供することにより、衛生管理を行うとともに、健康な生活を維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な負担の軽減を図ることを目的とする。 【事業内容】 福祉施設の特殊浴槽等を利用し、(1)入浴及び洗浄髪(2)血圧、解肪及び体温の測定(3)健康相談、助言その他必要な措置等の入浴サービスを行う。 【対象者】 町内に居住する要介護者で、家庭において入浴が困難な方(方)護保険サービス優先) 【実施方法】 津久井町社会福祉協議会に委託 【利用者負担5】 1回 1,250円 *生活保護世帯 なし平成16年度予算委託者 8,281千円利用者負担金 720千円 平成16年度利用状況(見込み)登録者人数・・・17人 延回数・・・・594回		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
62	生きがいセンターの維	持管理	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等			津久井町生きがいセンター条例・ 津久井町ミニ・ディサービス事業実施要網			
歳出予算額(平成16年度)			6,062千円			
歳入予算額(平成16年度)			0千円			
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	マ津久井町生きがいセンター管理 > 【目的】 『自的】 『自の】 『内に居住する在宅の高齢者及び心身に障害がある者の保健福祉サービスを行う施設として生きがいセンターを設置する。 【名称】 津久井町生きがいセンター 【内容】 デイサービス事業及び機能訓練事業を行うと共に、高齢者・障害福祉団体等の活動拠点として活用。 【施設概要】 建築面積 250.97㎡ 述床面積 235.78㎡ 所要室:ミニディルーム、浴室、和室、リハビリルーム、木工機械室、事務室 「東常動職員 1人【平成16年度予算】人件費 1,566千円需用費 95千円要配置】 非常動職員 1人【平成16年度予算】人件質 1,566千円需用費 270千円使用量及び賃借料 15千円 マ津和町ミニ・ディサービス事業 > 【国位の部)、「大田立感の解消、な者等に対し自立生活の助長、江立感の解消、とは大田立徳の維持向上を目的にミニ・ディサービスを行う。 【対象者】 身体障害者を下町長が認めた者 「事業内容】 町生きがいセンタ・趣味活動・送迎サービス等を行う。 【利用者) 「実施方法】「町社会福祉協議会へ委託【平成16年度予算額】 なし、「事業に要する材料費等は実費負担)【実施方法和協議会へ委託	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	社会福祉審議会児童福祉専	門公科会	A協議会 B幹事会 C専門部会		
1					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法第12条第1項· 児童福祉法第8条第1項· 市社会福祉審議会条例				
歳出予算額(平成16年度)	515千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【名称】 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 【目的】 児童福祉に関する事項を調査審議する 【主な議題内容】 こどもブラン進捗について 児童虐待防止対策等について 児委員構成】 10名 学識委験者、私立保育園長会、幼稚園協会、小学学校長会、中学校長会、児童相談所、 人権 護予に関係の数】 4回 【参考員報酬 504千円 @12,600×10人×4費用弁償 11千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	婦人保護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	売春防止法				
歳出予算額(平成16年度)	7,598千円				
歳入予算額(平成16年度)	2,685千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	売春を行う恐れのある女子の発見に努め、相談・指導を行うとともに、女性のいろいろな悩みでとの相談相手となり、助言などを行う。 【内容】 婦人相談員(非常勤特別職職員)の設置・場所 ウエルネスさがみはら(2人)・日時 月曜日 - 金曜日 (月、水、金 各々2名) (火、木、金 各々2名) 午前9時 ~ 年後5時【参考】 報酬 6,960千円 (@145,000×12月×4人) 共済費 6,960千円 (8) 大済費 424千円 需用費 40千円 需用費 40千円 無力 24千円 要保護婦人移送費等援護費 100千円 【特定財源】 40千円 ま会費等員人移送費等援護費 100千円 【特定財源】 47本・金額 2,685千円 補助金金額 2,685千円 補助金 1/2 【補助金】 47年 金額 2,685千円 相助金】 47年 金額 1/2 【補助金】 47年 金額 1/2 【補助金】 47年 金額 1/2 【補助金】 47年 4日談員業務研究会負担金 12千円 果都市婦人相談員業務研究会負担金 12千円	津久井保健福祉事務所に婦人相談員(母子自立支援員と兼務)を設置している。	津久井保健福祉事務所に婦人相談員(母子自立支援員と兼務)を設置している。	津久井保健福祉事務所に帰人相談員(母子自立支援員と兼務)を設置している。	津久井保健福祉事務所に婦人相談員(母子自立 支援員と兼務)を設置している。

合併协議車佰釆 旦	合併協議事項		東田並入夕		
合併協議事項番号			専門部会名 (現) 特別会		
29 事務事業番号	百性事務事業の収扱い 事務事業名		保健福祉部会協議ランク		
9	家庭児童相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
	厚生省事務次官通知(昭和39年)				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	3,615千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし	津久井保健福祉事務所事務のため、該当な
よず4の字条VVパイプ	家庭における乳幼児の養育・しつけ・発育に関する相談、指導とともに、学齢期の児童の全般的な相談を行う。 【内容】 家庭児童相談員(非常勤特別職職員)の設置・場所 ウエルネスさがみはら(1人)・日時 ウエルネスさがみはら 月・水・金曜日 午前9時~午後5時南合同庁舎 火・木・金曜日 午前9時~午後5時報酬 3,480千円、館費60千円、無調費25千円、旅費60千円、需開費40千円、年会費等損量金10千円【表布・金額県都市家庭児童相談員連絡協議会負担金10千円	津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している。	津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している		

合併協議事項番号	一合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		R健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	幼児養育費の助成		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	幼児養育費支給要綱(市要綱)				
歳出予算額(平成16年度)	40,800千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 幼児の保護者に対し、その養育に要する貴用の一部を支給することにより、保護者の負担を軽減し、もって次代の社会を担う幼児の健全な育成を図る。 【資格】 小学校就学前3年間の幼児の保護者が養育者 で、当年6月1日現在住民登録または外国人認可解した。 高に在籍の幼児と、6月1日在園者として相模原市な立幼稚園就園奨励補助金を受ける幼児は対験にならない。 (補注:上記の条件より、一般的には在宅の幼児を対象とした制度といえる。) 【申請時期】 9 (10月以降は遅延理由書を徴して受付け、最長12月末まで。) 子育で支援課、各出張庁、前保健福祉総合相談課で受付。(原則として郵送提出は認めない) 【支給額・支払方法】 幼児1人につき12,000円の円を11月末頃指定口座に振り込み。(当1月に合わなかった分は、2月中旬に支払)【支給費(3,400人×812,000円)40,800千円事務費(司、3,400人×815=63千円、データバンチ入力業務委託3,600件×812.08=44千円・部・第日の一般で表現を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	該当なし 【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における 小学校前3年間の幼児数 総可保育所入所児童数 約500名 対象幼児数 22名(637 - 115 - 500) 見込支給金額 22名×12,000円=264,000円	該当なし 【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における ハ学校対学前3年間の幼児数 762名 認可保育所入所児童数 241名 幼稚園入園児童数 約500名 対象幼児数 21名(762 - 241 - 500) 見込支給金額 21名×12,000円 = 252,000円	該当なし 【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における ハ学校就学前383 38名 幼稚園入園児童数 約105名 対象幼児数 45名(188 - 38 - 105) 見込支給金額 45名×12,000円 = 540,000円	該当なし 【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における 小学校育所入所児童数 50名 幼稚園入園児童数 約135名 対象幼児数 24名(209 - 50 - 135) 見込支給金額 24名×12,000円 = 288,000円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名			路議ランク	
	児童手当・特例給付事務				
11	元里于3、行例和刊事份		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
	児童手当法	児童手当法	児童手当法・	児童手当法·	児童手当法·
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	2,885,810千円	96397(当初予算 + 法改正による追加分)	107,340(当初予算+法改正による追加分)	31400(当初予算+法改正による追加分)	38,040(当初予算+法改正による追加分)
歳入予算額(平成16年度)	2,497,066千円	83345 (当初予算+法改正による追加分)	92,012 (当初予算 + 法改正による追加分)	27003 (当初予算 + 法改正による追加分)	30,165 (当初予算+法改正による追加分)
【事務事業の内容】	【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合い、児童を養育している人に手当を支給し、家庭におけるを図る。特例給付は、被用者(厚生年金保健等の被用者年金制度の破保険者等)で、児童手当の所得限度額以上、一定年後で前時例給付し、3歳以上小学校第3学年修了前時例給付し、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定年後で、100円で、100円で、100円で、100円で、100円で、100円で、100円で、10回で、10回で、10回で、10回で、10回で、10回で、10回で、10回	【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合い、児童を養白している人に手当を支給し、家庭におけるを図る。特例給付は、従用者(厚生年金保健等)で、児童手当の所得限度額以上、一定年等)で、児童手当の所得限度額以上、一定年間で、一定の限度額未満の人に支給強いと、一定年間で、一定の限度額未満の人に支給強い、一定年間で、一定の限度額未満の人に支給で、一定の限度で、一定の限度を養育し、一定の所得限の理量を養育し、一定の所得限度額以上、一定年間で、一定の所得限度額以上、一定年間で、一定の所得限度額、一定の所得限度額、一定の所得限度額、一定の所得限度額、一定の所得限度額、一定の所得限度額、一定の開始で、一定の問題、「月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月前した月の翌月分から支給月の前月まで)・支給月、2月、2日、15年度)を770円(日間、日本の記録をで、15年度)を770円(日間、日本の記録を下)の第一、15年度)が日本の記録を下)の1010回)には、15、300千円(月の1010回)には、15、700円(月の1010回)には、15、700円(月の1010回)には、15、700円(月の1010回)には、15、700円(月の1010回)には、15、700円(月の1010回)には、15、700円(月の1010回)には、15、700円(月の1010回)には、15、700円(月の1010回)には、15、700円(月の1010回)には、15、700円(月の1010回)には、15、7	【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合い、児童を養育している人に手当を支給し、家寶にあける生活の安定と児童のの健全な育成及び寶の向上を図る。特例給付は、被用者(厚生年金保険等の被用標度額以上、学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第4等年修了前特例給金、1000円、18歳に達する日以後の原理を開発している人に手当を支給し、一学校第3学年修了前の児童を養育し、一定分解機限度額以上、学校第3学年修了前の児童を養育し、一定分解機に達する日以後の見童(月額)10,000円、18歳に達する日以後の見童(月額)10,000円、18歳に達する日以後の見童(月額)10,000円、18歳に達する日以後の見童(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで)・支給月の第一日の見知の前月まで)・支給月の第一日の見知の前月まで)・支給月の第一日の見知の前月まで)・支給月の第一日の見知の前月まで)・支給月の第一日の見知の前月まで)・支給月間の前月まで)・フの場前した日の前月まで)・フの場前した日の前月まで)・フの場前した日の前月まで)・フの場前した日の前月まで)・フの場前の前月まで)・フの場前の前月まで)・フの場前の前月まで)・フの時間の前月まで)・フの時間の前月は一日の前月を開発を表しているのでは、第一日の前月を表しているのでは、第一日の前月を表しているのでは、第一日の前月を表しているのでは、第一日の前月を表しているのでは、第一日の前月を表しているのでは、第一日の前月を表しているのでは、第一日の前月を表しているのでは、第一日の前月を表しているのでは、第一日の前月を表しているのでは、第一日の前月の前月の前月の前月の前月の前月の前月の前月の前月の前月の前月の前月の前月の	【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合い、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の人に手当を支給し、家庭の内上を図る、特例給付は、被用者(厚生年金年別の一般で検索・3で、現場を持って、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給額、小学校第3学年修了前前特金を養育している人に手当を支給し、一定の限度額未満の人に手当を支給し、一定の限度の児童を養育した。 「今年度施行予定」(内容)・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額以降の児童を養育し、一定の所得限度額以降の児童を養育し、一定が開催した。 「月日前 10,000円 3人目(18歳に達する日以後の別面 3月31日までの児童の児童の出生順)・支給額 1・2人目の児童の児童の別の3月31日までの児児童の児童の記録の3月31日までの児児童の別の前月まで)、支給月の前月まで)、支給月の前月まで)、支給月の前月まで)、支給月の前月まで)、支給月の前月まで)、支給月の前月まで)、18歳に達する日以後の別面の別の3月31日までの児児童の別の前月まで)、支給児童の別の前月まで)、1500円の前月まで)、支給児童を、4,590千円(月間別により、130年度)は、1500千円(月の13年度手当負担金名、797千円(月の146年)は、1500千円(月の150千円(月の150千円)がの損担金第、797千円(月の16日間、1600千円(月の16日間、16日間、16日間、16日間、16日間、16日間、16日間、16日間、	【目的】 国、中部 中部 大学 中部

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	助産施設母子生活支援施設	入所委託事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法・ 相模原市助産の実施及び母子保護の実施に関する・ 規則				
歳出予算額(平成16年度)	17,400千円				
歳入予算額(平成16年度)	8,400千円				
【事務事業の内容】	【明産】 保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な理由により出産が困難と認められる新産婦を助産施設に入所させ、助産措置を受けさせることで、母子の保健保持を図るもの市内的産施設 総合相模更生病院のぞみ助産院独立行政法人国立病院機構相模原病院 【母子生活支援施設】配偶者のびもの者のできり、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	該当なし 津久井保健福祉事務所において実施している事業である。	該当なし津久井保健福祉事務所において実施している事業である。	津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし	津久井保健福祉事務所事務のため、該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名協議ランク				
13	(仮称)子どもの権利条例	制定事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
10				I	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
	子どもの権利条約				
根拠法令等					
TE V ATSUM					
歳出予算額(平成16年度)					
	0千円	N. W. de J	Abolt to 1		A
【事務事業の内容】	【名称】 (仮称)子どもの権利条例制定検討委員会	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【目的】	『子どもの権利条例』の策定については、子ど もにとって最善の利益が得られる配慮ができるよ			
	が保障される環境を確立する(仮称)子どもの権	うに、児童憲章・児童権利宣言などを基に研究を			
	利条例の制定の検討をする。 【委員人数】	すすめていきたいと考えております。			
	人数 15名				
	【参考】 ファシリテータ @20,000円×1名×3回				
	学識委員謝礼 @12,600円×3名×3回				
	一般公募市民 @5,000円×12名×3回				

人份协议市场变量	10.併物等更加		市明 <i>切入行</i>		
合併協議事項番号	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		
	日性事務事業の収扱い			*陸曲性型や女 協議ランク	
14	児童虐待防止事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市児童虐待防止ネットワーク設置要綱			相模湖町児童虐待防止ネットワーク運営要綱	藤野町子ども虐待防止ネットワーク運営要網 (平成16年12月施行予定)
歳出予算額(平成16年度)	567千円			15千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円			2千円	
【事務事業の内容】	【目童盧待に迅速かつ適切に対応する事業を実施する。	該当なし 保健福祉事務所が実施主体(平成14~16年度)	現在、関係課にてネットワーク構築に向け作業中。今年度中に組織を確立する予定。	【目的】 児童虐待の予防、早期発見及び適切な対応を図るとともに子どもたちの健やかな成長と健全な子育て支援を行うための諸会議などを実施。 【内容】 事務局 こども課 1 町における児童虐待・子どもや子育てをめぐる課題についての実状把握 2 支援困難とする事例、他機関との調整が必要な事例などの検討及び評価 4 関係機関の連絡調整 5 児童虐待や子どもや子育でをめぐる情報交換、研修、勉強会 (構成会議や若各会議・・ネットワークを総合的に調整相関児童相談所、津久井保健福祉事務所、県立井養護学な、津久井保健福祉事務所、県立総合廃育むか・神奈川県リハビリテーション・事養団七沢学園、津午子病院、津久井豊康社、津久井豊藤田七沢学園、津久井寺護学校、津久井寺藤川東リハビリ・通、東務邦登場では、東務邦登を行う。 ・全体会(年名と護・事例検討を通り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現在、関係課に「日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	
事務事業番号	事務事業名	協議ランク	
14	児童虐待防止事業	A協議会 B幹事会 C専門部会	
【事務事業の内容】	事務的な課題の増加・機能化などに対応する ために、月1回開催、(関係各課) 定例会議 台機関で把握しているケースの状況報告と今 後の対応方針の確認及び検討などを行なうため に平2回開催。(関係各議および児童相談所。) 育児交接教室、内以口へ、所容を担えた「中間に投資所」を提供のでは所「を提供のでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中		

合併協議事項番号	 合併協議事項		専門部会名		1
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	次世代育成支援行動計画策	定事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法· •	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法· ·	次世代育成支援対策推進法· ·
歳出予算額(平成16年度)	1,231千円	4,200千円	3,800千円	1,260千円	
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
「本成八丁算額(平成10年度)」 【事務事業の内容】	【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。 【内容】 地域における子育て支援、親子の健康に適した居住場の確保、教育環境の整家庭の両で等についた居住標境の確保、のために講ずる措置の内容を記載した行動計画と実施のために講ずる措置の内容を記載した行動計画と実施議会」を設立する。また、シンポジウムを開催する。 【策定年月】 平成17年3月 【計画期間】 平成17年度 - 平成21年度(第1期)本市では13.3策定 計画期間17年度とある「新さがみはら子どもブラン」に、計画年次を繰り上げ、『(仮称)第3次さがみはら子ともブラン』として、策定する予定。 【名称】 「お画年次を繰り上げ、『(仮称)第3次さがみはら子ともブラン』として、策定する予定。 【名称】 「お画年次を繰り上げ、『(仮称)第3次さがみはら子ともブラン』として、策定する予定。 【名称】 「お画年次を繰り上げ、『(仮称)第3次さがみばら子ともブラン』として、策定する予定。 【名称】 「お画年次を繰り上げ、『(仮称)第3次さがみばら子ともブラン』として、策定する予定。 【名称】 「お画年次を繰り上げ、『(仮称)第3次さがみばら子ともブラン』として、策定する予定。 【名称】 「お画年次を繰り上げ、『(仮称)第3次 「(仮称)第3次 「(成称)第3次 「(成称)第3	【目的】 、世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。 【内容】 地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整な家庭の両立等について目標、目標達成のために調ずる措置の内容を記載した行動計画とする。 【策定年月】 平成17年3月 【計画期間】 平成17年度-平成21年度 【参考】 、次世代育成支援地域行動計画策定 業務委託	【目的】	【目的】	【目的】

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	ファミリー・サポート・セ	ンクー推准事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
10		T			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要網・ 相模原市ファミリーサポートセンター設置要網・ 相模原市ファミリーサポートセンター事務取扱規・ 定				
歳出予算額(平成16年度)	12,178千円				
歳入予算額(平成16年度)	5,604千円				
【事務事業の内容】	【目的】 安心とゆとりをもって子育でができるよとを目からとうに、 子どもをもつ家庭を地域で支援することを目のを会員として、育児の縦に使育して、育児の相互児の相互見の地域でも実するために、する。 【運営方法】 (社福)相模原市社会福祉協議会に委託 【運営体制】 センター事務局・所在場(相模原市立会には、1個機原市立会には、1個機原市立会にの場合を表した。 (祖福)相模原市立会にの場合を表した。 (祖福)相模原市立会にの事態となる。事業の方が、1の一般の主義の方が、1の一般の主義の方が、1の一般の主義の方が、1の一般の主義の方が、1の一般の主義の方が、1の一般の主義の方が、1の一般の主義の方が、1の一般の主義の方が、1の一般の表し、1の一体の表し、1の一体の表し、1の一体の表し、1の一体の表	該当なし	該当なし	該当なし	藤野町の「乳幼児期から青年期の保健福祉計画に事業として位置づけているが未着 手

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク		
16	ファミリー・サポート・セ	ンター推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名 協議ランク				
17	児童扶養手当の認定及び支	給事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童扶養手当法	児童扶養手当法・	児童扶養手当法	児童扶養手当法・	児童扶養手当法・
歳出予算額(平成16年度)	1,692,000千円	県において支出を行なう	県において支出を行なう	県において支出を行なう	県において支出を行なう
歳入予算額(平成16年度)	1.269.000千円				
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い 保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
		申张			
18	母子寡婦自立支援計画策定	尹未 	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・ 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措・ 置に関する基本的な方針				
歳出予算額(平成16年度)	750千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的及び内容】 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための 措置に関する基本的な方針に基づき、子育で・生 活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援な どの本市における母子家庭及び寡婦施策の方向性 を示す「自立促進計画」を策定するもの 平成16年度に策定公表する 【特定財源】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	名称 母子寡婦自立支援計画策定事業補助金金額 300千円補助率 1/2				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	母子・父子家庭等援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市母子・父子家庭等福祉手当支給要綱・ 相模原市母子・父子家庭等高校進学・就職支度金・ 支給要綱・ 相模原市母子福祉資金等利子補給規則・ 相模原市補助金等に係る予算執行に関する規則	城山町母子・父子家庭等福祉交付金支給要網	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則		
歳出予算額(平成16年度)	148,826千円	2,640千円	60千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【母子・父子家庭等福祉手当】 【目的】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児 童を養育している母子・父子家庭等に対し、福祉 手当を支給し福祉の増進を図る。 【財政的な影響を把握するための基礎数値】	【母子・父子家庭等福祉交付金】 【目的】 本町に在住し、18歳までの児童を監護している 母子・父子家庭等の対象世帯に対し、月額2,000 円の交付金を支給する。	【母子・父子家庭等福祉手当】 該当なし 【参考】 ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子 家庭 112世帯	【母子・父子家庭等福祉手当】 該当なし 【参考】 ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子 家庭 38世帯	【母子・父子家庭等福祉手当】 該当なし 【参考】 ・町民税額が均等割課税以下に該当する 母子家庭・・・把握していない。
	・対象 対象者本人の市民税額が均等割課税 以下に該当する母子・父子家庭等 支給額 1世帯(月額) 3,000円 平成16年度予算額 138,663千円 対象世帯 延べ46,221世帯	【参考】 平成16年度予算額 ・対象世帯数 ・対象世帯数 ・交付金額 2,640,000円 ・所得制限については児童扶養手当法の所得制 限を適用	・町民税額が均等割課税以下に該当する父子・ 家庭 2世帯	・町民税額が均等割課税以下に該当する父子・ 家庭 2世帯	・町民税額が均等割課税以下に該当する 父子家庭・・・把握していない。
	【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 【目的】 母子・父子家庭等の中学生が進学又は就職する ときに支度金として支給し、激励するとともにそ の家庭の経済的負担を軽減する。 【参考】 ・対象 12月1日現在市内に居住し、中学3年生 を養育している母子・父子家庭等 支給額 児童1人につき 20,000円 平成16年度予算額 9,200千円 対象人数 460人	本町においては、 【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 【母子福祉資金等利子補給】 【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。	【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 該当なし 【参考】 ・平成16.3末に中学3年生を養育している母子 家庭 18世帯 ・平成16.3末に中学3年生を養育している父子 家庭 0世帯	【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 該当なし 【参考】 ・平成16.3末に中学3年生を養育している母子 家庭 6世帯 ・平成16.3末に中学3年生を養育している父子 家庭 0世帯	【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 該当なし 【参考】 ・平成16.3末に中学3年生を養育している。 母子家庭・・・把握していない。 ・平成16.3末に中学3年生を養育している。 父子家庭・・・把握していない。
	【母子福祉資金等利子補給】 【目的】 福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完		【母子福祉資金等利子補給】 該当なし	【母子福祉資金等利子補給】 該当なし	
	了している人に対し、利子を補給し、経済的負担 の軽減を図る。 【参考】 母子・寡婦・特別母子福祉資金のその年の償還 を完了した人 支給額 その年に返済した利子相当額 平成16年度予算額 900千円		【参考】 ・平成16.3末の母子家庭 182世帯	【参考】 ・平成16.3末の母子家庭 60世帯	【母子福祉資金等利子補給】 該当なし 【参考】 ・平成16.3末の母子家庭・・・把握してい ない。
	【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 【目的】 会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の充 実を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的と する。 【参考】 相模原市母子寡婦福祉協議会の活動に対し、運 営費補助を行う。 平成16年度予算額 63千円		【津久井町母子福祉会活動運営事業費補助金】 【目的】 会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の充 実を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的と する。 【参考】 津久井町母子福祉会の活動に対し、運営費補助 を行う。 平成16年度予算額 60千円	本町においては、 【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。	本町においては、 【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	母子相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
20		I			_
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
	母子及び寡婦福祉法				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	12,817千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし	津久井保健福祉事務所事務のため、該当な
	母子(父子)家庭の就職や、子どもの養育に関する相談・福祉資金の貸付け指導等を行う。 【内容】 母子自立支援員(非常勤時別職職員)の設置 ・ 場所 ウエルネスさがみはら(2人) 南合同庁舎(2人) ・ 日時 月曜日・金曜日 午前9時・午後5時 ・ 報酬 週5日勤務(1人) @295,700×12月×1人 週3日勤務(3人) @169,700×12月×3人 【参考】 報酬 11,355千円、共済費 980千円、 旅費 414千円、需用費 68千円	津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。	津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	E 111 E 111 1 1				
21	母子家庭等自立支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	x	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・ 母子及び寡婦福祉法施行令・ 母子及び寡婦福祉法施行規則				
歳出予算額(平成16年度)	24,584千円				
歳入予算額(平成16年度)	18,381千円				
【事務事業の内容】	【目子家庭の母等の自立を図るため、各種を支援 するる。 【内容】 自立 「類解 「訓練給付金 母子家庭の母等の自立を図るため、各種を支援 するる。 「内容】 自立 「類解 「訓練給付金 母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発 を支援するため、指定の職業制練終了後、 付金者 「児童扶養手当本準底の教育・日本で表演た母の書 を満た保険制度の教育・日本で表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号			協議ランク		
21	母子家庭等自立支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
<u> </u>					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	子算				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		위 기계조건 保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		議ランク		
22	母子家庭等日常生活支援事	. ***	A協議会 B幹事会 C専門部会		
22	以丁	·未	AI协議云 D针争云 C号门即云		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法。 母子及び寡婦福祉法施行規則。 母子家庭等日常生活支援事業実施要綱				
歳出予算額(平成16年度)	400千円				
歳入予算額(平成16年度)	214千円				
【事務事業の内容】	【目的】母子家庭等の生活上の困難を生活支援員の派遣により解決を手助けし、当該家庭の福祉の増進に努める。【内容】母子家庭等の病気などによる家庭機能の低下の事態に対し、生活支援員を派遣したとにより、生活支援員を派遣したとにより、当該家庭の福祉の増進に努める。【対象】母子家庭及び寡婦【派遣事由】母子家庭の傷病、短婚葬祭や公的行事への出席、死等の歌人の場所、短婚葬祭や公的行事への出席、死等の歌心事事、《事由発生後概ね6ヶ月以内)となど【派遣内容》の直りの世話、住居の清掃、生活必需品等の買い物、医療機関への連絡等、流過日数、企業事業福祉協議会へ委託【特定財源】名称 母子家庭等日常生活支援事業補助金金額 母子家庭等日常生活支援事業補助金12年刊補助率 1/2【利用料】所得に応じて負担金あり【参考】派遣数(H16見込み) 100件	該当なし福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。	該当なし福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。	該当なし福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。	該当なし福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	ひとり親家庭生活支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
20		1		I	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1,407千円				
歳入予算額(平成16年度)	702千円				
【事務事業の内容】	【目的】 ひとり親家庭等の親自身が生活の中で直面する 諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、 ひとり親家庭及び寡婦への生活支援事業を実施 する。 【対象】 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦 【内容】 育児、健康づくり等の生活支援講習会、及び生 活相談の実施方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託 【特定財源】 名称 ひとり親家庭生活支援事業補助金金額 702千円 補助率 1/2	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	母子家庭等厚生活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
<u> </u>		T		1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
101671 0 66					
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	406千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】母子家庭に対する厚生活動の一環として集い互いに情報交換する機会を提供することにより、相互扶助活動を支援する。 【対象】母子家庭の母と児童 【内容】 「湖月荘」(津久井郡城山町)への招待(年1回40人) 【実施方法】 県母子募婦福祉連絡協議会へ委託 (県、野海福祉連絡協議会へ委託 (協調して委託)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い 保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	ひとり親差額家賃助成事業	·	A協議会 B幹事会 C専門部会	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	290千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 民間の賃貸住宅に居住しているひとり親等の世帯の賃貸住宅に居住しているひとり親等の世帯の場合により立ちに書きを求められ、新しい賃貸住宅に転居するときに家賃の差額などを助成し、住み慣れた地域での居住の安定を図る。 【内容】 県の補助金の廃止をうけ、平成10年度以降は新規申請を受付けていない。現在の対象世帯は1世帯で、3年間をめどに廃止することとなっており、今後は公営住宅等への早期の入居を促すことが求められる。 【予算】 差額家賃助成費 290千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
26	母親クラブ育成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名 根拠法令等	子育て支援課相模原市母親クラブ連絡協議会補助金交付要綱	福祉推進課	生涯学習課津久井町補助金等の予算執行に関する規則	教育委員会 生涯学習課 相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	教育委員会・社会教育課 藤野町社会教育団体育成・活動補助金交付 要網 藤野町社会教育団体物品助成補助要網	
歳出予算額(平成16年度) 歳入予算額(平成16年度)	450千円		136千円	5千円		
【事務事業の内容】	【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。 【内容】 ・	該当なし 【参考】 本町においては、該当する母親クラブはないもの と思われる。	【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。 【内容】 運管費補助 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 11,300円単位クラブ補助要件 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・年間計画をさだめていること。 【参考】 15年度補助金交付単位クラブ数 4クラブ(16年4月現在)	【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。 【内容】 活動事業補助 ・単位母親フラブ 1クラブあたり 5,000円単位クラブ補助要件 ・独自の会計帳簿を構えていること。 ・年間計画をさだめていること。 【参考】 15年度補助金交付単位クラブ数 1クラブ(16年4月現在)	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	児童遊園維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	生涯学習課	児童福祉課	教育委員会 生涯学習課	教育委員会・社会教育課
根拠法令等	市立児童遊園要綱	92千円	A COLT III	相模湖町児童遊園施設維持管理要綱	
歳出予算額(平成16年度)			1,501千円	263千円	
「大学館(平成16年度) 【事務事業の内容】	【目的】 「理童に安全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置した 児童遊園の維持管理をおこなう。 【内容】 市内14箇所の児童遊園の維持管理 平成15年度から地元自治会等のアダブト制度による活動支援を導入。 アダブト制度に係る活動支援費 468,000円 管理する児童遊園の面積に応じて積算 基本館(019,000円・個商権・100㎡)×1,500円 光熱水費 143,000円 ひまわり児童遊園土地借料 1,396,000円 管理運営委託料 833,000円 【参考】 児童遊園 14箇所(総面積:14834.88㎡)	(可的) (目的) 自治会からの要望により自治会内に児童の遊び場を提供する (内容) 施設数 12箇所 (出16.8.31で1箇所返還するため9月以降は11箇所) 児童遊園地 4箇所 ・青少年広場 7箇所 管理団体 自治会 施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい 第 維持管理は自治会が行う 町から補助金等の交付はない 自治会と地権者で契約が必要な場合は、町と3者で土地使用貸借契約を行う。 ての場合は町が地権者に謝礼を支払っている 箱型ブランコ等危険な遊具は公費にて撤去する 土地借用謝礼 32,000円(8,000円×4人) 遊具撤去工事費 60,000円 【参考】 児童遊園地、青少年広場 11箇所(総面積:31,027.18㎡) うち公的機関からの借用面積 19,162.18㎡	○千円 【目的】 古くから地域の広場として親しまれた児童遊園 地や、町住環境整備条例に基づき設定された児童遊園地に小規模の遊具を設置し、児童の遊び場を 提供する。 【内容】 施設数 36箇所 (総面積 20,800.84㎡) 施設内遊具 ブランコ、滑り台、 ジャングルジム、鉄棒、うんてい 等 管理は町で行なっている。 【参考】 16年度予算 ○消耗品費 51千円 ○流設、遊具修繕料 619千円 ○施設、遊具修繕料 619千円 ○原材料費 29千円 8箇所は地主から無償で借りている。有償で借りている児童遊園地はない。	○ 〒円 【目的】 「田内各地域に設置してある児童遊園地が、子供達にとって安全に遊べるよう、自治会、育成会に管理を託を依頼し、事故のないよう安全管理に務めるとともに、地域のぶれあいの場として社会性の育成に努める。 【内容】 施設数 12箇所(1箇所整備予定) ・児童遊園地 11箇所 ・青少年広場 1箇所 管理団体 自治会,育成会 施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等 維持管理は自治会,育成会に委託する。 (管理委託料@15,000円) 【参考】 児童遊園 12箇所(総面積:約9,743㎡)	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	子どもの広場助成事業				
29	丁ともの広场的ル争来	T	A協議会 B幹事会 C専門部		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	生涯学習課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
	市子どもの広場設置要領				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	6,780千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 地域の子供たちの安全な遊び場として、自治会または青少年を育成する団体等が土地所有者と土地の無償使用賃貸契約を締結して設置・管理する「子どもの広場」に対して、各種助成をおこならことによって広場の確保を図る。 【内容】 子どもの広場を設置・管理する自治会等に対して経費の一部を補助する。 【参考】 既存広場数 122ヶ所 (平成16年4月1日) 【補助金】 施設賠償責任保険料補助金 施設賠償責任保険料補助金 整備費等補助第1/2 限度額10,000円 建設事業補助金 設置 補助率1/2 限度額200,000円 整備 補助率1/2 限度額50,000円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会	保健福祉部会	
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	児童館管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門	A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	教育委員会・社会教育課
根拠法令等	相模原市立児童館条例· 相模原市立児童館条例施行規則				
歳出予算額(平成16年度)	77,417千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進す育成を図ることを目的とする。 【内容】 (1)児童館の概要 児童館数 25館 開設時間 平日及び日曜日 午後1時から午後5時まで 土曜日 午後1時から午後5時まで 土曜日 中前9時から午後5時まで 大館官の主な行事 三世代交流事業、工作展、なかよし大会、卓球大会の 21指導 身分体制 開設時間に1人勤務 行事等の準備のため年間65日の2人勤務がある 任用期間 6カ月ごとの任用、更新有り (3)運営会長、民生委員、小校の代表者からなる。 契約は、自治会長の地域の代表者なる運営会員会を設している。契約は、自治会等の地域の代表者なる運営会員会を設している。契約は、自治会等、とき、要がを締結している。要が1事等を実施している。場別に応じて消耗品や行事等を実施している。場別に応じて消耗品を行事等を実施している。場別に応じて消耗品を行事等を実施している。保護持補修費 児童館25館の常理連営委託及び維持補修費 児童館25館の小規模修繕 【制節金】 児童健全育成推進財団会費 25,000円市児童館連絡協議会補助金 115,000円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	児童クラブ管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名 根拠法令等	子育て支援課 放課後児童健全育成事業費補助金・ 相模原市児童クラブ条例・ 相模原市児童クラブ条例施行規則	福祉推進課 •	児童福祉課 津久井町学童クラプ設置条例	こども課 児童福祉法・ 放課後児童健全育成事業補助金	健康福祉課 藤野町放課後児童健全育成事業実施要網 放課後児童健全育成事業補助金
歳出予算額(平成16年度)	188,013千円		9,160千円	1,525千円	3,448千円
歳入予算額(平成16年度)	89,094千円	独立施設なし	4,755千円 【目的】	1,005千円	1,151千円
【事務事業の内容】	「児童権出法に保護を活動では、りません。 「児童権として、保護者が民事でにより是資家庭に対し、授業終了機能として、保護者が民事でに対し提業終了を場合である。 「内容」 「カアン 「大の客」 「大の客」 「カアン 「大の客」 「カアン 「大の客」 「大のので、ないるで、ないるので、ないるで、ないるで、ないるで、ないるで、ないるで、ないるで、ないるで、ないる	系元が歴史型なし 「こどもセンター管理連営事業」に内容記載	「見童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働時により昼間家庭にいないい学生活の場を提供し、その健全な育成を担けて、保護に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場管理運営事業を行う。 「内容】 (1)児童クラグの概要 施設数・独立施設 3分から午後8時30分まで、土壌1日は中前8時30分まで、土壌1日は中前8時30分よで、土壌1日は中前8時30分から午後4時30分、長期休業日は、午前8時30分、長期休業日は、午前8時30分で、土壌10日、年本七時費用・児童がら入会保護者から徴収。(直接クラブへ支払)クラブでの主な行事・とりまつり、マスマるおもちつき会、一旦まさ、お別れ会などを実施。 (2)指導層、700円を入会保護者から徴収。(2)指導層、700円を入会保護者がら徴収。(2)指導層、700円を入会保護者がら徴収。(2)指導層、700円を入会保護者がら徴収。(2)指導層、700円での主な行事・とりまつが多いを実施。 (2)指導層、700円である。1年でよりに対して、1年でよりに対して、1年でよりに対して、1年では、1年でよりに対して、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では	「児童権福法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいないい子はに関連な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を変して、保護に対し授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、そを行う。 【内容】 (1)児童クラブの概要 施設数・独立施設 10チラグ 開設時間・放課後りは午前時30分まで、長期休業日は、午前8時30分まで、長期休業日は、午前8時30分まで、長期休業日は、午前8時30分まで、長期休業日は、午前8時30分まで、長期休業日は、午前8時30分まで、長期休業日は、午前8時30分まで、日曜日、ラブ育成料日の分よの公と、「20第一年の一日の一日では、中で、1000年の一日で、1000年の日	日童福祉業としている放課後児童 健全育成事にしない、学生児童によりは、 関連福祉業として、保護者が労働等により り昼間家庭にいない、学生児童に適切なを 図るために第全で、受け、である。 (1)児童クラウ強がは、である。 (1)児童クラかの概要 施設数、間がはまかから午後6時分まで (土曜)のから午後6時分まで (土曜)のから午後6時分まで (土曜)のから午後6時分まで (土曜)のから午後6時分まで (土曜)のから午後6時分まで (土曜)のから午後6時分まで (土曜)のから午後6時分まで (土曜)のから午後6時分まで (土曜)のから午後6時分まで (土曜)のから年後6時分まで (土曜)のから年後6時 (1)のから年後6時分まで (1)のがある。 (2)のである。 (2)のである。 (2)のである。 (2)のである。 (2)が表す。 (2)が表す。 (3)立施設 施設野町学童保育運営委員会と町 が委託契約を締結。 【参考】 (1)日年度) (3)立施設 施設野町学童保育運営委員会と町 が委託契約を締結。 【参考】 (1)日年度) (3)立施設 ・児童クラブ、34名 ・指導力数 3名 【特定の分 3名 (4)特定の分 3名 (5)1年戸ブ、34名 (5)1年戸ブ、34名 (6)1年戸ブ、34名 (6)1年戸ブ、34名 (7)1年戸ブ、34名 (7)1年戸ブ、34名 (7)1年戸ブ、34名 (8)1年戸 34名 (8)1年戸 34名 (8)1年 (8)1年 (8)1年 (8)1年 (8)1年 (8)1年 (8)1年 (

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	児童クラブ管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	(H16年度) ・児童クラブ数 34施設 (H17年4 月開設2箇所あり) ・申請者数 - 1612名 ・入会者数 - 1500名 ・指導員数 - 220名 【特定財源】 名称 児童クラブ運営費補助金金額 28.624千円 補助率 1/3 基本額 34施設 大規模加算 25施設 土日祝日開設加算 24施設 障害児加算 2施設 【使用料】 児童クラブ育成料 60,470千円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	民間児童クラブ運営費補助	仝	A協議会 B幹事会 C専門部会		
32					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市民間児童クラブ運営費等補助金交付要網 相模原市民間児童クラブ運営費等補助金取扱い要・ 領				
歳出予算額(平成16年度)	28.797千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 民間で児童クラブを設置し運営している団体に 対し、その経費の一部を補助することにより、公立児童クラブとの役割分担を踏まえつつ、地域に おける放課後児童の健全育成を図ることを目的と する。 【内容】 「施設の維持管理・運営に要する費用 補助基準 12,000円 「指導員処遇費」 児童数による。5~40人 1800千円 41~50人 2100千円 51~60人 2400千円 61~ 2700千円 「施設費」 家賃相当額 8万円までは全額 8万円を超える部分は1/2(10万円を限度) 「施設借換え時の支度金」 施設の借換、時に要する費用 家質の2月分 (16万円を限度) 【参考】 補助対象児童クラブ 7クラブ 児童数 241人	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	児童クラブ整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
33					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法、・ 市児童クラブ条例・ 市児童クラブ条例施行規則				
歳出予算額(平成16年度)	168,640千円				
歳入予算額(平成16年度)	114,595千円				
【事務事業の内容】	【目的】 児童クラブ未設置小学校区の早期開催を図る。 (宮上、若松の設置により、全小学校区(55 校)の設置我完了) 【内容】 1. 宮上小学校区児童クラブ (独立施設 定員50人、延床面積130㎡) 2. 若松小学校区児童クラブの地面ででは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名 協議ランク				
35	こどもセンター管理運営事			슾	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立こどもセンター条例・ 相模原市立こどもセンター条例施行規則	城山町立児童センター条例・ 城山町立児童クラブ条例・ 城山町立児童クラブ条例施行規則・			
歳出予算額(平成16年度)	328,608千円	18,908千円			
歳入予算額(平成16年度)	64,388千円	8,053千円			
【事務事業の内容】	【目的】機能 1.児童館の機能 (児童館の機能 (児童館の機能 (児童童福祉法による児童厚生施設) 2.地域後児童健全育成事業の機能 3.放践免童健全育成事業の機能 (児童公りず) 事業 1.健全などを通じて行う児童への集団的・個別が表現の世界を対して行う児童への集団的指導 2.子びも助長 3.その他児童の健全育成上必要な活動・事業 【内容】 センターの概要 1.センターの概要 1.センターの概要 2.施設・選査を高く室、場別を高くのといる場合を表現を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	【目的】 機能 1.子育で支援センター 2.地域能 1.子育で支援センター 2.地域と見って 2.地域と見って 3.が課金 2.地域と見って 9. 地域と見って 9. 地域と 9. での集団的・個別では 9. での 9. は 9. での 9.	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	こどもセンター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
33					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	維持補修費 (19館) 【特定財源】 児童クラブ育成料 45,003千円 こどもセンター活動事業費補助金 18,075千円 補助率1/3 労働保険被保険者負担金 1,310千円電話使用料 55千円	子育で支援センター事業補助金 3,911千円 補助率2/3			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	こどもセンター建設事業	1	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	5,268千円				
歳入予算額(平成16年度)					
『事務事業の内容』	【目的】 1.児童館の機能 (児童福祉法による児童厚生施設) 2.地域における健全育成活動を高める機能 3.放譲後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) 各公民館区(23)に各1館のこどもセンターを整備する。 整備状況 19館整備(H16.4.1現在) 【今後の予定】 大野奇地区(H19.4開設) 大野台地区(H19.4開設) 横川地区 【センターの概要】 述べ床面積 約900㎡ 施設:遊戲室、集会室、幼児室、図書室、児童 クラブ室、事務室、遊び庭または小広場	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	母子福祉資金貸付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
31		1			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・ 母子及び寡婦福祉法施行令・ 母子及び寡婦福祉法施行規則				
歳出予算額(平成16年度)	229,000千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 母子家庭、專婦等の経済的自立の助成と生活意 然助長を図るため資金の貸付を行う。 【内容】 対象:母子家庭の母及び児童、父母のない児 童(母子福祉資金貸付金)。 勇婦等(專婦福祉資金貸付金)。 資金種別:3資金 (うちづ資金は母子福祉資金貸付者の み)。 貸付利子は資金により3-10年 【予算】 事務費 2,900千円(旅費 10千円、消耗品費 131千円、印刷製本費 255千円、郵送料 1,216千円、郵便振替手数料 78千円、システム保守委託 1,210千円、多子貸付金 21,000千円、募婦貸付金 8,000千円、一時借 入金利子 100千円 (特定財源) 名称・金額 母子募婦福祉資金貸付金利子収入 453千円 連約金 56千円 母子募婦福祉資金貸付金元金・利子収入 98,509千円 母子募婦福祉資金貸付金資付事業債 86,981千円	該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。	該当なし津久井保健福祉事務所で実施している。	津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし	津久井保健福祉事務所事務のため、該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	特別児童扶養手当の調整事	務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名 根拠法令等	子育て支援課 特別児童扶養手当等の支給に関する法律・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき・ 都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政・ 令	福祉推進課 特別児童扶養手当等の支給に関する法律・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・ ・	児童福祉課 特別児童扶養手当等の支給に関する法律・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・	こども課 特別児童扶養手当等の支給に関する法律・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・	健康福祉課 特別児童扶養手当等の支給に関する法律・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施 行令・
歳出予算額(平成16年度)	0千円	神奈川県において支出	神奈川県において支出	神奈川県において支出	神奈川県において支出
歳入予算額(平成16年度)	1,104千円	29(事務費委託金)	40(事務費委託金)	16(事務費委託金)	23千円(事務費委託金)
【事務事業の内容】	【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。 【内容】 相模原福祉事務所及び南福祉事務所が、特別児童扶養手当認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定方で支援課は、特別児童扶養手当に関係する電算観票の打ち出しや打ち出し根票の相模原福祉事務所及の高福祉事務所への送付、所得状況届に必要なデータの神奈川県との調整、特別児童扶養手当事務取扱交付金の申請・報告等の事務を行う。 【参考】 平成16年3月1日現在 安給者数 707人 対象児童 726人 【特定財源】 名 称 特別児童扶養手当事務委託金金額 1,104千円	(目的) 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。 (内容) 福祉推進譲窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 (参考) 平成16年3月1日現在 受給者数 18人対象児童 21人 [特定財源] 名称 特別児童扶養手当事務委託金金額 28,840円	【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。 【内容】 児童福祉課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 26人 対象児童 26人 【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金金額 40千円	【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。 【内容】 こども課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 9人 対象児童 9人 【特定財源】名称 特別児童扶養手当事務委託金金額 16千円	【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を包含ことを目的として、手当を支給する。 【内容】 健康福祉課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状品体等川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 15人 対象児童 16人 【特定財源】 名 称 特別児童扶養手当事務委託金金額 23千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29			保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	ひとり親家庭等証明書等発	行事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
				In this in the second	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課 特定者用定期乗車券発売規則(旅客鉄道株式会社・ 公告)	福祉推進課 特定者用定期乗車券発売規則(旅客鉄道株式会社・ 公告)・	児童福祉課 特定者用定期乗車券発売規則(旅客鉄道株式会社・ 公告)	こども課	健康福祉課
根拠法令等	公司)	·	(24.5)		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図っため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。 【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書」の受給者又は同一世する者資格証明書多の受験事事等を購入き物である。 副引となるため、相撲原本者開入。 一世する者の事態。 「表別の通動定期乗車券時間、一世の事態。 「表別の通動で制力で、一個人の事態を発行する。」 「相撲原本の上り親家庭等に関する。」 「相撲原本の上り親家庭等に関する。 「表別の上り親家庭等に関する。 「表別の上の大力で、相撲原本の上の大力で、相撲原本の上の大力で、一個人の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。 【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童技養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通過定期乗車券を購入も特定者資格証明書を登付する。名割引となるため、申請に乗車券購入証明書を発行する。相模原市ひとり親家庭等施設利用証し本町においては、該当するものはなし。神奈川県母ではは、該当するものはなし。本町にお金の減免児童技権のうち基本料金の部とではなく、水道料金のうち基本料金のではなく、水道内では、水道内で、水道内で、水道内で、水道内で、水道内で、水道内で、水道内で、水道内で	【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。 【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童技養手当の受給者又は同一世帯の家族 がJRの通動定期乗車券を購入する場合、3 割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発 行する。 【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 0件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件	【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。 【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族 がJRの通動定期乗車券を購入する場合、3 割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。 【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 0件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件	【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。 【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期 乗車券間の一世帯の家族がJRの通勤 定期乗車券を購入する場合、3割引となるため申請者用定期乗車券購入証明 書を発行する。 【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 1件 特定者用定期乗車券購入証明書 の発行件数 4件

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29			保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	保育料				
6	休月科		A協議会 B幹事会 C専門部会		1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課・収納課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
	市保育所入所者費用徴収規則	城山町立保育所条例 城山町立保育所条例施行規· 則	津久井町保育所条例・ 津久井町保育料徴収規則	相模湖町保育所条例施行規則	藤野町保育の実施に関する条例 ・ 藤野町 保育の実施に関する規則
根拠法令等					
似拠点マ寺					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	1,703,287千円	49,495千円	65,184千円	16,388千円	16,007千円
【事務事業の内容】	【目的】 保育所が運営する経費(児童に必要な保育経 費、職員の人件費、施設の維持管理等)の一部を 保護者が負担する。	【目的】 保育所が運営する経費(児童に必要な保育経費 職員の人件費、施設の維持管理等)の一部を保護 者が負担する。	【目的】 保育所が運営する経費(児童に必要な保育経 費、職員の人件費、施設の維持管理等)の一部を 保護者が負担する。	【目的】 保育所が運営する経費(児童に必要な保育経 費、職員の人件費、施設の維持管理等)の一部を 保護者が負担する。	【目的】 保育所が運営する経費(児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等)の一部を保護者が負担する。
	【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳児、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて26階層	【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳以上児 階層区分 保護者の所得に応じて7階層	【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳児,4歳以上児 階層区分 保護者の所得に応じて7階層	【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳以上児、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて7階層	【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて7階層
	【参考】 保育所分(私立+公立) 入所児童見込数 81,223人 1.695,627千円 延長保育負担金(公立) 対象児童見込数 1,620人 約6,032千円 家庭保育組祉員分 委託児童見込数 延べ36人 約1,626千円	【参考】 保育所分(私立+公立) 人所児童見込数 2,304人 約49,495千円	【参考】 保育所分(私立+公立) 入所児童見込数 3,024人 約65,184千円	【参考】 保育所分(管内·委託分) 16,388干円	【参考】 保育所分(管内·委託分) 16,007千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	公立保育所の管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	・市一般職の臨時的任用職員等の給与及び勤務条・ 件に関する規則・	城山町職員の給与に関する条例、城山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、城山町臨時的任用 職員及び非常勤職員の給与等に関する規則	津久井町一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員・ の給与及び勤務条件に関する規則	相模湖町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及・ び勤務に関する規則	藤野町臨時職員給与等に関する規則
歳出予算額(平成16年度)	746,315千円	55,365千円	88,086千円	18,474千円	28,405千円
歳入予算額(平成16年度)	58,928千円	44,440千円	26,904千円	15,613千円	13,316千円
【事務事業の内容】	【内容】 保育所の職員数 (H16.4.1現在) 保育所の職員数 (H16.4.1現在) 保育土数 (正規職員) 335人 (各保育園に園長、副園長、地域担当各1名配置) 中籍 2 0歳 3: 1 1歳 4 : 1 (国6:1) 2歳 6: 1 3歳 2: 0: 1 4歳 3: 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	「内容子」 「保育所の職員数(H16.4.1現在) 「保育所の職員数(H16.4.1現在) 「保育」数(正規職員・但し、所長を除く) 2.9人(各保育職別・保育土の、1.2、1.3、1.3、1.3、1.3、1.3、1.3、1.3、1.3、1.3、1.3	【内容】 保育所の職員数(H16.4.1現在) 保育計数(正規職員・但し、所長は課長兼務の ため除く)。 35人 (各保育所に所長代理,または所長補佐を配置)・保育担当職員の配置基準 年齢 関児:保育士 0歳 3:1 1歳 4:1(国6:1) 2歳 6:1 1歳 3。1 1 5。1(国20:1) 4歳 30:1 5。30:1 6:1 6:1 6:1 7人(正規職員) 7人(正規職員) 7人(正規職員) 7人(正規職員) 7人とも常動時間で4人を配置 栄養土が5保育所で1名 序務作業員の配置 公立保育所で1名 序務作業員の配置 公立保育所で1名 序務作業員(座体、海体等代替職員の雇用 臨時的任用職員(産体、海体等代替職員の雇用 臨時的任用職員(産体、海体等) 年間 2名分 非常勤職員(年休,過係、土曜補充等) 延べ1266人、他延長保育10人6734時間 【参考】 産育休・傷病体等の代替職員にかかる経費 3,810年7 備品規入・給食財材料の購入等、施設運営にかかる経費 1,833千円 燃料費・警費の提供を開放の維持管理にかかる経費 5,874円 施設修繕にかかる経費1,000千円 各保育園の保育教材及び消耗品にかかる経費 2,966千円	【内容】 職員数 (H16.4.1現在) 保育所の職員数 (H16.4.1現在) 保育 大阪 (正規職員) 9人 (各保育期間 の配置基準 年齢	【内容】 職員数 (H16.4.1現在) 保育所の職員数 (H16.4.1現在) 保育土数 (正規職員)・但し、所長を除く) 6人 保育土補助員1人(正規職員)・保育計職員の配置基準年齢 圏児・保育士 1成 6 : 1 2歳 6 : 1 2歳 6 : 1 2歳 6 : 1 3歳 2 0 : 1 4歳 3 0 : 1 5歳 5 1 5 1

合併協議事項		専門部会名			
各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業名		協議ランク			
認定保育室補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会			
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
保育課 相模原市認定保育室助成金交付要網·	福祉推進課 城山町認定保育施設補助金交付要網- 認定保育施設補助金交付要網	児童福祉課 津久井町小規模保育施設補助金交付要網	こども課	健康福祉課 藤野町小規模保育施設運営費補助金要網	
244,286千円	192千円	1,416千円		2,169千円	
0千円	0千円	0千円		0千円	
中核市移行に伴う、市単独事業。 【目的】 増大する保育需要に対応するため、相模原市認定保育会に助成するにとで入所児童の適切な強調を図り、その一環とする。 【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設で、施設は除く。 児童定員 10人以上開所時間原則として、1日11時間以上施設責任者と認めるもの・一般を主とのに対して、1日11時間以上施設責任者と認めるもの・一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では	(目的) 増大する保育需要に対応するため、保育に欠ける児童に対し適切な保育が図られるよう場を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。 (内容] 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。 児童定員 10人以上開所時間 原則として、1日11時間以上施設責任者と認立のなるもの、職員の経済を認めるもの、財産が確保されている。 戦権、保育な保育環境が確保されている置、機等な保育環境が確保が、計画、訓練の設置、定案を認定の審査については、神奈川県が行なう。町は、認定の審査については、神奈川県が行なるの年齢や児童数に応じた助成を行なう。 「参考」・町外の認定保育施設(室)への入所児童数2人(相模原市2園)	【目的】 保育需要の多様化に対応するため、保育にかける児童に対し適立な保育が図られるよう遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。 【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の優別を解消である。 【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の係育を行うことを目的とする保育施設にあり、次の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。 児童定員 (人)	該当なし	【目的】 【目的】 【保育需要の多様化に対応するため、保育にかける児童に対し適切な保育が図られるのよう保育施設に対し適切な保育で図られるの。 【内容】 【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育が吸入での要件能設で、特機児童解消策の一環とする。 【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育をなるとで、待機児童解消策の一環とする。 【内容】 公立及び利立とを目的とするなお、企業及び病院等ははで、職員の福利厚生のための施設で、職員の福利厚生のための施設・職員原則として、1億所時間原則として、1億所時間保管と認めるもの職員原則として、1億所等に対した。 「最近、行政、企業のでは、100元	
	事務事業名 記定保育室補助金 相模原市 保育課 相模原市 保育課 相模原市認定保育室助成金交付要綱・ 244,286千円 の干円 中核市移行に伴う、市単独事業。 【目的】 増大する保育需要に対応するため、 植模原中認定保育室に助成するため、 植機原体処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。 【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育要が高温が高いで、第一次の設定を関い、といるといるといる。 「内容」 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育要に対応を満したすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。 児童定員 原則として、1日11時間以上施設責任者と認め着もの施設は除く。 児童定員 原則として、1日11時間以上加設責任者と認め着もの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の保育と記が適宜のは、1日11時間以上加速資産のは、1日11時間は、1日11時間は、1日11時間は、1日1時間に対して、1日11時間は、1日1	事務事業名 記定保育室補助金	保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保護原市 保護原市 採山町 洋久井町 保育課 保護原产 保護保護 保護保育 保証保育 保証保育	保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 日標原力 水山町 本人井町 日標周囲 大坂山町 東久井町 日標周囲 大坂山町 東久井町 日標周囲 東久井町 日標開間 東久井町 日度開間 東京町	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
古州協議事項留亏 29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	コミュニティ保育推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	市コミュニティ保育推進事業補助金交付要網・					
歳出予算額(平成16年度)	5,099千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
23.33.33.33.33.3	家庭で乳幼児の養育をしている保護者の育児不安や孤立感などの解消手段の一つとして、地域で 親子のグループを作り保育を通して、育児知識や 技術を高めるコミュニティ保育活動を促進する。	【参考】 ・グループ数 4 ・対象者数 約60人	【参考】 ・グループ数 1 ・対象者数 約30人	【参考】 ・ファミリー・サボートウ・ルーフ・ 1 ・育児サークル 3	(参考) グループ数 5 対象人数 5 3人	
	【内容】 小学校就学前の児童が10名以上在籍し、原則 として週1回以上1回2時間以上の活動を行う グループに対して助成する。 助成内容 運営費:年額40,000円+乳幼児数 ×1,600円 保険料800円×乳幼児数 【参考】 ・グループ数 50 ・対象者数 約1,300人			対象者数 約35人		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	児童福祉関係団体補助金		Misia B幹事会 C専門部会			
10	元里佃仙 关	1	AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	695千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 児童福祉関係団体に補助を行い、児童福祉行政 の活性化を図る。 【内容】 相模原保育ウイーク実行委員会補助金 相模原保育ウイーク(保育所等の保育内容を地域住民に理解並びに周知するためのイベント的 なもの)のを行動動力実行委員助成する。 相模原市の保育主会補助金 市内認可保護査及び研修等を行う地で、 保育研究調査との保育主会に対して、公所動費用を助成する。 相模原市園園長会にあける苦情処理の方方等等)にたいして、公活動費用を助成する。 相模原保育園長会にあける苦情処理を助成する。 相模原保育室連絡協議会 相模原保育室連絡協議会 相模原保定定保育するための活動費用を助成する。 【参考】 間での対象団体数 各 1 補助予定額 260千円 255千円 144千円 36千円	該当なし【参考】 ~ 間での対象団体数 0	該当なし 【参考】 ~ 間での対象団体数 0	該当なし 【参考】 - 間での対象団体数 0	該当なし【参考】 ~ 間での対象団体数 0	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
11	入所児童災害見舞金		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名 根拠法令等	保育課 市児童生徒災害見舞金条例・	福祉推進課 城山町立学校等災害見舞金支給条例、城山町立学- 校等災害見舞金支給条例施行規則	児童福祉課	こども課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	50千円	30千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾 疾、身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付す る。 【内容】 医療見舞金 10~200万円 死亡見舞金 200万円 特別見舞金 20万円以内 歯科見舞金 歯1本につき、5万円 【参考】 偶発性が高い給付のため、特にありません。 (平成15年度決算金額 104千円) *上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。	【目的】 保育所障の管理下における入所児童の負傷、疾病。身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。 【内容】 医療見舞金 1~35万円障害見舞金 5~100万円 中慰見舞金 100万円 【参考】 【優発性が高い給付のため、特にありません。(平成15年度決算金額 0千円) *上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。	該当なし 【参考】 件数 15件(スポーツ振興センターへの請求)	独立法人日本スポーツ振興センター、災害共済に加入	独立法人日本スポーツ振興センター、災害共済に加入		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
12	民間保育所入所児童保育委	託	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	 市保育所入所児童委託費支弁要綱 市保育所運営委託料交付要綱 市障害児保育推進事業委託料交付要綱 市開所時間延長促進事業委等委託料交付要綱 					
歳出予算額(平成16年度)	4,976,053千円					
歳入予算額(平成16年度)	2,184,298千円					
【事務事業の内容】	【目的及び内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	保育所入所児童保育委託 相模原市が児童福祉法第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合の、保育所での保育所での保育所での実施に要する費用を民間保育所に要するで、第45条の最所に要するために要する。保育所運動では、1000円の関係では、1000円の関係では、1000円の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	*城山町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強性進費 都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。 【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。	* 津久井町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育土専任加算・保護機・強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。 【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。	*相模湖町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員権上加算・主任保育士専任加算・保護機能とは推進費、場合のまた。 民間保育所に対して支出を行なっている。 【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。	* 藤野町内の児童が管外の民間保育所に 入所した場合において、国で定めた年齢 ごとの保育単加算・採暖費・施設機会・施設機会に 保育士専任加算・採暖費・施設機会に 連費、都や市ごとに定められた加算分等に ついては、民間保育所に対して支出を行な っている。 【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費 については生じることはないと思われる。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	民間保育所助成費	Data Mark P. P.			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	 市乳児保育推進事業委託料交付要綱。 市民間保育所進設整備費補助金交付要綱。 市民間保育所借入價還金補助金交付要綱。 市民間保育所土地賃借料補助金交付要綱。 市分園設置運営補助要綱。 市市内民間保育所運営資金貸付金貸付要綱他 				
歳出予算額(平成16年度)	609,584千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	【目問及び内容】 民間保育の一部の補助を行う。具体的には次の 13項目。 乳児保育区准事業補助金 特別投育科目設定事業補助金 特別投傷費補助金 借入價度料補助金 分園施設質構料補助金 分園施設質構料補助金 分園施設質情料補助金 分園施設質情料補助金 時間保見性事業補助金 病後児保育事業補助金 病後児保育事業補助金 病後児保育事業產在、596千円 対象: 16施設 事業費24,100千円 対象: 26施設 事業費28,596千円 対象: 26施設 事業費28,34千円 対象: 26施設 事業費28,934千円 対象: 26施設 事業費28,904千円 対象: 26施設 事業費28,904千円 対象: 26施設 事業費3,645千円 対象: 26施設 事業費3,645千円 対象: 36施設 事業費3,845千円 対象: 36施設 事業費280千円 対象: 36施設 事業費3,845千円 対象: 36施設 事業費3,845千円	該当なし 【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。	該当なし 【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる	該当なし 【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる	該当なし 【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生 じることはないものと思われる

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
14	家庭保育福祉員委託事業		M協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課		
根拠法令等	市家庭保育福祉員に関する規則・	城山町家庭保育福祉員に関する規則	津久井町家庭保育福祉員に関する規則				
歳出予算額(平成16年度)	6,680千円	2,100千円	235千円				
歳入予算額(平成16年度)		709千円	236千円				
【事務事業の内容】	【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童(3歳児未満)を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。 【内容】 次の9項目を委託。 保育単価基本分 児童1人あたり@87,070円 給食助成費 児童1人あたり@ 400円 長時間保育費 月5,500円 保付 10~3月) 月2,500円 保付 10~3月) 月2,500円 保育雇用助成費 福祉員1人あたり 月26,040円 保育契励金 26,000円 【参考】 家庭保育福祉員数 2名委託(入所)児童数 5名	【目的】 「児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童(3歳児末満)を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。 【内容】 2歳未満児1名(12ヶ月)の保育を2名の家庭保育福祉員に委託 <成出 > 委託料 85,000円×12ヶ月×2人=2,040,000円保育奨励費 30,000円×2人= 60,000円合計 2,010,000円【特定財政育福祉事業負相金 225,000円家庭保育福祉事業負担金 484,000円【参考】家庭保育福祉員数 2名委託(入所)児童数 2名	【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童(2歳児未満)を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。 【内容】今年度申請なし 〈歳出〉 委託料 1歳以下56,000円 2歳 51,000円 (6ヶ月以上の受託者) 【特定財源】 〈歳入〉 家庭保育福祉事業負担金 236,000円 【参考】 家庭保育福祉員数 1名 年間6ヶ月 委託(入所)児童数 1名 年間6ヶ月	該当なし	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	保育所施設整備事業				
15	休月別旭政登湘事耒		A協議会 B幹事会 C専門部会	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	112,610千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 保育環境の改善を図るため公立保育所の4歳以上の保育室及び安全な給食のために調理室への冷房設備を設置する。並びに相模原保育園の老朽化等に伴う施設整備を行う。 【内容】 冷房設備設置関係 平成16年度冷房設置工事対象園:4園 平成17年度冷房設置工事対象園:2園 (平成17年度で冷房設置工事は終了予定) 相模原保育園改修開係 仮設園舎土地賃借、仮設園舎建設(リース)、平成17年度以降改修工事予定。 【参書】 今後の大規模な公立保育園施設整備予定田名保育園 平成18年度建設、平成19年度現園舎解体(現在の園舎から別の敷地へ移設となる)。	該当なし 【参考】 (待機児童解消のための保育室等の増築(改築)、 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。	該当なし 【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具 体的な事業化には至っていない。	該当なし 【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具 体的な事務事業化には至っていない。	該当なし 【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
				D松市人 C市田切る		
16	公立休月別氏呂化推進事業	·	A協議会 B幹事会 C専門部会	<u></u>		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市公立保育所活性化・民間移管計画					
歳出予算額(平成16年度)	28,262千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 多様化する保育ニーズへの対応、民営化により 生じる人材の有効活用、限られた財源の有効活用	該当なし 【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。	該当なし【参考】現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。	該当なし 【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。	該当なし 【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はあ りません。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
17	保育所の設置認可等		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課		
根拠法令等	相模原市民間保育所設置認可等事務取扱要綱-						
歳出予算額(平成16年度)	0千円						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
【事務事業の内容】	【内容】	該当なし	 該当なし	 該当なし	 該当なし		
	認可を行おうとする法人(若しくは個人)との 事前協議 児童福祉審議会への報告 施設認可、変更認可に係る指導 【参考】1	【参考】 神奈川県で行なっている事務事業である。	【参考】1 神奈川県で行なっている事務事業である。 【参考】2 平成16年4月1日現在	【参考】 神奈川県で行なっている事務事業である。	【参考】1 神奈川県で行なっている事務事業である。 【参考】2 平成16年4月1日現在		
	平成15年度認可実績 1圏(平成16年4月1 1日付で分園から認可保育所へ) 当該保育所の設置認可事務については、民間保育所の施設整備とあわせて2名の担当職員で行っている。認可の件数や内容によって事務量は異なってくるため、一概に当該事務の必要人員は確定できないが、書類の数量も多く事前協議等に時間がかかるため、最低1名の人員は必要と思われる。		保育所一覧 ・公立保育所 5園 ・認可外保育園 2園(公立) ・		保育所一覧 ·公立保育所 1カ所		
	【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育園 18園(添付ファイル参照) ・民間保育園 36園(内2園に分園あり) ・認可外保育園 60園(内19園は認定保育室) 認定保育室 一定以上の基準に達している 認可外保育施設に対して助成費を交付。						
	公立・民間保育園定員 6,298人 内 公立 2,360人 民間3,938人 入所児童数 6,513人 内 公立 2,418人 民間4,095人						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	老人福祉法に規定する福祉	の措置	A協議会 B幹事会 C専門部会			
		T		I	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法·	老人福祉法・	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	養護老人ホームへの入所措置	養護老人ホームへの入所措置	養護老人ホームへの入所措置	養護老人ホームへの入所措置	養護老人ホームへの入所措置	
【事務事業の内谷】	(目的) 1 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭 の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。 (方法】 人所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 人所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 相模原福祉事務所 34名 南福祉事務所 38名 合計72名 精別養護老人ホームへの入所措置 (目的) やむを得ない事由(家族からの虐待を受けているないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在)により介護保険法に規定をする介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。 (方法] 本人の状況を勘案し、入所指針に基づいて随時福祉事務所が決定する。 現在相模原福祉事務所・南福祉事務所とも 0件	(目的) 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭 の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要 な介護を受け生活する。 (方法) 人所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置 る。 人所判定委員会は「老人ホームへの入所措置 3 世界である。 大師判定委員会は「老人ホームへの入所措置 4 世界である。	(目的) 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。 (方法】 人所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置る。 (本)所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準に基づきその要否を決定する。 (本)所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準に基づきその要否を決定する。 (本)	(目的) 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭 の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。 【方法】 人所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 該当者:2名 特別養護老人ホームへの入所措置(該当事業なし)	(目的) 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。 (方法) 人所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	児童福祉法に規定する福祉	の措置及び保育の実施	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	児童福祉法・ ・第22条(助産の実施)・ ・第23条(母子保護の実施)・ ・第24条(保育の実施)・ ・第25条の2(事務所長の採るべき措置)	児童福祉法・ ・第24条(保育の実施)	児童福祉法・ ・第24条(保育の実施)・	児童福祉法・・第24条(保育の実施)	児童福祉法・ ・第24条(保育の実施)	
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 (目的) (保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、認可保育所4個(私立36個、公立18團) 定員6,298人。人所児童数6,513人(內障害児73人、管外受託児173人) ・新規入所申込者(4月1日入所希望者)の受付平成16年度新規入所申込児童1,382人、入所児童1,386人 ・ 年度途中所以完全1,386人 ・ 年度途中人所則整1,387人、內入所児童828人 ・ 在園児の継続面接 平成16年度対象児童5,499人 度途手続き事務 助産の実施 保健上必要があるにもかかわらず経済的理由等により入院助産ができない妊婦できない妊婦できない妊婦できない妊婦のより、の子の財産により入院助産ができない妊婦できない妊婦のより、の子の財産できない妊婦の大保護の実施 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子が含っての配偶者の監護すべき児童に関係の状るべき場合に申請により実施する。 15年度県外の3施度、3家族実施。 福祉事務所長の採るべき措置 必要に応じて措置を採る。 【事務手順】 保育の実施 でいまり、15年度時の対象が、15年度時の対象が、15年度時の対象が、15年度時の対象が、15年度時の対象が、15年度時間、15年度期間、15年度時間は、15年度時間、15年度時間、15年度時間、15年度時間、15年度時間、15年度時間、15年度時間、15年度時間、15年度時間	【目的】 【目的】 【保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合 に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、 公立7園〈内町立2園〉 139人 私立13園) 26人 町立2園 定員150人 入所児童数140人(内受託 12人) 新規入所申込者(4月1日入所希望者)の受付 平成16年度新規入所申込児童54人 内入所児 童32人 その他には、年度途中入所申込者の受付、年度 途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手 続き事務等があり ・・については、津久井保健福祉事務所において実施	【目的】 【目的】 【目的】 【信の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合 に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、公立9園 〈内町立5園 〉 249人 私立4園) 5人 町立5園 定員379人 入所児童数254人(内受託27人,障害児 2人) 認可外町立保育園園 定員115人 入所込度(有別型) 不成16年度保育所新規入所申込児童68人 内入所児童68人(他児童保育園19人) その他には、年度途中入保育期間変更等の手続き事務等があり ・ については、津久井保健福祉事務所において実施事務手順】 保育の実施 ・新規申込む受付は市内各保育所(7園)、児童福祉課で行なつう。町広報で周知する。 ・年度途中の申し込みは、児童福祉課で受付。入所日は各月1日(緊急入所は随時)	【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合 に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、公立3園 定員180人 入所児童数53人(内受託 3人) その他には、年度途中入所申込者の受付、年度 途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手 続き事務等があり ・ については、津久井保健福祉事務所にお いて実施	【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、公立1 園 定員60人 入所児童数59人(内受託 1人) その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり ・・については、津久井保健福祉事務所において実施	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
8	母子及び寡婦福祉法に規定	する福祉の措置	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課		
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 ・第9条(福祉事務所)・ ・第13条(母子福祉資金の貸付け)・ ・第15条(居宅等における日常生活支援)・ ・第31条(母子家庭自立支援給付金)						
歳出予算額(平成16年度)	0千円						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
【事務事業の内容】	【目的及び内容】	該当なし	該当なし	該当なし 津久井保健福祉事務所で実施	該当なし 津久井保健福祉事務所で実施		
	母子父子家庭及び寡婦の相談、指導、調査、 業務の実施 母子父子家庭及び寡婦からの相談に応じそ の福祉に関し必要な業務を行う。母子自立支 援員が業務を行う。	津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている。	津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている				
	母子寡婦福祉資金の貸し付け 経済的な自立助成と生活意欲の助長と扶養し ている児童の福祉増進のため資金の貸し出申請 の受付を行う。 ・母子寡婦福祉資金(事業開始資金他12資 金)						
	・母子福祉資金等利子補給						
	日常生活支援事業実施 母子父子寡帰家庭等で日常生活に支障をきた している家庭への家事援助等について家庭生活 支援員の派遣申請の受付を行う。						
	自立支援教育訓練給付金の給付 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座など受 講した場合、母子家庭の母の自立促進を図るた めに給付金支給の申請受付を行う。						
	高等技能訓練促進費の支給 母子家庭の母が看護師などの資格を取得する ために養成校へ通う場合の促進費支給の申請受 付を行う。						
	【事務手順】 は、母子自立支援員が申請受付、子育 て支援課が審査、決定し通知発送。						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	身体障害者福祉法に規定す	る福祉の措置	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法 障害者生活訓練コミュニケーション支援事業(国) 障害者のあかるい くらし促進事業(国) 身体障害者自立支援事業(国) 市障害者手帳交付診断科助成事業市身体障害者補装具費等事故負担金補給要網外・	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法・	身体障害者福祉法・・・	
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	身体障害者手帳交付事務	身体障害者手帳交付事務	身体障害者手帳交付事務	身体障害者手帳交付事務	身体障害者手帳交付事務	
2300030000000000	【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用 するために証票として交付する。 交付状況 相模原福祉 7,953人 南福祉 4,975人 合計 12,928人	【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用 するために証票として交付する。 交付状況 78人	【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用 するために証票として交付する。 交付状況 95人	【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用 するために証票として交付する。 交付状況 78人	【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度 を利用するために証票として交付する。 交付状況 78人 更生医療	
		更生医療 【自的】 自的】 自体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する 費用を支給する。 補装具の交付 【自的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を 補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を 行う。 一常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された 日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された 日常生活用具を には近くないである。 住宅設備改善費助成 「自的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便 所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書 により一定の制限がある。 天井走行移動リフト設置(限度額40万円で所得 により一定の制限がある。 天井走行移動リアト設置(限度額5万円) 環境制御装置(限度額60万円) 環境制御装置(収度額5万円) 環境制御装置(収度額60万円) 環境制御装置(収度額5万円) 環境制御装置がファフリー化支援に要する視覚及 び上肢機能障害の者が使用するパソコンの 周辺機器及びソフト等(限度額10万円)	更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する 費用を支給する。 補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。 日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具の給付【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関連の・一般である。限度額40万円で所得により一定の制限がある。 天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額00万円) 環境制御装置(限度額00万円) 環境制御装置(限度額05万円) 環境制御装置(限度額05万円) 環境制御装置(限度額5万円) 環境制御装置(限度額5万円) 環境制御装置がプラールで支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパンの 周辺機器及びソフト等(限度額10万円)	更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する 費用を支給する。 補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を 補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を 行う。 日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された 日常生活用具を給付又は貸与する。 住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・標所・玄関・台下・原下等の改善工事)見積書に基づき調子、決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。 天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 規境障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 視覚障害者が使用するパソコンの 周辺機器及びソフト等(限度額10万円)	【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときさは それに要する費用を支給する。 補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある 部分を補補うために用いられる用具(補装 具)の交付及び修理を行う。 日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるようする。 住宅設備改善費助成 【目的】 事体障害者の生宅の改善工事等の費用を もれた日常生活用具を給付又は貸与する。 住宅設備改善費助成 【目的】 事体障害者の住宅の改善工事等の費用を 助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備、必善費助の不事等の 改善工事更額40万円で所得により一定の制限がある。 天井走行移動リフト設置 (限度額100万円) 環境間100万円) 環境間100万円) 環境間100万円) 用度整合が、リアフリー化支援に使用する を記している。 での制度がある。 大井走行移動リフト設置 (限度額100万円) 環境管部が、リアフリー化支援に使用する を記している。 では、対象を では、対象を のもいるが、対象を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	身体障害者福祉法に規定す	る福祉の措置	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	自動車運転免許取得・改造助成事業 【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。 【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動 車教習 所でかかった技能教習費の 3分の2 (限度額10万円)の助成を行う。自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。 身体障害者自立支援事業「ケア付住宅」 【目的】 身辺の介護や生立するための支援を行う。 【内容】 申請に基づいて入居の決定を行う。(常時医療ケアの必要な者は利用できない)	自動車運転免許取得・改造助成事業 【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。 【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2(限度額10万円)の助成を行う。自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。	自動車運転免許取得・改造助成事業 【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。 【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2(限度額10万円)の助成を行う。自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。		自動車運転免許取得・改造助成事業 【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習 費の一部を助成する。また、障害に適した運転操 作の改造費の一部を助成する。 【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動車 所でかかった技能教習費の3分の2(限度額 10万円)の助成を行う。自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル 等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
10	6-11 ph		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課知的障害者福祉法·	健康福祉課	
根拠法令等	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法 知的障害者福祉法施行細則	知的障害者福祉法 · 知的障害者福祉法施行細則 ·	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	知的障害者福祉法	
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる。 日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者信むき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。 【方法】 身体障害者に持ちている。 「方法】 身体障害者事帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。 職親委託 【目的】知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、生活期間で積に対しる定着性を高める。 乗育手帳の交付 【目的】知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親を預ける定者にを書いるとも、一定期間では、生活に、知的障害と知らなともに、知的障害児者に対ける定着性を高める。 解視と、知的障害児者に対ける各種の援助措置を受けたする、知の障害児者に対する各種の援助措置を受けたする。 相模原福祉 846人合 計 2.377人 【方法】申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。 知的障害者福祉ホーム 【目的】 低額料金で住居を求めている知的障害者に対し、居室との世の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。 【方法】申請に基づいて決定する。	相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生 活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支 援を行う。 日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知 的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための 用具を給付もしくは貸与する。 【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用 具について申請書・見積書を確認決定する。 職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職 親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。 療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行なうとともに、有各種の援助を受けやすくするため に手帳を交付する。 知的障害者福祉ホーム 該当者なし	相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生 活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支 援を行う。 日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知 的障害者につき、日常生活上の便宜を図 るため の用具を給付もしくは貸与する。 【方法】 身体障害者 手帳等の記載に基づき定められた用 具について申請書・見積書を確認決定する。 職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職 親に預け、生職場における定着性を高める。 療育手帳の交付 【目的】 知的障害と監場における定着性を高める。 療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対けするを交付する。 平成15年度実績 新規 8件 更元(5件 【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。 【参考】手帳所は5年4月1日現在 128人 平成16年4月1日現在 133人 知的障害者福祉ホーム 該当者なし	相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生 活、金銭管管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。 日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。 【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申書書・見積書を確認決定する。 職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職権に預け、定職場に預け、を職場に預け、を職場に預け、を職場に預け、を職場に預け、を職員を行い、定期である。 療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対けするを受けやするまめに手帳を交付する。 知的障害者福祉ホーム 該当者なし	相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就 労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等に ついて相談支援を行う。 日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活を貸与する。 (方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定 職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生導及び技能習得を行い、開開職親に預け、生活導及び技能配置待を行い、開開職職に入口、日本により、一定訓職職に入口、日本により、一定計算を行い、一定訓職職に対して一貫した指導・相談を行うの受け、一般ので付し、知的障害ともに、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、知りを書き、記述は、また、知りを書き、記述は、また、また、記述は、また、記述は、また、記述は、また、記述は、また、記述は、また、記述は、また、記述は、また、記述は、また、記述は、また、また、記述は、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
	事務事業名		協議ランク				
11	(生活保護法に規定する保護の決定、実施)	他その他生活保護法の施行に関する事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	福祉推進課		
	生活保護法		生活保護法				
根拠法令等							
歳出予算額(平成16年度)	10,085,559千円						
歳入予算額(平成16年度)	7547777千円						
【事務事業の内容】	披保護世帯等(平成16年4月1日現在)	該当なし	該当なし	該当なし(津久井保健福祉事務所対応)	該当なし		
	保護世帯 3,420世帯 保護人員 5,258世帯 保護率 8.47‰	*津久井保健福祉事務所にて実施。	津久井保健福祉事務所で実施		*津久井保健福祉事務所にて実施。		
	15年度決算見込 ・扶助費 総額 8,550608千円 医療扶助費の互払基金、介護扶助費の国保連 支払分を除いた金額は 4,614,206千円 ・国負担金 6,301,753千円 ・国補助金 8,757千円(生活保護適正実施 推進事業) ・生活保護費63条等返還金 52,683千円 法外援度 ・小・中学校入学時 @5,000円 ・保育所入所児童 @5,000円 ・保育所入所児童 (母5,000円 ・保育所入所児童 (母5,000円 ・保育所入所児童 (古路)旅費等 (住宅整理費・行路人旅費等 (住宅整理費・行路人旅費等 ・現物給付フは金銭給付) ・行路人医療費等援護 現物給付 実施体制 ・福祉事務所 2箇所 ・中核市に係る本課事務は、地域福祉課		【参考】 按保護世帯等(平成16年4月1日現在) 保護世帯 80世帯 保護人員 131人 保護率 4.48‰				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
12	婦人保護事業		- A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名 根拠法令等	福祉事務所 売春防止法第35条(婦人相談員)・ ・厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護・ 事業実施要領」・ ・DV法第2条(地方公共団体の責務)	政策秘書課 ・DV法第2条(地方公共団体の責務)・	健康福祉課	こども課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度) 歳入予算額(平成16年度)	0千円 0千円	0千円0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護及び要保護女性の転落への未然防止と更生を図る。 【内容】 売者防止法適用要保護女性の保護 D V 法適用要保護女性の保護 【事務手順】 ・婦人相談員が相談内容を聴取し要保護女性(売 春防止法適用要保護女性かD V 法適用要保護女性が別別)を決定。 ・売防法適用要保護女性は県立女性相談所へ保護依頼。 ・D V 法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼。 ・県において、要保護決定後、一時保護所(シェルター)へ要保護女性を送致。	【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 【内容】 売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施ため該当なし。 DV法適用要保護女性の保護 15年度0件 【事務手順】 ・DV油談の実施 ・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼・・県におして、要保護決定後、一時保護所(シェルター)へ要保護女性を送致 【平成16年度予算】 ー時保護費 65千円	該当なし 《D V法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画政策室 【目的】 名。 平成15年度実績 0件 * D V法第2条(地方公共団体の責務) 【平成16年度予算】 一時保護費 130千円 * 男女参画事業調書にて資料あり。 売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。	該当なし 参考 《D V 法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画財政課 【目的】 *配信者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 平成15年度実績 0件 * D V 法第2条(地方公共団体の責務) 【平成16年度予算】 一時保護費 65千円 *男女参画事業調書にて資料あり。 売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。 該当なし(津久井保健福祉事務所で実施)	該当なし 《D V 法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画課 【担当】 * 配偶者等から暴力を受けている女性で緊 急性のある方の保護を図る。 平成16年度実績 0件 * D V 法第2条(地方公共団体の責務) 【平成16年度予算】 一時保護費 65千円 * 男女参画事業調書にて資料あり。 売防法適用要保護については、津久井福 祉事務所にて実施。		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
13	老人福祉施設入所者費用の	沙 定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
10		I		T	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法・	老人福祉法・	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	
【事務事業の内谷】	を護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。 【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。 本人の費用徴収について 人所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。 扶養義務者の費用徴収について 被措置者の所日の前年に所得稅及び住民稅を最多納稅している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。	を護を人ホームの利用者の負担額の決定を行う。 【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。 本人の費用徴収について 人所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。 扶養義務者の費用徴収について被措置者の入所にの前年に所得稅及び住民税を最多納稅している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。"	を護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。 【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。 本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。 扶養義務者の費用徴収について 被措置者の発用の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。*	では、	を護さ人ホームの利用者の負担額の決定を行う。 【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置関の範囲内でその能力に応じて費用の徴収について入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、人所後は年一回再認定を行う。 扶養義務者の費用徴収について被指者者のみ所日の前年に所得税及び往民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号			協議ランク			
14	児童福祉施設入所者費用の	決定	M協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	・児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	・児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	・児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)・	・児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)・	・児童福祉法第56条 (費用の徴収及び 負担)・	
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用 徴収額の決定する。	【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用 徴収額の決定する。	【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用 徴収額の決定する。	【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用 徴収額の決定する。	【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じ た費用徴収額を決定する。	
	【内容】 保育料 「保育所人所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童 (管外受託児除く)6340件。	【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童 (管外受託児除く)165名。	【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準 表」により決定する。 16年4月1日対象児童 (管外受託児除く)254名。	【内容】 保育料 「保育所人所に要する費用徴収基準 表」により決定する。 16年4月1日対象児童 (管外受託児除く)47名。	【内容】 保育料 「保育所人所に要する費用徴 収基準表」により決定する。 16年4月1 日対象児童 (管外受託児除く)66名。	
	助産施設 「助産の実施に係る費用徴収基準表」により決定する。	・ については、津久井保健福祉事務所におい て実施	・ については、津久井保健福祉事務所におい て実施	・ については、津久井保健福祉事務所におい て実施	・ については、津久井保健福祉事務所 において実施	
	母子生活支援施設 「母子保護の実施に係る 費用徴収基準表」により決定する。 【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき 計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族 状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保 育料の階層変更(保育料変更)を行う。 は入所者から家庭状況に応じた税資料(源 泉徴収票、確定申告書控等)を受理し決定。	【事務手順】 (保育料) ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。 ・ については、津久井保健福祉事務所において実施	【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収 票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき 計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族 状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保 育料の階層変更(保育料変更)を行う。 ・については、津久井保健福祉事務所におい て実施	【事務手順】 (保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき 計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族 状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保 育料の階層変更(保育料変更)を行う。 ・ については、津久井保健福祉事務所におい て実施	【事務手順】 (保育料) ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。 ・ については、津久井保健福祉事務所において実施	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
15	障害者に対する居宅生活支援費が	3.7.体記訓練笙古怪毒の古्込ま	A協議会 B幹事会 C専門部会			
10		メリア スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・		1	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	身体障害者福祉法· 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則· 知的障害者福祉法施行細則·	身体障害者福祉法· 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則· 知的障害者福祉法施行細則·	身体障害者福祉法· 知的障害者福祉法· ·	身体障害者福祉法· 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則· 知的障害者福祉法施行細則·	
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	
「チクカが手来のア゚ュ゚ロブ	障害者の居宅サービス及び施設サービスの支 援費決定を行う。	障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。	障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。	障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。	障害者の居宅サービス及び施設サービ スの支援費決定を行う。	
	【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援	【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援	【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援	【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援	【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介 護 (4)日常生活支援	
	デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス	デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス	デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス	デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス	デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス	
	短期人所支援費 (1)身体障害者短期人所支援費 (2)知的障害者短期人所	短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所	短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所	短期人所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所	短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所	
	知的障害者地域生活支援費	知的障害者地域生活支援費	知的障害者地域生活支援費	知的障害者地域生活支援費	知的障害者地域生活支援費	
	施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3) 身体障害者授産	施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3) 身体障害者授産	施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産	施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3) 身体障害者授産	施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療 護 (3)身体障害者授産	
	身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害 者療護 (3)身体障害者授産	身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害 者療護 (3)身体障害者授産	身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害 者療護 (3)身体障害者授産	身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害 者療護 (3)身体障害者授産	身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療 護 (3)身体障害者授産	
	知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害 者授産	知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害 者授産	知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害 者授産	知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害 者授産	知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授 産	
	知的通所 知的障害者更生 知的障害 者授産 知的障害者通勤寮	知的通所 知的障害者更生 知的障害者授產 知的障害者通勤寮				
	【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行 い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を 行う。	【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行 い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を 行う。	【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行 い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を 行う。	【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行 い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を 行う。	【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査 を行い、支給量・区分・加算等の決定業 務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調 整を行う。	

合併協議事項		專門部会名			
各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業名					
身体障害者更生援護施設入	所者費用の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
身体障害者福祉法・	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法·	身体障害者福祉法· · ·	
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準する。	(目的) 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく 即離であると認められるときは身体障害者更生施 設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に 要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者からの担能力に応じ徴収する額を控除した養養をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務方。の徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準する。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく 困難であると認められるときは身体障害者更生施 設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に 要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準する。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく 口難であると認められるときは身体障害 生施設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した設定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準する。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受ける者のと言うない。 「内容」を得ない事情により支援費の支給を受ける者のできる。 「内容」できる。 「	
	各種事務事業の取扱い 事務事業名 身体障害者更生援護施設入 相模原市 福祉事務所 身体障害者福祉法・ O千円 の千円 (目的) 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の	事務事業名	保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 保健福祉部会 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	存住 存住 存住 存住 存住 存住 存住 存住	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
17	知的障害者援護施設入所者	費用の決定	Mi A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法・・・	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法・・・	知的障害者福祉法-		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
「事務事業の内容」	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または技養養務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または技養義務者がら負担能力。当該知的障害者または技養義務者がら負担能力。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した領をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者がら負担能力。当該知的障害者または扶養義務者がら負担能力。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者がら負担能力。当該知的障害者または扶養義務者がら負担能力。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得な い事情により支援費の支給を受けることが著しく 困難であると認められるときは知的障害者生施 設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に 要する費用額から、当該知的障害者または扶養義 務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義 務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義 の者ともって決定する。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが着し、個別であるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 「厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、担能対に応する。 出該知的障害者よたは扶養義務者から負担能力に応する。 当該知的障害者または扶養義務者からの教師は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準する。		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	特別児童扶養手当の認定請					
19	付別元里沃食ナヨの祕足胡	水争物	A協議会 B幹事会 C専門部会		1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 施行令	
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
「事務事業の内容」	【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 支給手続き 申請主義、市の窓口に必要書類を添えて申請し、市は県に進達、知事の認定を受ける。 所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。 手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円2級(中度)月額33,900円	(目的) 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 支給手続き 申請主義、福祉推進課窓口に必要書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。 所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。 手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円2級(中度)月額33,900円	【目的】 障害のある 2 0 歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 支給手続き 申請主義、児童福祉課窓口に必要書類を添え、中請し、町は県に提出、知事の認定を受ける。 所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。 手当額 障害等級 1 級 (重度)月額50,900円 2 級 (中度)月額33,900円	【目的】 「障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 支給手続き 申請主義、こども課窓口に必要書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。 所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。 手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円2級(中度)月額33,900円	【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 支給手続き 申請主義、健康福祉課窓口に必要書類を添えて申請し、町は果に進達、知事の認定を受ける。 所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。 手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 2級(中度)月額33,900円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
20	障害児福祉手当、特別障害者手当等の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等							
歳出予算額(平成16年度)	0千円						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
【事務事業の内容】	特別障害者手当 【目的】 20歳以上であって政令で定める程度の障害の 状態にあるため日常生活うえにおいて常時特別 の介護を必要とする在宅の重度の障害者に支給 する。 【内容】 障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。 支給条件 法に定められた施設に 入所している場合また3ヶ月以上に入院している場合は立始されない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準間を起える場合、その年の8月から一年間支給しない。 支給額 1人につき月額26,620円(2月・5月・8月・11月支給)指定金融機関で支給する。 障害児福祉手当 【目的】 20歳未満態とあるため日常生活にある在宅の障害の状態にある程度の重常時の介護を必要とする程度の状態にある程定の管害者に支給する。 【内容】 障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。 支給要件 (1)障害をものに該当する各種給付制度で、定められたものに該当するをもには給付しない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準は支給しない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準を超える場合は支給しない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準を超える場合は支給しない。 支給額 1人につき月額14、480円(2月・5月・8月・11月支給)指定金融機関で支給する。	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
21	重度心身障害者等福祉手当	の決定	Midia				
Z 1		1					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
	相模原市重度心身障害者福祉手当条例 ·						
根拠法令等							
歳出予算額(平成16年度)	0千円						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
	重度心身障害者等に対して、手当を支給する ことにより、重度心身障害者等の福祉の増進を						
	図ることを目的とする。						
	【内容】						
	対象 重度 身体障害者手帳が1級・2級のも						
	の・知能指数が35以下のもの・身体障害者手						
	帳が3級でかつ知能指数50以下のもの 中度 身体障害者手帳が3級のもの・知能指						
	数が40以下のもの・身体障害者手帳が4級で						
	かつ知能指数50以下のもの。 支給要件						
	障害児福祉手当・特別障害者手当との併給は できない。						
	手当の額						
	重度 月額5,000円 中度 月額3,000 円						
	1	l .	!	1	1		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	高齢者に対する在宅福祉サービス(保健福祉総合相談制	課及び高齢者福祉課の主管に属するものを除く)の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会		
				1	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市高齢者家事援助サービス事業実施要網ー 相模原市高齢者住宅設備改善助成要網ー 相模原市徘徊高齢者SOSネットワークシステー ム運当事業実施要網ー 相模原市高齢者緊急一時人所事業実施要網"・				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	家事援助サービス	家事援助サービス	家事援助サービス	家事援助サービス	家事援助サービス
	【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホ ーム ヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。	【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホ ーム ヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。	【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホーム ヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。	【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホ ーム ヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。	【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅に ホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行 う。
	【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護 度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担 あり。	【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護 度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担 あり。	【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護 度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担 あり。	【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護 度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担 あり。	「内容」 申請受理後、訪問調査を行い決定する。 要介護度の出ている者は除く。所得に応じ て利用者負担あり。
	【目的】 要介護度が自立で予防のため必要と認められた者に対して、手すりの取付や段差解消の工事費の一部を助成する。 【内容】 市民税が非課税または均等割のみ課税世帯が対象。助成限度額20万円。市民税非課税所帯は1割、均等割のみ課税世帯は5割を自己負担とする。 (本語の事態を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	緊急一時入所 【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができな い場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護 著名、本・ム等に短期 間入所させ食事・入浴・着 替え等必要な介護を行う。 【内容】 食事代等の負担あり	律徊高齢者等SOSネットワークシステム事前登録 目的】痴呆性高齢者等の行方がわからなくなった場合に、警察・交通機関・福祉関係機関等の協力により事態見を支援する 【内容】事前に本人の状況・緊急連絡先等の情報を事前登録には1年以内に撮影した本人の写真が必要。 緊急一時八間目的】介護者の入院や介護症れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。 【内容】食事代等の負担あり		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
23	障害者に対する在宅福祉サービス(保健福祉総合相談制	限及び障害福祉課の主管に属するものを除く)の決定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	福祉事務所	福祉推進課・高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等	市障害者在宅福祉サービス総合利用登録実施要 網 市手託通訳者設置等要綱 市要約筆記者・ 設置等事業施要綱 市在宅重度障害者福祉タ・ クシー利用助成要綱 市身体障害者自動車燃料- 費助成要綱 市障害者施設通所交通費助成金支・ 給要綱 市障害児等宿泊費助成事業						
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	障害者在宅福祉サービス総合利用登録 【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することにより複合的な利用を可能とする。 【内容】 登録により寝具消毒乾燥・訪問人浴サービス・給食サービス・繁急通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保険対象者は介護保険優先消毒乾燥 【目的】 ねたきりの重度障害者で自宅での寝具乾燥困難な者を対象とする。 【内容】 海泉の消毒乾燥を年6回業者委託して実施する。 訪問人浴サービス 【目的】 重度の門書者で、家庭での人浴が困難な者を対象とする。 【内容】 適1回、移動人浴車が家庭を巡回訪問して人浴介助を行う。 給食サービス 【目的】 重度の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度をする。 【内容】 適4回調理した夕食を自宅に直接届ける。 (1食和の円)緊急通報サービス 【目的】 10の重度の障害者に対して急病等の緊急時に簡易な操作で緊急通報サービス 【目り】 1人時に自動的に119番通報する装置を提供する。 《内容】 2000円)緊急過報サービス 【目的】 10の重度の障害者に対して急病等の緊急時に簡易な操作で緊急通報が可能な装置を設置する。またかかりつけ病院を登録することで迅速・的確な対応が可能となる。 SOSネットワークシステム事前登録 【目的】 排徊の見られる知的障害者が行方不明時に警察等関係機関の協力を要請し発見を支援する。	障害者在宅福祉サービス総合利用登録 該当なし 類別のでは、 を表するでは、 をままななななななななななななななななななななななななななななななななななな	障害者在宅福祉サービス総合利用登録 【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することに より複合的な利用を可能とする。 【内容】 登録により入浴サービス・総食サービス・緊急 通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保 険対象者は介護保険優先とする。 寝具消毒乾燥 【目的】 ねたきりの重度障害者で自宅での寝具乾燥困難 な者を対象とする。 【内容】 選見の消毒乾燥を年1回業者委託して実施する。 人浴サービス 【目的】 重度の障害者で、家庭での人浴が困難な者を対 象する。 【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問、又は福 経験サービス 【目的】 重度の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度 をする事がまなる。 【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問、又は福 経験サービス 【目的】 重度の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度 をする事とでス 【内容】 週4回調理した昼食を自宅に直接届ける。(1 80400円)緊急通報サービス 【目的】 1人暮らしの重度の障害者に対して急病等の緊 急時容】 表は発きしままがかり対して急病等の緊 急時容】 は内容】 急時に間易な操作で緊急通報が可能を登 録することで迅速・的確な対応が可能を登 録することで迅速・的確な対応が可能を登 録することで迅速・的確な対応が可能を登 録することで迅速・的確な対応が可能を登 録することで迅速・の強を対応が可能を 疑することでは、の重度の障害者に対して急病等の緊 気に内容】 も時に間まれが見いの情報を可能を登 録することで迅速・の確な対応が可能を 疑することでは、の重度の障害者に対して急病等の緊 気に内容】 人種の見られる知的障害者が行方不明時に警察 等関係機関に連絡、早期発見につなげる。	障害者在宅福祉サービス総合利用登録 該当は「事乾燥 該当市を対して、 「目的】 「重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。 【内容】 「週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問して入浴が助を行っピス 該当が中・ビス 該当が中・ビス 「多の事をはします。 「多の事をは、一般では、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「の	障害者は「特別では、「中国では、		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	障害者に対する在宅福祉サービス(保健福祉総合相談課	3.5.7.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	A協議会 B幹事会 C専門部会		
23	岸古日にカラる江七田仙り こへ((及び呼音間世跡の工旨に高する 0のを除く) の人に	A伽峨女 b針事女 (寺) 1㎡女		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	【内容】本人の情報を事前登録し、行方不明時に警察その他断係機関に連絡、早期発見につなげる。手話・要約筆記通訳者の派遣 「目的】 聴覚障害者の相談・通院等の用務や公的事業への参加場面等に通訳者を派遣する。 【内容】 本人、福祉団体等の申請に基づき、市に登録されている通訳者を派遣する。 宿泊施設利用料の助成 【目的】 障害児者が宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を助成する。 【内容】 障害児者一名に対して介護者一名まで一泊のみ利用を限度とする。施設通所交通費助成 【目的】 障害者が市内の知的・身障・精神の通所施設に通所する際にかかる交通費の一部を助成する。 【内容】 申請により路線バス・鉄道の通所負担額の二分の一について動なを行う。 【内容】 中間により路線がス・鉄道の通所負担額の二分の一についる表。 【内容】 申請により路線がス・鉄道の通所負担額の二分の一についる。 【内容】 対象は身体障害者1・2級・療育手帳A1・A2所持者、タクシーの助成と自動車燃料費の助成のどちらかを選択する。いずれもチケットとなる。		手話・要約筆記通訳者の派遣 該当なし 宿泊施設利用料の助成 該当なし 施設通所交通費助成 【目的】 障害者が町内の地域作業所、又は郡内の精神障害者地域作業の一部を助成する。 【内容】 申請により路線パス・鉄道の通所負担額の二分 の一福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成 該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
24	母子・父子相談、女性相談、家	庭児童相談その他福祉相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課		
根拠法令等	・児童福祉法第18条の2(福祉事務所の業務)・ 母子及び寡婦福祉法第8条2項(母子自立支援員・ 業務)・ ・ DV法第4条(婦人相談員の相談)・ ・ 売春防止法第35条(婦人相談員)・ ・ 児童虐待防止法第6条(児童虐待に係る通告)						
歳出予算額(平成16年度)	0千円						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
【事務事業の内容】	【目的】 母子、父子、寡婦、妊産婦、児童の保護者、女性等から福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供及び指導等を行う。通告については必要な状況把握を行い関係機関と連絡調整を行い必要な措置をとる。	該当なし 津久井保健福祉事務所において、母子自立相談 員・家庭児童相談員を配置している。	該当なし * 津久井保健福祉事務所で実施	該当なし(津久井保健福祉事務所で実施)	該当なし(津久井保健福祉事務所で実施)		
	【内容】 母子自立支援員は、母子・父子家庭の生活に 係る相談に応じる。						
	婦人相談員は、夫婦や家庭の問題など女性の悩 みごと、DVなと*の相談に応じる。						
	家庭児童相談員は、乳幼児や学齢期の児童全般 的な相談に応じる。 15年度相談件数850件。						
	社会福祉主事は、保育所入所に関する相談、児 童虐待の通告、その他児童に関する相談や実情 把握、調査などを行う。						
	【事務手順】 ・相談員は保健福祉総合相談課において相談に応 じる。						
	・母子自立支援員(4名) 月~金、9:00 ~17:00。						
	・婦人相談員(4名) 月~金、9:00~1 7:00。						
	・家庭保育福祉員(2名) 月~金、9:00 ~17:00						
	・相談員の相談業務以外については、福祉事務所 窓口で社会福祉主事が相談・通告等に応じる。						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
7	陽光園管理運営事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	陽光園	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉施設最- 低基準、知的障害者援護施設の設備及び運営に関- する基準、相模原市立療育センター条例及び同施- 行規則、相模原市障害児(者)地域療育等支援事- 業実施要網 他	城山町在宅心身障害児等生活訓練会実施要綱	津久井町在宅心身障害児生活訓練会実施要網	児童福祉法・ 心身障害児通園事業パンダこあら教室運営規定・ 相模湖町児童虐待ネットワーク運営要綱 等	藤野町在宅心身障害児生活訓練会実施要 組
	125,854千円	3,255千円	1,909千円	8.663千円	4,355千円
	, , , , , ,	, , , , ,	, , , , , ,	, , , , , ,	
最人予算額(平成16年度) 【事務事業の内容】	【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。 【内容】 1.療育相談室 障害に関する相談、判定、機能訓練等及び児童福祉法第6条の2第8項に規理する児童デイサービス事業(旧障害児通園事業)を行うとともに、療育に関等としていたが、平成16年度対象を広げ、障害児(者)としていたが、平成16年度対象を広げ、障害児(者)としていたが、平成16年度対象を広げ、障害児(者)としている。対象 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身障害児(者)、身障害児(者)、知的障害児(者)、場所行件・巡回お問199件・機能訓練223件 他障害児(者)地域療育等支援事業相談件数168件(H16,4月~6月末)児童デイサービス事業ア保育グループ定員8人イル理グループに員8人・療育時間1時間30分(1日3、4グループ)・契約児童数76人(H16,4,1現在)・利用児童数でイ1,834人(H15実績)・療育時型数で、1,56年、現事デイサービスの場所により、東京により、大阪育育時間1時間30分(1日3、4グループ)・契約児童数で、1,834人(H15実績)・東京児電数で、1,834人(H15実績)・東京門のより障害児(者)福祉対策費補助金(国庫)H16予算額2,362千円 心身障害児(者)福祉対策費補助金(国庫)H16予算額2,362千円 支援費総額からを引いた金額の1/2 2.第一陽社送第43条の規定により、就学前の知的障害の必要な知識技能を与える。対象児童妻な知識法能により措置とれた知的障害児者	【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。【内容】 1.療育相談室に相当する事業生活訓練会(月・水・金) 在宅心身障害児等に対する障害児等の正しい理解及び養育場でに保護者に対する障害児等の正しい理解及び養育場でに保護者に対する障害児等の正しい理解及び養育場でに保護者に対する障害児等の正しい理解及び養育調を行う療育時間 (月・金)10:00~12:00 及び[14:00~16:00] []は幼稚園・保育園通関児が対象出5実績対象児童数 10人年間通べ166回、延べ443人肢体生活訓練会(火) 肢体にハンディのあるお子さんに、基本的な動作にするための教室療育時間 10:00~12:00 出5実績対象児童数 6人年間近べ54回、延べ87人機能訓練会第1・3土) 身体に障害のあるお子さんの基本のの機能会療育時間 14:00~17:00 出5実績対象児童数 10人年間で24回、延べ139人療育問とで24回、延べ139人療育問にで24回、近で139人療育問に第一次の出方に対して15実績が対策推進事業補助金1,433千円(県市・田)・大人程度【歳入(特定・財源)】・在宅障害・財政会員担金(世2件2・第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業当なし 3・第二陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する事業当なし 3・第二陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する事業当なし 4・第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する事業当なし 5・第二、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、	【目的】 「障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。 【内容】 1.療育相談室に相当する事業 療育に必要な指導及び助言を行い、発達の促進を図る。 個々の障害に応じた運動の機能訓練を行う。 利用者の地域での生活の自立に向けた支援を行う。 療育相談 22件 ・医療相談 43件 ・評価会議 3回・経過相談 35件 生活訓練会(毎週月・水・木)療育時間 9:30~12:00 旧15実績 31回、経過相談 35件 生活訓練会(毎週月・水・木)療育時間 9:30~12:00 旧15実績 53象・12:00 旧15実績 53象・12:00 日15実績 対象児童数 2.5人(年平均)年間選べ47回、近べ96人機能訓練会(毎月1回第3土)療育場で47回、近べ96人機能訓練会(毎月1回第3土)療育とで10度により、近に10度により、近に10度により、近に10度により、近に10度により、近に10度により、近に10度によりには、10度によりによりには、10度によりには、10度によりによりによりによりには、10度によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりには、10度によりによりには、10度によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	(6,071千円 【目的】 「障害のある児童及び障害が懸念される児童の 療育体制の充実及び福祉の向上を図る。 【内容】 1.療育保制の充実及び障害が懸念される児童の 療育体制の発生を優条の27第8項に規定する児童 デイサ連導を行う。とともに自立・発達の 促進を目のとした指導を行う。 在で書児、類解を関連を関連を関連を が対象 在で書児、類解を関連を が対象 在で書児、類解を を行う。 が、表示では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	293千円 【目的】 「障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。 【内容】 1・療育相談室に相当する事業 生活訓練会で指導等がに保護等でに保護等ででは、保護等ででは、保護等ででは、保護等ででは、保護等を行うを、では、おきないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	陽光園管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
ľ		4r# . 1 . mT		+D+#:\+D#T	±± ₽₹ m⊤
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	平均 48人 歳入【特定財源】 ・陽光園児童福祉費負担金(国1/2、県1/2) H16予算額 101,552千円 その他 ・透迎バスあり ・給食あり ・園内療育時間 10:00~15:00 3・第二陽光園に定員40人) 児童福祉法第43条の3の規定により、就学前 の肢体不自由のある児童を近知識技能を与える。 対象 児童相談所により措置された肢体不自由児 措置2数(H15実績) 平均 19人 歳入【特定財源】 ・陽光園児童福社費負担金(国1/2、県1/2) H16予算額 16,339千円 ・肢体不自由児診療報酬負担金 H16予算額 16,339千円 ・肢体不自由児診療報酬負担金 H16予算額 16,34千円 その他 ・診療所機能 ・送迎バスあり ・給食あり ・園内療育時間 10:00~15:00 4・第一院光園児童福社治第音者が通園の (本) 12年間、12年のの作業や社会体験活動で行うなる。 対象 支援費制度に基づく契約者 契約者(利用者) 10:00~15:00 4・第一次 10:00 日指した自立支援を図る。 対象費制度に基づく契約者 契約者(利用者) 10:00~16:00 日指6予算額 24,823千円 支援費総額からを引いた金額の1/2 その他 ・送週なし ・給食あり ・利用時間 9:00~16:00 自由金】 H16予算額 24,823千円 支援費総額 10円 施設福祉対策費負担金(国庫) H16予算額 24,823千円 支援費総額からを引いた金額の1/2 その他迎なし ・給食あり ・利用時間 9:00~16:00 自由金】 H16予算額 24,810千円を含む (施設維持管理費】 H16予算額 38,012千円 市設修繕等の維持補修費 7,360千円を含む (施設維持管理費] H16予算額 38,012千円 施設修繕等の維持補修費 7,360千円を含む (施設維持管理費費) H16予算額 38,012千円 施設修繕等の維持補修費 7,360千円を含む (施設維持管理費費) H16予算額 38,012千円 施設修繕等の維持補修費 7,360千円を含む (を書物) 板要 ・・鉄節コ 201 1台、(で) 1台、 東用1台 職業の 63人(所長 1をご 多務職 3、理学言語 施設生 2(1)、福祉指導員 3、社会福祉職 7(1)、保育士 2 (第一陽光園 園長 1、福祉指導員 3、社会福祉職 7(1)、保育士 2 (第一陽光園 園長 1、福祉指導員 3、社会福祉職 7(1)、保育士 2 (第一陽光園 園長 1、社会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 1、任会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 1、任会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 2、社会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 3、社会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 2、社会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 3、社会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 3、社会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 3、社会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 3、社会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 3、社会福祉職 6(3) ()書きは非常動職員 3、社会福祉職 6(3)	【参考】 訓練会実施場所 城山町立保健福祉センターもみじ教室 職業常勤保育士 2、事務職員(兼務)1 理学療法士 1(年24回) 謝礼対応 疫育相談語・1 謝礼対応 その他・県巡回リハピリの利用(月1回程度) (県立総合務育相談世ンターの医師、作業・療法士、言語管士、心理で等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)	津久井保健センター ・肢体不良性とンター指導室 ・機能訓練室 職員数 保育土1、非常動保育士3 心理相談員1(年13回) 謝礼対応 理学療法士1(年13回) 謝礼対応 理学療法士(年13回) ・県型立総合青語・20回り、作業 療法士、心理生度) ・県県立総合素語・20回り・・県本の世報 ・・県津久中の世報 ・・県連次共保健福祉事務所から心理相談員を 派遣(年12回)・・県津久井保健福 ・・県連次共保健福祉事務所から心理相談員を 派遣(年12回)	家庭や保護者の会への支援を行う。 対象 通園事業卒園児童及び学校教育機関等で教育上配属の中で表現の中で表現の中で表現の中で表現の中で、課外活動支援10回等 「歳入(特定財産)を発育を発育を発育を発育を発育を表現して、利用16年度を発育を表現して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対	【参考】 訓練会実施場所 藤野町立町民センター多目的ホール 職員数 非常勤禄育士 4、事務職員(兼務) 心理相談員2 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度 (県工業済巡回ンターの医師、作等が巡回))・4町合同訓練会参加(年4回程度)

市民部会

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
	事務事業名		協議ランク			
11	地域市民まつり助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課	経済課	企画政策室	企画財政課	企画課	
	相模原市地域市民まつり等助成金交付要綱・					
10 th 1						
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	5.050千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	心のかよいあう明るいまちづくりを図るため、 地域(原則として公民館区域とする)における市					
	民まつりの開催を推進することを目的とする。					
	【対象】					
	ふるさとづくりを目的とした地域市民まつり事 業及びこれに類する事業。					
	【助成を受ける団体】 助成事業を実施するために地域の人々によって					
	構成された団体。 その他、市長が認めた団体。					
	【助成額の内訳】 H16年度					
	1地区@ 250,000円 × 17地区					
	@ 400,000円 × 2地区(2公民館区)					
	計 5,050,000円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	ふれあい広場事業					
15	/3/1/のバル场事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課	町民課・生涯学習課	環境課	総務課	まちづくり課	
根拠法令等	相模原市立ふれあい広場条例・ 相模原市立ふれあい広場施行規則・ 相模原市立ふれあい広場要網・ 相模原市立ふれあい広場管理要網・ 相模原市立ふれあい広場管理要網・ 相模原市立ふれあい広場設置基準・ 相模原市広場基金条例					
歳出予算額(平成16年度)	42,083千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	【目吟】 地域住民のコミュニティ活動を促進するための 場として、軽スポーツ、レクリェーション、文化 活動で、子どもからお年寄りまでが自由にかつ多 目的に利用できる「ふれあいに場」を、1 公民館 区に2億所設置する計画で整備を進める。 【広場設置数】 3 0箇所 【整備施設】 防球ネット、圏内灯、清掃用具保管庫、水飲み 場、便所等の附帯設備及び植栽程度 【管理方法】 広場の清清とは、地域で組織する「広場管理運営委員会」に要託している。 【予禁管理遺 3,193千円 盤持補修費 3,193千円 整備費 33,750千円 を備費 33,750千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		市民部会			
29 事務事業番号	国際の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の		内氏部会 協議ランク			
16	防災資機材整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課	町民課	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等	地域防災計画 避難所運営マニュアル					
歳出予算額(平成16年度)						
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	【目 的】 発災時の避難場所の開設、運営を自主防災組織や避難者等が迅速に進められるよう、開設に必要な知無類、筆記用具、その他必要な資材、消耗品等を避難所倉庫に保管し、3年毎に更新する名向。 【更新する名向の【更新する名向の【更新なの治療」とが対象自庸設置数 80箇所) 【更新物品の種類】マジツク・セロハンテーブ・布テーブ・乾電池・鉛筆・カッターナイフ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
17	出張所維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課	町民課	4 支所	総務課	民生部町民課・支所	
根拠法令等	相模原市出張所設置条例		津久井町支所等設置条例		藤野町役場支所設置条例	
歳出予算額(平成16年度)	181,499千円		35,913千円		1,834千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円		0千円	
【事務事業の内容】	【内容】出張所(橋本出張所及び大野南出張所を除く)の 維持管理及び施設修繕に関すること。 【施設名】 大野北出張所 大野中出張所 大沢出出張所 上溝出張所 声溝出張所 新磯出張所 和棋台出張所 東林出張所		【内容】 支所(中央出張所を除く)の維持管理及び施設修 籍に関すること。 【施設名】 申川支所 鳥屋支所 青野原支所 青野原支所 中央出張所	該当なし	【 内容】 維持管理及び施設修繕に関すること。 【 施設な】 牧野支所 佐野川支所	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29			市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	市民健康文化センターの管	田海帝事業				
20	中氏健康文化センターの官	[A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課	町民課・(広域行政組合管理課)	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市立市民健康文化センター条例及び 相模原市立市民健康文化センター条例施行規則	津久井郡広域行政組合青山健康会館条例· 津久井郡広域行政組合青山健康会館条例施行規則·				
歳出予算額(平成16年度)	422,436千円	10,377千円				
歳入予算額(平成16年度)	利用料金制度により計上せず	10,377千円				
【事務事業の内容】	【目的】 市民の健康保持及び増進並びに文化及び福祉の向上のために、市民の誰もが、運動、文化、レクリカンミカッション活動等の開かれた市民和互の交流の場として、まずの開始では、「一日の大きない」、「一日の大きない」、「「一日の大きない」、「「一日の大きない」、「「「一日の大きない」、「「一日の大きない」、「「一日の大きない」、「「一日の大きない」、「「「一日の大きない」、「「「「」」、「「「」」、「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「	該当なし (津久井郡広域行政組合で実施) 【事業目的・内容】 津久井郡広域行政組合青山健康会館は地域振興環境対策事業の現で、住民の健康の保持及び増選に寄与する施設とした地域センター(西青山会館)と棟を併合して設置した。 連次井郡広域行政組合が行い、受付・清掃等の業務を地元自治会に委託している。 【施設の概要】 甲成13年5月15日敷地面積 889.34㎡ 289.43㎡ 289.43㎡ 261世 12:00~17:00 利用実績(平成15年度) 9:00~17:00 利用実績(平成15年度) 9,048人 【平成16年度予算】 3,132千円 浄化槽・ポイラ等点検手数料 1,397千円管理業務委託料 4,673千円 その他 1,175千円 【基金】 音山健康会館基金 252,625,525円 (平成16年4月1日現在)	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
20	市民健康文化センターの管	理運受事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
20				I	T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	- 構					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
21	斎場の管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課	環境防災課	環境課	町民課	町民課・健康福祉課協議	
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律・ 相模原市営斎場条例・ 相模原市営斎場条例施行規則					
歳出予算額(平成16年度)	236,546千円					
歳入予算額(平成16年度)	50,083千円					
【事務事業の内容】	【目 的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	地域センター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	政策秘書課・町民課	企画政策室・町民課・4支所・出張所	総務課	総務課・社会教育課
根拠法令等			津久井町地域センター条例・ 津久井町地域センター条例施行規則		藤野町立町民センター管理の設置及び管理に 関する条例 藤野町立町民センター管理及び使用規則
歳出予算額(平成16年度)			23,819千円		8,241千円
歳入予算額(平成16年度)			64千円		30千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1. 地域センターの維持管理及び施設修繕に関すること。 3. 地域センターの運営及び諸経費に関すること。 3. 地域センター(単川支所併設) 開設年月日 敷地面積(全体) 1,167.08㎡ うち地域センター 992.98㎡ 申川砂年月日 敷地面積(全体) 992.98㎡ 申別設年前積(全体) 992.98㎡ 申別設年前積(全体) 754㎡ 西清山会館(の部本月日 889.34㎡ 延床市山会館(の部本月日 889.34㎡ 延床市山会館(の部本月日 889.34㎡ 延床市山会館(本体) 141.61㎡ 鳥屋地域セカー日 889.34㎡ 延正の古地域センター(鳥屋和15日 3,131㎡ を支所併設)開設地面積(全体) 754㎡ 開設年月日 889.34㎡ 近天方台記三二ティ 141.61㎡ 鳥屋世域セクター(毎日15日 3,131㎡ を対して、 141.61㎡ 鳥屋世域セクター(中央地域・1754㎡) 15日の第2年4月1日 第2年4月1日 第2年4月1日 15日の第2年4月15日 15日の第2年4月15日の第2年4月15日 15日の第2年4月15日 15日の第2年4月15日 15日の第2年4月15日 15日の第2年4月15日 15日		1 中央町民センターの管理運営に関すること。 【施設概要】 藤野町立中央町民センター (図書室併設、町社会福祉協議会へ一部 質35月 昭和62年6月18日 敷地面積 848.22㎡ 延床面積(全体) 614.00㎡ うち中央町民センター 509.84㎡

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	地域センター管理運営事業	•	A協議会 B幹事会 C専門部会		
23	地域ピンダー自注連合争未		AI协議式 D针争云 U等IJ部云		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			【平成16年度予算】 1,344千円 事務緒経費 10,834千円 維持管理費 11,483千円 連営委員会事業費 158千円 【使用料・手数料の概要】 「東久井町地域センター条例第7条に規定する営利目的の使用に伴う料金収入		【平成16年度予算】 維持管理費 8,241千円 【使用料・手数料の概要】 藤野町立町民センターの設置及び管理に関する系例第4条に規定する地域の文化、福祉の向上、産業の振興等に適合しない個人、営利の伴うもの、町外の者等の使用に係る料金収入

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		市民部会		
	事務事業名		協議ランク		
	広場設置費補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
24	心场		AI协俄云 D针争云 C号门部云		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課・生涯学習課	環境課	総務課	まちづくり課
		城山町コミュニティ施設等整備事業補助要綱	津久井町広場整備費補助金交付要綱・ コミュニティーと緑の環境づくり基金事業計画書・		
10 Mil. 7 V W			コーニーン・「一世界の表現ノイクを並ず来自自自		
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)		0千円	500千円		
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円		
	該当なし	【目的】 地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を	コミュニティーと緑の環境づくり基金 【目的】	該当なし	該当なし
		図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設	地域のコミュニティー組織の育成及び活動の拠		
		又は設備の整備事業に要する経費に対し補助金を 交付する。	点となる広場の整備費用を補助する。 【内容】		
		【内容】	自治会が5年以上地域の広場として無償で借り		
		·広場、児童遊園新設(1,000千円限度) 総事業費×1/2	受け広場として整備する費用及び返還時の現状 復帰に要する経費に対しそれぞれ50万円まで補		
			助を行う。 * 平成15年度事業実績		
			・三井自治会 50万円(ネット、水道等)		
			・大堀自治会 50万円(水道整備等)		
				J	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	相談事業(市民相談)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
0		T		T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
	相模原市広報広聴規則				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	23,274千円				
	0千円				
【事務事業の内容】	【内容】 市内3ヶ所に市民相談室を設け、市民の日常生活の悩みや心配ごとの相談を市民相談員が受けている。	該当なし	該当なし	該当なし 相談があったときに随時対応している。	該当なし 相談があった場合は随時対応している。
	市民相談室(月~金) -9:00~17:00 -相談員 3名				
	北市民相談室 (第4月曜日を除く毎日) ・9:00~12:00、 13:00~16:00 ・相談員 2名				
	南市民相談室(月~金) ・9:00~12:00、 13:00~16:00 ・相談員 2名				
	*相談員は、市のOB等で非常勤特別職員。全市で15 で15 名。市民相談室6名、北市民相談室5名、南市民相 談室4名が配置されている。週2~3日勤務。				
	平成15年度相談件数 6,969件				
	予算額 報酬15名×12月×129,300円=23,274,000円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	相談事業(法律相談)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則		
歳出予算額(平成16年度)	9,979千円	672千円	670千円	181千円	180千円
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】相続,離婚,借地・借家,金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。 【内容】 市民相談室 毎週火曜日 ・13:30~16:00・1枠20分 相談枠18(弁護士3名×6枠)第4木曜日 予約制 外国人法律相談・13:30~16:00・1枠40分 相談枠3枠(弁護士1名×3枠)としている。但し、外国人の相談が入らなかった場合、空いている枠は、1枠20分で日本人の予約を入れている。 *他に、県の法律相談が第1・3木曜日に開催される。 北市民相談室 毎週水曜日 予約制・13:30~16:00・1枠20分相談枠12(弁護士2名×6枠)第4木曜日 予約制・13:30~16:00・1枠20分相談枠6(弁護士1名×6枠)南市民相談日 予約制・13:30~16:00・1枠20分相談枠16(弁護士3名×6枠)第2木曜日 予約制・13:30~16:00・1枠20分相談枠18(弁護士3名×6枠)第2木曜日 予約制・13:30~16:00・1枠20分相談枠18(弁護士3名×6枠)第2木曜日 予約制・13:30~16:00・1枠20分相談枠16(弁護士1名×6枠)予算額 委託料 @22,837円×437回=9,979,769円 委託先は、横浜弁護士会。	【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活 上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。 【内容】 役場別館相談室 毎月第1、第3火曜日 予約制 ・13:30~4:00(30分単位) 委託先 弁護士法人 谷口綜合法律事務所 報償費 28,000円×2回×12月=672,000円	【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。 【内容】 本庁舎1階相談室 第3水曜日 予約制・10:00~15:00 ・1枠30分 相談枠8(弁護士1名×8枠) 委託先 弁護士 水上淑子(町顧問弁護士)	【目的】 相続,離婚,借地・借家,金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。 【内容】 相模湖交流センター 奇数月 月1回(年6回) 予約制 ・13:30~15:30 ・1枠20分 相談枠6(弁護士1名×6枠) 委託先は、澤野法律不動産鑑定事務所 (町顧問弁護士) 需用費 1,000円 委託料 @30,000円×6回=180,000円	【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活 上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。 【内容】 藤野町本庁舎会議室 奇数月 月1回(年6回) 予約制・13:30~16:00 ・1枠30分 相談枠5(弁護士1名×5枠) 委託先は、町顧問弁護士 委託料 @30,000円×6回=180,000円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	相談事業(特設相談)		A協議会 B幹事会 C専門部会		_
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課市民相談室 相模原市広報広聴規則	町民課	総務課	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	144千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 「目的】 「田の相談の中で特に専門的な助言をするために各種の専門家による相談窓口を次のとおり開設している。 【内容】 外国人相談 市政や日常生活に関する一般相談を外国人相談章 水曜日 スペイン語 金曜日 ボルトガル語 金曜日 ボルトガル語 金曜日 相談員 中国語 3名 スペイン語 金曜日 相談員 中国語 3名 スペイン語 金曜日 相談員 中国語 3名 スペイン語 3名 名 7.000円 相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 税務相談 195日×@12:60の円 2、457,000円 相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 税務相談 第1・3月曜日 中国語 第1・3月曜日 市民相談室 第4月曜日 市民相談室 第4月曜日 市民相談室 第4月曜日 市民相談室 第4月曜日 市民相談室 第2水市民相談室 第2水市民相談室 第2水市民相談室 第3水曜日 市民相談室 第2 水市民相談室 第3水曜日 市民相談室 第3水曜日 市民相談室 第3水曜日 市民組談室 第3水曜日 大市民相談室 第3水曜日 市民組談室 第3水曜日 大市民相談室 第3水曜日 大市民相談室 第3水曜日 大市民相談室 第3水曜日 大市民相談室 第3水曜日 大市民相談室 第1水曜日 大市民相談室 第1水曜日 大市民相談室 第1水曜日 大市民相談室 第1水曜日 京記 250日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 1	(目的) 町民からの国等に関する苦情や意見、要望等を受ける行政相談及び人権擁護に係る相談に応じる人権相談を開設している。 【内容】	明氏の相談の中で特に専門的な助言をするために専門家による相談窓口を次のとおり開設している。 行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政組談委員が受ける。 5月及び10月の第3水曜日役場新分庁舎会議室(5月)町生涯学習センター(10月) 人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 毎月第3水曜日(町内公共施設を巡回)	【目的】 可民の相談の中で行政相談、人権相談については相談窓口を開設している。なお、その他の相談については、随時各課で対応している。 【内容】 行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 概ね年6回(金曜日) 人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 概ね月1回(平成16年度は10回開設)	【目的】 町民の相談の中で行政相談、人権相談については相談窓口を開設している。なお、その他の相談については、随時各課で対応している。 【内容】 行政相談 国、公庫,公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 年5回開設 人権相談 人権相談 大権相談 大権相談 大権間談 が受ける。 年5回開設

合併協議事項 専門部会名 29 各種事務事業の取扱い 市民部会 事務事業番号 事務事業名 協議ランク 10 相談事業 (特設相談) A協議会 B幹事会 C専門部会 【事務事業の内容】 北市民相談室 第4金曜日 南市民相談室 第2水曜日 南市民相談室 第2水曜日 新築・増改解修理等の相談 市民任宅相談所(市内建設業者)が 相談員。 市民組設室 第3木曜日 北市民相談室 第2木曜日 南市民相談室 第1木曜日 交通事故相談員) 予約制 市民相談室 第1・3月曜日	
事務事業名	
10 相談事業 (特設相談) A協議会 B幹事会 C専門部会 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤 北市民相談室 第4金曜日 南市民相談室 第2 水曜日 新築・増改築修理等の相談 市民住宅相談所(市内建設業者)が 相談員。 市民住宅相談所 第3 木曜日 北市民相談室 第2 木曜日 市民相談室 第1 木曜日 交通事故相談(県交通事故相談員) 予約制	
【事務事業の内容】 北市民相談室 第4金曜日 南市民相談室 第2水曜日 新築・増改築修理等の相談 市民住宅相談所(市内建設業者)が 相談員。 市民相談室 第3木曜日 北市民相談室 第3木曜日 南市民相談室 第1木曜日 安通事故相談(県交通事故相談員) 予約制	
北市民相談室 第4金曜日 南市民相談室第2 第2水曜日 新築・増改築修理等の相談 市民住宅相談所(市内建設業者)が 相談員。 市民相談室第3木曜日 北市民相談室第2木曜日 東市民相談室第1木曜日	藤野町
開示日報政業 第 1 3 末編日 相談時間 9:00-16:00 別参報制度 9:00-16:00 別参報制度 10-16:00 別参報制度 10-16:00 別参報制度 10-16:00 所表 10-16:00 の一級 10-16:00 本 10-16:00 本 10-16:00 本 10-16:00 本 10-16:00	藤野町

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	人権擁護委員		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	総務課	企画財政課	企画課
根拠法令等	人権擁護委員法	人権擁護委員法	人権擁護委員法	人権擁護委員法· ·	人権擁護委員法
歳出予算額(平成16年度)	550千円	100千円	150千円	83千円	80千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 人権擁護委員数 17人 相模原市人権擁護委員会を組織している。 1、相模原市人権強護委員会会員会の活動内容 (1) 啓発活力 に開催される市民まつりに参加する。 ・主に6月、12月に広報さがみはらにて人権 擁護委員での場合では、12月に広報さがみはらにて人権 ・ 海等規当動いる。 (2) 相談回(特設相談を参照) ・ 月に4回の人権強護委員の日に「特設相談所」を開設する。 (3) 研修2~3回程度、ビデオを使用した研修会を開発活動・年度の用催委員の日に「特設相談のでの報告、100人権主要は、100人権・100	【内容】 人権擁護委員数 5人 城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織している。 1、活動内容 (1) P等発活動 ・10月に開催される町もみじまつりに参加する。 ・人権週間中、役場別館にて懸垂幕を掲出する。 ・12月に街頭宣伝を実施する。 (2) 相談活動 ・年に4回(特談相談を参照) ・6月1日の人権強護委員の昭に「特談相談所」を開設する。(役場別館相談室) 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務・任期満資前の護任養案している。 ・候補者に、前任者と相談の上、公立学校長退職者等の中から推薦している。 3、相模原人権擁護委員協議会・分担金として、32,200円を支出している。	【内容】 人権擁護委員数 6人 津欠井町人権擁護委員等連絡会を組織している。 1、津久井町人権擁護委員等連絡会の活動内容 (1) 啓発活動 ・11月に問職にて啓発を実施する。 ・主に6月、12月に広報つくいにて人権擁護 委員を周知する。 ・人権週間中、本庁舎にて横断幕等掲出する。 (2)相談活動 ・月に1回(特設相談を参照) ・6月1日の以権権護委員の日に「特設相談 所」を形態 ・行政相談と合同で視察研修(県内)を年1 回開権している。 (3)研修返委員と合同で視察研修(県内)を年1 の規権している。 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・年4回開催される定例議会で提集の有議者を選出人権擁護委員協議会 ・分担金として、39,700円を支出している。	【内容】 人権擁護委員数 4人 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を 組織している 【活動内容】 (1)啓発活動 ・4月(やまなみ祭)・10月(ふれあい広 場)に開催される町イベントに参加する。 ・広報さいでは、本庁舎にて立て看板、懸垂幕等 掲出する。(2)相談活動 ・概ね目1回(特設相談を参照)・6月月日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を修活動 ・年度内2程度、ビデオを使用した研修会を開催している。 (3)研修活動 ・民生委員権している。 【人権擁護委員の保備者の推薦事務】・任期の3ヶ月前議会で提案に受している。 ・候補者の3ヶ月前議会で提案にしている。・候補者は、地区割りをして議議会】・分担金として、20,300円を支出している。 【相模原人権擁護委員協議会】・分担金として、20,300円を支出している。 相模原人権擁護委員及び行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。	【内容】 人権擁護委員数 4人 臃野町人権擁護委員及び行政相談委員連絡 会を組織している 【活動内容孔活動 ・広報ふじのにて人権擁護委員を周知 する。 ・人権適割間におけるJR藤野駅前における 適勤者へのPR、本庁舎にて立て看板等 の掲示活動 ・8、10、12、3月に相談日を開設 ・6月1日の人権擁護委員 相談所」を開設する。 (3)研修活動 ・相談日における情報交換等し研修の一 環とする。 【人権擁護委員の候補者の推薦事務】 ・任期演了権權、 行政名の議委員、 行政相談委員 ・分担金として、20,700円を支出している。 【相模原人工、20,700円を支出している。 藤野町人権擁護委員・行政相談委員連絡 会へ町から助成している。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	行政相談委員		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課市民相談室 行政相談委員法	町民課 行政相談委員法	総務課 行政相談委員法	企画財政課 行政相談委員法	企画課 行政相談委員法
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	54千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 行政相談委員数 8人 相模原市行政相談委員連絡会を組織している。 1 相模原市行政相談委員連絡会の活動内容 (1) 啓発活動 ・ 4月又は5月に開催される市民まつりに参加 ・主に5月、10月に「広報さがみはら」で相 談委員を周知(行政相談過間にあわせて) (2) 相談活動 ・月に3回(特設相談を参照) ・秋の行政相談過間の一環として「国県市合同 行政相談、登施 (3) 研修活動 ・人権擁護委員と合同で視察研修(県内)を実施 2. 行政相談を動産。 ・県北ガ談等の過生無等称 ・特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出日推薦 3. 神奈川保行政相談。 3. 神奈川保行政相談 - 分担金として48,000円を支出	【内容】 行政相談委員数 1人 城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織 している。 1.活動内容 ((1)啓発活動 ・10月に開催される町もみじまつりに参加 (2)相談活動 ・年に4回(特設相談を参照) (3)研修活動 ・県北ブロック自主研修会を実施 2.行政相談委の推薦事務 ・特定の選出母体は無く、総合推薦 3.神奈川県行政相談委員協議会 ・分担金として6,000円を支出	【内容】 行政相談委員数 1人 津久井町人権擁護委員等連絡会を組織している。 (委員が1人のため人権擁護委員等連絡会の活動内容 (1)啓発活動(行政相談委員に関係する部分)・11月に開催される可民文化祭の会場及び 12月に街頭にて啓発を実施する。・主に5月、10月に広報つくいにて行政相談委員 (2)相談活動・5月及び10月の第3水曜日(特設相談を参照) (3)研修活動・人権擁護委員と合同で視察研修(県内)を実施・ 県北プロック自主研修会を実施 2.行政相談委員の推薦事務・特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦	【内容】 行政相談委員数 1人 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している。 【活動内容】 ・4月(やまなみ祭)・10月(ふれあい広場)に関係される町イベントに参加する。 ・行政相談委員を周知する。 (2)相談活動・概な年6回(特段相談を参照) (3)研修各活動・民生委員、児童委員、人権擁護委員と合同で視察研修を年1回開催している。・県北部委員の候補者の推薦事務】・特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者長温協議会】・分担金として、6,000円を支出している。 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。	【内容】 行政相談委員数 1人 聴野町人権擁護委員及び行政相談委員連絡 会を組織している。 【活動内容】 ・ 行政相談週間にあわせて、広報ふじ のに可知可する。 ・ 人権週間と合わせてJR 藤野駅前に おいて通動者へのPR (2)相談活動 ・ 概ねに手回(特設相談を参照) ・ 概ねに手回(特設相談を参照) ・ 相談活動・ 相談活動・ 相談を参照) ・ 特別の選出の過期である。 ・ 持定の関係は無く、総第二の関係を実施 【行政相談を豊の候補者の推薦事務】・ 特定の選出日にい候補者の推薦事務】・ 分担金として、6 000円を支出している。 和来別場会として、6 000円を支出している。 野町よりまとめて助成している。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	戸籍住民課連絡所維持管理	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市行政組織及び事務分掌規則				
歳出予算額(平成16年度)	683千円				
	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 光が丘連絡所の施設維持管理のための経費	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【経費】				
	(683千円) ・需要費 433千円				
	・役務費 116千円				
	・委託料 134千円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	日直代行員経費				
12	ロ且1い1月経貿		A協議会 B幹事会 C専門部会	_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	総務課	町民課
	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に・ 関する条例施行規則、日直代行員服務要領	城山町職員服務規程	津久井町職員服務規程	相模湖町職員服務規程	藤野町職員服務規程
担地法人签					
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	8,009千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】
	住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜 日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び	住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜 日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び	住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜 日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び	住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜 日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び	住民サービスの向上を図るため、日曜日、 土曜日、国民の祝日に関する法律に規定す
	年末年始(12月29日から翌年1月3日)に市 役所及び出張所に代行員をおいて、戸籍の届出等	年末年始(12月29日から翌年1月3日)に役 場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の	年末年始(12月29日から翌年1月3日)に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の	年末年始(12月29日から翌年1月3日)に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の	る休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)に役場本庁において日直職員
	の収受事務を行なうもの。	収受事務を行なうもの。	収受事務を行なうもの。	収受事務を行なうもの。	による、戸籍の届出等の収受事務を行なう
	【内容】 身分	【内容】 身分	【内容】 身分	【内容】	もの。 【内容】
	まで ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま	・ 対力 ・ 町職員	ラカ 町職員	身分 町職員	身分
	委嘱期間 1年間(4月1日~3月31日)	勤務時間 8:30~17:00	勤務時間 8:30~17:00	勤務時間 8:30~17:00	町職員 勤務時間
	「午間(4月「日~3月3「日) 登録者数	受付場所	受付場所	受付場所	8:30~17:15
	54人(平成16年4月1日現在) 勤務時間	役場本庁舎のみ 職務内容	世報 (1) 役場本庁舎のみ ・ 職務内容	役場本庁舎のみ 職務内容	受付場所 役場本庁舎のみ
	8:30~17:00	・ 一戸籍に関する届(出生届・死亡届・婚姻届・離	^{・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・}	^{職務内} 谷 戸籍に関する届(出生届・死亡届・婚姻届・離	職務内容
	勤務場所 - 大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	婚届等)及び死産届の受領。	婚届等)及び死産届の受領。	婚届等)及び死産届の受領	戸籍に関する届(出生届・死亡届・婚姻
	市役所本庁(年末年始のみ。土曜、日曜、祝日 は休日窓口サービス員が実施)	死体(胎)埋火葬許可証の発行。	死体(胎)埋火葬許可証の発行。	死体(胎)埋火葬許可証の発行	届・離婚届等)及び死産届の受領。 死体(胎)埋火葬許可証の発行。
	出張所 (大野南出張所は本庁同様年末年始の				
	み。土曜、日曜、祝日は休日窓口サービス員が実施)				
	「休日窓口サービス員」は同様の目的で職員 課が任用しているもの 職務内容				
	戸籍に関する届(出生届・死亡届・婚姻届・離				
	婚届等)及び死産届の受領。 死体(胎)埋火葬許可証、斎場火葬炉使用承認				
	書及び火葬炉使用料免除決定通知書を交付するこ				
	と。 行旅病人(死亡人)、変死人、棄児、迷子等に				
	関する届出があったときは出張所長の指示あおあ おぐこと。				
	【財政的な影響額を把握するための基礎数値】				
	日直代行員報酬 1,273人×5,540円				
	= 7 , 0 5 2 , 4 2 0 円				
	日直代行員報酬(年末年始) 90人×8,160円=734,400円				
	日直代行員報酬(研修)				
	40人×5,540円=221,600円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	住居表示整備事業		A協議会 B幹事会 C専門	部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	都市計画課	町民課	町民課・総務課協議
根拠法令等	住居表示に関する法律・ 相模原市住居表示に関する条例	住居表示に関する法律・城山町住居表示実施要項			
歳出予算額(平成16年度)	11,073千円	19千円			
歳入予算額(平成16年度)	11,000 [1]	0千円			
(本成人予算額(平成16年度) 「事務事業の内容」	【整備】 目的 住所をわかりやすくするため、街区方式による表示に整備するもの。 16年度整備地区 水郷田名地区 地区の概要 およそ50ヘクタール 1342世帯 事業費 9575千円 付属機関 相模原市住居表示審議会 町の区域及び町名について、市長の 諮問に答申する。 ・任期 2年 ・委員(20名以内) 関係行政機関の職員 学識経験のある者 【維持管理】 目的 住居表示実施区域について、街区表示板の更新及び新築建物の住居番号を付番するもの。 対象 293町 6912街区 付番件数 2800件(予定) 事業費 1498千円	(整備) 平成5年10月12日以降実施なし (維持管理) 目的 住居表示実施区域について、街区表示板の更新及び新築建物の住居番号を付番する もの。 対象 21町 359街区付番件数 100件(予定) 事業費 19千円	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録	事務(統計、総括及び指導を含む)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
和火無力	戸籍住民課				****
担当課名	戸籍任氏課 相模原市行政組織及び事務分掌規則	町民課	町民課 津久井町行政組織及び事務分掌規則	町民課	町民課 藤野町行政組織及び事務分掌規則
根拠法令等	日末水・四 東京西崎(人) (デッカノ) 手がだい		序入77円113以高時以及し守9万23 字がだ		pp(ま) **
歳出予算額(平成16年度)	0千円		0千円		0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	(目的) 市内12箇所の出張所に対して、戸籍、住民 基本台帳及び印鑑登録事務に係る指導と総括を 行うことにより、事務の取り扱いの統一と円滑 化を図る。また、市内の事務処理状況を把握す るため、統計事務を行う。 【内容】 (住民基本台帳、印鑑登録等に係る)窓口担当 者を集めて窓口担当者会議を開催する。 年3回程度 場所(市役所本庁舎) 戸籍事務担当者を集めて、戸籍事務担当者会議 を開催する。 年2回程度 場所(市役所本庁舎) 各出張所に事務処理状況報告書、及び(戸籍) 事務処理実績報告書を提出させ、市内での事務 処理件数の統計を出す。(毎月)	該当なし(支所なし)	【目的】 窓口等における事務取扱を正確かつ迅速に行うため、窓口で取扱う諸事務内容について共通理解を深め、本庁及び支所との連携を密にし町民サービスを図る。 【内容】 町内4箇所加の世界所に対して窓口事務説明会を開催する。 (戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、(前記の他、税証明、) 分年1回程度 場所 本庁各支所及び出駅所より毎月手数料及び件数表を提出す。(毎月)	該当なし	【目的】 窓口等における事務取扱を正確かつ迅速に行うため、窓口で取扱う諸事務内容について共通理解を深め、本庁及び支所との連携を密にし町民サービスを図る。 【内容】 町内2 箇所の支所に対し、各一人体制のため、講習。窓口対応の疑議問題は本庁照会。 扱う事務等 (戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国国民健康保険、国民年金、介護保険、各種税証明、牧野財産区、施設利用等) 各支所より毎月手数料及び件数表を提出さい。(毎月)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	外国人登録事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	外国人登録法・	外国人登録法	外国人登録法·	外国人登録法	外国人登録法・
歳出予算額(平成16年度)	207千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	19,000千円	580千円	1,008千円	110千円	3 3 0 千円
【事務事業の内容】	目的	【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係 及び身分関係を明確ならしめ、もって在的とする。 【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録証明書の発行 【必要経費項目】 原票を更登録報告書の作成 【管理システム】 仕基オンラインへ氏名、通称名、生年月日、性別、任年所、世帯主、結構のみを入力 外国人登録記載事項証明書は手処理 【特定財源】 外国人登録事務委託金 580千円	【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の日間係及び身分関係を明確ならしめ、もを目的とする。 【内容】 「民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録表別、外国人登録表別、等事項証明書の発行、外国人登録人力装置により原票人、出張所取扱は「というない」 「と要経費者を相模原市電算システムに入力原票の所、出張所取扱し「必要経費者を相模原市電算システムに入力原票の原生受報告書の作成 【管理システム】 住基オンライ、世界、無統利、前体名、生年月日、性別、住別、任所、届工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	【目的】 外国人登録法第 1 条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならり関係を可能ならずる。 【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録証明書の発行 【必要経費項目】 原原変更登録報告書の作成 【管理システム】 住基オンライ、CK名、通称名、住年月日、性別、任所、世界、原籍のみを入力外国人登録記載事項証明書は手処理 【特定財品、届出日、国証明書は手処理 【特定財品】 外国人登録記載事項証明書は手処理	【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の 登録と実施することによって外国人の居った明確ならしめ、ことを明確ならり分別正な管理に資することを明確に資する。 【内町 町民課、再交付、確認申登録、原票記載事項証明書の発行、 取り、の要経費、力力装置により原票、 の原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成 【管理システム】・住登外人力と、通承の民任地変更職権変更登録報任地変更 間報を設定を書画の作成 【管理システム】・住登外人力と、通承、統所、国籍・工作、民工、日、民工、日、民工、日、民工、日、民工、日、民工、日、民工、日、民工

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		市民部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
16	住民基本台帳カードの発行		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課		
根拠法令等	住民基本台帳法・	住民基本台帳法·	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法		
歳出予算額(平成16年度)	3,890千円	1,021千円	1,032千円	78千円	75千円		
歳入予算額(平成16年度)	1,500千円	50千円	50千円	15千円	25千円		
【事務事業の内容】	【目的】 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政I Cカードとしての独自利用、身分証明書として機能があるカードの交付 【内容】 行政ICカードとしての独自利用は現在なし申請及び交付場所は戸籍住民課のみに設置のため、戸籍住民課にて処理。 事業質の内訳 5千円・記日の大学の行通知用厚紙 5千円・ICカード 2,853千円・ICカード 2,853千円・ICカード 2,853千円・ICサークース 30千円・住基カード発行関連機器リース料 797千円 住基カード発行関連機器リース料 797千円 住基カード交付実績(H15年度)1350件 【手数料の概要】 一枚 500円 【システムの概要】 住基カード発行関連システム・システム全般 NEC たカード NTTコミュニケーションズ・ブリンタ トッパンフォームズ	【目的】 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政I 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政I 機能のあるカードの交付 【内容】 行政ICカードとしての独自利用は現在なし。 申請及び交付場所は町民課に機器設置済みのため可能。 事業費の内訳 ・住基カード発行関連機器リース料 ・仕基カード発行関連機器保守料 278千円 【手数料の概要】 一枚 500円 【システムの概要】 住基カード発行関連システム・システム全般 NEC・カード 凸版印刷株式会社・ブリンタ トッパンフォームズ	【内容】 住民基本台帳カードは、10年間有効のICカードであり、住民票の広域交付や転入転出の特例のほか、行政ICカードとして、市町村が独自に利用することも可能。行政ICカードとして効理自利用は現在なし。申請及び交付場所は町民課。即日交付可能。事業費の内訳・住基カード発行関連機器リース料・住基カードプリンターリポン 79千円 【手数料の概要】一枚 500円 【システムの概要】 中板 500円 【システムの概要】 ・	【内容】 町が独自の利用は現在なし 申請及び交付に可に課窓口 交付については、委託しているため、2週間程 度かかる。 カード発行委託料 78千円 【手数料の概要】 一枚 500円	【内容】 住民基本台帳カードは、10年間有効の 上でカードであり、住民票の広域交付や 転入転出の特例及び身分配として利用することも可能、行政ICカードとしての独自利用は現在なし。 申請及び交付場所は町民課。 住基カード発行処理業務委託により、 委託が510日程度で交付。 ア5千円・住基カード発行処理業務の内部・10日程度で交付。 15千円・分割の概要】 一枚 500円		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
17	公的個人認証事務					
17	公的個人認証事務	_	A協議会 B幹事会 C専門部会	_		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	戸籍住民課 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律	町民課 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律	町民課 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律	町民課 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律	町民課 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に 関する・法律	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	196千円	240千円	221千円	0千円	172千円	
歳入予算額(平成16年度)	88千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
(本成八十年度) 【事務事業の内容】	【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】 電子証明書の発行等業務・公的個人認証機器保守委託締結・電子証明書の交付実績(H15年度) 72件(取り扱い部署)・鍵ペア生成装置が戸籍住民課のみに設置のため戸籍住民課にて一括処理。 【システムの概要】 鍵ペア生成要】 鍵ペア生成で高立道のイエフシー	(日的) 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】 電子証明書の発行等業務・公的個月認証機器保守委託締結・電子証明書の交付実績(H15年度)8件(取り扱い部署) 鍵ペア生成装置は町民課に設置 【システムの概要】 鍵ペア生成装置のアジャー (東守 富士通りイエフシー	(日的) 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】 公的個人認証機器保守委託電子証明書の交付実績(日15年度)4件取り扱い部署・鍵ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可民課にて一括処理。 【システムの概要】 鍵ペア生成表記ので記述のでは、で、「大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	(内容) 電子証明書の交付実績(平成15年度) 0件 取り扱い部署 避べア生成装置が町民課のみに設置のため町民課にて一括処理。	□ 十円 【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】 公的個人認証機器保守委託電子証明書の交付実績(H15年度)の件取り扱い部署が可民課にて一括処理。 【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末・保守 富士通ワイエフシー	

29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名		
			市民部会		
	事務事業名		協議ランク		
	埋火葬許可及び改葬許可並びに斎場火葬炉使	田承認事務(身体の一部に係るものを除く)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
10	全八升时 引及 D 以升时 引亚 D C 从 物 八升 N 区			T	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	戸籍住民課		町民課	町民課	町民課
	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地,埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	232千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可 市営斎場火葬炉使用承認	環境防災課所管事務 【內容】 改葬許可 【実績】 改葬申請2件(平成15年度) 町民課所管事務 【内容】 「埋葬、火葬許可	【内容】 「埋葬、火葬、改葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可	[内容] 埋葬、火葬、改葬許可

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	死体解剖保存法第13条に規定	さる死休な付証旧書のな付	A協議会 B幹事会 C専門部会		
13				T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する(死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす)	【内容】 死体解別保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する(死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす)	「内容」 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する(死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす)	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する(死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす)	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する(死体交付証明書を発行する(死体交付証明書は 墓地、埋葬等に関する法律第6条の規定 による埋葬許可証又は火葬許可証とみな す)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
20	相続税法第58条に規定する	通知事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課	
根拠法令等	相続税法	相続税法	相続税法	相続税法	相続税法	
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所軽税務署長に通知する。明明は戸籍情報システムで管理、作成【システム概要】戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務までトータルに効率化するもの	「内容】 相様税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税約署長に通知する帳票は戸籍総合システムで管理、作成【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍専務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの	「内容」 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する帳票は一部戸籍管理システムで管理、作成【システム概要】 戸籍受付、当該システムにて作成した戸籍記載等関連事務を含み一部をシステムにより効率化を図る。	【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する	【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する。 帳票は戸籍総合システムで管理、作成 【システム概要】 戸籍、改製原戸籍事務、さら に戸籍関連事務までトータルに効率化するもの	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	破産者、禁治産者、準禁治産者、成年	被後見人及び犯罪人名簿に関する事務			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	内務省訓令	内務省訓令-	内務省訓令	内務省訓令	内務省訓令·
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者 名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づ いた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、作成 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関 連事務までトータルに効率化するもの	「内容」 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者 名薄及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づ いた身分証明事務 ・	【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者 名薄及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づ いた身分証明事務 帳票は台帳で管理、作成(紙管理)	【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産 者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基 づいた身分証明事務 帳票は台帳で管理、作成(紙管理)	「内容」 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者る簿の整備義務 及び者れに基づいた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳票も作成 「システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さら に戸籍関連事務までトータルに効率化するもの

合併協議事項		専門部会名		
各種事務事業の取扱い				
事務事業名				
公職選挙法第11条第3項及び第2	29条第1項に規定する通知事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			町民課	町民課
公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙を有しなくなるべき事的が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に適知する	【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する	【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する	【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生くなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する。	【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権権及び被選挙権を有しなくなるべき事由がなくを変したときに、選挙をを担いたときは、選挙なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する
各	各種事務事業の取扱い 事務事業名 公職選挙法第11条第3項及び第2 相模原市 一籍住民課 公職選挙法 「一円 「内容」 「公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管	各種事務事業の取扱い 事務事業名 公職選挙法第11条第3項及び第29条第1項に規定する通知事務 相模原市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	存在事務事業の取扱い	市民部会 お議ランク 公職選挙法第11条第3項及び第29条第1項に規定する通知事務 お協議会 B幹事会 C専門部会 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 町民課 町民課 町民課 町民課 「町民課 「町田 「内容」 「内容」

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号			協議ランク		
23	人口動態調査		M協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	户籍住民課 	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	人口動態調査令	人口動態調査令	人口動態調査令	人口動態調查令	人口動態調査令
歳出予算額(平成16年度)	400千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	3,500千円	22千円	25千円	10千円	22千円
【事務事業の内容】	【目的】 人口動態調査 【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動 態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は戸籍情報システムで管理、作成 (システンム概要) 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関 連事務までトータルに効率化するもの 【特定財源の概要】 人口動態調査委託金	「目的] 人口動態調査 【内容] 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出・	【目的】 人口動態調査 【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は一部戸籍情報システムで管理、作成 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍 関連事務までトータルに効率化するもの 【特定財源の概要】 人口動態調査委託金	【目的】 人口動態調査 【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出。 【特定財源の概要】 人口動態調査委託金	【目的】 人口動態調査 【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき 人口動態調査悪を作成、保健所へ提出 帳票は戸籍開致ンステムで管理、作成 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さら に戸籍関連事務までトータルに効率化す るもの 【特定財源の概要】 人口動態調査委託金

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29			市民部会			
事務事業番号			協議ランク			
	住民実態調査					
24	住民夫忠嗣且		A協議会 B幹事会 C専門部会	1	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課	
	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	(目的) 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う 【内容】 【内容】 住民からの届出が事実に反する疑いのある場合、他の行政機関から通知以は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を消除する	(日的) 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行なう 【内容】 住民からの届出が事実に反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権消除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を消除する。	【内容】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民 基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記 載事項について、調査を行う。 【内容】 住民からの届出が事実に反する疑いのある場 合、他の行政機関から通知以は通報を受けた場 合、既に関係各課の調査により、居住来の所が判 明している場合、職権消除申立書が出ている場 合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で 住民票を消除する。	(目的) 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う。 【内容】 住民からの届出が事実に反する疑いのある場合、他の行政機関から適知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を消除する。	(目的) 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行なう (内容) 住民からの届出が事実に反する疑いのある場合、他の行政機関から譲知知調査により、居住・明が判明している場合、職権消除申立書が出ている場合、職権消除申立書が出ている場合、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を消除する。"	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
26	自動車臨時運行許可		M協議会 B幹事会 C専門部会			
20	日	T			1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課	
根拠法令等	道路運送車両法・ 地方公共団体の手数料の標準に関する法令・ 相模原市手数料条例・ 自動車の臨時運行許可に関する規則		道路運送車両法・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令・ 津久井町手数料徴収条例・ 自動車の臨時運行許可に関する規則・			
歳出予算額(平成16年度)	136千円		0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円			
【事務事業の内容】	【内容】 臨時運行許可件数等(大野南出張所合算数) 番号標保有組数 3 4 5 組 計可件数(日15年度) 4 , 103件 事業費の内訳 - 自動車臨時運行許可申請書(証) (2部複写) 200冊	該当なし	【內容】 臨時運行許可件数等 ・番号標保有件組数(自動車)56組(単車) 4組 ・許可件数(H15年度)599件 事業費の内別 ・自動車臨時運行許可申請書(許可証) (二部複写) 0冊	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	自衛官募集		A協議会 B幹事会 C専門部会		
		T		T	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	環境防災課	防災課	町民課	総務課
根拠法令等	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法
歳出予算額(平成16年度)	36千円	27千円	27千円	28千円	20千円
歳入予算額(平成16年度)	36千円	27千円	27千円	28千円	20千円
【事務事業の内容】	【目的】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 市ホームページと神奈川地方連絡部ホーム ページとのリンク 本庁舎、出張所への自衛官募集ポスターの 掲示 市広報誌への自衛官募集に係る住民基本台帳(4情報) の閲覧手数料の減免 【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金	【目的】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部ホーム ベージとのリンク 本庁舎への自衛官募集ボスターの掲示 町広報誌への自衛官募集証事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳(4情報) の閲覧手数料の減免 【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金	【目的】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部ホーム ベージとのリンク 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 町広報記への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳(4情報) の閲覧手数料の減免 【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金	【 日的】 自衛官募集事務	【目的】 自衛官募集事務 【内容】 本庁舎への自衛官募集がスターの掲示 町広報誌への自衛官募集に係る住民基本台帳 (4情報)の閲覧手数料の減免 【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金

合併協議事項番号	合併協議事項		專門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	児童手当に係る認定請求書	等の受理	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 戸籍住民課受付分は台帳に記入した後、子育 万等技課に送る。 所得証明書を受付した上で、不足書類のみ後 日、担当課に持参してもらう。 オンライン上の項目を検索し請求書に書き加 える。 ・請求者の住民票コード ・対象児童数・国民年金加入者の基礎番号・取得日 ・児童手当受給の有無について、転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。	【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 町民課受付分は福祉推進課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。	【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を付した上で、不足書類のみ後日、持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。	【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 町民課受付分はこども課成が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後 日、担当課に持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご 案内する。	【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書をの受付した上で、不足書類のみ 後日、持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人に 案内する。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	国民年金に係る資格取得届	書等の受理	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民年金法	国民年金法	国民年金法	国民年金法	国民年金法
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金連動の指示をかける。年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力容化と行うる。転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると、担当課に変更内容がオンラインでいくようになっている。個別に年金の処理を行う必要はない。	「内容」 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金連動の指示をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内の容は住所異動届に記入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインではいるよの別に年金の処理を行う必要はない。	「内容」 転入時は、町民課が住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は、保険年金課で年金システムに異動をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入する。 転居時は、町民課が住民登録オンラインで住所変更を入力し、保険年金課で個別に年金の処理を行う。	【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は保険年金班の担当者は年金システムに基礎番号、取得日、種別等を入力し、その内容を住民費動届に記入する。転居時は、住民登録オンラインでは所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっているが、個別に年金の処理が必要である。	【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は保険年金班の上、その内容を主要を入力し、その内容を住民異動属に住民登録オンラインで住所等変更を入力し、その内容を住民異動属に住民登録オンラインでは所変更に入きると変更あが、個別に年金の処理が必要である。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	介護保険に係る資格者証の作品	サカは五が初宁中華書竿の至は	A協議会 B幹事会 C専門部会		
30	川 護体 関に 添る 貝恰 白証 の TF //	とい及び認定中語音寺の支刊 	AI协議式 P针事式 C等门部式	_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課・高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
1370 HX (17-70 TO 1727)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 転入受付時、65歳以上の者(1号保険者) や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。	【内容】 町民課で転入受付後、高齢者福祉課で65歳以上の者(1号保険者)や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書中請書を徴し、又は資格証を交付する。転居、転出届受付時は、町民課で資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。	【内容】 転入受付時、65歳以上の者(1号保険者) や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。	転入受付時、65歳以上の者(1号保険者) や、40歳以下の者で当該制度に該当参した者で 当核証書を持参した名間で 対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、 又は資格証を交付する。 数据、転出届受付時も、資格証又は受給者資格 証明書を必要に応じて交付する。	【内容】 転入受付時、65歳以上の者で当該制度に該者)や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前性所地から受給者資格証書を持参申した者に対し、必要に応じ、変交付護事書書を登した。では、資格証とは受付する。 転回には、一般には、資格をは、資格をは、資格をは、資格をは、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成	交付。出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 国民健康保険証について 住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手 続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康 保険証の手続を戸籍住民課で受付、国民健康 保険証の交付、回収等をすることができる。 被保険建設を利用する場合、被保険者証 を交付することができる。 出産一時表記入していただき受付し、国民健康保 険課へ送始者証について ・申請書を記入らていただき受付し、国民健康保 険課者と任何する。 高数者に住所異動等で住所る記載に変更があっ た際、交付する。 のでは表していた。 がまましていた。 がまましていた。 がまましている。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	【内容】 国民健康保険証について 住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手 続着しくは社会保険等に加入、喪失による国民 健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交 付・回収等を町民課(保険年金班窓口)で行 。 破保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際、郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明 書の交付を町民課(保険を金班)で行う。 出産育児一時金、葬祭費について ・申請年を記入していただいた後は、町民課(保 会数者を発者書証制等で、住所の記載に変更があった際を登給者証も等で、とができる。なお、転入の際も負担割合を確認してから町民課(保険年金班)が交付する。	【内容】 国民健康保険証について 住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付回収等をすることができる。被保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明証を交付することができる。 出産ー時書を記入していただき受付する。高齢者とについて ・申請書を記入していただき受付する。高齢者と行異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから交付する。	【内容】 国民健康保険証について 住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の 手続もしくは社会保険等加入、喪集による国民 健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回以等を町民課(保険体金班)で行う。 被保険者証について 国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合ことができる。 出産一時金部入していただき保険年金班で受付する。 出産一時を記入していただき保険年金班で受付する。 高着を記入していただき保険年金班で受付する。 高対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の付 する。	【内容】 国民健康保険証について 住民異動、世上くは社会保険等加入、代 失にとは社会保険等加の野民 課に保険を証の更良 課に保険証の交付・力。 被保険健康に立いて付けが郵送扱いの際 郵送され起記を保険年金班で交付のよる の間に保険年金班で交付を利用すすする ことが一時金記の間に保険年金班で交付を 当時では、一切では、 一時では、 一方で、 一方で、 一方で、 一方で、 一方で、 一方で、 一方で、 一方で

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	妊娠届出書の受付及び母子	/ 健康手帳の六仕			
32	妊娠油山音の支竹及び母子	健康子帳の文刊	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等			母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	366千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 妊娠屈出書を受理し、住民登録又は外国人登録を確認して母子手帳を交付している。 再交付や特殊交付も同様。 登録のない居住者に申請書のみ受付、担当課へ 送付し、担当課より居住確認の文書送付し後日 交付。 日本語を読めない外国人が希望した場合も英・中・ハングル・スペイン・ポルトガル・タガロ グ語の母子手帳訳本も交付している。	保健所部会(E・1・30)「母子健康手帳交付事業」にて対応いたします。 (城山町では町民族での妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付事務は行っていません)	保健所部会 地域保健課(No30)「母子健康手帳交付事業」の再掲 1 目 的(保健師による相談も実施) 主体的意識で変心感を体験できる。また、見通とで接近で変心感を体験できる。また、見通しを持った妊娠生活を適ごし、主体的な出産を支えていく。 妊婦の現状や牙婦のコーズ把握を行なう。 2 事業内容・対象者 町内在住の妊婦・配布先 健康福祉課 各支所(串川・鳥屋・青野原・青根) 3 平成15年度事業概要・交付の財 193冊(うち再発行10冊)・外国語版交付数 3冊(韓国語1冊、中国語2冊) 4 事業費の内訳 濡用費 滑子健康手帳で付時事務用品@5,460円 外国語版母子健康手帳であるため予算計上せず)パンブレット@58,200円 印刷製本費 母子健康手帳の780円×300冊×1.05=245,700円母子健康手帳カバー@180円×300枚×1.05=56,700円	母子健康手帳交付事業としてこども譲で交付。 妊娠届出票を受理し、住民登録又は外国人登録 のある妊婦に対して、母子健康手帳を交付。 外国版を希望した場合も交付。	保健所部会(E・1・3の)「母子健康手帳 交付事業」で対応。 町民課での交付は行っていません。 虐待チェックリストの記入や相談があるため、保健師が交付するようにしています。

29 各種事務 事務事業番号 事務事	Rの処理に係る届出書の 相模原市		専門部会名 市民部会 協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会 津久井町 環境課	相模湖町	藤野町
事務事業番号 事務事事 33 し尿の 担当課名 戸籍住民記載 根拠法令等 歳出予算額(平成16年度)の千円 歳入予算額(平成16年度)の千円 の千円	Rの処理に係る届出書の 相模原市	城山町	A協議会 B幹事会 C専門部会 津久井町		
担当課名 戸籍住民記 根拠法令等	相模原市	城山町	津久井町		
根拠法令等 歳出予算額(平成16年度) 0千円 歳入予算額(平成16年度) 0千円	民課				
根拠法令等 歳出予算額(平成16年度) 0千円 歳入予算額(平成16年度) 0千円		環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額(平成16年度) 0千円 歳入予算額(平成16年度) 0千円					
歳入予算額(平成16年度) 0千円					
		0千円	0千円	0千円	0千円
【車数車業の由家】 【内窓】		0千円	0千円	0千円	0千円
申請者が	替からし尿収集申込(異動)届を受け取り の相模台収集事務所に送付している。	【内容】 申請者から、し尿収集申込(異動)届を受け取 り担当の津久井郡広域行政組合に送付してい る。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書	【内容】 申請者から、し尿収集申込(異動)届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。(なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている)	【内容】 申請者から、し尿収集申込(異動)届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。(なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている)	【内容】 申請者から、し尿収集申込(異動)届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。あわせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。(なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	=	のそれなが出来るようと			
34	子殿児里及び生徒に係る人子期日	の通知及び就学すべき学校の指定	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 転入、転居等、住所異動の入力を行うと、オンラインにより自動的に就学通知書が発行されるため、住所の異動手続時に保護者へ渡している。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合は、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい手続きしてもらっている。	【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。	【内容】 転入・転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。	【内容】 転入・転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。	【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。

29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名		
事務事業番号			市民部会		
	事務事業名		協議ランク		
.5/ In	証明書自動交付機システム?	维 快 は 等 理 事 数	Mi A協議会 B幹事会 C専門部会		
о. н	証明音日勤文刊機クステム	批付日任尹未			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
		町民課	町民課	町民課	町民課
相	目模原市証明書自動交付機設置に関する規程				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度) 20	0,670千円				
	千円				
【事務事業の内容】		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【内容】 証明書の種類:住民票・印鑑登録証明書・税務 証明書(一部) 設置場所 ・本庁 (2台) ・橋本出張所 (1台) ・大野南出張所 (1台) ・相模台出張所 (1台) ・相模原駅連絡所 (1台) ・ 相模原駅では (1台) ・ 現京の内訳 ・ システムパッケージ保守委託 ・ メンテナンスリース (6台分)				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
38	住民基本台帳ネットワーク	システム維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳法・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律・	住民基本台帳法・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律・	住民基本台帳法・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律・	住民基本台帳法・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律・	住民基本台帳法・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・法律
歳出予算額(平成16年度)	22,859千円	12,738千円	12,895千円	4,711千円	5,266千円
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報 基盤として整備されたもので、住基法での活用の 外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。 【内容】 住基カードの交付実績(H15年度) 1,350枚 2次稼動業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記なび出張所(12ヶ所)連絡所では取扱わない。事業費の内訳・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 12,6601千円・住基台帳ネットワークシステム周辺機器リース料 2,555千円・活託品費。930千円・パデータ用媒体、トナーカートリッジ等)	【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報 基盤として整備されたもので、住基法での活用の 外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。 【内容】 住基カードの交付実績(H15年度) 34枚 2次稼動業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等)・本庁 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 8,165千円 ・住基台帳ネットワークシステム開連機器リース料 ・データ用媒体 189千円	【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報 基盤として整備されたもので、住基法での活用の 外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。 【内容】 住基カードの交付実績(H15年度) 34枚 2次稼動業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等)・本庁の力・本房が・出張所では取扱わない。 事業費の内閣・住基台帳ネットワークシステム関連機器リー・6,815千円・パックアップ用データカートリッジ 80千円	【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報 基盤として整備されたもので、住基法での活用の 外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な 電子政府・自治体の基盤となるものである。 【内容】 住基カードの交付実績(H15年度)1枚 2次移動業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等)・本庁 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 1,845千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 2,857千円 ・バックアップ用データカートリッジ 9千円	【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的電子政府・自治体の基盤となるものである。 【内容】 住基カードの交付実績(H15年度) 11枚 2次稼動業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記・人等)・本庁のみ支所では取扱わない。 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 2,060千円 ・ 住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 3,118千円 ・ 住基台帳ネットに係る消耗品 142千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		市民部会		
	事務事業名		協議ランク		
39	住民基本台帳事務オペレー	ション委託業務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
				1	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		町民課	町民課	町民課	町民課
	住民基本台帳· 相模原市印鑑条例				
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	31,333千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
	【目的】 住民基本台帳事務のオペレーション業務を 委託し、事務の効率化を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【内容】 委託業務 ・印鑑登録に係る入力業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知入力業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知発送業務 ・住民票等の郵送請求事務に係る出力等諸業務 ・住民要な台帳カード作成等業務 ・住民登録入力業務				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
40	相模原市民証交付業務		M協議会 B幹事会 C専門部会		
40				T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		町民課	町民課	町民課	町民課
	相模原市民証交付事業実施要綱				
ID the St. A for					
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	522千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	相模原市民証を交付し、市民の日常生活の利便の 向上を図る。				
	【内容】				
	対象者				
	・住民基本台帳または外国人登録原票に登録さ れている15歳以上の希望者				
	交付状況				
	・13年度:2717枚(13年9月から実 施)				
	・14年度: 936枚 ・15年度: 244枚				
	事業の内訳				
	・発行機リース・消耗品・				
	/НАСЦІ				
				1	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	国民年金事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	国民年金課	町民課	保険年金課	町民課	町民課	
根拠法令等	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法· 国民年金法施行令· 国民年金法施行規則· 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法· 国民年金法施行令· 国民年金法施行規則· 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法· 国民年金法施行令· 国民年金法施行規則· 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法· 国民年金法施行令· 国民年金法施行規則· 国民年金市町村事務処理基準	
歳出予算額(平成16年度)	41,180千円	203千円	559千円	565千円	287千円	
歳入予算額(平成16年度)	199.487千円	8.455千円	10,581千円	3.165千円	3.298千円	
【事務事業の内容】	【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及が著終経費。なお、法定受託事務として実施され、被保密者数及び受給権者数反び受給権者数に応じ事務費が交付される。 【内容】 国民年金システム適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給付老齢基礎年金法に基づきの裁定請求書受理金等の務立加率的に行うための電算シス土権を制度はNEC。国民年金制度に有益限情通するものを委嘱する。身射減源基礎年金書務費交付金 199,056千円福祉年金事務費交付金 199,056千円福祉年金事務費交付金 199,056千円福祉年金事務遭營費(村、180千円))に充規的職員給与費に充当される。負担金年金職進進協議会 105千円(計)日本国民年金審権連進協議会 15千円県都市研修会等負担金	(日的) 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受費。なお、法定受託事務として実施され、被保険費数及び受計事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。 【内容】 国民年金システム。周田に有金が会の各種届出)及び結合書受理(金事務を効率的に行うための電算システム。開発はNEC。国民年金推進相談員該当成事務要で付金 8,444千円 日民年金事務費交付金 11千円合計 8,455千円 国民年金計 第 8,455千円 国民年金書務 資營費(203年当される。負担金県国民年金推進協議会 18千円 (社)日本国民年金協会 18千円	(目的) 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事除婚費。なお、法定受託事務として実施される。 【内容】 国民年金システム 適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給付名齢基礎年金、等の裁定請求書受理・等の国民年金法に基づき町が行うステム。開発はNEC。国民年金推進相談員該当公下を、10,565千円福祉年金事務費交付金 10,565千円高日年金事務職員給「費に充当され、表しました。」 国民年金事務職員給「費に充当される。負担金果国民年金推進協議会 20千円	【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。 【内容】 国民年金システム適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給付(老齢基礎年金法に導力を助成方請求書民民等のの電算システム。開発は日本電子計算(株)。国民年金推進相談員該当政源基礎年全等務費交付金 3,156千円福祉年金事務費交付金 3,166千円国民年金事務費交付金 9千円合計 3,165千円国民年金事務費交付金 9千円合計 3,165千円国民年金事務費交付金 9千円合計 3,165千円国民年金事務費交付金 6千円	(目的) 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。 (内容) 国民年金システム、商の各種届出力及び給付(を齢基受理)等の国民年金法に必要が会別を別でする。 (財政・第6年基礎年金等の裁定請求書うつめの電等の国民年金本が、1年年金・1年の日本のでは、1年の日本のでは、1年の日本のでは、1年の日本のでは、1年の日本のでは、1年の日本のでは、1年の日本のでは、1年の日本のでは、1年の日本のでは、1年の日本の日本のでは、1年の日本の日本のでは、1年の日本の日本のでは、1年の日本の日本のでは、1年の日本のでは、1年の日本の日本のでは、1年の日本の日本のでは、1年の日本の日本のでは、1年の日本の日本の日本の日本のでは、1年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	防犯活動等推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
8			AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD) <u>~</u>		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課	
	防犯活動推進員設置要綱					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	15,356千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	1 概要 市内における犯罪の多発化に対応するため、地域住民、警察等関係機関と連携を図り、総合的な防犯対策を展開する。 【基本方針】 市民一人ひとりの防犯意識や自警意識の高揚地域総ぐるみによる防犯体制の強化經察活動の強化(理師発生を抑止するための環境整備警察活動の強化(要請活動) 【重点対策】「ひったくり、「車上狙い」「自転車盗」等の街頭犯罪時止対策子ともに対する犯罪・変質者被害防止対策子ともに対する犯罪・変質者被害防止対策名とは、対防犯活動推進員の設置防路を発活動による地域住民の自主防犯意識の高揚、並びに防犯対策に関するファドバイス相談報子がしたの身近なエリアを対象が果でして、2)防犯子が地域との身近なエリアを対象が果では、2)応援を持動が改変を全市域へは扱きされて、3)地域防犯バトロールの支援バトロールベスト等の防犯が安全市域や、2)が現代トロールベスト等の防犯がよる。(3)地域防犯バトロールで支援が、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	連合防犯協会補助金		M協議フング A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	21,901千円	268千円	273千円	124千円	102千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	1 概要 防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪の発生を未然に防止することにより、犯罪のない明るい社会を実現するため、市内18地区防犯協会の連合組織である「相模原連合防犯協会」に活動費を補助する。 2 事業内容(1)補助金額(H16予算) ・相模原連合防犯協会調管費 3,945千円・相模原連合防犯協会調管費 7,972千円・相模原連自合防犯協会防犯灯 7,972千円・相模原連連合防犯協会防犯灯 4,935千円・相模原連連合防犯協会防犯灯 4,935千円・相模原本連合防犯協会防犯灯 1,901千円 3 連合防犯協会事業内容(1)地域安全運動・全国地域安全運動・全国地域安全運動・全国地域安全運動・全国地域安全運動・全国地域安全運動・(3)「子ども110番の家」広報、啓発活動(4)防犯防損導展型路協議会・房犯損損害経協議会・房犯損損害経協議会・房犯損損害経協議会・房犯損損害経路議会・房犯別可排除致損損推協議会・房犯別可排除対策推推協議会・房犯別可排除対策推推協議会・房犯別可排除到費型路域持管理・管理質 9,523千円・設置費 9,523千円・設置費 3,384千円	1 概要 防犯思想の徹底を図り、防犯意識の高揚と自 警心を喚起し、各種犯罪の未然防止や地域ぐる みの防犯体制の確立により、犯罪のない明るい 社会の実現を期するため、防犯関係団体の活動 を助成する。 2 事業内容 (1)補助金額等(H16予算) 268千円 ・津久井郡暴力団排除活動推進協議会補助金 97千円 ・防犯指導員活動補助金 97千円 3 各団体事業の容 (1)津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動の推進 ・少年ま行防止活動の推進 ・少年ま行防止活動の推進 ・少年ま行防止活動の推進 ・少年ま行防止活動の推進 ・少年ま行防止活動の推進 ・少年ま行防止活動の推進 ・少年は一次は活動が上進 ・暴力団排除活動 ・安全安心悲暴力団が接ば、最終は一次の実施 ・暴排手ャンベーンの実施 ・暴排手を入へ一ンの実施 ・各種祭礼時における暴力団の排除 (3)防犯がトロールの実施	1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民 の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然 に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に 活動費を助成する。 2 事業内容 (1)補助金額(H16予算) ・津久井郡連合防犯協会負担金 159千円 ・津久井郡連合防犯協会 114千円 3 事業内容 (1)津久井郡連合防犯協会 ・地域を活動の推進 ・広報活動の推進 ・少年非行助の推進 ・少年非行助の推進 ・學力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2)津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排手を公へ一ンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除	1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。 2 事業内容(1)補助金額(H16予算)・津久井郡連合防犯協会負担金 124千円・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金68千円3 事業内容(1)津久井郡連合防犯協会・地域安全活動の推進・広報活動のな各種運動の推進・少年非行防止活動の推進・少年非行防止活動・安全安心まちづくり活動の推進(2)津久井郡暴力団排除推造協議会・暴排計「修会の関権・各種祭礼における暴力団の排除	1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種な事を未然に防止し治安維持に否すする。 2 事業内容 (1)補助金額(H16予算) ・津久井郡県合防犯協会負担金 102 千円 ・津久井郡駅力団排除推進協議会補野連合防犯協会・・地域安全活動の推進・・少年非行防法動・安全安心まりび各種運動の推進・・少年非行防法制・安全安心影長力団力が実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	交通安全思想普及啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市違法駐車等の防止に関する条例	城山町交通安全対策協議会規程・ 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費・ 用弁償に関する条例	津久井町交通安全対策協議会規約・ 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町交通安全対策協議会規約	藤野町交通安全対策協議会規約 藤野町特別職で非常勤のものの 報酬及び費用弁償に関する条例
歳出予算額(平成16年度)	9,472千円	2,579千円	2,557千円	180千円	534千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	1 概要	1 概要	1 概要	1 概 要 町内における道路交通の現況に鑑み、交通安全対策の充実めざすと共に、名関係機関及び団体相互間の密接な連絡を保ち、組飾的な総合交通安全対策の樹立を図る。また、啓発活動や広報活動を行い交通事故的防止を図る。 2 事業内容 (1)交通事間中に话頭指導を実施・高齢をに対する交通安全思想普及事業・幼児・小中学生に対する交通安全思想普及事業・幼児・小中学生に対するで通安を思想普入事業 (2)交通安全環境の整備・立着板の作成、配布・ストップマークの張り替え 3 事業費 (1)相模湖町交通安全対策協議会 180千円・	1 概 要

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
11	交通安全教室事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等	相模原市児童交通指導員設置要網· 交通公園設置運営要網	城山町交通安全対策協議会規程	津久井町交通安全対策協議会規約	相模湖町交通安全対策協議会規約	藤野町交通安全対策協議会設置規程	
歳出予算額(平成16年度)	12,184千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	1 概要 交通安全指導員が、保育園、幼稚園、小中学校PTA、自治会等に対して自転車の正しい等り方、信号機の見方、街頭指導旗の振り方等を指導し、交通等は一次交通安全映画の上映、ダミー人形を開いた高揚を図るとともに、正しい職の音及を日を除く平日午前10時から11時30分まで内容調話、歩行・自転車のダミー実験等 3 指導員 交通安全指導員 6名(非常勤特別職職員)	1 概要高齢者を対象に、交通安全教室を開催し、高齢者の交通事故防止を図る。 2 事業内容高齢者を対象に、自治会単位で、津久井醫察署の指導により交通安全教室を実施。 3 その他城山町交通安全対策協議会の主催により実施	1 概要 新入学(園)児を中心に交通安全教室を開催し、交通事故の危険性を教え、高い傾向にある幼児及び小学生の交通事故防止を図る。 2 事業内容 幼稚園児及び小学生に対し、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。 3 その他 津久井町交通安全対策協議会主催により実施	1 概要 幼児、小学生及び高齢者を対象に交通安全教室を開催し、交通事故防止を図る。 2 事業内容 幼稚園児、小学生及び高齢者に対し、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。 3 その他 相模湖町交通安全対策協議会主催により実施	1 概要 幼児・児童を中心に交通安全 教室及び自転車の正しい乗り 方教室を開催し、交通事故の 危険性を教え、高い傾向にある 幼児及び小学生の交通事故防止を図る。 2 事業内容 幼稚園児及び小学生に対し、 津久連指導隊等により交通安全 教室及び自転車の正しい乗り方教室を実施。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	鹿沼児童交通公園管理運営	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	スペー で ペスエ im 相模原市 に 対	N	FIJ J. C. BK	30-171BA	300 (27) BK
歳出予算額(平成16年度)	8,905千円				
	0千円				
「事務事業の内容」	1 概要 公園内に信号機、踏切警報機、道路標識等を 園内に設置し、遊具を用いて交通知識や道徳の 指導を行い、子どもたちの交通事故の減少を図る。 2 事業内容 ・来園者に対して遊具(豆自動車、ごかト、自 転車等)を用いての交通安全教育の実施 ・保育園、幼稚園、小学校等の団体利用者に対 する交通安全教育の実施 ・夏休み交通安全教室の開催 3 指導員 児童交通指導員 3名 (非常動特別職職員)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	交通安全団体補助金		M協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	10,880千円	106千円	1,672千円	209千円	174千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	1 概要 「交通事故を防止するため、各種交達の主義の実施、交通安全思想の高揚など多様な交通 安全対策を護会を推進するため、相模原立安と協会と対 相模原向安全協会に対し、活動費を補機原 する。 2 事業費の容 (1)相模原文金を協会に対し、活動費を補助を する。 2 事業費の容 (1)相線原交金の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	1 概要 町氏の交通安全意識を高揚し、交通ルールの 遠守等により、交通事故の減少を図る為、交通 安全推進関係団体の活動を助成する。 2 事業費及び事業内容 (1)津久井交通安全協会域山支部 補助額 64千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全標語の募集 ・機関紙の発行 (2)津久井交通安全協会 福銀年 ・経門紙の発行 (2)津久井交通安全協会 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パレードの実施	1 概要 町内における道路状況をかんがみ、関係機関 並びに各種団体と相互の連絡を保ち、組織的な 交通安全対策を推進し交通事故防止を図るため、2 事業内で通安全対策協議会 事業内容 (1)津久井町交通安全対策協議会 事業内容 (1)津久井町交通の実施・常任安全協会の開催・交通安全関新の実施・店田の会会の開催・交通安全の開催・交通安全対策は活動の周知・街頭活動の用生・交通安全教室の開催・交通安全対策なの関権・交通安全関係への助成(支部、父母の会) (2)交通安全協会 負担金・49千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施・ク・各季交通で全運動の実施・交通安全が、シードの実施	1 概要 各季交通安全運動、啓蒙宣伝、安全教育等の 実施による交通事故防止を図るため、交通安全 推進関係の活動を助成する。 2 事業費及び事業内容 (1)相模湖町交通安全対策協議会 補助額 18千円{H16予算} 事業内容 ・各導空の交通安全運動の実施 ・交通安全の開催 ・街頭活動の推進 (2)津久井苑 39千円(H16予算) 事業内容 ・各等交流安全派会 補助館 29千円(H16予算) 事業内容 ・各導公子で、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	1 概要交流を対している。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
務事業番号	事務事業名		協議ランク			
14	交通指導隊事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等		城山町交通指導隊の組織活動に関する規程・ 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費・ 用弁償に関する条例・	津久井町交通指導隊設置条例- 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町交通指導隊設置条例相模湖町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例・ ・	藤野町交通指導隊設置規程 藤野町非常勤職員・の報酬及 び費用弁償に関する条例・ ・	
最出予算額(平成16年度)		2,560千円	2,981千円	2,094千円	2,704千円	
表入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	【名称】	【名称】	【名称】	【名称】	
【事務事業の内容】	改当 du U	「城山町交通指導隊 【目的】 人命尊重の理念に基づき、交通事故による 犠牲者の絶滅を期し、正しい交通ルールを指導すると共に、交通事故の防止を図り、町民の交通安全意識の高揚を図る。 【委員等の構成】 ・定数 24名 ・交通指導の知識経験があると認める者について町長が任命する・任期 2年 【活動内容】・台頭指導・広報活動・安全教育・町及び自治会諸行事における交通整理 【報酬】(附6予算・1,751千円)・ ・	古州 津久井町交通指導隊 目的 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、町内の交通事故防止および交通領権成 20名以内・社会的信望があり交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熱傷性のようを表現して、一般である。	【目的】	【目的】	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	消費者啓発事業		M協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	2,641千円	160千円	73千円	13千円	62千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 消費者が自主性をもって、健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活知識の情報提供、啓発活動を行う。 くらしの情報提供事業 *消費生活動を行う。 くらしの情報提供事業 *消費生活動を行う。 (内容発明子を図る。 *出張所・公民館等市公共施設及び事業の際に配布。 (内容】 ・消費生活「一大の配布等を行い、消費者を発明の配布等を行い、消費性活団に関するが、消費性活団の配布等を行い、消費性活団に関するが、消費性活団に関連を発現した消費者を発現した。 (内容】 ・パネル作成委託・出展者 宮田 (中で、100円ので、100円	【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び生活設計 (貯蓄等)に関する講座の開催 【内容】 ・ 高齢者向け悪質商法被害未然防止講座 年1回(2会場) ・ 暮らしの調座 年1回(1会場) 情報提供 バンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供 供し、啓発を図るとともに、町内に被害が拡大する恐れのある悪質商法等が発生した場合に緊急情報誌を発行する。	【目的】 消費者被害の未然防止及び、自立した消費者 育成のため情報提供及び啓発を行う。 【内容】 くらしの情報提供事業 1市4町で作成した消費者啓発リーフレット 等を各支所及び調座の際に配布。 消費者答表に取事業 該当なし 消費者督を護害未然的被害を未然に防止するため 特に被害書により上する高齢者を対象に応め等になる無対象にで発調をできた。 によるは、1世のでは、10世ので開催。 ・津スク井町社会コン・の場でで開催。 ・選子が対料は者教室 該当なし活調座講師派遣 該当なし活調を講師派遣 該当なも 生活設計推進事務 20千円 家計簿の購入	【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動 ・ 町民が架空請求等の被害防止及び消費者育成のための講座の開催 【内容】 ・ 高齢者向けの講座を町老人福祉センターと共催で年1回(11月又は12月)開催。 情報提供 パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図る。	【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動	

事務事業の取扱い 事業名		専門部会名 市民部会 協議ランク				
事業名		協議ランク				
4. 1/2 拼击 **		協議ランク				
費者保護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課		
保護基本法		消費者保護基本法				
千円	460千円	460千円	463千円	463千円		
=円	230千円	230千円	230千円	230千円		
生活相談事業	消費生活相談事業	消費生活相談事業	消費生活相談事業	消費生活相談事業		
登ります。	相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 267件(平成15年度) 【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50% 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体なし)	相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 347件(平成15年度) 【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50% 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体 6団体)	相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 82件(平成15年度) 【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50% 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体なし)	相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 66件(平成15年度) 【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50% 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体なし)		
談員 成各市負い 者模し消 財補働件員 12首が担る 活原、費 源助保	消費生活相談コーナー(南市民相 談室内) 10名(7名/日、但し、土曜日 2名、日・祝日は1名/日) 数 平成15年度=9、098件 登費(報酬) 21,912千円 年4月1日付けで相模原市と津久井4町 長が津久井4町の消費生活相談を相模 代行する協定を結んでいる。 動等助成事業 市消費者団体連絡会加盟 11団体 の概要】 3,539千円 険被保険者負担金 120千円	消費生活相談コーナー(南市民相 談室内) 10名(7名/日、但し、土曜日 2名、日・祝日は1名/日) 数 平成15年度=9、098件 各費(報酬) 21,912千円 任4月1日付けで相模原市と津久井4町 長が津久井4町の消費生活相談を相模 代行する協定を結がでいる。 金として、各町から460,000円を受け。 動等助成事業 市消費者団体連絡会に運営費の一部を 活動の活発化を図る。 者団体連絡会加盟 11団体	消費生活相談コーナー(南市民相 談室内) 10名(7名/日、但し、土曜日 2名、日・祝日は1名/日) 数 平成15年度 = 9、098件	消費生活相談コーナー(南市民相 談室内) 10名(7名/日、但し、土曜日 2名、日・祝日は1名/日) 数 平成15年度 = 9、098件		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
<i>≥</i> 9 事務事業番号	百俚事份事業の収扱い 事務事業名		「中氏部会 協議ランク			
8	消費生活推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	747千円					
歳入予算額(平成16年度)						
【事務事業の内容】	消費生活事業推進協議会事業 【目的】 消費者保護行政の参考とするため、各界の代表者の意見を聞(協議会を開催する。 【内容】 ・年2回開催 ・協議会の構成(委員15名、任期2年) 消費者団体・機関の代表 6名 党職経験者 2名 市職員 2名 モニター事業 【目的】 「消費生活モニター」を委嘱し、地域での消費者容発、情報提供、意見収集を行い、消費生活と図る。 【内容】 ・市内在住在20歳以上の市民 ・職務 地域での消費者啓発、情報提供、意見収集 消費者と活に関する意見・要望・提案等の提出 勉強会、講演会等への参加及び調査への協力	該当なし	消費生活事業推進協議会事業 該当なし モニター事業 該当なし 平成13年度に消費生活モニター及び広報モニターが廃止され、平成15年度に町政モニターが 設置された。	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号			専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	計量検査等事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	
歳出予算額(平成16年度)	6,276千円					
歳入予算額(平成16年度)	•					
【事務事業の内容】	計量検査等事業 [目的] 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。 [内容] 計量法に基づき、特定計量器の定期検査、事業所への立人検査、計量思想の普及指導等を実施する。 定期検査、計量ので変更が表し、隔年で実施(2年に1度の検査)・市域を2分し、隔年で実施(2年に1度の検査)・平成16年度は、市北部地区を実施対象計量器数 900台(予定)定期検査 570千円 事業所への立入検査 5570千円 事業所への立入検査 持定計量器の製造者修理業者・販売事業者等の事業場・営業所等で、計量器の適正な使用状況や適する。 ・事業者に対する立入検査 11業種(者)・特定計量器に対する立入検査 11量器 20億円を設置する立入検査 11量器・適正計量器に対する立入検定に係る検査・その他、商品量目検査・試買検査 計量思想の普及指導計量器と動正計量管理基拠の普及指導計量器を計量器との音の及指導計量報算を計量器を開発を表する。	計量検査等事業 【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事 業者に対しては適正な計量の実施を確保するな ど計量事務の円滑な推進を図る。 【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。	計量検査等事業 【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。 【内容】 県が直営で実施している。町では計量器定期検査の事前調査、通知の発送、定期検査・取引や証明に使用される「非自動はかり、分銅及びあもり等」の定期検査・2年に1度の検査(平成16年度は、実施予定なし) 事業所への立入検査該当なし 計量思想の普及指導県より送付されるポスター等で計量法の普及啓発を行う。	計量検査等事業 【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。 【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。	計量検査等事業 【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。 【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。	

	1 * W				
合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	家庭用品品質表示法及び消費生活	用製品安全法に規定する表示監視	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課
根拠法令等	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法· ·	家庭用品品質表示法 津久井町家庭用品品質表示法事務取扱要領· 消費生活用製品安全法· 津久井町消費生活用製品安全法事務取扱要領	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法· ·	家庭用品品質表示法- 藤野町家庭用品品質表示法事務取扱要領· 消費生活用製品安全法-
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	家庭用品品質表示法に基づく表示監視 【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る ことによって、消費者の利益を保護する。 【内容】 ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 表示義務の個品質を的確に識別できるよう にする。 ・指定の品質を的確に識別できるよう にする。 ・指定による。 ・指定による。 ・指定による。 ・指定は用製品の品質を定めて、1,000点 程度調査 消費生活用製品による消費者の生命 に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護 【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体 に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護 ・対力検製品のもの発生の防止を図り、消費者の利益を保護 ・特定製品のもの発生の防止を図り、消費者の利益を保護 ・特定製品の最初の主の、 ・特定製品の最初の主の、 ・特定製品の最初の主の、 ・特定製品の最初の主の、 ・特定製品の最初の主の、 ・特定製品の最初の主の、 ・特定製品の最初の主の、 ・特定製品の最初の主の、 ・特定製品の最初の主の、 ・特定製品の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	家庭用品品質表示法に基づく表示監視 【目的】 家庭用品品質に関する表示の適正化を図る ことによって、消費者の利益を保護する。 【内容】 ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗へを図り、消費者が商品選択 等の成底を図り、消費者が商品選択 等のの品の品質を的確に識別できるよう にする。・指定品目 90品目 ・年1 実施 消費生活用製品による消費者の生命又は身体 に対るの音響を使動した。 消費を活動を変化した。 「消費を活動を変化した。 「消費を活動を変化した。 「内容」 ・報告の聴取 ・立人検査・提出の命立人検査・持定となる店舗品 ・年1 実施	家庭用品品	家庭用品品質表示法に基づく表示監視 【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。 【内容】 ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象とな務務の協議を図り、消費者が商品選択 等の際で商品の品質を的確に識別できるよう にする。 ・調査目 100~120品目 ・年1回実施 消費生活用製品による消費者のより に対するまする。 【内容】 ・報告の聴取 ・立入検査・表示監視 【目的】 消費生活用製品による消費者の人、消費者の利益を保護 を保護 ・特も定数なの提出の立入検査・調査の提出の立入検査・調査日 1品 ・年1回実施	家庭用品品質表示法に基づく表示監視 【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。 【内容】・指示・公表・申出の受理及び調査・報告の聴取及が立入検査対象となる務の徹内の立入検査対象となる務の際に南の品選択等の際にする。・指定とは、消費生活用製品による消費者の生活、開費生活用製品による消費者の生活を図り、消費生活用製品による消費者の共立を保護する。 【内容】・報告の利益を保護する。 【内容】・報告の利益を保護する。 【内容】・報告の利益を保護する。 【内容】・報告の利益を保護する。 【内容】・・特定製品 1品目・年1 実施

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	窓口業務の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	出張所	町民課	4支所・出張所	町民課	支所	
根拠法令等	戶籍法 住民基本台帳法 相模原市印鑑条例 相模原市印鑑条例施行規則 相模原市出張所設置条例 相模原市广含管理規則 相模原市公印規則 相模原市手数料条例施行規則 相模原市手数料条例施行規則		戶籍法 住民基本台帳法 津久井町印鑑条例 津 久井町印鑑条例施行規則 津久井町支所等設置条 例 津久井町公印規程 津久井町手数料徴収条例		戶籍法 住民基本台帳法 藤野町印鑑条例藤野町・印鑑条例施行規則 藤野町支所設置条、例 藤野町支所処務規程 藤野町公印規程 藤野町手数料徵収条例	
歳出予算額(平成16年度)	0千円		0千円		0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円		0千円	
【事務事業の内容】	【内容】 出張所は、次の事務を所掌する。 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録・・戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録・・戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録・・戸籍の届出の受付及び姓住民基本台帳への記載修正・住民異動届の受付及び姓氏民基本台帳への記載修正・住民異動届の受付及び処理・中鑑登録(さがみばらカード)申請の受付及び処理・住民基本台帳の閲覧・住民基本台帳の閲覧・住民基本台帳の関党・住民民基本台帳の関党・住民基本台帳の関党・住民基本台帳の関党・住民基本台帳の関党・住民財命を開発を持ちている。 「中の近れ着者の紹介及び処理・埋火葬許可及び必許許可及びが成事が重要を除く。)に関すること。身分証域を付住民籍表の一個証明書との修理を表示。」の「関連を除く。」の「自動を除く。」の主い、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、」」、「一、「一、「一、」」、「一、「一、」、「一、「一、」、「、」、「	該当なし	【内容】 支所は、次の事務を所掌する。 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録・・戸籍の間間の受付・住民異動間の受付・住民基本台帳及び印鑑登録・・戸籍の関節では、	該当なし	「内容」 支所は、次の事務を所掌する。 戸籍は、次の事務を所掌する。 戸籍毎の日間では、一定は、一定は、一定は、一定は、一定は、一定は、一定は、一定は、一定は、一定	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	窓口業務の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	すること。し尿の処理に係る局は書の受付に関すること。学齢児等を心連絡に関すること。学齢児等を心理経所に関すること。連絡所の所属すること。連絡所に限することと。連絡所に限すること(当該連絡所の所属する出張所に限す。プラザはしもと(相模原市橋本6丁目2番1号)の維持管理及び秩序保持に関すること(橋本出張所に限る。)・1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	出張所の維持管理及び秩序保持		A協議会 B幹事会 C専門部会			
/						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	出張所	町民課	4 支所・出張所	町民課	町民課・支所	
	相模原市庁舎管理規則					
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	410,916千円					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【内容】 シティ・ブラザはしもと維持管理及び秩序保持 に関すること。 施設維持管理費 ・需要費(433千円) ・役務費(1,268千円) ・受託料(17,902千円) ・使用料及び賃借料(261,969千円) ・負担金補助金及び交付金(19,351千円) 施設維持補修費 ・需要費(380千円) 南合同庁舎の維持管理及び秩序保持に関すること。 施設維持管理費 ・需要費(21,933千円) ・役務費(61,987千円) ・使用料及び賃借料(664千円) ・公課費・(68,324千円) ・使用料及び賃借料(664千円) ・公課費・(68,734千円) ・使用料及び賃借料(664千円) ・会託料(68,734千円) ・使用料及び賃借料(664千円) ・会記終持補修費 ・需要費(10,538千円) ・般事務費 ・需要費(1,680千円) ・負担合同庁舎の事務費 の需要を可配置に関すること。 南合同庁舎の連絡調整に関すること。 南合同時の連絡調整に関すること。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	